亀山市議会
議会改革白書 2026

平成 25 年 10 月 21 日

令和 8 年 10 月 9 日改訂

亀山市議会改革推進会議

目次

１　各会議・委員会の活動報告（2026 年）

（１）議会改革推進会議

（２）議会改革推進会議検討部会

（３）議会改革推進会議主権者教育部会

（４）議会運営委員会

（５）正副委員長会議

（６）予算決算委員会

（７）広聴広報委員会

（８）全員協議会

（９）全員協議会政策検討部会

（10）総務委員会

（11）教育民生委員会

（12）産業建設委員会

２　各会議・委員会での決定事項（2026 年）

（１）議会改革推進会議

（２）議会改革推進会議検討部会

（３）議会改革推進会議主権者教育部会

（４）議会運営委員会

（５）全員協議会

（６）全員協議会政策検討部会

（７）広聴広報委員会

３　議会改革の取組

（１）政策提言

①所管事務調査

総務委員会

教育民生委員会

産業建設委員会

②政策条例

亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について

亀山市こどもがかがやくまち条例の制定までの経緯について

（２）２０２６年議会改革の取組について

①完了した検討課題

検討課題４７　子ども議会の実施について

検討課題４８　オンライン会議の実施について

検討課題４９　議会の情報化について

検討課題５０　議員の介護休暇・介護時間及び育児休暇について

②着手中の主な検討課題

検討課題２７　新たな議決項目の必要性について

検討課題３１　議会基本条例の検証及び見直し手続きの手順書の作成等について

（３）２０２６年主権者教育の推進について

４　広聴広報の取組

（１）かめやま市議会だよりの掲載内容について

（２）議会報告番組「こんにちは！市議会です」番組原稿

（３）議会映像等インターネット配信アクセス件数について

５　参考資料

（１）議会改革の取組について

（２）議会改革推進会議の取組について

（３）広聴広報の取組について

（４）タブレット端末導入の経過について

（５）亀山市こどもがかがやくまち条例制定に向けた取組内容について

１　各会議・委員会の活動報告（2026 年）

（１）議会改革推進会議

・第４７回　令和８年２月１９日

１　子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第４８回　令和８年３月２６日

１　議会の情報化について（検討課題４９）

・第４９回　令和８年４月２０日

１　子ども議会の実施について（検討課題４７）

２　本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

・第５０回　令和８年７月１７日

１　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（検討課題４５）

２　本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

（１）亀山市議会基本条例の改正及び議会ＢＣＰの策定について

（２）検証結果の取りまとめについて

３　市内３中学校の交流会について

・第５１回　令和８年１０月９日

１　議会改革の取組の報告について

（１）新たな議決項目の必要性について（検討課題２７）

（２）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

（３）子ども議会の実施について（検討課題４７）

（４）オンライン会議の実施について（検討課題４８）

（５）議会の情報化について（検討課題４９）

（６）議員の介護休暇及び育児休暇について（検討課題５０）

２　主権者教育の取組の報告について

（１）子ども議会の実施について（主権者教育課題１）

（２）出前授業・ワークショップ等の実施について（主権者教育課題２）

（３）議場見学の実施について（主権者教育課題３）

３　議会改革白書２０２６の作成について

（１）検討課題一覧・スケジュールについて

（２）各種委員会・会議の決定事項について

（２）議会改革推進会議　検討部会

・第１０４回　令和７年１１月２０日

１　第１０３回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について

（２）今後の検討課題の取組について

・第１０５回　令和７年１２月２３日

１　第１０４回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）今後の検討課題の取組について

・第１０６回　令和８年１月２７日

１　第１０５回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）オンライン会議の実施について（検討課題４８）

（２）議員の介護休暇及び育児休暇について（検討課題５０）

（３）機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（検討課題４５）

（４）子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第１０７回　令和８年２月１７日

１　第１０６回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（検討課題４５）

（２）子ども議会の実施について（検討課題４７）

（３）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

・第１０８回　令和８年３月９日

１　第１０７回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）議会の情報化について（検討課題４９）

・第１０９回　令和８年４月１４日

１　第１０８回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

（２）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

・亀山市議会業務継続計画（議会ＢＣＰ）について

・亀山市議会基本条例の検証手法について

・第１１０回　令和８年５月２１日

１　第１０９回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

・亀山市議会業務継続計画（議会ＢＣＰ）について

（２）機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（検討課題４５）

・第１１１回　令和８年６月２４日

１　第１１０回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

・検証結果の取りまとめについて

・第１１２回　令和８年７月２７日

１　検討部会の確認事項等について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

・検証結果の取りまとめについて

・第１１３回　令和８年８月１８日

１　検討部会の確認事項等について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

・検証結果の取りまとめについて

・第１１４回　令和８年１０月６日

１　検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２６への掲載内容の確認について

３　議題

（１）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題３１）

・検証結果の取りまとめについて

（２）議会改革のまとめについて

（３）議会改革推進会議　主権者教育部会

・第１回　令和８年４月２０日

１　正副部会長の互選について

２　出前授業の実施について

・第２回　令和８年５月１９日

１　主権者教育の実施について

（１）出前授業の募集記事について

（２）今後の主権者教育の進め方について

・第３回　令和８年６月２４日

１　主権者教育の実施について

（１）出前授業の実施内容について

（２）議場見学の実施内容について

２　３中学校の交流会について

・第４回　令和８年９月３０日

１　主権者教育の取組のまとめについて

（４）議会運営委員会

・令和７年１１月６日

１　令和７年第２回月亀山市議会臨時会の日程等について

２　質疑順序について

３　質疑時間について

４　臨時会の進行について

・令和７年１１月１４日①

１　副議長の辞職許可について

２　副議長の選挙について

・令和７年１１月１４日②

１　正副委員長の互選について

２　各委員会の委員及び正副委員長の報告について

３　閉会中の継続調査の申し出について

・令和７年１１月１４日③

１　追加提出議案について

・令和７年１１月２１日

１　令和７年１２月亀山市議会定例会の日程等について

２　質疑・質問順序について

３　予算決算委員会について

・令和７年１２月１９日

１　追加議案について

２　予算決算委員会について

３　議員提出議案について

４　閉会中の継続調査について

５　令和８年第３月定例会の日程（案）について

・令和８年１月２１日

１　令和８年第１回亀山市議会臨時会の日程等について

２　質疑及び討論について

３　委員会付託について

４　臨時会の進行について

・令和８年２月１６日

１　令和８年３月亀山市議会定例会の日程等について

２　代表質問について

３　第３次総合計画の議案に関する集中質疑について

４　質疑・質問順序について

５　予算決算委員会について

６　副市長及び教育長候補者の所信表明について

７　亀山市議会オンライン会議実施に関する申し合わせについて

・令和８年３月６日

１　請願書の取扱いについて

２　陳情書の取扱いについて

３　人事案件における所信表明について

・令和８年３月２５日

１　追加議案について

２　委員会提出議案について

３　議員提出議案について

４　令和８年６月定例会の日程（案）について

・令和８年５月２２日

１　令和８年６月亀山市議会定例会の日程等について

２　質疑・質問順序について

３　予算決算委員会について

４　三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

・令和８年６月２３日

１　亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について

２　三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

３　令和８年９月定例会の日程（案）について

・令和８年８月６日

１　亀山市議会基本条例の一部改正について

２　オンライン会議の実施に関係する条例・規則等の整理について

３　亀山市議会傍聴規則の一部改正について

・令和８年８月２１日

１　令和８年９月亀山市議会定例会の日程等について

２　質疑・質問順序について

３　予算決算委員会について

４　所管事務調査の報告について

・令和８年９月１８日

１　提出予定議案（人事案件）について

２　オンライン会議の実施に関係する条例・規則等の整理について

・令和８年９月２９日

１　追加議案について

２　委員会提出議案について

（１）亀山市議会基本条例の一部改正について

（２）亀山市議会会議規則の一部改正について

（３）亀山市議会委員会条例の一部改正について

（４）義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

（５）教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

（６）防災対策の充実を求める意見書の提出について

（７）子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

（８）自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出について

（９）小中学校体育館への空調設備の早期整備を求める決議

３　議員提出議案について

（１）核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について

４　令和８年第２回臨時会・１２月定例会の日程（案）について

５　その他

（１）亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

（５）正副委員長会議

・令和７年１１月２５日

１　委員長報告について

２　所管事務調査について

３　常任委員会年間スケジュールについて

４　行政視察について

・令和８年４月２０日

１　各種計画への関与について

２　旅費について

（６）予算決算委員会

・令和７年１１月１４日

１　正副委員長の互選について

・令和７年１２月９日

１　分科会審査について

２　全体審査について

・令和７年１２月１５日（産業建設分科会）

１　議案の審査

・令和７年１２月１６日（教育民生分科会）

１　議案の審査

・令和７年１２月１７日（総務分科会）

１　議案の審査

・令和７年１２月１９日

１　議案の審査（令和７年度各会計予算）

・令和７年１２月２２日

１　議案の審査（令和７年度一般会計補正予算）

・令和７年１２月２２日（協議会）

１　第３次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）並びに亀山市人口ビジョン（最終案）について

・令和８年１月２０日（協議会）

１　第３次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）並びに亀山市人口ビジョン（最終案）に対する意見について

・令和８年１月２８日

１　議案の審査について（令和７年度一般会計補正予算ほか）

・令和８年２月１６日（協議会）

１　令和８年度当初予算について

・令和８年２月１９日（協議会）

１　第４次亀山市行財政改革大綱（最終案）について

２　３月定例会の予算決算委員会の進行等について

・令和８年３月９日①

１　分科会審査について

２　全体審査について

・令和８年３月９日②（協議会）

１　第４次亀山市行財政改革大綱（最終案）に対する意見について

・令和８年３月１２日（産業建設分科会）

１　議案の審査

・令和８年３月１３日（教育民生分科会）

１　議案の審査

・令和８年３月１６日（総務分科会）

１　議案の審査

・令和８年３月１８日

１　提出資料の説明

２　議案の審査（令和８年度各会計予算及び総合計画）

・令和８年３月２３日

１　議案の審査（令和８年度各会計予算及び総合計画）

・令和８年３月２４日

１　議案の審査（令和８年度各会計予算及び総合計画）

２　議案の審査（令和７年度各会計補正予算）

・令和８年５月２９日

１　繰越計算書及び放棄した私債権の報告について

・令和８年６月１１日

１　分科会審査について

２　全体審査について

・令和８年６月１８日（教育民生分科会）

１　議案の審査

・令和８年６月１９日（総務分科会）

１　議案の審査

・令和８年６月２３日

１　議案の審査（令和８年度各会計補正予算）

・令和８年８月２８日

１　決算審査結果の報告について

２　健全化判断比率及び各会計資金不足比率の報告について

・令和８年９月９日

１　分科会審査について

２　全体審査について

・令和８年９月１５日（産業建設分科会）

１　議案の審査

・令和８年９月１６日（教育民生分科会）

１　議案の審査

・令和８年９月１７日（総務分科会）

１　議案の審査

・令和８年９月２４日

１　議案の審査（令和７年度各会計決算）

・令和８年９月２５日

１　議案の審査（令和７年度各会計決算）

２　議案の審査（令和８年度各会計補正予算）

（７）広聴広報委員会

・令和７年１０月２３日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０３号について

３　市民アンケートについて

・令和７年１１月６日

１　議会だより第１０３号について

２　第２回臨時会、１２月定例会後の委員会の日程について

・令和７年１１月１４日

１　副委員長の互選について

・令和７年１２月８日

１　議会だより第１０４号について

２　市民アンケートについて

３　議会報告番組のナレーションについて

４　広聴広報委員会のスケジュールについて

・令和８年１月８日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０５号について

３　市民アンケートについて

４　今後のスケジュールについて

・令和８年１月１４日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０５号について

３　市民アンケートについて

・令和８年１月２７日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０５号について

３　市民アンケートについて

・令和８年２月３日

１　議会だより第１０５号について

２　議案質疑をまとめたページの作成について

３　市民アンケートについて

４　３月定例会後の委員会の日程について

・令和８年４月６日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０６号について

３　市民アンケートについて

４　今後のスケジュールについて

・令和８年４月１０日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０６号について

３　市民アンケートについて

・令和８年４月１７日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０６号について

・令和８年５月７日

１　議会だより第１０６号について

２　６月定例会後の委員会の日程について

・令和８年６月２９日

１　議会報告番組について

２　議会だより１０７号について

・令和８年７月６日

１　議会報告番組について

２　議会だより１０７号について

・令和８年７月１０日

１　議会報告番組について

２　議会だより１０７号について

３　議会だよりの表紙写真のテーマについて

・令和８年７月２２日

１　議会報告番組について

２　議会映像インターネット配信について

３　９月定例会後の委員会の日程について

・令和８年１０月５日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０８号について

３　市議会市民アンケート調査結果について

４　議会だよりの電子ブック版の取扱いについて

５　声の広報について

６　今後のスケジュールについて

・令和８年１０月８日

１　議会報告番組について

２　議会だより第１０８号について

３　市議会市民アンケート調査結果について

４　第２回臨時会後の委員会の日程について

（８）全員協議会

・令和７年１１月７日

１　副議長の被推薦者からの所信表明について

２　臨時会の進行について

３　市内上水道における濁り水の発生について

４　自治会長事務手数料及び自治会交付金について

・令和７年１１月１４日

１　議会選出監査委員について

・令和７年１１月２０日

１　市長報告

（１）令和８年「亀山市二十歳の集い」の開催について

（２）令和７年第２回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

２　議長報告

（１）第８４回北勢５市議会懇話会（１０／２３：いなべ市）

（２）全国市議会議長会第１２０回評議員会合同会議（１１／５：東京都）

３　議員報告

（１）鈴鹿亀山地区広域連合議会（１０／２１：鈴鹿市）

（２）第４４回亀山市都市計画審議会（１０／２２）

・令和８年１月２０日

１　市長報告

（１）公益財団法人Ｂ＆Ｇ財団「防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築」事業に係る協定書調印式等について

・令和８年２月１９日

１　市長報告

（１）シャープ株式会社の発表について

（２）令和８年第１回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

２　議長報告

（１）第１７１回三重県市議会議長会定期総会について

（１／２６：伊勢市）

（２）第３１１回東海市議会議長会理事会について

（１／３０：津市）

（３）全国市議会議長会第２４３回理事会・第１２１回評議員会合同会議について　（２／４：東京都）

３　議員報告

（１）第４５回都市計画審議会について（２／１８）

・令和８年３月１８日

１　副市長候補者からの所信表明について

・令和８年４月２０日

１　市長報告

（１）クールビズの実施について

（２）令和８年度亀山市水防訓練について

２　議員報告

（１）鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会について

（３／２７：鈴鹿市）

３　部会長報告

（１）（仮称）亀山市こどもがかがやくまち条例（案）について

・令和８年５月１９日

１　市長報告

（１）令和９年度全国伝統的建造物群保存地区協議会の開催について

（２）中学校全員喫食制給食の提供開始について

２　議長報告

（１）第１０９回東海市議会議長会定期総会（４／２３：静岡市）

（２）北勢５市の市長・正副議長懇談会（４／２４：桑名市）

３　議員報告

（１）総務委員会行政視察（４／２８）

・令和８年６月１１日

１　亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について

・令和８年７月１７日

１　市長報告

（１）亀山市各種審議会等における女性の登用率について

（２）亀山市立図書館入館者数１００万人達成について

２　議長報告

（１）第１７２回三重県市議会議長会定期総会（５／２０：名張市）

（２）亀山市議会議員退職者と正・副議長との意見交換会（５／２５）

（３）第１０２回全国市議会議長会定期総会（５／２７：東京都）

３　議員報告

（１）産業建設委員会行政視察（５／１３～１５）

（２）第４６回亀山市都市計画審議会（６／３０）

（３）鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会（７／８）

・令和８年８月２０日

１　市長報告

（１）令和８年熊本地震に伴う本市の支援状況について

２　議員報告

（１）総務委員会行政視察（７／８、９）

（２）教育民生委員会行政視察（８／４）

３　協議事項

（１）執行部との協議事項について

・亀山市の部活動の地域展開等に向けた取組の現状について

（２）議会の例規について

ア　亀山市議会基本条例の一部改正について

イ　オンライン会議の実施に関する条例・規則の一部改正について

ウ　亀山市議会傍聴規則の一部改正について

エ　亀山市全員協議会規程の一部改正について

（３）議場における水分補給について

・令和８年１０月９日

１　市長報告

（１）令和７年度国勢調査　人口等基本集計結果の概要について

２　議員報告

（１）第４７回亀山市都市計画審議会（８/２６）

第４８回亀山市都市計画審議会（１０/７）

（２）鈴鹿亀山地区広域連合議会（１０/２）

（９）全員協議会　政策検討部会

・令和８年１月９日

１　条例案に対する意見について

・令和８年１月２８日

１　条例案の協議について

・令和８年２月２０日

１　条例案の検討について

・令和８年４月２０日

１　条例案の検討について

２　パブリックコメントの実施について

・令和８年５月２９日

１　パブリックコメントの意見について

２　条例案について

・令和８年８月６日

１　条例制定に伴う対応について

（１）条例第２１条について

（２）逐条解説の取扱いについて

（３）県立亀山高等学校での条例説明について

２　部会の名称変更について

（１）全員協議会規程の一部改正について

（１０）総務委員会

・令和７年１１月１３日

１　議案の審査

・令和７年１１月１４日

１　正副委員長の互選について

・令和７年１２月１７日①

１　議案の審査

２　一般質問

・令和７年１２月１７日②（協議会）

１　第３期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案について

・令和７年１２月１７日③

１　所管事務調査について

２　委員会の年間スケジュールについて

３　過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について

・令和８年１月２１日①

１　所管事務調査について（現状把握、今後の調査・研究の進め方について）

・令和８年１月２１日②（協議会）

１　第３期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略　骨子案に対する意見について

・令和８年２月１２日

１　所管事務調査について（今後の調査・研究の進め方について）

・令和８年２月２０日（協議会）

１　第３期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終案について

・令和８年３月１６日①

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和８年３月１６日②（協議会）

１　第３期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略　最終案に対する意見について

・令和８年３月１６日③

１　所管事務調査について（行政視察について）

・令和８年５月１３日①（協議会）

１　所管事務事業概要説明

２　管内視察

・令和８年５月１３日②

１　所管事務調査について（行政視察報告書（案）について、行政視察について、意見交換について）

・令和８年６月１９日①

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和８年６月１９日②

１　所管事務調査について（意見交換会について、行政視察について）

・令和８年７月８日（協議会）

１　所管事務調査に係る勉強会

・令和８年８月５日

１　所管事務調査について（行政視察報告書（案）について、所管事務調査のまとめについて）

・令和８年８月１７日（協議会）

１　第４次亀山市消防力充実強化プランの骨子案について

２　第２次亀山市行政ＤＸ推進計画の骨子案について

３　その他（小中高生限定！コミバス無料乗車キャンペーン２０２６の現況について）

・令和８年８月２１日

１　所管事務調査について（所管事務調査のまとめについて）

・令和８年９月１７日①

１　議案の審査

２　一般質問

・令和８年９月１７日②（協議会）

１　各種計画の骨子案に対する意見について

（１）第２次亀山市行政ＤＸ推進計画の骨子案に対する意見について

（２）第４次亀山市消防力充実強化プランの骨子案に対する意見について

（１１）教育民生委員会

・令和７年１０月２２日（協議会）

１　国民健康保険運営協議会事務局との意見交換会

・令和７年１１月１４日

１　正副委員長の互選について

・令和７年１１月２８日（協議会）

１　亀山市こども計画（仮）の骨子案について

・令和７年１２月１６日①

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和７年１２月１６日②

１　所管事務調査について

２　委員会の年間スケジュールについて

３　過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について

・令和７年１２月１６日③（協議会）

１　亀山市　こども　計画（仮）骨子案に対する意見について

・令和８年１月３０日

１　所管事務調査について（現状把握、今後の調査・研究の進め方について）

・令和８年２月２日（協議会）

１　亀山市こども計画の最終案について

２　こども誰でも通園制度の概要について

３　国民健康保険税の改定について

・令和８年３月２日①（協議会）

１　亀山市こども計画最終案に対する意見について

・令和８年３月２日②

１　現状把握について

２　今後の調査・研究の進め方について

・令和８年３月１３日①

１　議案の審査

２　陳情について

３　提出資料の説明

４　一般質問

・令和８年３月１３日

１　議案の審査

２　陳情について

３　提出資料の説明

４　一般質問

・令和８年４月１６日①（協議会）

１　亀山市就学前教育・保育施設の再編方針について

・令和８年４月１６日②

１　所管事務調査について（現状把握、今後の調査・研究の進め方について）

・令和８年４月１６日③（協議会）

１　意見交換会「健康政策の推進」

（１）地域における主体的な健康活動について

健都サポーター、亀山市食生活改善推進協議会

・令和８年４月２４日（協議会）

１　意見交換会「健康政策の推進」

（１）食と健康について

一般社団法人セルフケアフード協議会

・令和８年４月２７日（協議会）

１　意見交換会「健康政策の推進」

（１）各種健（検）診と健康づくりについて

保健師

・令和８年５月１２日（協議会）

１　所管事務事業概要説明

２　管内視察

・令和８年５月２１日（協議会）

１　所管事務調査「健康政策の推進」について

（１）スポーツ庁施策（スポーツを通じた健康増進）に係る勉強会（オンライン）

スポーツ庁健康スポーツ課

・令和８年６月１８日①

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和８年６月１８日②

１　所管事務調査について（行政視察について）

・令和８年７月２３日①（協議会）

１　公益財団法人亀山市地域社会振興会との意見交換会

・令和８年７月２３日②

１　所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）について）

・令和８年７月２８日（協議会）

１　公益社団法人亀山市シルバー人材センターとの意見交換会

２　社会福祉法人亀山市社会福祉協議会との意見交換会

・令和８年８月７日

１　所管事務調査について（行政視察報告書（案）について、所管事務調査報告書(案)について、課題・問題点の抽出について）

・令和８年８月２４日①（協議会）

１　各種計画について

（１）健康福祉部

・第２次亀山市健康まちづくり計画の骨子案について

・亀山市総合福祉計画の骨子案について

（２）市民文化部

・第５次亀山市男女共同参画基本計画の骨子案について

・亀山市文化芸術基本計画の期間変更について

（３）教育委員会

・亀山市学校教育ビジョンの骨子案について

・亀山市生涯学習計画の骨子案について

・第４次亀山市スポーツ推進計画の骨子案について

・令和８年８月２４日②

１　所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）について、課題・問題点及び提言事項について）

・令和８年９月１６日①

１　議案の審査

２　請願の審査

３　要望について

４　提出資料の説明

５　一般質問

・令和８年９月１６日②

１　小中学校体育館への空調設備の早期整備を求める決議（案）について

・令和８年９月１６日③

１　各種計画の骨子案に対する意見について

（１）第２次亀山市健康まちづくり計画

（２）亀山市総合福祉計画

（３）第５次亀山市男女共同参画基本計画

（４）亀山市学校教育ビジョン

（５）亀山市生涯学習計画

（６）第４次亀山市スポーツ推進計画

（１２）産業建設委員会

・令和７年１０月２２日（協議会）

１　亀山市土地開発公社との意見交換会

２　県道亀山城跡線（亀山駅前交差点）交通量調査の報告について

・令和７年１０月３１日（協議会）

１　水道分野における官民連携方式ウオーターＰＰＰについて

２　水道水におけるＰＦＯＳ・ＰＦＯＡに関する水質検査について

３　太岡寺町地区開発事業に係る協定の締結について

・令和７年１１月１４日

１　正副委員長の互選について

・令和７年１１月２７日（協議会）

１　亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想（骨子案）について

・令和７年１２月１５日①

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和７年１２月１５日③（協議会）

１　亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想（骨子案）の意見について

・令和７年１２月１５日②

１　所管事務調査について

２　委員会の年間スケジュールについて

３　過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について

・令和８年１月２０日①（協議会）

１　市道の区域変更　について

・令和８年１月２０日②

１　所管事務調査について（現状把握について、今後の調査・研究テーマの進め方について）

・令和８年２月２日（協議会）

１　亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想（最終案）について

２　太陽光発電施設の規制に関する条例について

・令和８年２月１７日

１　所管事務調査について（今後の調査・研究テーマの進め方について、現状把握について）

・令和８年３月１２日

１　議案の審査

２　請願審査

３　提出資料の説明

４　一般質問

・令和８年４月２０日①（協議会）

１　次期亀山市都市マスタープランの課題と方向性について

・令和８年４月２０日②

１　所管事務調査について（行政視察について）

・令和８年５月１１日（協議会）

１　所管事務事業概要説明について

２　管内視察

・令和８年６月１７日①

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和８年６月１７日②（協議会）

１　亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想（最終案）について

・令和８年６月１７日③

１　所管事務調査について（行政視察報告書（案）、意見交換について）

・令和８年６月３０日（協議会）

１　亀山市都市マスタープラン（骨子案）について

２　亀山市立地適正化計画（改定骨子案）について

・令和８年７月１３日（協議会）

１　亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想（案）に対する意見について

２　亀山市都市マスタープラン（骨子案）に対する意見について

３　亀山市立地適正化計画（改定骨子案）に対する意見について

・令和８年７月２４日（協議会）①

１　三重県建設業協会亀山支部との意見交換会

・令和８年７月２４日（協議会）②

１　環境美化ボランティアとの意見交換会

・令和８年８月７日①（協議会）

１　亀山市土地開発公社との意見交換会(令和７年度の事業実績及び令和８年度の事業計画について)

・令和８年８月７日②

１　所管事務調査のまとめについて（所管事務調査報告書（案）について）

・令和８年８月２６日①（協議会）

１　第２次亀山市環境基本計画（中間見直し）骨子案について

・令和８年８月２６日②

１　所管事務調査のまとめについて（所管事務調査報告書（案）について、課題・問題点（案）について、提言事項（案）について）

・令和８年９月１５日①

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和８年９月１５日②（協議会）

１　第２次亀山市環境基本計画（中間見直し）骨子案に対する意見について

２　各会議・委員会での決定事項（2026 年）

（１）議会改革推進会議

年　月　日	事　項
令和８年２月１９日	【議会改革推進会議主権者教育部会について】 議会改革推進会議の下部組織として主権者教育を推進するための主権者教育部会を設置することを決定した。
令和８年３月２６日	【亀山市議会情報セキュリティ基本方針の策定及び公表について】 亀山市議会情報セキュリティ基本方針について協議･策定し、４月１日付けで公表することとした。
令和８年７月１７日	【亀山市議会基本条例の一部改正案と議会ＢＣＰ案の確認について】 市民の多様性を尊重することや、災害、感染症の発生時などにおける議会機能を維持するための体制整備を図ることなどを目的とした、亀山市議会基本条例の改正案と、本条例改正に伴い策定する議会ＢＣＰ案を確認し、９月定例会で議案として提出することを確認した。
令和８年１０月９日	【議会基本条例の検証結果のとりまとめについて】 亀山市議会基本条例について、条項ごとに評価・検証を行った結果、さらに取組が必要な事項等について確認し、新たな議決項目の必要性について検討課題として取り組み、来期以降に改正に向けて検討することを確認した。また、今回行った検証については、報告書としてまとめ、ホームページで公表することとした。

	【子ども議会の実施について】 　令和９年度の子ども議会については、実施手法・対象学年の検討や執行部・学校との調整など、検討事項はあるが、出前授業や議場見学などを並行して実施しながら、子ども議会を実施する方向で進めることを確認し、申し送ることとした。

（２）議会改革推進会議検討部会

年　月　日	事　項
令和８年２月１７日	【議会改革推進会議「主権者教育部会」について】 　議会改革推進会議の下部組織として主権者教育を推進するための「主権者教育部会」を設置することを決定した。
令和８年３月９日	【亀山市議会情報セキュリティ基本方針の策定及び公表について】 　亀山市議会情報セキュリティ基本方針について協議・策定し、４月１日付けで公表することとした。
令和８年６月２４日	【亀山市議会基本条例の一部改正案と議会ＢＣＰ案の確認について】 　市民の多様性を尊重することや、災害、感染症の発生時などにおける議会機能を維持するための体制整備を図ることなどを目的とした、亀山市議会基本条例の改正案と、本条例改正に伴い策定する議会ＢＣＰ案を確認し、９月定例会で議案として提出することを確認した。
令和８年１０月６日	【議会基本条例の検証結果のとりまとめについて】 亀山市議会基本条例について、条項ごとに評価・検証を行った結果、さらに取組が必要な事項等について確認し、新たな議決項目の必要性について検討課題として取り組み、来期以降に改正に向けて検討す

	ることを確認した。また、今回行った検証については、報告書としてまとめ、ホームページで公表することとした。

（３）議会改革推進会議主権者教育部会

年　月　日	事　項
令和８年４月２０日	【主権者教育部会の開催及び出前講座の実施について】 　亀山市議会議会改革推進会議規程の一部を改正し、主権者教育部会を設置した。また、第１回会議を開催し、出前授業等の実施に向け、議会だよりやホームページで募集を行うことを決定した。
令和８年９月３０日	【子ども議会の実施について】 　令和９年度の子ども議会については、実施手法・対象学年の検討や執行部・学校との調整など、検討事項はあるが、出前授業や議場見学などを並行して実施しながら、子ども議会を実施する方向で進めることを確認し、申し送ることとした。

（４）議会運営委員会

年　月　日	事　項
令和８年３月６日	【人事案件における所信表明について】 　副市長及び教育長の人事案件について、会派代表者会議で説明を受けた後、同意対象者本人の意向を確認した上で、全員協議会を開催し、同意対象者本人の所信表明の場を設けることを決定した。
令和８年６月２３日	【亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について】 亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について、議会運営委員会の委員会提出議案として提出した。

令和８年８月６日	【亀山市議会傍聴規則の一部改正について】 　傍聴受付時の手続きについて、傍聴希望者の住所氏名の提供を受けることなく傍聴ができるよう規則の一部改正を行うこととした。
令和８年９月２９日	【亀山市議会基本条例の一部改正について】 　市民の多様性を尊重することや、災害、感染症の発生時などにおける議会機能を維持するための体制整備を図ることなどを目的とした、亀山市議会基本条例の一部改正について、議会運営委員会の委員会提出議案として提出した。 【亀山市議会会議規則及び亀山市議会委員会条例の一部改正について】 　育児や介護などと議員活動の両立を図り、多様な手段で、委員が委員会などに出席することができる環境を整えるため、亀山市議会会議規則及び亀山市議会委員会条例の一部改正について、議会運営委員会の委員会提出議案として提出した。

（５）全員協議会

年　月　日	事　項
令和８年６月１１日	【亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について】 　亀山市こどもがかがやくまち条例の最終案を確認し、６月定例会で議案として提出することを確認した。

（６）全員協議会政策検討部会

年　月　日	事　項
令和８年５月２９日	【亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について】 　亀山市こどもがかがやくまち条例の最終案を確認し、６月定例会で議案として提出することを確認した。

（７）広聴広報委員会

年　月　日	事　項
令和８年２月３日	【議会だよりのリニューアルについて】 議会だより６月１日号より、議案質疑をまとめるページを作成するなど、全面リニューアルすることを決定した。
令和８年４月１０日	【市民アンケートの実施について】 議会だより６月１日号に掲載することにより実施する、全市民を対象とした市民アンケートの内容を決定した。
令和８年１０月５日	【議会だより「声の広報」掲載について】 議会だより１２月１日号から、ホームページで掲載する議会だよりの各号のページにおいて、市広報と同様に音声データを掲載する。

３　議会改革の取組

（１）政策提言

①所管事務調査

令和８年常任委員会の所管事務調査報告による提言について、常任委員会の調査事項についての結果をまとめましたので、令和９年度予算編成及び政策決定に反映されるよう提言した。

１．総務委員会・・・・・「新庁舎建設」について

２．教育民生委員会・・・「健康政策の推進」について

３．産業建設委員会・・・「社会インフラにおける官民連携」について

総務委員会

【調査・研究期間】令和７年１２月２３日から令和８年９月３０日

【調査研究テーマ】「新庁舎建設」について

【委員】委 員 長　　今岡　翔平

副委員長　　古田　吉昭

委　　員　　服部　孝規

髙島　　真

櫻木　善仁

【活動日】令和７年１２月１７日　テーマ決定

令和８年　１月２１日

令和８年　２月１２日

令和８年　３月１６日

令和８年　４月２８日　先進地視察（大阪府貝塚市）

令和８年　５月１３日

令和８年　６月１９日

令和８年　７月　８日　所管事務調査に係る勉強会

先進地視察（群馬県安中市　オンライン）

令和８年　７月　９日　先進地視察（滋賀県守山市）

令和８年　８月　５日

令和８年　８月２１日

令和８年　９月３０日　議長へ提言書を提出

令和８年１０月　１日　川口教授へ報告書の送付

【勉強会講師】

三重大学　大学院工学研究科　川口淳教授

総務委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

現在の亀山市役所本庁舎は、昭和５６年以前の建築基準法（旧耐震基準）で建設された建物であり、平成１８・１９年度に実施された耐震工事により、法定目標値を上回る耐震性能が備わっているものの老朽化が著しい状態である。また、本庁舎は、増築による複数棟で構成され、建設から６０年以上経過している建物もあり、維持管理に多額の経費が必要となるなど、課題が山積している状況である。

こうした老朽化による安全性への不安などの課題を解消することなどを目的に、新庁舎の整備が必要であると判断するに至り、市は、平成３１年３月に亀山市新庁舎建設基本構想を、令和５年７月に亀山市新庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、令和１２年度の新庁舎の開庁を目指していた。

しかし、令和７年２月、市の財政状況や他の大規模施設との整備を鑑みた結果、開庁時期を６年延伸し、令和１８年度とする方針が決定され、第３次亀山市総合計画において、建設地や整備手法等について、検討が進められているところである。

このような中、今回の延伸を単なる先送りとするのではなく、建設予定地の妥当性や、より良い整備手法等を精査するための好機と捉え、本委員会では「新庁舎建設」についてをテーマに設定し、財政面における建設コストの圧縮や、災害拠点として求められる機能の在り方など、新庁舎建設の方向性について調査研究を行った。その結果を以下のとおり報告する。

【現状把握】

当委員会では、新庁舎建設の現状について把握をするため、総務財政部に対し、「亀山市新庁舎整備基本計画（令和５年７月）の概要」「新庁舎建設予定地の選定（令和６年３月）」「新庁舎整備事業の計画見直し（令和７年２月）」「亀山市公共施設等総合管理計画（平成２９年３月）の概要」「現庁舎における防災拠点機能の現状と課題」について資料の提出及び説明を求め、聴取りを行った。

＜執行部からの説明＞

１　亀山市新庁舎整備基本計画について

（１）現庁舎の概要

・増築棟で構成されており、最も古い南棟は現時点で６５年以上が経過している。

・敷地面積は約７，７００㎡で、本庁南棟・本庁北棟・西庁舎を合わせた延べ床面積は約５，５００㎡となっている。

（２）現庁舎の課題

・市民サービス機能としては、駐車場の不足、窓口の分散・狭隘化、ユニバーサルデザインへの未対応が挙げられる。

・執務機能としては、窓口の分散・狭隘化が挙げられる。

・防災拠点機能としては、老朽化による耐震性の不足、非常時における電力が不十分であること、災害対応スペースの不足などが挙げられる。

・経済面としては、維持管理費の増大や設備の省エネ性の乏しさが挙げられる。

（３）新庁舎整備の基本理念と基本方針

基本理念を「市民に開かれた、安心と未来へつながるスマート庁舎」とし、具現化のための４つの基本方針（①行政ＤＸによるスマート庁舎、②防災拠点となる庁舎、③環境・人に優しいＺＥＢ型の脱炭素型庁舎、④経済性や可変性に優れた庁舎）を定めている。

（４）行政機能の集約・分散と規模

現在分散している行政機能を新庁舎に集約することを基本としており、これは亀山市公共施設等総合管理計画（多機能型施設の整備）の考え方を踏襲したものである。

延べ床面積は集約を基本とし、国の基準や同規模自治体の１人当たり床面積を参考に約１２，０００㎡と算出している。

（５）事業費・財源・整備スケジュール

総事業費は約９５億円（建築に係る経費　約７５億円、用地取得・備品購入・設計等　約２０億円）を想定している。基本計画策定当時の財源内訳は、起債６０億円、基金２０億円、一般財源１５億円としている。

基本計画策定当初のスケジュールでは、令和１０～１１年度で建設工事を行い、令和１２年度の新庁舎開庁を位置付けていた。

（６）建設候補地

基本計画策定当初は５つの選定基準に照らし、候補地を５か所に絞り込んだ段階にとどめていた。

２　新庁舎建設予定地の選定について

（１）選定の経過と決定

令和６年３月、基本計画で示された５つの候補地について、用地特性、具体的なレイアウト、建設関連経費を踏まえて検討した結果、最終的に「亀山駅周辺」を建設予定地として選定した。

（２）選定理由と課題

中心的都市拠点への都市機能誘導によりまちの魅力向上に寄与することを評価した。

浸水想定区域を含んでおり安全面に課題があるものの、建設段階における技術提案などを受けながら安全確保を図る方針としている。

３　新庁舎整備事業の計画見直しについて

（１）主な見直し内容

・スケジュールの延伸

令和７年２月、事業スケジュールを６年延伸し、開庁時期を令和１８年度とした。

・基金積立額の増額

庁舎建設にかかる基金の積立目標額を２０億円から３０億円以上へと引き上げた。

・事業手法の検討

財源負担軽減の観点から、民間活用も含めたあらゆる事業手法を検討することとした。

※なお、令和７年２月に庁舎整備延伸の説明を受けた以降、庁舎整備の進捗状況については特段の説明を受けておらず、市ホームページにおいても情報の更新が停滞している状況である。

４　亀山市公共施設等総合管理計画について

（１）計画の趣旨と位置付け

本計画は、高度成長期に整備された公共施設が更新時期を迎える中、将来費用や人口減少に伴うニーズ変化を踏まえ、持続可能な維持管理を行うための基本方針である。国の指針等に基づき全国一律の課題対応として策定された。総合計画との整合を図り見直しを行うこととしており、令和８年度に見直しを予定している。

（２）将来費用と削減目標

平成２９年度からの６０年間における一般会計での改修・更新費用について、ハード設備では約１，１３３億円（学校施設３割、環境センター等の供給処理施設３割)、インフラ設備では約６９０億円と、年間平均で約３０億円と試算。これらを背景に、６０年間で将来経費を約２５％削減し、年間２２．７億円とする目標を掲げている。

（３）基本方針と新庁舎の位置付け

維持管理経費の削減と長寿命化の推進、将来費用の確保、施設総量の削減の３つを柱としている。新庁舎整備については、行政系施設における「行政機能の集約を含めた多機能施設の整備」として本計画内に位置付けている。

５　現庁舎における防災拠点機能の現状と課題について

（１）耐震性

耐震補強工事により、本庁南棟・本庁北棟・西庁舎においては、法の目標値（ＩＳ値０．６）はクリアしているが、倒壊する可能性が低いだけであり、非構造物の破損等による機能停止が危惧されるため、防災拠点として十分とは言えない。

（２）非常用設備（電源・給排水）

自家発電は２～３時間の稼働で一部電源のみカバーする仕様であり、長時間運転には燃料補給や民間事業者からの大型発電機等の支援が不可欠である。また、給排水設備についても、上下水道が停止した場合の貯留槽や排水設備が整っていない。

（３）支援機関・受入れスペース

支援機関の参集や救援物資・資機材の一時保管・仕分けを行うための十分なスペースが現庁舎には確保されていない。可動式間仕切りなどによる柔軟なレイアウトの検討が必要である。

（４）動線と意思決定の迅速化

災害対策本部を設置する大会議室と、防災安全課や市長室が別フロアに分かれているため、迅速な情報収集や意思決定に向けた動線構成を検討する必要がある。

（５）職員の執務環境

仮眠室や男女別のシャワー室が整備されていないため、災害対応に当たる職員が安全かつ健康に業務を継続できる環境整備が必要である。

＜過去の定例会における、執行部の主な答弁＞

１　令和６年６月定例会

（１）建設予定地における浸水想定区域の対策について

建設場所の立地条件を勘案し、かさ上げなどの検討を行う。

（２）行政機能の維持について

防災関係諸室などは上層階に設置し、浸水時に機能が失われないようにする。浸水させないための万全の対策を大前提としつつ、過去の水害経験や直近の能登半島地震等の事例を踏まえ、情報伝達、情報共有の頭脳としての機能を確実に組み込んだ庁舎として整備する。

２　令和６年９月定例会

（１）建設予定地の選定根拠について

５つの選定基準（計画性、利便性、安全性、実現性、経済性）に基づき評価し、総合的に判断し決定。千年に１回の大雨を想定したハザードマップの基準のみをもって判断するものではなく、様々な状況の中で最大限の配慮をしながら、安全性の確保をしていく。

３　令和６年１２月定例会

（１）用地交渉のスケジュールについて

整備スケジュールとともに検討中（のちに６年延伸を決定)。亀山駅周辺エリア内には一団の市有地等がないため、複数の建設パターンやレイアウトを想定し、事業費、実現可能性を検討する。

４　令和７年３月定例会

（１）建設予定地の適地の是非について（浸水リスクを含む財政面において）

経済性（財政面）のみならず、都市マスタープラン等に基づき、本市の将来（１００年先）を見据えた中心的都市拠点の面的な再生や持続可能なまちづくりを総合判断して決定したものであり、６年延伸によっても建設場所（亀山駅周辺）の方針は変わらない。

（２）機能集約に関する考えについて

行政機能を分散させた場合、当面の整備費用は抑えられても、将来的に複数施設（あいあい、関支所等）の維持管理費や将来更新費用が重複して発生し、結果的に将来世代への経費負担が増大するため、集約化を基本とする。

ただし、関支所等をすべて無くすという意味ではなく、事務的機能を集約・統廃合したうえで必要な部分を建て替えるなど、規模を縮小して更新費用を抑える考え方である。

（３）整備手法について

民間ノウハウの活用（ＰＦＩ、デザインビルド、リース方式など）等により、様々な手法を検討するが、現時点で亀山駅周辺の具体的な建設場所や敷地条件（盛土の高さなど）は未定であり、具体的な場所が決まった段階で精査する。

５　令和８年３月定例会

（１）建設予定地の適地の是非について（浸水リスクに対する認識について）

５つの選定基準（計画性、利便性、安全性、実現性、経済性）に基づき評価し、総合的に判断し決定。立地場所、状況に応じた浸水対策は必要であるが、鈴鹿川の河川改良や堤防強化などが進められており、将来的には建設予定地の浸水リスク自体が軽減される可能性があるなど、これらの状況を踏まえつつ防災拠点として求められる安全性の確保に取り組んでいく。

【総務委員会協議会（所管事務調査に係る勉強会）】

令和８年７月８日に、三重大学　大学院工学研究科　川口淳教授を招き、庁舎が災害時に果たすべき役割など、地域防災の専門的観点から講演をいただいた。勉強会の概要については次のとおりである。

演題：「巨大災害に備える」～災害を前提とした公共施設の在り方は？～
講師：三重大学　大学院工学研究科　川口淳教授

１　冒頭事例紹介

令和７年９月に、四日市市で起こった地下駐車場の浸水被害のように、近年、従来の想定や設計基準を上回る降雨等が発生していることが指摘された。

２　国の防災対策の転機

（１）災害対策基本法の成り立ち

災害対策基本法は昭和３６年に、伊勢湾台風の教訓を踏まえて制定されたこと、また近代化に伴う土地利用の変化等が被害拡大の要因となり得ることが説明された。

加えて、住民対応は基礎自治体が担うことを基本としつつ、自治体規模等による対応力の差が課題となり得る旨が示された。

（２）自然災害による死者・行方不明者数の推移

伊勢湾台風以降、制度整備等も背景として、自然災害による死者数が減少傾向にあることが示された。

（３）阪神・淡路大震災の事例

阪神・淡路大震災（平成７年）において、庁舎が被災し行政機能に影響が生じた事例が紹介され、災害時における庁舎機能確保の重要性が示された。

３　南海トラフ巨大地震とは

（１）想定の考え方

南海トラフ地震について、過去の発生履歴等を踏まえた想定の考え方が説明された。

（２）対象とした地震（Ｌ１・Ｌ２※）

東日本大震災の教訓等を踏まえ、過去履歴・確率論ベースの想定（Ｌ１）に加え、最大クラスを想定した（Ｌ２）を考慮する考え方が説明された。また、震度７は上限がない旨が示された。

※Ｌ１（レベル１）　南海トラフ地震の規模を段階的に示したもの。
　Ｌ２（レベル２）　南海トラフ地震の規模を段階的に示したもの。レベル１よりも規模が１段階大きいことを示す。

（３）甚大な被害想定への対処

住宅の耐震化率が９０％達成すれば、死者を８割近く（三重県で５万人程度）減少できると試算されているが、三重県を含め全国的に進捗は不十分であることを指摘された。

４　業務継続計画（ＢＣＰ）

ＢＣＰは、被害が生じることを前提に、発災直後から優先して実施すべき業務等を定める考え方であることが説明された。行政は、地域防災計画等に基づく業務を継続的に遂行する必要があることを示された。

５　庁舎被災の事例

（１）主な被災事例

東日本大震災、熊本地震、鬼怒川の河川氾濫等により庁舎等が被災し、行政機能に支障が生じた事例が紹介された。

（２）庁舎が災害時に果たすべき機能

庁舎は災害対応の司令塔として、本部会議や関係機関との調整、応急危険度判定・罹災証明関連事務等の拠点となることが示された。併せて、電源・通信（ＬＧＷＡＮ）等を確保できる代替施設について、検討しておく必要性が示された。

６　近年の公共施設建設のトレンド

（１）移転・集約、現状維持の対応

移転・集約が可能な場合には、災害リスクの相対的に低い区域への機能移転を検討すること、移転が困難な場合には避難機能の確保等の対策を組み合わせる考え方が示された。

（２）学校施設の事例

三重県御浜町：津波浸水域内の複数小学校を統合し、山側の安全な土地へ移転集約（中心市街地の誘導も含めた町全体の計画）。

三重県伊勢市：２つの中学校を１つの中学校に統合したが、やむを得ない事由により、校区全体が浸水想定区域であった。１階を全面ピロティ化し、２階以上に機能を集約し、防災拠点としての動線もゾーニングにより確保。

７　まとめ

庁舎を建設するに当たっては、ハザードエリア外への立地が望まれるが、やむを得ずハザードエリア内に建てる場合は、十分な構造・立地上の対策を講じる必要がある旨が示された。特に庁舎は災害対応の拠点となることから、長期的な利用を見据え、発生し得る災害を考慮した計画が重要であるとされた。

【行政視察】

庁舎の整備手法により視察先を決定し、次のとおり行政視察を実施した。

実施日	視察先	整備手法
４月２８日	大阪府貝塚市	ＰＦＩ方式
７月８日	群馬県安中市（オンラインにより実施）	公設公営
７月９日	滋賀県守山市	デザインビルド方式

１　大阪府貝塚市

＜整備手法の特徴＞

・ＰＦＩ（Ｐｒｉｖａｔｅ　Ｆｉｎａｎｃｅ　Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ）手法

貝塚市の整備手法のうち、最も特徴的なものの１つが、ＰＦＩ手法の導入である。これは、民間事業者が持つ経営能力や技術的能力などを活用し、従来の公共工事の手法と比べて、少ない財政負担でより良い住民サービスを提供する手法といわれている。

メリットは、建設費と長期の維持管理費を合算して支払うことによる財政負担の平準化に加え、設計・施工・維持管理を一体的に発注することにより、様々な工程が最適化され、効率的・効果的な施設計画の提案が期待される点が挙げられる。

実際、貝塚市では、整備コスト・維持管理コスト・ライフサイクルコストの削減を図ることができている。具体的には、２５年間にわたる事業期間とし、支出額を平準化することで、計画的な財政運営を図っている。

一方、デメリットについても整理されている。それは、ＰＦＩ手法により事業を進める上で作成される、要求水準書の存在である。要求水準書とは、行政側が民間事業者に対して求める条件や内容を網羅したもので、事業者や技術職員、市民などとの協議に、膨大な時間を要して作成される。つまり、事業を進める上での肝となるのが要求水準書である。

しかし、要求水準書を満たしてさえいれば、設計変更に関する意見の反映などが難しくなる。事業者の対応範囲外となると、市が単独で修繕を負担するなどのリスクを内包しており、契約後の柔軟性に欠けている点も挙げられている。

＜新庁舎の特徴＞

・既存庁舎、庁舎分室、教育庁舎、市民福祉センター等の機能を集約し、複合化することで、旧庁舎と比べ延床面積の約２０％を削減した。

・窓口部門を１・２階に集約し、ワンストップサービスを実現している。

・浸水想定区域外にあり、震度６～７の地震が発生しても補修することなく使用できる耐震構造となっている。

・災害時には災害対策本部となる会議室に、大型モニターを設置し、屋上に設置したカメラから市内の様子を確認することができる。

２　群馬県安中市

＜整備手法の特徴＞

・従来方式（公設公営の設計・施工分離発注方式）について

安中市は工期などを総合的に判断したことを理由に、従来方式により庁舎整備を行っている。メリットは、業務発注に要する期間が短く、早期に工事着手できる点をはじめ、計画内容に発注者や市民の意見の反映が行いやすく、発注者・設計者が主体となって事業コンセプトに合わせたコスト管理を行うことができること、事業に係る各業務を分割発注することができるため、地元企業の参画機会を増やすことができることなどをメリットとしてあげている。一方、デメリットについては、ＰＦＩ方式のように、事業者独自のノウハウの活用がしづらい点などをあげている。

＜新庁舎の特徴＞

・分庁方式について

安中市役所の大きな特徴の１つとして、既存施設も活用しながら全体を分庁化・コンパクト化した方式、いわゆる分庁方式を取り入れた点があげられる。

令和４年に市長が交代したことをきっかけに、新庁舎建設にかかる課題を、庁舎の建設地や庁舎方式を含めて再検討することとなった。

これにより基本構想が改訂され、建設地は当初のとおり高校跡地となったが、建設規模が縮減され、庁舎方式が集約方式から分庁方式に変更されることとなった。

この背景について、使える他の庁舎はまだ使うこととして、人口規模や職員数の推移を考え、今後の社会構造の変化によってそのときの最適な方法で整備を進めていくべきであるとし、大規模な施設を作るのではなく、規模を小さくして庁舎建設に要する費用を縮減することとしたとのことである。

３　滋賀県守山市

＜整備手法の特徴＞

・ＤＢ方式について

守山市では、プロポーザル方式により基本設計を決定した後、実施設計と施工を一括発注する「基本設計先行型ＤＢ方式」を採用している。これにより、合理的に設計することが可能となった。

また、設計者と施工者が早い段階から連携することで、契約時点で施工価格を固定でき、近年の建設資材価格や人件費の高騰の影響を最小限に抑え、当初予定価格内で事業を完了している。設計変更に伴うコスト増加リスクを抑制できた点は、大きな成果であるといえる。

＜新庁舎の特徴＞

・木材活用と維持管理

庁舎には軒や庇などに木材が多く使用されており、高いデザイン性を実現している。一方で、経年劣化への対応については、基本設計段階から長期修繕計画や維持管理コストを試算し、将来を見据えたメンテナンス計画を策定しているとのことで、デザイン性だけでなく、ライフサイクルコストまで考慮した計画となっている。

・起債、補助金等の有効活用

守山市では、新庁舎整備に当たり、市町村役場機能緊急保全事業債をはじめ、緊急防災・減災事業債、都市構造再編集中支援事業補助金、サステナブル建築物等先導事業補助金、びわこ材利用促進事業補助金、デジタル田園都市国家構想交付金など、多様な補助制度や有利な地方債を積極的に活用している。

・防災会議室と議場等との位置関係

危機管理課、防災会議室、議場及び委員会室については、全て２階に統一して設置されている。これについては、有事の際に議場や委員会室においても災害対応ができるように設計されたとのこと。

【検討結果のまとめ】

総務委員会として、調査・研究テーマに掲げた「新庁舎建設」について、現状把握、勉強会、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1　建設予定地の選定に当たり、５つの選定基準（計画性、利便性、安全性、実現性、経済性）に基づき評価し、総合的に判断した上で決定したとのことだが、浸水想定区域を含むエリア内への建設に伴い、「災害に対するリスク」と「追加対策に要するコスト」が発生するおそれが十分にあり、防災拠点としての適性に疑問が残る。

2　分散している行政機能の一元化や、将来の更新費用の重複を避けることを理由に集約を基本とする方針だが、この手法では、当面の整備費用が圧縮できず、災害時のリスク分散が図れない。

3　基本計画策定時には総事業費を約９５億円と算定しているが、ごみ処理施設や学校施設長寿命化など複数の大規模施設の整備事業が重複しており、建築資材や人件費の高騰を受け、事業費が更に増大することが見込まれる。一方、建設予定地が具体的に決まっていないため、財源も含め結局どの程度の費用を要するのか、また、どのような整備手法が有効であるのか、不透明なままである。

4　用地交渉の進捗状況、建設予定地における浸水対策、整備手法の検討状況、物価高騰を見据えた事業費など、令和７年２月以降、新庁舎整備に関する検討のプロセスについて、十分な情報発信がなされていない。

よって、総務委員会として、財政面における建設コストの圧縮や、災害拠点として求められる機能の在り方など、新庁舎建設の方向性について調査研究を行った結果「新庁舎建設」について、下記のとおり市長に提言する。

記

１　浸水想定区域を含むエリア内での建設に伴う災害リスクや過大な追加対策コストの発生を回避するため、現在の建設予定地に固執することなく、安全な代替地への変更も含めた建設地の再検証を行うこと。

２　初期の整備費用を最大限に圧縮しつつ、災害時における行政機能のリスク分散を図るため、全機能を一箇所に集約する手法にとらわれず、関支所や総合保健福祉センターなどの既存施設の有効活用による機能分散や、必要最小限のコンパクトな建て替え手法等についても柔軟に検討すること。

３　他の大規模施設整備との重なりや物価高騰を踏まえ、本市にとって最も有効な整備手法や、事業費の全体像、想定される追加コスト（浸水対策・かさ上げ・周辺道路整備等）を早期に試算・精査し、財源計画を示すこと。あわせて、行政視察先で見られた財源獲得への積極的な姿勢を参考に、寄附金の導入や、新たな補助制度の創出に向けて国・県に対して要望を行うなど、あらゆる手立てを講じて財源の確保に努めること。

４　令和１８年度への開庁延伸を単なる整備の先送りとせず、多様な整備手法や事業費を比較精査するための期間ととらえ、用地交渉の状況、浸水対策、最新の事業費試算の検討プロセスやロードマップなど、市ホームページや市広報紙等を介し、積極的に市民に公開すること。あわせて、市民の声を聴く機会を十分に確保すること。

教育民生委員会

【調査・研究期間】令和７年１２月２３日から令和８年９月３０日

【調査研究テーマ】「健康政策の推進」について

【委員】委 員 長　　森　美和子

副委員長　　森　　英之

委　　員　　櫻井　清蔵

福沢美由紀

中島　雅代

草川　卓也

【活動日】令和７年１２月１６日　テーマ決定

令和８年　１月３０日

令和８年　３月　２日

令和８年　４月１６日　意見交換会（健都サポーター、亀山市食生活改善推進協議会）

令和８年　４月２４日　意見交換会（一般社団法人セルフケアフード協議会）

令和８年　４月２７日　意見交換会（保健師）

令和８年　６月１８日

令和８年　７月２３日

令和８年　８月　４日　先進地視察（愛知県大府市、愛知県愛西市）

令和８年　８月　７日

令和８年　８月２４日

令和８年　９月３０日　議長へ提言書を提出

令和８年１０月　１日　意見交換先へ報告書の送付

【意見交換会出席者】

健都サポーター　３名、亀山市食生活改善推進協議会　３名、

一般社団法人セルフケアフード協議会　２名、保健師　５名

教育民生委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

我が国では、急速な少子高齢化の進展や生活習慣病の増加、健康寿命と平均寿命の差の拡大など、市民の健康を取り巻く課題が深刻化している。こうした中、国においては、令和６年度から「健康日本２１（第三次）」がスタートし、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、個人の行動と健康状態の改善に加え、誰一人取り残さない健康づくりと、それを支える社会環境の整備が推進されている。

また、ＷＨＯ（世界保健機関）は、健康を個人の責任のみに帰するのではなく、都市の物的・社会的環境の改善を通じて、そこに住む人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成できるまちを目指す「健康都市」の概念を提唱しており、国内においても、この理念に賛同する自治体のネットワークとして健康都市連合日本支部が組織され、加盟自治体による健康都市の実現に向けた取組が展開されている。

本市は、平成２２年に健康都市連合に加盟し、第２次亀山市総合計画において将来都市像を「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま」と定め、「まち」も「ひと」も健康な状態であることを捉えた健康都市づくりを進めてきた。令和４年４月には市の組織機構改革により健康政策課を設置し、健康マイレージ事業やがん検診推進事業をはじめとする各種施策を推進するとともに、健康都市連合日本支部の支部長市を務めるなど、健康都市としての取組を内外に発信してきたところである。さらに、令和８年度からの第３次亀山市総合計画においても、「健康都市」の形成は本市のまちづくりの基礎的要素として恒常的なものと位置付けられている。

なお、令和８年４月の市の組織機構改革に伴い、健康政策課におけるスポーツに関する事務の職務権限を教育委員会に移行し、また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を円滑に進めていくため、現行の地域福祉課、高齢者支援グループの事務の移管を受けることで、名称を健康推進課に改めている。

しかしながら、本市が健康都市をうたい、様々な施策を展開する一方で、これらの取組が真に市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動につながっているか、また、健康都市の理念が市民に十分浸透しているか、そして全庁的に共有できているかについては、検証する必要がある。

以上のことから、当委員会では、「健康政策の推進」を所管事務調査のテーマに設定し、市の健康政策の取組状況を把握するとともに、市民の主体的な健康づくり活動につながる健康都市としてのあるべき姿について調査・研究を行い、検討した結果をここに報告する。

【現状把握】

当委員会では、健康都市としての取組の現状を把握するため、健康福祉部健康推進課から、健康都市の概要と本市の健康施策、各種施策の実施状況等、高齢者の聞こえに関する取組とプラネタリーヘルスの資料を求め、聞き取りを行った。

１　健康都市の概要と本市の健康施策について

（１）健康都市の概念と本市の位置付け

ＷＨＯ（世界保健機関）は健康都市を「都市の物的・社会的環境の改善を行い、そこに住む人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、常に発展させていく都市」と定義しており、健康都市連合が掲げる概念もほぼ同じ内容である。本市は、第２次総合計画において「まち」も「ひと」も健康な状態と捉える将来都市像「緑の健都 かめやま」を掲げ、第３次総合計画においても「健康都市」の形成をまちづくりの基礎的要素として恒常的なものと位置付けている。ＷＨＯ、健康都市連合及び本市の概念には、①健康の包括的な捉え方、②地域資源の活用と発展、③人々の相互支援と健康的な生活の促進という３つの同一性があり、将来都市像の実現がＷＨＯ等の掲げる健康都市の実現につながるとしている。

推進体制としては、令和４年４月の組織機構改革により、スポーツ関係事務を健康福祉部所管とするとともに健康政策課を設置し、同課内に健康都市推進グループを置いた。一方で、健康都市の概念と将来都市像が同じ方向を指していることの職員の認識には差があり、今後は健康福祉部にとどまらず、全庁的にその考えを施策に浸透させる必要があるとしている。

なお、令和８年４月の市の組織機構改革に伴い、健康政策課におけるスポーツに関する事務の職務権限を教育委員会に移行し、また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を円滑に進めていくため、現行の地域福祉課、高齢者支援グループの事務の移管を受けることで、名称を健康推進課に改めている。

（２）主要な健康施策

健康推進課が展開する主要事業として、次の５事業の説明を受けた。

ア　アプリｄｅウェルネス推進事業…歩数計・ポイント管理機能を有する健康マイレージアプリを活用した健康習慣づくり支援の環境構築と、事業所の健康経営支援制度の構築を行った。アプリ導入という目的を達成し事業は一区切りを迎えたが、今後はアプリを健康づくりのツールと位置付け、ウォーキングマップの活用やラジオ体操の普及を通じた事業展開を予定している。

イ　がん検診推進事業…胃がんほか５種類のがん検診を個別・集団方式で実施するほか、一部検診の対象者への無料クーポン券の配付、中学３年生を対象としたピロリ菌検査等を実施している。

ウ　がん患者支援事業…医療用ウィッグ等の購入費助成や在宅生活支援に係る費用助成により、がん患者の治療と社会参加を支援している。

エ　予防接種費用助成事業…インフルエンザ等のワクチンについて費用助成を行い、感染症の流行や重症化の予防と経済的負担の軽減を図っている。

オ　健康都市大学創設・運営事業…市民のヘルスリテラシー向上を図るため、健康に関する知識の習得と実践の場として「かめやま健康都市大学」を創設し、修了者のうち希望する者を「健都サポーター」と位置付け、地域での健康活動の拡大に向けた人材育成を行っている。令和８年度には創設期から発展期へフェーズを移行し、環境・まちづくり・協働・文化などのコースを設定し、段階的に網羅する範囲を拡大する予定である。

２　各種施策の実施状況等について

（１）市内コミュニティセンター等における運動器具の設置状況

２２地区の地区コミュニティセンターのうち１２地区にランニングマシン、エアロバイク、マッサージチェア等の運動器具が備え付けられているが、その多くは入手年度・購入金額が不明であり、残る１０地区には運動器具がない。また、市の３運動施設（西野公園体育館、東野公園体育館、関Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館）にも運動器具が設置されているが、購入年度が平成初期のものも残るなど、施設間で整備状況に差が見られる。

（２）各種検診費用の無料クーポン券の配布・利用実績

がん検診を受けるきっかけをつくり、その後の検診継続につなげるため、特定の年齢の者の自己負担金を無料とするクーポン券を配布している。令和６年度のクーポン配付者の受診率は、６０歳以上の受診者の受診率と比較して１～９ポイント高く、一定の効果があった。一方、これまで対象としてきた６１歳への受診勧奨は、再雇用等により職域での受診機会の確保が可能となったことからその効果が限定的となっており、令和８年度からは、国の指針で特に受診を推奨する年代の初年度の者（胃がん５０歳、肺がん・大腸がん４０歳、乳がん４０歳の女性、子宮頸がん２０歳の女性）に対象を見直し、若年層の受診率向上と受診の継続につなげることとしている。

（３）機能性弁当を活用した健康促進事業

国の戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）の一環として、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）等との連携により、仕事における主観的達成感に関連する栄養素を含む機能性弁当の介入研究が行われ、本市職員等の健康な市民ボランティア１００名が参加し、８週間にわたり試験食を摂取する研究に協力した。なお、この研究の成果は、後述のかめやま健康弁当の取組にもつながっている。

（４）かめやま健康弁当について

令和８年３月２日から、スーパーサンシとの連携により、かめやま健康弁当の販売（宅配を含む）を開始した。この弁当は、市が令和５年度に実施した栄養調査（食習慣調査）の結果、食塩の摂取量が多いこと及び野菜の摂取が不足していることが本市の健康課題として明らかになったことを踏まえ、塩分を一定のグラム数以下に抑え、野菜を豊富に取り入れた設計とし、市の栄養課題に対応した弁当としてスーパーサンシと共同で作成したものである。

メニューは、令和６年度に一般社団法人セルフケアフード協議会、亀山市食生活改善推進協議会、健都サポーター、ＮＰＯ法人健康都市活動支援機構の４者と市が協力して作成したレシピブック「かめやま健康レシピ」を基に構成されている。なお、セルフケアフード協議会は、機能性弁当の実証実験を中心となって進めた農研機構と島津製作所が連携して設立した一般社団法人であり、市は令和５年度から特別会員として加盟している（自治体の加盟は本市と北海道江別市のみ）。

販売の実施に当たっては市内の他のスーパーにも声をかけたが、現状で実施可能となったのはスーパーサンシのみであり、市としては、民間事業者の売上げとのバランスも考慮しながら連携して取組を継続し、様々な店舗で購入でき、メニューも充実するようさらに広げていきたいとの考えである。

（５）健都サポーターの取組実績

健都サポーターの登録者数は７９名（令和８年２月現在）で、男女比は男性２７％・女性７３％、登録者の７０％以上を高齢者が占めている。活動は、①地域への影響力の発揮につながる活動、②周囲への影響力の発揮につながる活動、③健康都市政策の推進への協力に関する活動、④健都サポーター会議への出席の４つに分類され、活動に応じた健康マイレージアプリのポイントが付与されている。令和７年度は、地域でのスクエアステップ開催３８回（参加４４７人）、フレイルチェック会開催５回（参加９２人）などの実績があり、市は健都サポーター向けのワーキンググループの設置や交流会の開催など、主体的な活動への支援を行っている。あわせて、福井大学医学部の医師を健都サポーターアドバイザーとして委嘱し、講義やワークショップ等を通じて、健都サポーターの地域での自走化や健康を核とした地域主体のまちづくり体制の構築に取り組んでいる。

（６）市民体力テスト・フレイルチェックの実施状況

市民体力テストは、スポーツ庁の新体力テスト実施要項に基づき実施しており、令和６・７年度の２年間で延べ４００人を超える参加があった。参加者には体力年齢を判定・報告し、継続した運動習慣につなげている。令和６年度は男女とも複数の年齢区分で全国平均を上回ったが、標本数が限られており、これが市の傾向とまでは言えない状況である。

フレイルチェックは、市民が主体的にフレイル予防に取り組む仕組みとして、令和７年７月に東京大学高齢社会総合研究機構（ＩＯＧ）と連携協定を締結し、健都サポーターの中からフレイルサポーター２２名を養成してスタートした。令和７年度は、希望のあった６つの地域まちづくり協議会でフレイルチェック会を実施しており、令和８年度以降、順次市内全域へ拡大する予定である。

（７）健康都市連合日本支部の活動と市の健康政策

健康都市連合日本支部は、ＷＨＯの提唱する健康都市の理念に賛同する自治体のネットワークとして平成１７年に発足し、本市は平成２２年に加盟した。本市は同支部の支部長市を令和５年及び令和６年に務め、若手職員による政策連携検討グループの設置、ＷＨＯ健康都市欧州ネットワークによる国際交流プログラムへの帯同、プラネタリーヘルス年次総会での事例発表など、本市の健康都市活動を内外に発信してきた。また、加盟を通じて得られた他自治体の先進事例（神奈川県大和市の健康都市大学等）を参考に、かめやま健康都市大学の創設をはじめとする本市の健康政策に反映させている。

３　高齢者の聞こえに関する取組とプラネタリーヘルスについて

（１）高齢者の聞こえに関する取組と実績

加齢性難聴は高齢者の健康上の問題の上位にある症状であり、７０代男性では５～６人に１人、７０代女性では１０人に１人程度が日常生活に支障を来す難聴の状態にあるとされ、社会的孤立や鬱状態、認知症の発症リスクの増大につながると言われている。市では、①普及啓発として、かめやま健康セミナーでの耳鼻咽喉科医師による講座（参加４５名）、市民公開講座でのヒアリングフレイルに関するブース展示（５５人が立ち寄り）、市ホームページによる周知を、②早期発見・早期介入として、聞こえのチェックシートによる簡易スクリーニングと受診勧奨を、③その他の取組として、本庁舎・関支所・あいあいへの軟骨伝導集音器の設置や耳マークによる筆談支援を行っている。なお、健康セミナー参加者へのアンケートでは、耳が聞こえづらいと感じたことがある者が６６％を占める一方、そのうち約７割が病院を受診しておらず、自身で受診の必要性を感じにくい実態が明らかになっている。今後は、令和８年度に地域まちづくり協議会８か所で実施予定のフレイルチェック会に聞こえのチェックを追加するなど、ヒアリングフレイルを含むフレイル予防に取り組むとともに、亀山医師会等と連携し受診につながりやすい取組を行うとしている。

また、追加資料として県内の補聴器購入費用助成制度の実施状況の説明を受けた。県内では鈴鹿市、四日市市、朝日町、南伊勢町、紀宝町、玉城町において、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の高齢者等を対象とした助成制度（上限額１万２千円～３万５千円程度）が実施されているが、本市では現在実施していない。

（２）プラネタリーヘルスの概要

プラネタリーヘルスとは、人間の健康と地球の健康が相互依存によって成立しているとの認識のもと、「人の健康」「社会の健康」「自然の健康」の全てを捉えたアプローチが必要であるという考え方であり、国においてもＳＤＧｓ実施指針（令和５年１２月改訂）や第６次環境基本計画（令和６年５月公表）に明記されるなど、その概念が急速に普及している。市では、かめやま健康都市大学健康都市コースでのプラネタリーヘルスに関する講座の開催（受講者７３名）、第８４回日本公衆衛生学会での市長による事例発表などを行っており、令和８年度の健康都市大学第４期では健康都市コースのテーマを「プラネタリーヘルスを知ろう」に設定し、２講座を予定している。また、プラネタリーヘルスにつながる本市の取組として、亀山版ＯＥＣM認定制度「かめやま生物多様性共生区域認定制度」、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例、亀山市気候非常事態宣言、亀山市ネイチャーポジティブ宣言などの環境施策が展開されている。

【意見交換会】

１　亀山市食生活改善推進協議会及び健都サポーターとの意見交換

令和８年４月１６日に、亀山市食生活改善推進協議会及び健都サポーターと「地域における主体的な健康活動について」をテーマに意見交換を行った。

≪主な意見等≫

〇活動の現状について

・　食生活改善推進協議会は、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンとする全国組織であり、月１回の伝達講習のほか、親子ファミリークッキング、鈴鹿医療科学大学での野菜３５０グラムの計量体験、亀山高校での魚のさばき方・減塩みそ汁の調理講習などを実施し、かめやま健康都市大学の食コースではレシピの考案・試作・調理講習を担っている。スーパーで販売されている健康弁当も、市の管理栄養士とともにレシピを考案したものである。

・　健都サポーターは、スクエアステップリーダー、フレイルサポーター、ラジオ体操指導員などの資格取得に挑戦しながら、地区公民館での月１回の料理教室（食コースのレシピを活用）、サロンでのラジオ体操、団地での１００円モーニングによる交流など、それぞれの地域で活動している。自らマットを購入してスクエアステップのサロンを立ち上げたサポーターもいる。

〇健都サポーターの活動体制について

・　健都サポーターは７９名いるが、実際に様々な活動に参加しているのは３分の１程度で、来る人が決まっているのが現状である。交流会を開催しても集まったのは３０名足らず（２３名）だった。

・　健康都市大学を卒業した後は「各地域でそれぞれやってください」というスタンスであり、バックアップがなく、卒業後の魅力に欠けるため、行ってよかったと本人が思え、役立っていける仕組みにしてほしい。

・　健都サポーター同士の名簿がなく、誰がサポーターなのかお互いに分からない。市に尋ねても個人情報を理由に教えてもらえず、サポーターが「亀山を健康都市にする」という大きな力になっていかない。

・　サポーターの人数（７９名）や実施報告だけで満足するのではなく、地域の人たちに広げていくために、いろいろなところで健都サポーターが活躍できる体制をつくることが大切である。そうでないと継続せず、２～３年後に活動が残っているか心配である。

・　資格を持っていても活動しなければ意味がない。サポーターとして活躍したいと思える場や、市民からの相談に応じられるようにする勉強会が必要である。

・　フレイルチェックは、チェックをするところで終わっている。大切なのはその後フレイルから健康な状態に戻ることであり、チェックした人を次はスクエアステップに誘うなど、改善の取組に結びつけるべきである。

・　スクエアステップは、エビデンスが出ているのは毎週継続した場合であり、年１回や月１回、毎回別の場所・別の参加者という今のやり方では効果につながらない。中途半端に「やればいい」というのでは、逆に税金の無駄遣いになる。
・　スクエアステップのマットは市が１３枚保有しているが、あいあいまで借りに行き返しに行く手間がかかる。各コミュニティセンターに配置すれば、いつでも地域で実施できる。

〇地域（まちづくり協議会・自治会）との連携について
・　ラジオ体操などの地域展開は、まちづくり協議会や自治会の会長の協力次第であり、理解のある地区ではできるが、関心を持ってもらえない地区では実践できない。市から各地区の会長等に働きかけて、理解を得られるようにしてほしい。
・　まちづくり協議会に行って活動を提案しても、「私たちは私たちでやっているからもういい」と言われたこともある。せっかく踏み台ができてきているのに、まち協や自治会長の理解が得られないと一歩踏み出せない壁がある。
・　全然知らない一市民がまちづくり協議会に出向いて「スクエアステップをしませんか」と言うのは難しい。健都サポーターとまちづくり協議会・自治会をつなぐ役割を、市に担ってほしい。
・　昨年からまちづくり協議会ごとに担当保健師が置かれたが、そのことさえ地域の人たちは知らない。健康のことなのだから、保健師と健都サポーターとまち協の各委員会が一緒になれば、もっと浸透していく。
・　コミュニティセンターなど利用できる場所には地域差が大きく、調理場を見せてもらいに行っても、こうした活動をしていることの周知がまずできていない。
・　各地域にどのコース（食・健康・運動）のサポーターが何人いて、どんな力を持っているのかをまずリサーチすべきである。７９名はすごい人材である。

〇市の推進体制について
・　健都サポーターも、かめやま健康都市大学自体も、ほとんどの市民は知らず、認知度は非常に低い。
・　担当部署（健康福祉部）だけがやっている感じがあり、まちづくり協議会を担当する部署（市民文化部）との連携が少ない。健康福祉部の担当職員と、まち協・自治会を担当する職員との交流はない。行政内の連携がなければ、私たちも流れに沿うことができない。
・　市の担当課だけに任せるのではなく、サポーターと地域をつなぐコーディネーターの役割を設けてはどうか。まち協からも頼みやすい、分かりやすい仕組みがあるとよい。
・　各部署でいいことをやっているが、点であって線にならず、結びつかない。組織変更を機に、点を線に変えていってほしい。

・　運動器具は、市民が車で中心部の大きな施設まで行かなくても、歩いて行ける地域の会館で使えるようにすべきである。市の予算だけに頼らず、自治会の予算の活用も考えられる。器具のある地区の会館（鈴鹿馬子唄会館等）には人が集まっており、体操教室や料理教室を開けば人はおのずと集まる。
・　東野公園体育館などには良い器具があり利用率も高いが、一般市民には「知る人ぞ知る」存在になっている。

〇健康マイレージアプリについて

・　健康マイレージアプリは、体重・血圧・睡眠時間等を毎日記録でき、グラフ化されるので自分の健康管理に役立ち、医師への情報提供にも使えた。ポイントも付くので、議員も含めて多くの人に利用してほしい。
・　アプリの登録者はまだ１，２００人程度にとどまっている。アプリがバージョンアップされたのに乗り換えていない人が多く、健康弁当を買ってもポイントが付かなかった例もある。更新方法の周知や、教えてもらえる場所の案内を、広報にもっと大きく載せてほしい。
・　アプリの説明会は「来てください」と待つのではなく、スーパーなど買い物客が集まる場所に行政側から出向いて実施するなど、やりたい人が気軽に入れる積極的な発想が必要である。

〇市民の主体的な健康づくりについて

・　誰でも健康への意識はあるが、意識から一歩前へ踏み出すきっかけが難しい。行動に移して参加してもらえる一般市民が少ないのが悩みであり、参加者は女性が多く男性が少ない。
・　若い母親は共働きで子育てに追われ、健康都市大学に参加する余裕がないが、ラジオ体操なら家族で参加できると言ってもらえた。子育て中の母親が発散できる健康づくりの場があるとよい。
・　食生活改善推進員は会員の高齢化が進み、仕事を持つ若い世代がなかなか入ってこないことが課題である。
・　自身の病気や高齢出産の経験、市の税金が無駄になっていないかを確かめたいという思いなど、活動を始めたきっかけは様々であるが、「亀山市に住んでよかった」と言える健康都市を目指したいという思いは共通している。
・　健康は自分で守るものであり、人任せではなく自ら行動を起こすことが基本である。一方で、施設利用料の無料化については、使わない人との公平性の観点から慎重に扱うべきという意見もある。
・　北名古屋市や春日井市など先進的な健康都市は市民力が強い。議員の皆さんもぜひ視察して見てほしい。

２　一般社団法人セルフケアフード協議会との意見交換

令和８年４月２４日に、一般社団法人セルフケアフード協議会と「食と健康について」をテーマに意見交換を行った。

≪主な意見等≫

○個別化栄養とセルフケア食について

・　セルフケア食とは、健康や幸福を維持・増進するために個人自身が意図的に関与する食品・食事・食べ方のことであり、自分が行動を起こすことが前提となる。その選択を支援するのが個別化栄養であり、世界的な流れとなっている。

・　個別化栄養には、健康状態・遺伝子・腸内細菌叢（そう）・嗜好性・アレルギーといった個人のデータと、食材の成分データの両方が必要であるが、栄養素以外の機能性成分の情報はほとんど知られておらず、そこが重要である。

・　食品の成分は調理方法で劇的に変わる（スチームコンベクションを通すとビタミンＢ系統が８割失われる例もある）。「食べているから大丈夫」ではなく、食べたものに本当にその成分が含まれているかが検証できていない。

○軽度不調の改善とＧ－Ｐｌｕｓ食品について

・　元気な状態から病気に至る中間にある「軽度不調」（活気喪失、いらいら感、疲労感、身体愁訴（しゅうそ）等）を食事で改善する研究を国のＳＩＰで実施し、軽度不調で不足している１７種類の食品成分を特定した。このうち５成分以上を規定量含む食品を「Ｇ－Ｐｌｕｓ食品」として民間認証している。

・　亀山市で実施した機能性弁当の実証では、６０歳未満の参加者において、朝食か昼食に摂取した場合に午後の主観的達成感が有意に高まり、日中の眠気が有意に下がるという明確な結果が得られた。

・　地域展開として、市が認証主体となり、市内の弁当・スーパーの総菜・食堂・学校給食などにＧ－Ｐｌｕｓを付与し、市民が簡単に手に取れる場所に健康な食が提供されている状況をつくり出すことが大事である。

○行動変容と継続の難しさについて

・　行動変容を起こすのは難しく、どのように市民にリーチしてフックをかけるかが一番の課題である。市役所の食堂等、ある場所に行けば食べられる形で事例を示し、レシピ集を配って家庭での実践につなげる方法がある。

・　学校給食にＧ－Ｐｌｕｓを導入すれば、子どもから家庭（保護者）へ波及していく効果が期待できる。

・　難しいと結局やらないため、簡単にすることが重要であり、好きなものを食べた上で、最も足りない成分を総菜１品でプラスするといった手法を考えている。

・　食事記録の入力が簡単でないと使われない。写真判別は精度が低く、音声入力とＡＩによる判別を検討している。

・　つくば市では健康寿命の延伸目標を掲げ、対象を絞った取組を行っており、アプリで軽度不調のスコアを見える化すれば、自覚症状であっても数字で効果を評価できる。
・　市の食解析システム（ＡＰＩ）は自治体でも利用可能であり、健康マイレージアプリと連携させて、自分に合った栄養の摂取をポイント付与の対象とすることも技術的に可能である。

〇高齢者・子ども等の食の課題について
・　成分を基準に考え、価格に応じて食材をダウングレード（生鮮トマトを缶詰に代替する等）しても必要な成分を保証するという発想が必要である。
・　貧困家庭への食支援は、食材を渡すだけでは調理されないことがある。場を提供し、食事としてみんなで一緒に食べてもらうことが有効であり、孤食（約３割に増加しつつある）は認知症の進行等の健康リスクとなる。
・　減塩は、調理の途中で塩を使わず食べる直前に表面にかける、うまみやだしを多用する、塩分の少ないおかずと濃いめのおかずを組み合わせる、みそを活用するなどの工夫で大きく下げられる。主食が米である日本では英国のパンのような主食での減塩政策が取れないため、おかずでの工夫が中心となる。
・　栄養学では昭和５５年頃の日本食が最も良いとされ、これを基準とした食事バランスを守ると健康寿命が延びるとされている。京丹後市の長寿地域では、地場で取れた小魚・大豆・こんにゃくなどを中心とした食生活が営まれている。

３　市保健師との意見交換
令和８年４月２７日に、市の保健師（国民健康保険、健康増進、地域包括連携、母子保健、子ども支援の各部門）と「各種健（検）診と健康づくりについて」をテーマに意見交換を行った。

≪主な意見等≫
〇健（検）診と予防について
・　特定健康診査等の受診率は少しずつ伸びているが、症状が出る前の早い段階（血液データが動き始めた時点）で医療につなげることができておらず、予防の観点からの早期受診が課題である。
・　健診結果から食の改善を促す取組は、特定保健指導の場に健康レシピを置く程度にとどまり、健康弁当の紹介などもう一歩踏み込んだ取組まではできていない。

〇地区担当制と地域の健康づくりについて
・　令和５年度から保健師の地区担当制を導入し、２２地区のまちづくり協議会を３人の保健師で分担しているが、マンパワーの制約から、住民に「あなたのまちの保健師は誰」と周知できる段階には至っておらず、まち協との相談のハブ役にとどまっている。

・　地区割りは人口規模や地域のまとまりを考慮した試行錯誤の状態であり、育休等の取得により保健師４人体制が３人になるなど、体制は流動的である。
・　健都サポーターが健康都市大学での学びを実践につなげ、最終的に地域で健康づくり活動を自走できるよう、保健師がコーディネートしていかなければならないが、地域に出ていく機会は少しずつ増えている段階である。
・　健都サポーターからは、他のサポーターがどんな活動をしているか見えにくく分からないという声があり、交流会・活動報告会の開催を企画している。
・　健都サポーターと共に地域に出るのは元気な人が対象になりがちであり、家から出てこられない人・健康状態不明者へは、国保データベース（ＫＤＢ）のデータを活用した把握事業（アンケート・電話・訪問）、地域や市民からの情報、地域包括支援センターとの連携で対応している。市民の目（健都サポーター・フレイルサポーター等）を増やしていくことも虚弱な方の把握の一助となる。

〇５歳児健診と専門職の確保について

・　５歳児健診を令和８年度から公立全園で実施するが、発達検査・相談の枠は既にほぼ埋まっており、健診で気になる子が増えた場合の支援体制の確保が課題である。
・　ＤＣＤ（発達性協調運動症）など、これまで小学校入学後に気づかれていた子が早期に見つかるようになるが、その受皿となる理学療法士・作業療法士が市には正規職員としておらず、県内で５歳児健診が一斉に始まるため専門職の取り合いになる懸念がある。見つけただけで何もしないわけにはいかない。
・　児童発達支援センターとの連携には受給者証が必要であり、知的な遅れのないＤＣＤの子は対象となりにくい。委託等による理学療法士・作業療法士の協力体制の構築が今後必要となる。
・　言語聴覚士は会計年度任用職員として確保のめどが立ったが、専門職としては時給が低く、定着が見込めるか不安がある。母子を診られる専門職は一握りで、近隣に養成校もなく、正規職員で募集しても来ない可能性があるが、確保できればありがたい。

〇体制・連携について

・　業務は国からの事業等で増えている一方、保健師の人数が十分に増えたとは言えず、育休取得者を会計年度任用職員で補い、管理栄養士・歯科衛生士・看護師の会計年度任用職員や職能団体への業務委託により事業を進めている。
・　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、低栄養・口腔機能・身体的フレイル・重症化予防・健康状態不明者の各カテゴリーで、データに基づき優先順位をつけて支援している。
・　子ども総合支援課母子保健グループはあえて地区担当制を取らず、保健師全員が情報を共有し、いつ誰が相談を受けても対応できる体制としている。

・　民間やＮＰＯ等と連携した重層的な支援（配食と見守りの組合せ等）は、母子分野ではまだできていない。デリケートな家庭が増え、主任児童委員にも入ってもらいにくい状況にあるが、今後は民間・市民団体をうまく活用したいという思いはある。

【勉強会】

令和８年５月２１日に、スポーツ庁健康スポーツ課の担当者から「スポーツ庁施策（スポーツを通じた健康増進）」について説明を受けた（オンライン）。

≪説明及び質問の概要≫

〇国民の運動・スポーツの実施状況

- 成人の週１日以上のスポーツ実施率は５１．７％（令和７年度）で、第３期スポーツ基本計画の目標７０％に対し横ばいが続いている。特に２０代～５０代の子育て・働き盛り世代、中でも３０代～５０代の女性が低い。
- スポーツ実施希望率（６３．３％）と実施率には約１０ポイントの乖離があり、４０代～５０代の女性では１４ポイント程度と大きい。無関心層への対策よりも、まず「やりたいのにできていない層」への対策が重要である。
- 実施しない理由は「面倒くさいから」「仕事が忙しいから」が多い。
- 学生時代の運動経験の有無がその後の体力やスポーツ実施率に影響しており、幼少期から高齢期までライフステージを途切れさせない運動習慣の形成が重要である。体力は多くの年代で横ばい・向上傾向にある中、３０代・４０代のみ低下している。

〇スポーツの意義・効果と国の方向性

- 運動・スポーツは個人の心身の健康増進にとどまらず、労働生産性の向上や労働災害（転倒等）の減少など、企業や地域の課題を解決するツールとなる。「健康インフラ」の構築による経済効果は約１２．６兆円と試算されている。
- 目的を持った運動が重要であり、筋骨格系・呼吸循環系・神経系・メンタル系の４要素のうち高めたい能力に応じた運動を行うべきである。実際の実施種目はウオーキング・筋力トレーニング等に偏っており、神経系やメンタル系のトレーニングもバランスよく行うことが望ましい。
- 令和９年度からの第４期スポーツ基本計画は、「国民のウエルビーイングの向上」と「スポーツを通じた社会課題の解決」の２本柱で検討が進められており、スポーツ施策を自治体の重点施策に位置付けていくことが重要とされている。
- 女性の健康課題（月経随伴症状・更年期・妊娠期）に適切な運動が好影響を与えることはエビデンスとして分かっており、課題は実施できていない層への届け方である。職場での短時間の取組（ストレッチ、ラジオ体操等）や、社会全体のリテラシー向上、スポーツのイメージ（競技だけでなくコンディショニングも含む）を変えていく取組を進めたい。

〇自治体が活用できる施策等

- 運動・スポーツ習慣化促進事業は自治体の取組への補助制度で、令和８年度は女性をターゲットにした取組を対象としている。県内の参画実績は伊勢市・名張市のみで、亀山市は未参画である。採択事例集がホームページに掲載されている。
- Ｓｐｏｒｔ ｉｎ Ｌｉｆｅコンソーシアム（１０６自治体が加盟）に加盟すれば、自治体間の課題や取組の情報交換の場が得られるため、加盟を勧めたい。
- 学校体育施設（廃校を含む）を民間事業者が管理も含めて運営し、地域の身近な運動の場をつくるモデル構築事業を今年度から開始する。施設管理の負担を自治体や学校に負わせない仕組みであり、部活動の地域展開の方向性とも整合する。
- 商業施設で買物ついでに偶発的にスポーツに触れる仕掛け（埼玉県久喜市）や、「スポーツ×防災」（ＰＬＡＹ ＢＯＳＡＩ）など、異分野と掛け合わせた取組が広がっている。
- 健康増進の目安として、厚生労働省のガイドでは毎日８，０００歩と週２～３回の筋力トレーニングが示されているが、８，０００歩に届かなくても、単発でなく続けることが重要である。
- 運動・スポーツ中の安全確保対策ガイドライン（令和７年１２月策定）の活用と周知への協力をお願いしたい。

【行政視察】

８月４日に、愛知県大府市の「『健康都市おおぶ』の各種取組」及び愛知県愛西市の「プロギング愛西」について、行政視察を実施した。

１　愛知県大府市「健康都市おおぶ」の各種取組について

大府市は、昭和４５年の総合計画において将来像に「健康都市」を掲げて以来、５０年以上にわたり健康都市づくりに取り組んでおり、令和３年にはウォーキング環境の整備等の取組が評価され、ＷＨＯからベストプラクティス賞を受賞している。推進体制としては、総合計画を所管する企画広報戦略課があらゆる分野に健康の視点を取り入れる調整を担い、健康未来推進課が市民の健康状態のモニタリングと事業の総合調整を行っている。「『健康都市おおぶ』みんなの健康づくり推進プラン２０２０―２０３０」に掲げる指標は、国保データベース（ＫＤＢ）や市民意識調査を活用して毎年度進捗を把握し、外部委員で構成する推進会議において評価結果を報告し、施策の改善・見直しにつなげている。

具体的な取組として、ウォーキングを中心とした大府市健康プログラムでは、商工会議所を通じた企業への周知や企業への出張測定会により、参加者の中心を働く世代である４０代が占めている。また、令和８年１１月に開館する健康づくり総合支援施設内に、保健師等の専門職が予約制で個別性の高い相談に応じる「まちの保健室」を設置し、集団への参加にハードルを感じる市民を運動講座等につなげることとしている。さらに、特定健診受診率は５２．７％、特定保健指導実施率は５６．８％と県平均を大きく上回っており、費用が無料であること、予約不要の巡回健診をはじめ受診の機会が多いこと、年５回の個別通知により受診のきっかけが繰り返し示されることが、その要因と分析されている。

健康都市を掲げて５０年を超える取組の蓄積が市の姿勢に表れ、市民にも浸透しているという実感を持った。財政力指数１．１６の不交付団体でありながら、健康経営の推進や子どもの近視予防はほぼ費用をかけず企業や大学等との連携により実施しており、「予算がなくてもやりたいことは実現できる」という言葉は、財政規模を言い訳にできないことを示すものであった。また、県平均を大きく上回る受診率も、受診しやすい環境の整備と繰り返しの周知という地道な設計の積み上げによるものであり、産官学との連携や具体的なターゲットを定めたアプローチの手法とともに、本市が見習うべき点が多いと感じた。

２　愛知県愛西市「プロギング愛西」について

プロギングとは、スウェーデン語の「ゴミ拾い」と「ジョギング」を掛け合わせたフィットネスであり、ゴミを拾う際のしゃがむ動作があるため、ジョギングと比較して１．２倍の運動効果があるとされている。プロギング愛西は、行政の仕掛けによるものではなく、市民活動団体の自発的な申請を市が市民活動支援公募事業補助金（上限１０万円、補助率５分の４、最大３年間）により採択したものであり、市の総合計

画に掲げる「市民が活躍できるまち」の実現に向けた市民活動支援の一環として位置付けられている。市はこれまで１６団体を採択し、約７割が補助終了後も活動を継続している。活動は「ゴミ拾いついでにフィットネス」を合言葉に１回１時間程度で行われ、参加者は毎回１０名から１５名程度、１０代から６０代まで幅広く、特に親子連れが多い。

健康づくりの視点で捉えても効果的な取組であるが、市の事業として行うよりも、市民団体の活動の広がりの中で市が後援できるような関わり方が適当であると感じた。本市においても、国道や高速道路のインターチェンジ、パーキング等でポイ捨てが多いことから有効な取組と考えられるが、参加者、特に子どもの安全管理が最大の課題となる。楽しんで身体を動かすことが、そのまま健康にも、まちの環境にも、地域のつながりにもつながっており、「良いことだからやりましょう」ではなく、「楽しいから集まったら、結果として良いことになっていた」という順番こそ、本市が健康づくりや地域活動を広げる上で持ち帰るべきものである。

【検討結果のまとめ】

教育民生委員会として、調査・研究テーマに掲げた「健康政策の推進」について、現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

１　健康都市の理念の浸透、全庁的な推進体制及び効果検証の不足

本市は健康都市を掲げているが、その概念に対する市の認識には差があり、健康施策は健康福祉部の担当課が中心で、まちづくり協議会・自治会を所管する部署等との連携が乏しく、市民団体からも「各部署の取組が点であって線にならない」との指摘があった。かめやま健康都市大学や健都サポーターの市民への認知度も低い。また、スクエアステップは毎週の継続実施で効果のエビデンスがあるにもかかわらず単発の開催にとどまり、フレイルチェックもチェックで終わるなど、健康施策全般について目標設定と成果の検証方法が確立されていない。

２　健都サポーターや食生活改善推進員をはじめとする市民主体の活動を支える仕組みの不在

健都サポーターのうち実際に活動しているのは３分の１程度にとどまる。健康都市大学の修了後は個人任せの位置付けで、育成された人材をどのように活用するのかが不明確であり、健都サポーター同士の名簿もなく互いに誰が健都サポーターか分からないなど、横のつながりを欠いている。食生活改善推進員も高齢化が進み、担い手の確保が困難になりつつあり、地域における認知度も向上していない。また、地域で活動しようにも、まちづくり協議会・自治会長の理解が得られず一歩踏み出せない壁があり、健都サポーターや食生活改善推進員と保健師、地域組織をつなぐコーディネート機能が存在しない。市が目指す市民主体の健康づくり活動の自走に向けた支援体制が確立されておらず、活動の継続性が危ぶまれる。

３　保健師等専門職の体制の脆弱さ及び市民・地域とのつながりの不足

保健師の地区担当制は２２地区を３人で分担する体制であるが、住民に担当保健師を周知できる段階に至っていない。保健師は健康づくりにおいて市民にとって最も身近な専門職であるにもかかわらず、その役割や仕事の内容を市民が知る機会がなく、地域と顔の見える関係が築けていない。加えて、業務は国の事業等により増加する一方で人員は十分に確保されておらず、理学療法士・作業療法士は正規職員として不在で、５歳児健診の対象拡大に伴い早期発見される子どもの発達相談の受皿確保が困難となる懸念があるほか、発達検査・相談の枠も既にほぼ埋まっており、言語聴覚士等も処遇面から定着が見通せない状況にある。

４　健（検）診の受診しやすい環境の整備及び特定保健指導の不足

各種健（検）診の受診率は少しずつ伸びているが、県平均に届いていない。また、生活習慣病の発症リスクが高い方や生活習慣の改善による生活習慣病予防の効果が高い方に対する特定保健指導実施率は伸びていない。したがって、症状が出る前の早い段階で医療につなげることができておらず、運動や食生活の改善を促す取組ができていない。また、各種事業の参加者は健康意識の高い層に偏り、若い世代にはアプローチできておらず、周知は「来てもらう」受け身の手法が中心で、対象者に応じて「あなたに向けたもの」として案内が届く発信ができていない。全体として気づきを行動に変える働きかけのアプローチが弱い。市民が各種健（検）診を受診しやすい機会や手続をどう整えるかという視点での検討も十分でない。

５　加齢性難聴による認知症リスクの増大に対する普及啓発等の不足

加齢性難聴を自覚している者のうち約７割が医療機関を未受診であるなど、受診につながるような普及啓発が不足している。加齢性難聴は認知症の発症リスクの増大につながると言われ、県内で補聴器購入費用の助成制度が整備される中、本市には助成制度が整備されていない。

６　身近な健康づくり環境の地域差及び国の制度・関係機関の資源の活用不足

地区コミュニティセンターの運動器具は１２地区に設置される一方１０地区にはなく、老朽化したものも多いなど地域差が大きく、歩いて行ける身近な場所で運動できる環境が整っていない。また、塩分過多・野菜不足という本市の栄養指導の課題に対し、健康弁当等の取組は販売店舗が限られ、継続や広がりにつながりにくい状況にあるほか、貧困家庭等への食の支援も課題である。さらに、スポーツ庁の運動・スポーツ習慣化促進事業やＳｐｏｒｔ　ｉｎ　Ｌｉｆｅコンソーシアムに本市は参画しておらず、国の支援制度や他自治体の知見、企業・大学等の資源を取り込めていない。

よって、教育民生委員会として、「健康政策の推進」について、下記のとおり市長に提言する。

記

１　健康都市の理念の全庁的な共有、部局横断の推進体制の構築及び効果検証の実施

健康都市の理念を健康福祉部にとどまらず全庁で共有し、総合計画を所管する部署が調整の役割を担うなど、あらゆる分野の施策に健康の視点を取り入れる部局横断の推進体制を構築すること。あわせて、各施策に目標を設定した上で毎年度その進捗と効果を検証し、市民や外部の意見を伺い施策の改善・見直しにつなげること。

２　健都サポーターの育成後の支援及び地域をつなぐコーディネート機能の確保

健都サポーターが健康都市大学の修了後も継続して活動できるよう、名簿の整備等により健都サポーター同士が互いの顔と活動を知る機会を設け、活動の場の提供やフォローアップの学びの機会を用意するなど、育成後の支援の仕組みを構築すること。また、健都サポーターや食生活改善推進員等の市民団体とまちづくり協議会、自治会等をつなぐコーディネートの役割を市が担い、地域における市民主体の健康づくり活動の自走を支援すること。

３　保健師等専門職の体制強化及び市民・地域とのつながりづくり

保健師の地区担当制について、担当保健師を住民及びまちづくり協議会に周知するとともに、地域に出向いて顔の見える関係を築く機会を設けるなど、保健師の役割と専門性を市民が知り、身近に相談できる体制とすること。あわせて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職について、処遇面を含め計画的な採用に取り組むこと。

４　健（検）診の受診しやすい環境の整備及び対象者に届く働きかけの実施

健（検）診について、症状が出る前の早期の受診につながるよう、受診の機会や手続の面から市民が受診しやすい環境を整備すること。具体的には、市内の公共施設において予約不要の巡回健診を行うなど受診の機会を増やし、複数回の個別通知により受診のきっかけを繰り返し示すこと。また、各種事業の参加者が健康意識の高い層に偏っている現状を踏まえ、参加・受診の状況をデータにより把握した上で、若い世代が家族で参加できる機会を設け、対象者に応じた個別の勧奨を行うなど、対象者に届く発信に努めること。

５　加齢性難聴による認知症リスクの増大に対する普及啓発等の実施

聞こえのチェックだけで終わらせず、加齢性難聴を自覚している者が医療機関の受診につながるような医療機関等と連携した普及啓発に努めること。また、認知症の発

症リスクを増大させないよう加齢性難聴に係る補聴器購入費用の助成制度を整備すること。

６　身近な健康づくり環境の整備及び国の制度・関係機関の資源の活用

歩いて行ける身近な場所で誰もが運動に取り組めるよう、地区コミュニティセンター等における運動環境を地域差なく整備すること。また、スポーツ庁の運動・スポーツ習慣化促進事業やＳｐｏｒｔ　ｉｎ　Ｌｉｆｅコンソーシアム等の国の制度を積極的に活用するとともに、企業、大学、市民活動団体等との連携により、効果的に健康政策を推進すること。

産業建設委員会

【調査・研究期間】令和７年１２月２３日から令和８年９月３０日

【調査研究テーマ】「社会インフラにおける官民連携」について

【委員】委 員 長　　伊藤彦太郎

副委員長　　深水　隆司

委　　員　　鈴木　達夫

豊田　恵理

新　　秀隆

【活動日】令和７年１２月１５日　テーマ決定

令和８年　１月２０日

令和８年　２月１７日

令和８年　４月２０日

令和８年　５月１３日～１５日　先進地視察（静岡県伊豆の国市、茨城県牛久市、千葉県流山市）

令和８年　６月１７日

令和８年　７月２４日　意見交換会（三重県建設業協会亀山支部）

意見交換会（環境美化ボランティア）

令和８年　８月　７日

令和８年　８月２６日

令和８年　９月３０日　議長から市長へ提言書を提出

令和８年１０月　１日　意見交換先へ報告書の送付

【意見交換会出席者】

三重県建設業協会亀山支部　１１名、環境美化ボランティア　８名

産業建設委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

全国的に高度経済成長期に建設されたインフラ施設の老朽化が進む中、少子高齢化による人手不足や物価高騰による維持管理費の増加など、その維持管理は年々難しいものとなっている。施設の管理水準を維持するため、官民が連携して包括的な維持管理を行い、民間事業者の技術力や創意工夫を活用することで、住民の利用における安心・安全の確保や環境を維持しながら、快適で質の高いサービスの提供並びに維持管理コストを最適化することができる包括的民間委託を採り入れる自治体が増えつつある。

亀山市においては、道路施設は法により一定の適正管理が行われているものの、箇所によっては通行の安全性や景観、保安等で改善が求められる場合がある。法定外管理の緑地については、その管理方法が地域や場所ごとで多くの差異が生じている。そのため、令和７年度から道路施設管理包括的民間委託導入について、事業者に対して説明会を開催するなど包括的管理について検討を進めているところである。

また、公園や緑地についても道路と共通する部分もあるが、多様化する市民ニーズに対してどのように維持管理を行っていくのかが課題となっている。亀山市では公園等環境美化ボランティア推進事業としてアダプトプログラム（里親制度）を実施しているが、高齢化や新たな担い手の確保が難しいなど課題も散見されるところである。

さらに、鈴鹿川の河川空間を活用しウォーカブルな空間づくりを効果的に行なうものとして、「かわまちづくり支援制度」への登録に向け、かわまちづくり計画の作成を進めている。この制度は国の管理する水辺空間を含めて活用することで地域の賑わい創出を目指す取り組みであり、推進主体となる市はイベント施設やオープンカフェの設置などに関し公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して、収益施設の設置と併せて広場や園路等の公園施設の整備・改修を行う民間事業者を選定するものであり、完成後の施設の維持管理のあり方も検討していく必要がある。

以上のことから、本委員会では社会インフラにおける官民連携について、市の現状を調査し、包括的な管理に対する課題を整理すると共に、包括管理やＰＰＰ、ＰＦＩといった新たな可能性や今後の在り方について所管事務調査を行ったのでその結果を報告する。

【現状把握】

当委員会では、社会インフラにおける官民連携について現状把握をするため、建設部に対し、道路や公園・緑地の概要と管理状況について、また美化ボランティアの状況や自治会等からの要望内容やその対応、官民連携に関する説明会についてなどの資料を求め、聞き取りを行った。

1　道路施設の現状について

（1）道路施設とは

道路施設とは、安全・円滑かつ快適に利用できるよう設置している各種の構造物や設備の総称である。道路本体（車道・歩道）に加えて、交通の安全性を確保し、利用者の利便性を高めるために、多様な施設を含んでいる。

・道路施設の現況（令和７年３月現在）

市道総延長　554,654m

・道路本体施設

舗装（アスファルト舗装・コンクリート舗装)、排水施設（側溝・集水桝）等

・道路構造施設

橋梁、擁壁、ボックスカルバート等

・交通安全施設

道路標示（区画線等)、ガードレール・ガードパイプ、カーブミラー、照明灯（道路等）等

（2）道路施設の管理体制

本市が管理している市道は約５５５㎞に及び、市民生活や地域産業を支える重要な社会基盤となっている。これらの道路施設については、適切な維持管理を行うことで、安全性の確保と道路機能の維持に努めている。特に２車線道路のうち、交通量が多く大型車の利用が多い道路を「主要幹線道路」として位置付け、３１路線が認定されている。

① 舗装の維持管理

主要幹線道路の舗装については、定期的に路面調査を実施し、損傷状況や交通量を踏まえて優先度を評価している。その結果に基づき、計画的に工事発注を行い、舗装修繕を進めている。

② 橋梁の維持管理

市内には３１５橋の橋梁が存在しており、これらは道路ネットワークを構成する重要な構造物となっている。橋梁については、国の基準に基づき５年毎に法

定点検を実施し、健全度を評価している。点検結果に応じて補修の必要性を判断し、計画的に工事発注を行うことで、安全性の確保と長寿命化を推進している。

③ 小規模修繕の対応体制

舗装の穴埋め、側溝の破損、道路上の障害物除去、河川の終節、草刈など日常的に発生する小規模な作業については、直営の道路補修作業員がパトロールを兼ねて対応している。道路補修作業員で対応困難な案件については、市内を５地域に区分し、地域ごとに市内業者と単価契約を締結し実施している。市民から通報があった場合には、市職員が現地確認を行い、修繕内容を整理した上で、該当地域の契約業者へ都度指示を行う体制としている。

道路補修作業員による修繕件数（令和６年度）							
舗装の穴埋め	側溝の損傷	障害物除去	河川の浚渫	草刈	交通安全施設の損傷	小規模な舗装修繕	その他修繕
355	47	345	0	200	76	0	365
単価契約に業者による修繕件数（令和６年度）							
舗装の穴埋め	側溝の損傷	障害物除去	河川の浚渫	草刈	交通安全施設の損傷	小規模な舗装修繕	その他修繕
18	52	53	4	12	23	32	62

④ 業務委託による維持管理

道路環境の安全性と快適性を確保するため、街路樹の選定を行う街路樹管理業務、道路法面や歩道周辺の雑草繁茂を防ぐ草刈業務、道路の美観維持と排水機能の確保を目的とした路面清掃業務、さらに冬期の交通安全を支える雪氷対策業務を発注し、計画的な維持管理を進めている。

⑤ 地元の対応

各自治会から寄せられる道路修繕要望については、自治会長から提出される要望書を基に対応を進めている。受理した要望書は、緊急度等を踏まえて優先順位を整理し、側溝整備を含む修繕作業を工事発注、もしくは単価契約により順次実施して対応している。

（３）道路の管理状況と課題

本市が管理している道路・河川等の社会インフラは急速に老朽化しており、従来の維持管理手法では多様化・高度化する行政ニーズに十分対応できない状況にある。

専門的な知識を有する技術職員の確保が難しくなっており、持続可能なインフラ管理体制の構築に向けて大きな課題となっている。

技術職員の減少や若手人材の不足により、専門知識・技能の継承が進みにくい状況が生じている。

民間企業においても担い手不足や採算性の確保が課題となっており、官民双方で維持管理体制が弱まりつつある。

持続可能な維持管理体制の構築に向けて、体制の見直しや新たな手法の導入が必要となっている。

（４）道路の管理などに係る官民連携民間活用の取組について

上記の課題に対応するため、令和８年度から国土交通省の「先導的官民連携支援事業」の採択を受け「亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検査調査」として、包括的民間委託の導入に向けた検討調査を進めている。

検討対象としている業務は、住民対応の迅速化など住民サービスの向上に繋がる日常的に発生する小規模修繕であり、具体的には舗装の穴埋め、側溝の破損補修、道路施設の損傷、草刈対応など市内業者と単価契約で実施している業務を主として検討している。

（５）道路環境美化ボランティアについて

市が管理する道路について「亀山市道路環境美化ボランティア推進事業実施要綱」に基づき、地域住民の方が道路の里親となり、ボランティアによる道路の環境美化活動を行っていただく制度を推進している。美化ボランティア活動に必要な物品貸与などの支援や、制度推進のための啓発に取り組んでおり、令和７年１２月末現在で、１７団体３６４名が加入している。

令和７年度経費　390,928 円　令和６年度経費　516,743 円

令和５年度経費　278,204 円

（6）道路に関する自治会等からの要望件数について

道路関係要望数（令和７年１２月末まで）

年　度	要　望　件　数	未着手件数（経過観察含む）	対　応　済　率
令和元年度	205	5	９８％
令和２年度	241	14	９４％
令和３年度	264	11	９６％
令和４年度	156	10	９４％
令和５年度	155	16	９０％
令和６年度	121	21	８３％
令和７年度	99	67	３２％
合　計	1241	144	８８％

2　公園・緑地の現状について

（1）公園・緑地の概要

① ○都市公園（都市計画区域内）：108 公園（521,344 ㎡）

・総合公園：1 公園（亀山公園　132,000 ㎡）

・地区公園：2 公園（西野公園　76,689 ㎡、東野公園　68,708 ㎡）

・街区公園：105 公園（243,947 ㎡）

○その他の公園（都市計画区域外）：２公園（1,100 ㎡）

・ゆめタウン梶ヶ坂公園（200 ㎡）

・ふるさと水と土保全公園（900 ㎡）

② 緑地面積：551,241 ㎡

（2）公園施設の管理状況

都市公園については、平成１８年度から指定管理者制度により管理運営を行っており、現在の指定管理者は公益財団法人亀山市地域社会振興会であり、指定管理機関（令和６年度~令和１０年度）の３年目に当たる。

○施設管理概要　都市公園施設：108 公園

有料公園施設：亀山公園野外ステージ

（３）公園施設の管理体制

ア　都市公園

・都市公園の維持管理に関する業務

週１回の遊具・樹木等の日常点検、原則年２回の敷地内除草、トイレ等の公園施設の点検・清掃をしている。また、地域との連携を図る為に設置した「都市公園ネット」により、トラブルや事故の未然防止に向けた情報を受けられる体制を整備すると共に、市への直接問合せにも対応できるよう、振興会との緊急連絡体制を構築するなど、「安心・安全」「快適」「親しまれる」公園づくりを目指した計画的な維持管理体制を実施している。さらに、年２回の実施状況調査（モニタリング）を行うほか、振興会との間で日常的な情報共有を密に行っている。事業報告書では、要望事項や課題、その対応状況を整理した「ペンディングリスト」の提出を求め、改善状況を継続的に把握する仕組みを整えており、迅速な対応を通じてサービス水準の維持向上につなげている。

・野外ステージの維持管理及び利用許可に関する業務

亀山公園芝生広場に設置する野外ステージの維持管理及び利用申請の受付・許可事務を実施している。

・イベント運営業務

亀山公園菖蒲園において、市の花「花しょうぶ」に親しむ機会として、毎年６月に「花しょうぶまつり」を開催している。また、ノルディックウォーキングなど、市民が気軽に参加できる自主事業も実施している。

イ　その他の公園

その他の公園（２公園）については、市から外部への業務委託により、遊具点検及び除草作業を実施している。

・修繕対応の役割分担と運用

指定管理者による管理運営においては、リスク分担の考え方から、修繕費が３０万円以上となる場合は市が対応している。遊具をはじめとした公園施設の老朽化に伴う更新等については、工事発注により対応しているが、小規模な修繕については、市職員が現地確認の上、市内の単価契約業者へ指示して対応している。また、地域から市へ提出される要望書に基づく修繕依頼についても、内容を確認した上で同様に対応しており、地域の声を踏まえた適切な維持管理に努めている。

（４）公園施設の老朽化状況

・遊具の老朽化状況

遊具の点検については、都市公園を振興会が、その他の公園は市が、都市公園法に基づき、年１回以上の定期点検を実施し、点検結果を踏まえて更新に向けた対応を検討している。市内で遊具を有する公園は６８公園（都市公園６７公園、その他の公園１公園）であり、日常点検により軽微な修繕を行っているものの、老朽化は進行している。劣化の状況によっては継続使用の安全性が損なわれる可能性があるため、予防保全の観点から撤去のみを実施しており、撤去を行った公園は１８公園（２１基）となっている。

・トイレの老朽化状況

市内でトイレを有する都市公園は１１公園（１６施設）であり、日常清掃に加え、浄化槽設備の保守点検を実施している。亀山公園や西野公園については、近年更新を行いましたが、その他のトイレについては、軽微な修繕で対応している。

・その他の施設の老朽化状況

遊具の以外の園路、フェンス、駐車場舗装などについても、老朽化が進行しており、必要に応じて修繕により対応している。

（５）緑地の管理体制

・緑地管理の対応体制と役割分担

道路に隣接し通行の支障となる箇所を中心に、市の発注により除草作業を業務委託で実施している。市民からの通報があった場合には、現地確認を行い、宅地に隣接し生活に支障が生じるなど状況によっては市職員が伐採等を実施している。高所作業などの難易度が高い場合は、小規模であれば単価契約業者へ指示し、大規模であれば発注により業務委託で対応している。

（６）緑地の管理状況（高木化・苦情増加）

市が所有する緑地は面積が広く、全体的に樹木の生長が進んでいる一方、間引き等の計画的な維持管理ができておらず、支障発生時の事後対応にとどまっている。そのため、特に団地内では生活に支障を及ぼす内容の苦情が多く、近年その増加が顕著となっている。

（７）公園・緑地管理の現状と課題

都市公園は指定管理者制度により一定の管理体制が確立されているものの、老朽化が進む施設の更新やそれに伴う安全確保が課題となっている。一方、緑地については市による管理であることから、限られた予算での対応により計画的な維持管理が行われていないため、苦情の対応や高木化による費用の増加により、職員の負担が大きくなっている状況である。今後は、公園・緑地双方において、老朽化対策の計画的推進、人材確保、管理体制の見直しなど、持続可能な維持管理の仕組みづくりが求められている。

（８）単価契約業者による工事件数（令和６年度）

種　　別	細別	件　数	全体件数
都市公園	樹木伐採	４件	３０件
	老朽化遊具撤去	１４件	
	遊具以外の施設（園路、排水、その他）	１２件	
緑　　地	樹木伐採	８件	１４件
	草刈り	３件	
	防草対策	３件	

（９）公園等美化ボランティアについて

市が管理する公園等について、「亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱に基づき、地域住民の方が公園等の里親となり、ボランティアによる公園等の環境美化活動を行っていただく制度を推進している。美化ボランティア活動に必要な物品貸与などの支援や、制度推進のための啓発に取り組んでおり、令和７年１２月末現在で２１団体（公園・緑地）が加入している。

令和７年度経費　119,750 円　令和６年度経費　195,917 円

令和５年度経費　181,587 円

（１０）緑地の一覧

番号	緑　　地　　名	面　積
１	アイリスヒルズ緑地	56,789 ㎡
２	泉ヶ丘緑地	9,121 ㎡
３	会下団地緑地	187 ㎡
４	亀田町緑地	1,498 ㎡
５	川合町八ツ八緑地	300 ㎡
６	川合町緑地	1,451 ㎡
７	北鹿島緑地	105 ㎡
８	北町緑地	895 ㎡
９	関町小野緑地	139 ㎡
１０	関町富士ハイツ緑地	5,595 ㎡
１１	関町ニュータウン緑地	72,972 ㎡
１２	テクノヒルズ緑地	209,194 ㎡
１３	野村団地緑地	2,850 ㎡
１４	羽若町緑地	98 ㎡
１５	ひとみが丘緑地	543 ㎡
１６	みずきが丘緑地	43,851 ㎡
１７	みずほ台緑地	17,430 ㎡
１８	みどり町緑地	31,893 ㎡
１９	田村町緑地	772 ㎡
２０	名阪工業団地緑地	63,346 ㎡
２１	鷲山ハイツ緑地	3,610 ㎡
２２	和田団地緑地	1,660 ㎡
２３	和田緑地	328 ㎡
	合計	524,627 ㎡

（１１）緑地の主な利活用状況

行政財産名	行政財産目的外使用物件	使用者
関町ニュータウン緑地	ゴミ集積場	自治会
アイリスヒルズ緑地	消火栓ホース格納箱	自治会
みずほ台緑地	防災倉庫	自治会
	ゴミ集積場	
ひとみが丘緑地	消火栓ホース格納箱	自治会
	ゴミ集積場	
みどり町緑地	不法投棄看板	自治会
	消火栓ホース格納箱	
	ゴミ集積場	
	防災倉庫	
	看板	美化ボランティア団体
	ベンチ	
会下団地緑地	消火栓ホース格納箱	自治会

（１２）市が管理する緑地・公園等に対する要望件数について

緑地関係要望数（令和７年１２月末まで）

年度	要望件数	未着手件数（経過観察含む）	対応済率
令和元年度	0	0	
令和２年度	3	3	0%
令和３年度	8	7	12.5%
令和４年度	2	0	100%
令和５年度	20	4	80%
令和６年度	13	2	84.6%
令和７年度	21	11	47.6%
合計	67	27	59.7%

公園関係要望数（令和７年１２月末まで）

年度	要望件数	未着手件数（経過観察含む）	対応済率
令和元年度	3	0	100%
令和２年度	0	0	
令和３年度	0	0	
令和４年度	12	0	100%
令和５年度	7	3	57.1%
令和６年度	13	1	92.3%
令和７年度	6	4	33.3%
合計	38	8	78.9%

3　官民連携民間活用について

（1）官民連携民間活用導入後の流れ

導入前

市　職　員	民 間 企 業
市民からの通報受付	
↓	
現地確認	
↓	
対応判断	
↓	
数量調書作成	
↓	
業者への指示　→	指示書の受理
	↓
	現地確認
	↓
	修繕対応
	↓
施工報告確認　←	施工報告書作成
現地完了確認　←	完了報告

包括的民間委託の導入

導入後

市　職　員	民 間 企 業
	市民からの通報受付
	↓
状況把握	←現地確認
↓	↓
対応検討・判断	←対応判断
通報内容の共有システム	↓
	↓
	↓
	↓
	↓
	↓
	↓
	修繕対応
	↓
	指示書の受理
	↓
現地完了確認	←完了報告

包括的民間委託の導入後は、民間企業が「市民からの通報受付」から「現地確認」、「対応判断」、「修繕対応」、「完了報告」までの一連の業務を一体的に実施する。これにより、通報受付から修繕官僚までを一元的に管理できるようになり、全体の対応スピードが向上する。

（2）官民連携民間活用に期待される効果

・発注業務の効率化・経費削減

舗装・側溝補修、草刈りなどの個別契約を包括契約にまとめることで、発注手続きが簡素化され、官民双方の事務負担とコストの削減が期待できる。

・業務の最適化

事務手続きが簡素化されることで、職員は行政判断や政策立案など、職員にしか担えない業務により集中できる体制を整備でき、マネジメント能力の向上が図れます。また、受注する業者にとっても、複数年度契約により安定的に業務を確保できるため、人材の確保や建設資材購入時のスケールメリットを得られることが期待される。

・民間ノウハウの活用による道路管理の高度化

民間事業者が有するノウハウや新技術の活用により、道路管理の効率化・迅速化が図られ、市民サービスの向上につながる。

【行政視察】

５月１３日に静岡県伊豆の国市、１４日に茨城県牛久市、１５日に千葉県流山市を訪問し、行政視察を実施した。

●静岡県伊豆の国市「かわまちづくり計画」について

伊豆の国市を流れる狩野川の水辺空間は、健康志向の高まりからウォーキングやランニング、サイクリングなど多様な形態で利用され、利用者も増加傾向にあり、特に東京 2020 オリンピック・パラリンピックの自転車競技が開催されることから、サイクリングを目的に来訪する方も多く見られる。このような背景のもと、自然環境や地域住民の憩いの空間を保全することなど、「まちづくり」と「かわづくり」が一体となった地域の活性化及び新たな水辺空間を創出するため、「かわまちづくり計画」を策定し狩野川を軸とした地域の魅力・賑わいの再生に向けた水辺空間を、狩野川の原風景に接し、サイクルツーリズム、地域祭事、遊び体験ができる機能の整備を行った。

施設の維持管理はパークＰＦＩという手法で民間企業が指定管理者となっている。ドッグラン、キャンプ、ＢＢＱ、マルシェやキッチンカー等、様々なコンテンツが提供されているように指定管理者自身のノウハウが発揮されている。しかし、現在、指定管理者の赤字が続いており、5年後の指定管理者の継続が可能か課題である。今後、無償である施設利用料金の検討が必要であるとともに、もっと多くの市民に川の駅の魅力を理解してもらえるような周知が必要であると感じた。

●茨城県牛久市「公園管理と利用促進の取組」について

牛久市が管理する公園は、都市公園２４箇所、一般公園１２３箇所の合計１４７箇所である。そのうち３３箇所について里親制度による維持管理がなされている。

公園の維持管理については、住宅開発による公園数の増加や遊具の老朽化、樹木の高齢化等の問題を抱えている。そこで、牛久市では公園里親制度として１㎡あたり４０円を交付し、市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで公園の美化と活用を進め、皆の力で愛される公園を育てている。

また、東北大学とＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）を活用した公園管理を検討しており、人口動態や居住誘導区域、公園配置などの社会的データを活用し、公園ストックの最適化と住民利便性の両立を目指した維持管理方針の検討を実施している。

更には、職員自らによる通勤路や利用している歩道等の除草を自分事と捉え、除草活動や対策の調査研究なども行っている。

牛久市では、1平方メートルあたり４０円の補助金を交付しており（５万円以下は

５万円)、約２５０万円の交付に対し公園管理費が約１，３００万円の削減効果をあげている。

制度を利用しているのは１４７箇所の公園のうち、３３箇所の公園。令和６年度４１公園、令和７年度３６公園、令和８年度３３公園で年々取り組む箇所が減少しているのが課題である。また、住居地域内に複数の公園があるため、地元要望として撤去がある一方で新設の要望もあり行政として苦慮していることが伺える。

また、多くの住宅団地の開発による公園数の増加が維持管理における行政課題が顕著化していることから、東北大学とのＥＢＰＭを活用した公園管理の検討も行い、公園配置の最適化と住民利便性の両立を目指した維持管理方針の検討を行っているのは画期的なアイデアであると感じた。

●千葉県流山市「道路維持管理業務」について

流山市では、年々増加する道路の維持管理について課題を抱えており、職員の対応力の低下や工事の経験不足、法令等の知識不足に対し、ＤＸや民間活力を活用している。

これは従来の市の担当職員が現地確認をして、修繕を発注する方法から、窓口から応急措置までを一括して、流山市道路維持管理業務として委託している。

また、従来の仕様発注から性能発注として、市が要求するサービス水準（性能）を委託者に提示し、サービス水準を遵守するための具体的な方法やプロセス等については、受託者の自由裁量に任せる発注方法を取り入れることにより、受託者が自らのノウハウを最大限発揮し、低コストで良質な市民サービスを提供している。

道路担当部局では、道路維持修繕業務の軽減を図るべき、１件当たりの道路要望情報に処理する時間を分析し、情報の受信１０分、現地調査４０分、修繕判断３０分、発注手続き３０分、計１１０分という結果となっている。また、道路維持管理に係る課題である、ケースバイケースの対応力の低下や工事経験不足、道路に関する法令等の知識不足を解消するためＤＸの活用、民間活力の活用を検討している。

そうしたことを踏まえ、令和４年に道路情報管理センターを組織化し流山市道路維持管理業務委託を締結した。令和６年には、道路に加え、河川、公園緑地を加えた、みち・かわ・みどり管理センターに拡大している。

管理業務委託は、性能発注で１社と契約。現在、市民要望は４００件、内、コールセンター１９５件、市２０５件と業務の平準化が進んでいる。一方で委託業者の業者不履行がないように定期巡回を行っている。

課題としては、市民がすべきものまでセンターに要望することがある。事前に委託

仕様の段階でどこまでを行うべきか範囲を決めておくと共に、難しい案件は市に回すことでセンターと市とが円滑に業務が遂行されていると感じた。

監理業務委託の効果は、センターを設置することで、休日、夜間にも業者が対応し、市職員の負担が減り、簡易修繕については、仕様書、契約書の作成など事務負担の軽減及び市民満足度のアップに繋がっている。ＤＸの活用により、過去の情報が蓄積されると共に随時情報が共有され、どこでも誰でもいつでも利用できるという仕組みは亀山市においても取り入れるべきである。

また、導入にあたっては、本市でも課題とされている業者とのコミュニケーションの必要性を改めて感じさせられた。

【三重県建設業協会亀山支部との意見交換】

令和８年７月２４日に三重県建設業協会亀山支部と「社会インフラにおける官民連携」をテーマに意見交換を行った。

≪主な意見等≫

〇建設業における課題

・昭和３６年に亀山支部として活動を始めた時は３１社の加盟であったものが、現在は１５社と減っており、会員の拡大に努めているが、なかなか増えない状況である。
・屋外作業が多いことや緊急の対応などがあることから、建設業の若い働き手は減ってきている。
・地球温暖化の影響により、暑さで夏期の作業が難しく、県の公共工事では夏季休暇というかたちで作業を休止することがあった。

〇官民連携における課題

・包括的民間委託については、公共のものを受ける以上、責任の所在や権限の在り方をしっかりとさせる必要がある。
・責任が明確でないと、コールセンターや割り振りを行う企業までが指名停止を受ける可能性がある。
・災害協定との兼ね合いもあり、災害時に通報があった場合の対応も心配である。
・今の工事契約と比べ事業量が確保されるのか心配である
・地区割や月割りなど、どの様に配分されるのか不明である。
・今現在、雪氷対策で融雪剤が無く、橋の上だけ撒いてくれというような上限があるなかで、裁量と責任をもたされても困る。予算がないから止めてくれは無いようにしてほしい。
・包括的民間委託を導入しても、１０年後には建設業の人材も減る中で、コールセンターから対応してくれと言われても対応できないかも知れない。
・全体の作業量のこともあるが、歩掛など単価についても十分見てもらう必要がある。
・維持管理についての範囲を明確にしてほしい。
・従来の業務と包括的民間委託と事業量は変わらなくても、個々の事業者では仕事が減る可能性がある。
・道路補修や雪氷対策、ガードレールなどの安全施設等どこまでの範囲をするのかで参加できる業者も変わってくる。

【公園等美化ボランティアとの意見交換】

令和８年７月２４日に公園等美化ボランティア７団体と「社会インフラにおける官民連携」をテーマに意見交換を行った。

≪主な意見等≫

〇ボランティア活動の内容や課題について

・企業としては CSR 活動（企業の社会的責任）の一環として行っており、物品の支給は常にもらっているわけではない。
・球根を植え付けている。球根を支給してもらっているが、自分で育てているものもある。
・赤道や崖ののり面の所を年４、５回高齢者二人で刈っており、後継者はいない。
・せっかくもらった苗を枯らすと申し訳なくなるので、水をやっているが大変である。水道があると非常に助かる。昔は給水車が来てくれた時もあった。
・草刈りのあとの草の処分に困っている。
・作業をした後のお茶などは自費で用意している。
・現金であれば夏場はお茶、冬は羽織るものなど支給できるのでありがたい。
・申請などで窓口に行っても話しづらく、ボランティアの声を聴いてもらえる場があると良い。
・ボランティアでやっているので特に報酬などは求めてはいない。
・市はボランティアに対して何を求めているのか聞きたい。
・実績報告に対して写真などの経費については負担しなければならない。
・自分たちが辞めた後に活動が続くかが心配。辞めた後に、そのままになるのか、市が管理してくれるのかも気になる。

【検討結果のまとめ】

産業建設委員会として、調査・研究テーマに掲げた「社会インフラにおける官民連携」について、現状把握、行政視察、意見交換を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

１　道路の管理などに係る包括的民間委託を実施するまでの課題

（１）　通報から工事完了までの責任の在り方や道路瑕疵が発生した場合の過失の割合などが明確ではなく、事業者に不安が残っている。

（２）　十分な管理をするための事業量や適切な工事単価、受託者間の請負状況の調整方法などについて、情報の共有ができておらず、事業者とのコミュニケーションが十分とはいえない。

（３）　市は技術職員の確保が難しく、専門知識・技術の継承が進みにくくなっており、建設業においては屋外での作業や緊急時の対応などがあることから新たな働き手の確保が難しい状況である。インフラの老朽化が進むなかで事業を継続するには労働環境の改善や人材確保などを念頭に置いた中長期的な視点が不足している。

２　公園・緑地の美化ボランティアの在り方と適切な支援について

（１）　少子高齢化が進みボランティアの人材確保が困難であるなかで、団体から意見を聞き、困っていることやボランティアの在り方について一緒に考える機会がなく、各団体と課題の共有が出来ていない。

（２）　近年、４０度を超える暑さの中での作業や、花苗を枯らさないように水やりを行っており、暑さ対策や草刈り後の草の処理などの課題がある。現在の現物支給だけでは団体が活動を継続するための支援が十分ではない。

３　開発により増加した公園等の最適化の検討

（１）　住宅団地の開発による公園数の増加が維持管理において課題が顕著化している。ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）を活用した公園配置の最適化と住民利便性の両立を目指した公園管理等を検討するなど、増加する公園に対する対応が不足している。

４　かわまちづくり計画におけるパークＰＦＩを活用した施設の維持管理の難しさ

（１）　河川整備後の施設の維持管理をパークＰＦＩという手法で民間企業を指定管理者とする場合、実際に収益を上げることは難しい。民間を活用した維持管理については計画策定の段階から慎重に考えるべきである。

よって、産業建設委員会として「社会インフラにおける官民連携」について、下記のとおり市長に提言する。

記

１．包括的民間委託の導入に向けた事業者との合意形成及び体制の構築

包括的民間委託については、事業者とのコミュニケーションを十分に図り、責任の所在や道路瑕疵に対する過失割合、事業量、事業範囲等詳細について相互理解を深めた上で事業を実施すること。また、市及び建設業における人材不足の現状を踏まえ、事業者の負担が過度に増えることのないよう柔軟に対処するとともに、持続可能な事業の実施体制の構築に努めること。

２．道路、公園等の社会インフラにおける配置や管理の最適化の検討

社会インフラの老朽化が進む一方、技術者やボランティア等の人材不足を見据えると、現状の適正管理を継続することは困難である。少子高齢化の進展や価値観や生活様式の多様化が進む中でEBPM（証拠に基づく政策立案）の手法を活用し、既存の社会インフラの必要性や配置について見直す機会を設けること。

３．公園等環境美化ボランティアへの柔軟な支援

公園、緑地等の管理については、各団体との対話や意思疎通を図り、現場の課題を共有すること。また暑さ対策など支援の方法に柔軟性を持たせ、現物支給のみならず現金支給も選択できるようするなど、活動が持続できる仕組みを構築すること。

４．かわまちづくり計画における適正な施設の維持管理

かわまちづくり計画において、整備後の施設をパークPFI方式で収益を上げながら事業者が維持管理を行うことは難しい。民間と連携した維持管理については、計画策定の段階から利活用の内容や規模などについて、継続性を担保できる最適な手法を多角的に検討すること。

政策条例

亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について

亀山市議会では、真に亀山の子どもたちの今と未来を守る条例制定を目指し、令和元年より条例の制定に着手することとし、取り組んできた。条例の制定に向けて、こどもや市民の声、有識者の意見をいただきながら、調査研究や協議を進めてきた。

そして、令和８年６月定例会において、委員会提出議案として「亀山市こどもがかがやくまち条例」を可決し、成立に至った。（亀山市議会が提出する初めての政策条例である。）

本条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法に基づき、全てのこどもの幸せのために、こどもの権利を保障し、こども施策を総合的に進めることで、こどもが安心して暮らすことができる「こどもがかがやくまち」の実現を目指すものである。

亀山市こどもがかがやくまち条例制定までの経緯について

２０１９年の取組

〇子どもの権利に関する条例立案の提案（１２月１９日全員協議会）

・議員の２名から条例立案の提案があった。

２０２０年の取組

〇検討開始（１月８日政策検討部会、１月２０日全員協議会）

・政策条例の立案に向けて議会として取り組むことを決定した。

〇本市の取組状況の把握（３月１３日政策検討部会）

・市の子どもの権利に係る条例、規則、取組について説明を受けた。

２０２１年の取組

〇三重県子ども条例（２月４日政策検討部会）

・みえ出前トークを活用して、県子ども福祉部少子対策課から子ども条例の制定に向けた検討内容、手順、課題等について説明を受けた。

〇国連・子どもの権利条約の現状と課題（４月２６日議員研修会）

・全議員が山梨学院大学教授荒牧氏から子どもの権利条約の現状と課題、子どもの権利条例の策定に係る課題に関する講演を受けた。

〇子どもの権利と地方自治体の政策についてオンライン研修

（５月１０日、１１日政策検討部会）

・講義１　コロナ禍における学校現場と子どもの権利

・講義２　コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き

・講義３　コロナ禍で見えた学童保育（放課後児童クラブ）の現状と課題

・講義４　子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展

〇有志による今後の進め方の検討（７月９日政策検討部会）

・オンライン行政視察について検討する。

・子どもの意見集約及び聞き取り調査（医療児、不登校、外国人、ヤングケアラー、いじめ、虐待、ＬＧＢＴＱなど多様な意見）、教育委員会との連携について協議する。

２０２２年の取組

〇今後の方向性の確認（２月３日、５月３０日政策検討部会）

・より良い条例制定のため、改選時期にとらわれず、十分な調査議論を進めることとした。

・オンライン行政視察を実施することとした。

〇オンライン行政視察（７月２７日、８月８日政策検討部会）

・川崎市、奥州市、丸亀市の条例の制定過程等について説明を受けた。

〇行政視察報告（１０月４日政策検討部会）

・行政視察を行った３市の視察報告書を確認した。

２０２３年の取組

〇今後の進め方の確認（２月１３日政策検討部会）

・これまでの検討経過の確認とともに、こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行に伴う子ども施策全般への影響に関して執行部から説明を受けることと、子どもに関係する方と意見交換の場を持つという２本柱で検討を進めていくことを確認した。

〇意見交換の相手方の検討（４月２０日政策検討部会）

・意見交換の相手方として「子どもに関する団体」の洗い出し、リスト化を行う。

・子ども条例の制定に向けた取組リーフレットを広報に折込み、回覧する。

・部会員が独自に勉強を進める。

〇意見交換の相手方の検討及び周知用リーフレットの作成（６月１日政策検討部会）

・「子どもに関する団体」を抽出し、７団体程度に絞り込みを行う。

・子どもの権利条例の制定に向けた取組周知用リーフレットの修正。

〇意見交換の相手方との日程調整及び周知用リーフレットの確認（７月５日政策検討部会）

〇周知用リーフレットの完成（７月１４日政策検討部会）

〇こどもの権利条例説明用ページ公開（７月２０日政策検討部会）

〇政策条例意見交換会「不登校のこどもと親と地域の会でんでん」

（７月３１日政策条例意見交換会）

〇議会だより令和５年８月１日号と同時に周知用リーフレット配布

（８月１日政策検討部会）

〇こども家庭庁職員を講師とし「こども家庭庁とこども基本法」をテーマにオンラインで議員研修会を開催した（８月３日議員研修会）

〇政策条例意見交換会「亀山市学童保育連絡協議会」（８月７日政策条例意見交換会）

〇政策条例意見交換会「ＮＰＯ法人　ぽっかぽかの会」（８月８日政策条例意見交換会）

〇政策条例意見交換会「亀山市ＰＴＡ連合会」（１０月１６日政策条例意見交換会）

○アンケート調査及び意見交換の進め方について（１０月２３日政策検討部会）

○政策条例意見交換会「各小学校児童会」（１０月２４日政策条例意見交換会）

○政策条例意見交換会「各中学校児童会」（１１月２日政策条例意見交換会）

２０２４年の取組

○政策条例意見交換会「徳風高校、亀山高校」（２月６日政策条例意見交換会）

○アンケート調査票、アンケートスケジュール等を確認（２月６日政策検討部会）

・最新の他市の条例を参考に条例の構成を検討

○政策条例意見交換会「未就学児の保護者（幼稚園・保育園）」

（２月１９日政策条例意見交換会）

○アンケート調査票を確認（２月１９日政策検討部会）

○意見交換会での意見を総括し、条例の権利に係る部分について検討

（４月１６日政策検討部会）

○条例案の章立てや前文、目的、こどもの権利等の項目について検討

（５月１０日政策検討部会）

○「第２章こどもの権利」の項目について検討（５月２９日政策検討部会）

○アンケート調査結果を確認し、「第２章こどもの権利」の項目について検

討するとともに、外部有識者との関わりについて確認（７月１２日政策検討部会）

○「前文、第１章総則」の項目について検討（７月２５日政策検討部会）

○条例案について、外部有識者との意見交換を実施（８月２０日政策検討部会）

○任期２年が経過したことにより、部会員の交替とともに副部会長の互選を実施

（１１月１４日政策検討部会）

２０２５年の取組

〇外部有識者との意見交換を受け、条例案（前文、第１章、第２章）を修正

（１月３０日政策検討部会）

〇外部有識者との意見交換を受け、条例案（第３章から第６章まで）を修正

（２月２１日政策検討部会）

〇条例案全体（前文から第６章まで）を確認し、修正（４月２３日政策検討部会）

〇条例案に対する執行部の意見を確認（５月２６日政策検討部会）

〇条例案に対する逐条解説案を検討（６月２４日政策検討部会）

〇条例案に対する逐条解説案を検討（７月１１日政策検討部会）

〇条例案に対する例規審査結果、逐条解説案に対する有識者意見を確認し、一部修正
（８月１９日政策検討部会）

２０２６年の取組

〇条例案に対する意見について対応を検討（１月９日政策検討部会）

〇条例案に対する意見について執行部と協議（１月２８日政策検討部会）

〇条例案及び逐条解説案を一部修正（２月２０日政策検討部会）

〇条例案及び逐条解説案の一部修正、パブリックコメントの実施を確認

（４月２０日政策検討部会）

〇パブリックコメントの意見に対する対応について協議し、条例案を確認

（５月２９日政策検討部会）

〇議会から提案する条例案を確認（６月１１日全員協議会）

〇亀山市こどもがかがやくまち条例を議決（６月２４日本会議）

〇条例制定に伴う対応等について確認（８月６日政策検討部会）

・条例第２１条の解釈について、市は教育民生委員会に基本計画の推進状況を毎年報告して情報共有を行い、これを受けて教育民生委員会が監視、評価及び提言を行うと整理した。

・逐条解説の追加修正については、追加修正があった場合は、担当部長から正副議長に報告して対応することとした。

（２）２０２６年議会改革の取組について

①完了した検討課題

・検討課題４７　子ども議会の実施について

子ども議会を含む今後の主権者教育の推進については、主権者教育部会が担うこととなったため、検討部会としてのカルテの取り扱いを完了することとする。なお、今後は「検討課題５３　主権者教育の推進について」とするカルテを新たに起こし、主権者教育部会が中心となり所掌する。

・検討課題４８　オンライン会議の実施について

・検討課題５０　議員の介護休暇・介護時間及び育児休暇について

災害や感染症などが発生した場合に加え、育児、介護その他のやむを得ない事由により委員が参集できない場合もオンライン会議を開催することができるよう、会議規則及び委員会条例の一部を改正し、関係する他の例規や申し合わせを整備した。今後、新たに協議すべき課題が生じた場合は、新たにカルテを作成することとし、現在のカルテについては完了とする。

・検討課題４９　議会の情報化について

亀山市議会情報セキュリティ基本方針を策定し４月１日付けで公表するほか、オンライン会議に伴う関係例規の整備を行うなど、一定の成果が得られたため、今後、新たに協議すべき課題が生じた場合は、新たにカルテを作成することとし、現在のカルテについては完了とする。

②着手中の主な検討課題

・検討課題２７　新たな議決項目の必要性について

立地適正化計画を含む、パブリックコメントを要する各種計画全般について、議決事件として追加すべき計画があるかどうか、引き続き協議することとし、基本条例の改正に向けて来期以降も協議を続けることとする。

・検討課題３１　議会基本条例の検証及び見直し手続きの手順書の作成等について

令和８年９月定例会において、議会が、これまで以上に市民の多様性を尊重すること、また、災害・感染症の発生時においても議会の機能を維持するための体制整備を図ることなどを目的に、基本条例の一部を改正した。

一方で、基本条例の検証については、令和４年度に実施した手法を基本として令和８年度に行ったが、実施周期や具体的な評価検証のあり方についてはいまだ確立していないため、引き続き協議を進めていく。

・検討課題５３　主権者教育の推進について

令和８年度においては、中学生を対象とした子ども議会の実施はせず、これまでの検証を行うこととし、次期に向けて、対象や実施手法など子どもの意見表明の場の在り方について改めて協議することとした。

一方で、子どもの意見表明の場の創出のため、議会だよりやホームページにより出前授業の実施を案内し、神辺小学校６年生を対象に出前授業・ワークショップを行ったほか、市内小学生の議場（委員会室）見学時においては、議員が直接案内した。また、夏休み期間を利用し、図書館において、中学３年生を対象に交流会を行った。

令和９年度子ども議会は、実施手法・対象学年の検討や執行部・学校との調整など、検討事項はあるが、出前授業や議場見学などを並行して実施しながら、子ども議会を実施する方向で進めることを確認し、申し送ることとした。

令和８年度　議場見学

【開催日時】

①令和８年５月　８日（金）　亀山東小学校　小学３年生

②令和８年５月１４日（木）　亀山西小学校　小学３年生

③令和８年７月　２日（木）　神辺小学校　　小学３年生

【説明内容】

〇議場の見学

〇委員会室の見学

・市議会の仕事

・議員の仕事

令和８年度　出前授業

【開催日時】

①令和８年７月１日（水）　神辺小学校　小学６年生

【説明内容】

・亀山市こどもがかがやくまち条例
・亀山市の概要
・亀山市の仕事
・二元代表制
・市議会の仕事
・議員の仕事
・ワークショップ（亀山市の未来を考えよう）

令和８年度　３中交流会

【開催日時】

①令和８年８月９日（日）　図書館　中学３年生

【内容】

・アイスブレイク（交流ゲーム）
・亀山市こどもがかがやくまち条例
・亀山市の概要
・亀山市の仕事
・二元代表制
・市議会の仕事
・議員の仕事
・ワークショップ（図書館の利用を考えよう）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H25- 5-10

検討課題	1	総合計画後期基本計画の審査の方法について（予算決算常任委員会の設置について）
区　　分		A
関連条例内容		（議会の議決事件） 第１１条　法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件については、次のとおりとする。 (1)　地方自治法の一部を改正する法律(平成２３年法律第３５号)による改正前の法第２条第４項に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の変更(軽微なものを除く。)又は廃止 (2)　基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止 (平２３条例２３・一部改正)
検討内容		議会の議決事件として追加した、基本計画の審査の方法についての検討。 H23-11-22第３回検討部会提起、H24-1-20第４回検討部会決定　H24-1-30議運委で協議、設置決定

現状分析	議論する内容	対応内容
①平成１２年の地方自治法改正で、これまで人口段階別の常任委員会数の制限規定が廃止され、その数を条例で定めることとなった。 ②平成１８年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となった。 ③平成１９年の予算特別委員会から、議長と監査委員を除く全議員での審査とした。 ④基本条例制定前は、地方自治法の規定により、総合計画の基本構想についてのみ議会の議決事件であった。 　本会議の議案質疑と総務委員会に付託しての議論。 ⑤基本条例制定で、基本構想に加え、基本計画も議決事件に加えた。 　基本計画の審査を行う委員会を決定していなかった。	①議会の議決事件として追加した、基本計画の審査を行う委員会についての検討。 ②複数常任委員会への取り組みを行う。	①平成１８年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となったことを受け、予算決算常任委員会の設置を検討。 　特別委員会では、定例会の会期中しか設置できない（設置の目的を果たしたことになるため。）が、常任委員会化で、通年での設置が可能になった。 ②特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件を審査するもので、予算や決算のように毎年出される議案については、本来常任委員会で審査をするものとの見解あり。 ③委員についても、議長を除く全議員とする。

予算決算常任委員会の設置について

●議長を除く全議員で、予算決算常任委員会を設置する。

●委員について、議長を除く全議員としたが、このことは議会基本条例第４条２項では、議会は執行機関の事務の執行に関し、監視および評価するよう議会運営に努めなければならないと規定している。

　このことから、議会の重要な役割である監視評価を議員全員で行うことで、議会の責任を果たしていくとの考え方である。

●予算と決算の特別委員会を一本化することで、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。
●補正予算の審査は、詳細な審査は各分科会で行い全体審査として予算決算委員会において、各分科会の会長報告を行い、その報告に対する質疑後、討論・採決を行うことで、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。
●補正予算について、従来常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の審査しかできなかったが、分科会審査後、全体審査を行うことで、他の委員会の所管事項でも全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

■検討経過日程
H23-11-22　第３回検討部会提起
H24-1-20　第４回検討部会決定
H24-1-30　議運委で協議、設置決定、予算決算委員会内規決定
■別紙１、予算決算委員会内規

亀山市議会予算決算委員会内規

（趣旨）

第１条　この内規は、予算決算委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審査する議案）

第２条　委員会は、予算議案、決算議案、基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案等の審査を行うものとする。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、議長を除く議員２１人で構成するものとする。

（分科会の設置）

第４条　亀山市議会会議規則（平成１７年亀山市議会規則第１号）第９６条の規定により、委員会に分科会を置く。

２　分科会の名称及び所管は次のとおりとする。

分科会名称	所　　管
総務分科会	総務委員会の所管に関するもの
教育民生分科会	教育民生委員会の所管に関するもの
産業建設分科会	産業建設委員会の所管に関するもの

（分科会の所属）

第５条　委員の分科会の所属は、委員が所属する常任委員会と同一とする。

（会長及び副会長）

第６条　分科会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、それぞれ所管の常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行うものとする。

（審査）

第７条　各会計の当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査は、委員会における審査（以下「全体審査」という。）により行うものとする。

２　全体審査については、議案の説明を受けた後、総括質疑、個別質疑の順に質疑を行い、委員間の自由討議及び討論を経て表決を採るものとする。

３　各会計の補正予算に係る議案の審査は、委員会において各分科会へ分担し、各分科会における審査（以下「分科会審査」という。）により行うものとする。

４　分科会審査は、議案の説明を受けた後、質疑及び委員間の自由討議を行うものとする。

５　各分科会の会長は、議案の審査が終了したときは、審査経過の報告書を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において報告するものとする。

６　委員会では、各分科会の会長報告に対する質疑、委員間の自由討議及び討論を経て、表決を採るものとする。ただし、質疑については、各分科会の会長から報告があった部分（審査の経過）のみ質疑することとし、議案の内容には及ばないものとする。

（理事会の設置）

第８条　委員会及び分科会の運営に関する次の事項について協議又は調整を行うため、委員会に理事会を置く。

（１）議案の審査又は調査の日程等に関する事項

（２）総括質疑等の実施の有無及び質疑者の順序、質疑時間等に関する事項

（３）付託議案の取扱いに関する事項

（４）前３号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項

２　理事会は、委員会の委員長及び副委員長並びに理事で構成する。

３　理事は、委員会の委員長又は副委員長の属する会派以外の各会派から１人を選出する。

４　理事会は、委員会の委員長が招集し、会議を主宰する。

５　理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

６　理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（審査結果の報告）

第９条　委員会の審査結果については、委員長が本会議において報告するものとする。

（その他）

第１０条　この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この内規は、平成２４年 ３ 月 ７ 日から施行する。

附　則

この内規は、平成２５年１２月１８日から施行する。

予算決算常任委員会の設置に至る経緯

【背　景】

◎平成１２年の地方自治法の改正により、これまで人口段階別の常任委員会数の制限の規定が廃止され、その数を条例で定めることとなった。

◎平成１８年の地方自治法の改正により、議員の複数常任委員会への所属が可能となった。

◎平成１９年の予算特別委員会から、これまで予算特別委員会と決算特別委員会で委員を半数ずつ分けていたのを、議長と監査委員を除く全議員で審査することとした。

◎議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする議案不可分の原則がある（行政実例は、議案一体の原則から分割付託は認めていない。）が、これまで、各会計補正予算については、各常任委員会に分割付託している。（分割した場合には予算案の一部であって、予算案とは言えない）

◎特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件等を審査するものであり、予算や決算のように毎年出される議案については、本来、常任委員会で審査するものである。

【メリット】

◎議会運営の原則を議会基本条例第４条第２項では、議会は執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価するよう議会運営に努めなければならないと規定している。
執行機関の事務事業の成果、課題などをチェック・評価していくことは議会の重要な役割であり、議員全員で行うことによって、議会としての責任を果たしていくことができる。

◎予算特別委員会と決算特別委員会を一本化することにより、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。

◎補正予算の審査について、詳細な審査は各分科会で行うが、全体審査として予算決算委員会において各分科会の会長報告を行い、その報告に対する質疑の後、討論及び採決を行うことから、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。

◎補正予算について、従来の常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の所管事項しか審査することができなかったが、分科会による審査の後、全体審査を行うことにより、他の委員会の所管事項についても全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

※ 議案不可分の原則

議案は、一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする原則。
特に、予算案は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用を内容とするもので、その全体で一つの議案であり、これを分割した場合には予算案の一部であって、予算案とは言えない。

予算決算委員会の審査フロー

３月及び９月の予算（補正を含む）・決算議案、総合計画基本構想・基本計画

本会議にて予算決算委員会へ付託

予算決算委員会の開催（補正予算を各分科会へ分担）

第２・３委員会室

三分科会の開催

第１委員会室

補正予算の議案説明

質疑

委員間の自由討議

三常任委員会の開催（補正予算以外の議案）

第１委員会室

分科会終了後、委員会に切り替える

補正予算以外の議案の説明

質疑

委員間の自由討議

討論

採決

請願審査等

提出資料の説明

一般質問

インターネット録画配信

予算決算委員会の開催

第２・３委員会室

議案の説明

総括質疑

個別質疑

委員間の自由討議

討論

採決

分科会会長報告

分科会会長報告に対する質疑

委員間の自由討議

討論

採決

本会議にて委員長報告

６月及び１２月の補正予算議案の審査

本会議にて予算決算委員会へ付託

第２・３委員会室

予算決算委員会の開催（補正予算を各分科会へ分担）

第１委員会室

三分科会の開催

補正予算の議案説明

質疑

委員間の自由討議

第１委員会室

三常任委員会の開催（補正予算以外の議案）

分科会終了後、委員会に切り替える

補正予算以外の議案の説明

質疑

委員間の自由討議

討論

採決

請願審査等

提出資料の説明

一般質問

第２・３委員会室

予算決算委員会の開催

分科会会長報告

分科会会長報告に対する質疑

委員間の自由討議

討論

採決

本会議にて委員長報告

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H25- 5-10

検討課題	市長が提案する重要な政策の定義について
区　　分	A
関連条例内容	（市長の提案説明） 第１０条　議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1)　政策等を必要とする背景 (2)　提案に至るまでの経緯 (3)　他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4)　市民参画の実施の有無とその内容 (5)　亀山市総合計画との整合性 (6)　財源措置 (7)　将来にわたるコスト計算 ２　議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。
検討内容	市長が提案する重要な政策について、具体的な定義についての検討。 H24-4-20第５回検討部会提起、H24-8-30第７回検討部会決定

現状分析	議論する内容	対応内容
①条例制定までに市長が提案する重要な政策についての定義が議論できていなかった。 ②理事者側からも条例制定段階で具体的な定義について説明を求められていた。	①市長が提案する重要な政策についての定義を検討し決定する。	①H24-5-25第６回検討部会において、企画部長、総務部長を招き、市の政策の考え方について意見交換を行う。 ②（株）ぎょうせいと委託契約を行い、重要な政策についての考え方について検討を依頼。 ③市の考え方、ぎょうせいからの報告に基づき、重要な政策の定義内容を検討。

【重要な政策の定義】については次の通りとする

●１０条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。（下図「亀山の森」参照）

●「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。

「事業」についての議会の議論は、第１０条第２項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。

■検討経過日程

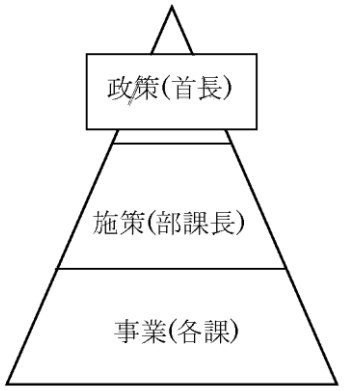
H24-4-20　第５回検討部会提起、H24-8-30第７回検討部会決定

■別紙資料１、「 亀山市議会基本条例第１０条に掲げる「重要な政策」の定義について」

議会改革推進会議第７回検討部会確認事項

＜亀山市議会基本条例第１０条に掲げる「重要な政策」の定義について＞

●１０条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。（下図「亀山の森」参照）
●「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。
「事業」についての議会の議論は、第１０条第２項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。



「亀山の森」

・・政策　（森）
首長が掲げる方向性。マニフェスト。
施策の大綱
・・施策　（林）
政策を実現するための幾つかの枠組み。
基本施策
・・事業　（木）
施策を具体的に展開するための事業。
施策の方向性

【参考】
◆議会基本条例における「政策」とは
議会基本条例制定の動きが活発となった背景の一つに、執行部側の「自治基本条例」又は「まちづくり条例」がある。自治基本条例では、まちづくりのプロセスにおいて、その素案段階から住民が参画することによる自主的なまちづくりという意義と、策定されたプロセスの進捗管理を住民も参画して自ら検証する仕組みづくりという意義がある。
この場合において、議会の役割は何か？⇒まちづくりのプロセスにおける基本的方針（方向性）が誤っていないか（独断的になっていないか、偏向的になっていないか）を監視評価することにあり、プロセスの中身までを持ってきて議論することではないという流れが主流（不祥事等、住民に説明が必要なケースは別）。
⇒　議会基本条例を定めている状況下で位置付けられる「政策」とは、首長含め、執行部側から提示される基本方針と捉えるべきである。
但し、議論の過程で発生する資料や、プロセスを明記した資料を拒むものではない。
執行部が示す方向性に対して議論を深めるべきであり、その手続きは首長の責任のもとに進められるべきである。
◆「政策」の定義（村松憲行：NOMA）
「政策とは、国や地方自治体が政府として、そこに抱える問題の解決を図り、国民や住民のより良い生活環境を維持、創造するために示された方向と対応策を示すものである」
方向や対応策の前提は、国や地域に発生する、または発生するだろうという問題です。対応策には、「私たちの自治体はどういう状態を創り出そうとしているのか」という進むべき方向、つまりビジョンがあり、それに基づく具体的な政策的課題を戦略として示すことが必要になります。地方分権が進展する中では、この「政策」を地方自治体が自らの力で創り上げなければならなくなっているのです

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H25- 5-10

検討課題	各種審議会等への議員派遣について
区　　分	A
関連条例内容	（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容	各種審議会等への議員の派遣の是非についての検討。 H23-11-22第３回検討部会提起、H24-11- 2第８回検討部会で考え方を決定　H25-2-18第１０回検討部会で最終確認

現状分析	議論する内容	対応内容
①議員派遣の委員会は、 ア）上位法令で必置のもの 亀山市都市計画審議会（都市計画法） 亀山市民生委員推薦会（民生委員法） イ）亀山市条例で議員と明記のもの 亀山市総合計画審議会（総合計画審議会条例） 亀山市水道水源保護審議会（水道水源保護条例） 亀山市住居表示審議会（住居表示審議会条例） 亀山市廃棄物減量等推進審議会（廃棄物の処理及び清掃に関する条例） ウ）規約・要綱で議員と明記のもの 亀山市森林管理協議会（森林管理協議会要綱） 亀山市農業振興地域整備促進協議会（農業振興地域整備促進協議会要綱） 亀山市農業再生協議会（農業再生協議会規約） エ）条例・規程で識見を有するものと明記 亀山市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法、	①各種審議会に議会からの派遣が必要か、派遣の是非について検討 ②４条での議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保する点、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないの視点からの議論とする。	①（株）ぎょうせいと委託契約を行い、各種審議会等への議員派遣についての考え方について検討を依頼。 ②ぎょうせいからの報告に基づき、基本的な考え方を検討。 ③H24-11-2第８回検討部会で基本的に議員を派遣しないことを確認。但し、上記法令に必置義務のあるものは除外する。 ④H24-11-12議長より市長に議員を派遣しない旨口頭にて申し入れ。 ⑤H24-11-20付けで総務部長名で申し入れに対する検討結果意見書が提出される。 ⑥H25-1-10検討結果意見書に対し、議会の意見を議長名で送付。 ⑦H25-1-29付けで、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」との議会の意見に対し、基本的に尊重する旨の回答が提出される。

現状分析	議論する内容	対応内容
国民健康保険条例） 亀山市社会福祉協議会（社会福祉協議会評議員選任規程）…H24.9.13代表者会議で派遣せず 亀山市行政改革推進委員（行政改革推進委員会条例）…H24.6.13代表者会議で派遣せず オ）その他（監事） 亀山市土地開発公社（土地開発公社定款）		⑧H25-2-18第１０回検討部会で最終確認。３月定例会で条例改正を提案。 規則・要綱についても所要の改正を行う。

各種審議会等への議員の派遣の基本的な考え方について

①各種審議会等への議員派遣をしないことについて

●コンサルタント契約の（株）ぎょうせいの見解により、委員会や審議会への議会からの委員派遣については、二元代表制の視点、議会の役割、行政への監視評価の視点、議決を伴う案件への視点等を勘案する必要があるとのこと。

特に議会基本条例を策定している議会ほど改善検討が進行しているとのこと。この背景としては、基本条例に議会の役割を定義したこと（基本条例第４条議会運営の原則）、理事者側に議論における必要資料の提示を求めていること（基本条例第１０条市長の提案説明）などから、議会の議論の前段となる政策議論に議員が加わるべきでないとの議論が増大しているのが現状。基本条例制定を理由に、執行部側への委員の派遣を中止した団体もでている。

議会基本条例を策定した議会は、「議会の役割」を明確に定義し、有権者に広く周知・アピールしているからこそ、執行部側の組織する審議会や策定委員会等には関わるべきではない。しかし、議会は審議会や策定委員会等において議論された内容を知る必要は有り、また、その内容を確認した上で、執行部側がまとめた案に対して、委員会等での議論が反映されているのか、住民の声が反映された内容になっているのかを検証、さらにはその進捗を議会全体で監視評価していく責務もあるものと考える。

●自治日報社の「議会運営の実際」でも、審議会等への委員には就任しないことが望ましいとしている。

議員が委員として参加した審議会等の答申等を参考にして長が議案を作成し議会に提案したとき、委員となった議員は議案審査で鋭い質疑を行うことが出来なくなり、他の議員も議員が参加し作成した議案の審議には遠慮がちにもなり、これでは議員が委員に就任することで議会の審議権を抑制することになり、議会の役割を十分に果たせなくなる。

委員に就任することは議会の監視権、審議権行使に支障があることから、最近は法令に定めるものを除き委員を辞退する議会が多くなりつつある。

●これらの見解により、上記法令に必置義務のあるものを除き、基本的には議員を派遣しないこととする。

２．各委員会への見解について

●今回、派遣について見解を求められている審議会、協議会から最終的に提出される計画について、確認が必要。この計画により、事業にどのように影響があるのかの確認も必要。これ迄各策定時に議会への説明についてどのように考えてきたのかについても確認。

●審議会や協議会への委員での派遣ではなく、議論の最終段階で議会の関与が必要であれば、常任委員会での議論としたい。

●議論の後、議案として提出される協議会については特に、議会からの委員の派遣でなく、議案提出までの事前説明や議案提出後での議会での審査に委ねたい。

●外郭団体についての委員の派遣は、外郭団体自体の議論が行えないことから、委員派遣で事業内容の把握が出来る面はあるが、逆にこれ迄議論が出来ないとしていたことから、決算時等においての事業報告や質疑が出来る体制作りが重要な点ではないか。この点についても今後執行部との協議を重ねたい。

【懸案事項】

●議会が委員派遣ではなく、今後どのように執行部の案に対して議論を行っていくのか、関与について今後執行部と議論を重ねていく必要があるものと考え、検討部会でも関与についての議論を行っている段階で、早急に考えのとりまとめを行うものとする。

■検討経過日程
H23-11-22　第３回検討部会提起
H24-11- 2　第８回検討部会で考え方を決定
H24-12- 4　第３回議会改革推進会議で検討部会での基本的に派遣しない旨の決定内容について報告
H25-1-21　第４回議会改革推進会議で議会の意見内容を確認
H25-2-18　第10回検討部会で最終確認
■別紙１、各種審議会・委員会一覧表

各 種 審 議 会 ・ 委 員 会 一 覧 表

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会条例改正
〔法必置のもの〕								
1	亀山市都市計画審議会	4	まちづくり計画室	都市計画法（法設置） 亀山市都市計画審議会条例		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
2	亀山市民生委員推薦会	14 （議長、教民委員長）	地域福祉室	民生委員法（法設置） 亀山市民生委員推薦会委員定数規則		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
〔議会議員と明記されているもの〕								
3	亀山市総合計画審議会	2	企画政策室	亀山市総合計画審議会条例	○	基本構想自体、地方自治法上では策定義務もなくなり、今後策定を行うのかの判断や、その際議決事件に組み込み、条例改正を行うのか等の議論も現段階では不明な点も多くあることから、その時点で議論を行いたいと考える。	第2次総合計画（平成29年度～）の策定準備が必要となる平成26年度に検討する。	
4	亀山市水道水源保護審議会	7 （産建委員長）	上水道室	亀山市水道水源保護条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市水道水源保護条例について、所要の改正を行う。	◎
5	亀山市森林管理協議会 （森林ｿﾞｰﾆﾝｸﾞ協議・環境創造事業の認定）	16 （産建委員長）	森林・林業室	亀山市森林管理協議会要綱	○	協議における専門性の高さや、予算審議でも十分に議会からの意見反映は行えるとの観点から議会からの委員の派遣を中止しても影響はないものと考える。	議会の意見を受け、亀山市森林管理協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
6	亀山市農業振興地域整備促進協議会 （農用地区域からの除外の是非等）	18 （産建正副委員長）	農政室	亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱	○	市における取り組みは多くの項目が予算化されており、3月の予算審議で議論が出来ることや、予算確定後の常任委員会での所管事項説明において、当該年度の市の取り組む事業内容等についての説明をもらうことで、議会からの意見も表明できるのではないかと考える。この議論の内容を次年度への意見反映としてもらうとの観点から、議会からの委員の派遣を中止しても支障ないではないのか。	議会の意見を受け、亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
7	亀山市農業再生協議会	（会員・産建委員長）	農政室	亀山市農業再生協議会規約	○	議会からの委員派遣を中止しても支障ないものと考える。 また、議会における農業政策に関する議論の場の設定については、一昨年も産業建設委員会の所管事務調査で農業問題を取り上げており、農業部門を所管する産業建設委員会での議論の場の設定については前向きに取り組んでいきたいと考える。	議会の意見を受け、亀山市農業再生協議会規約の改正について、1月24日開催の協議会総会に議案として提出し、可決された。	
8	亀山市住居表示審議会	案件があり次第、委嘱 （議長、総務委員長）	市民相談協働室	亀山市住居表示審議会条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市住居表示審議会条例について、所要の改正を行う。	◎
9	亀山市廃棄物減量等推進審議会	19 （議長、産建委員長）	廃棄物対策室	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第8条)		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、所要の改正を行う。	◎

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会条例改正
〔識見を有するもの等〕								
10	亀山市国民健康保険運営協議会	15 （総務委員長、他1）	保険年金室	国民健康保険法 亀山市国民健康保険条例	○	運営協議会で保険料の改正の議論も行われ、その後、議案となって議会へ提出されることとなるので、議案の素案議論に議会の議員が参加することとなり、議案提出後の議案審査への影響がないとは言えない。 議案審査前に議会としての意見が必要なら、所管の常任委員会での内容の説明や意見聴取は可能ではないのかと考える。	条例等の改正は必要ないため、担当室において、議会の議員以外から公益を代表する委員を委嘱する。	
11	亀山市社会福祉協議会	（評議員・教民委員長）	社会福祉協議会	亀山市社会福祉協議会評議員選任規程		H24.9.13代表者会議で派遣しないことで決定		
12	亀山市行政改革推進委員	10 （副議長）	行政改革室	亀山市行政改革推進委員会条例		H24.6.13代表者会議で派遣しないことで決定		
〔その他〕								
13	亀山市土地開発公社	（監事・副議長）	用地管理室	亀山市土地開発公社定款	○	現在は、事業計画のある中での用地の先行買収が主な事業となっており、独自に土地を開発する等の事業は行っていない。 事業の健全性の判断であれば、所管の常任委員会で事業内容の説明を行えば良いのではないのかと考える。	規約等の改正は必要でないため、担当室において、現監事の取扱いを議会と協議し、議会の議員以外から監事を任命する。	

各 種 審 議 会 ・ 委 員 会 一 覧 表

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会条例改正
〔法必置のもの〕								
1	亀山市都市計画審議会	4	まちづくり計画室	都市計画法（法設置） 亀山市都市計画審議会条例		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
2	亀山市民生委員推薦会	14 （議長、教民委員長）	地域福祉室	民生委員法（法設置） 亀山市民生委員推薦会委員定数規則		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
〔議会議員と明記されているもの〕								
3	亀山市総合計画審議会	2	企画政策室	亀山市総合計画審議会条例	○	基本構想自体、地方自治法上では策定義務もなくなり、今後策定を行うのかの判断や、その際議決事件に組み込み、条例改正を行うのか等の議論も現段階では不明な点も多くあることから、その時点で議論を行いたいと考える。	第2次総合計画（平成29年度～）の策定準備が必要となる平成26年度に検討する。	
4	亀山市水道水源保護審議会	7 （産建委員長）	上水道室	亀山市水道水源保護条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市水道水源保護条例について、所要の改正を行う。	◎
5	亀山市森林管理協議会 （森林ｿﾞｰﾆﾝｸﾞ協議・環境創造事業の認定）	16 （産建委員長）	森林・林業室	亀山市森林管理協議会要綱	○	協議における専門性の高さや、予算審議でも十分に議会からの意見反映は行えるとの観点から議会からの委員の派遣を中止しても影響はないものと考える。	議会の意見を受け、亀山市森林管理協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
6	亀山市農業振興地域整備促進協議会 （農用地区域からの除外の是非等）	18 （産建正副委員長）	農政室	亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱	○	市における取り組みは多くの項目が予算化されており、3月の予算審議で議論が出来ることや、予算確定後の常任委員会での所管事項説明において、当該年度の市の取り組む事業内容等についての説明をもらうことで、議会からの意見も表明できるのではないかと考える。この議論の内容を次年度への意見反映としてもらうとの観点から、議会からの委員の派遣を中止しても支障ないではないのか。	議会の意見を受け、亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
7	亀山市農業再生協議会	（会員・産建委員長）	農政室	亀山市農業再生協議会規約	○	議会からの委員派遣を中止しても支障ないものと考える。 また、議会における農業政策に関する議論の場の設定については、一昨年も産業建設委員会の所管事務調査で農業問題を取り上げており、農業部門を所管する産業建設委員会での議論の場の設定については前向きに取り組んでいきたいと考える。	議会の意見を受け、亀山市農業再生協議会規約の改正について、1月24日開催の協議会総会に議案として提出し、可決された。	
8	亀山市住居表示審議会	案件があり次第、委嘱 （議長、総務委員長）	市民相談協働室	亀山市住居表示審議会条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市住居表示審議会条例について、所要の改正を行う。	◎
9	亀山市廃棄物減量等推進審議会	19 （議長、産建委員長）	廃棄物対策室	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第8条)		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、所要の改正を行う。	◎

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会条例改正
〔識見を有するもの等〕								
10	亀山市国民健康保険運営協議会	15 （総務委員長、他1）	保険年金室	国民健康保険法 亀山市国民健康保険条例	○	運営協議会で保険料の改正の議論も行われ、その後、議案となって議会へ提出されることとなるので、議案の素案議論に議会の議員が参加することとなり、議案提出後の議案審査への影響がないとは言えない。 議案審査前に議会としての意見が必要なら、所管の常任委員会での内容の説明や意見聴取は可能ではないのかと考える。	条例等の改正は必要ないため、担当室において、議会の議員以外から公益を代表する委員を委嘱する。	
11	亀山市社会福祉協議会	（評議員・教民委員長）	社会福祉協議会	亀山市社会福祉協議会評議員選任規程		H24.9.13代表者会議で派遣しないことで決定		
12	亀山市行政改革推進委員	10 （副議長）	行政改革室	亀山市行政改革推進委員会条例		H24.6.13代表者会議で派遣しないことで決定		
〔その他〕								
13	亀山市土地開発公社	（監事・副議長）	用地管理室	亀山市土地開発公社定款	○	現在は、事業計画のある中での用地の先行買収が主な事業となっており、独自に土地を開発する等の事業は行っていない。 事業の健全性の判断であれば、所管の常任委員会で事業内容の説明を行えば良いのではないのかと考える。	規約等の改正は必要でないため、担当室において、現監事の取扱いを議会と協議し、議会の議員以外から監事を任命する。	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R4.10.7
改　定	R01.08.20、R01.05.10 H28.01.22、H25.12.26、
作　成	H25.08.19、H25.07.26

検討課題	4	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）
区　　分		Ⅳ　－　A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・通年議会の調査について

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会は市長が招集する。（地方自治法101条１項） ・議長または議員定数の1/4以上の者は、市長に対し臨時会の招集を請求できる。（執行部からの議案が無い場合等）（地方自治法101条2～6項） ・亀山市議会の定例会の招集回数は毎年4回とする。（亀山市議会定例会の招集回数に関する条例） ・亀山市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合によりこれを変更することができる。（亀山市議会定例会の招集に関する規則） ・平成21年5月18日、招集に関する規則の一部改正を行い、ただし書きの「都合により変更できること」を追加し、以後会期が長くなる3月や9月は前月の終わりから開会している。	・現在の年４回の定例会から、年間を通して開催する通年議会について、そのメリットデメリットを調査検討し、導入の可否について検討する。	・通年議会の考え方と、導入にあたってのメリット及びデメリットの資料作成。（第13回検討部会での意見） ・通年議会についての調査を㈱ぎょうせいへ委託。 ・通年議会の調査結果について、㈱ぎょうせいより調査資料の説明を受け、内容を確認し、協議の結果、通年議会についての検討は、必要である時期がきた時に再度議論することを確認。（平成28年1月22日第36会検討部会） ・通年議会の検討について、改めて議論することが必要であるとの意見から、再度検討することを決定。また、通年議会の方式やそれぞれのメリット・デメリットについて協議。（平成31年2月6日第54回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
・地方税法等の一部改正に伴う市税条例等の一部改正は、3/31で専決処分されることが多く、承認のみで議論ができない。 ・定例会以外で議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことを理由に市長の専決処分が行われている。 ・定例会の回数を年１回とし、会期を通年とする通年議会を導入する議会がでてきた。 （三重県議会【資料①参照】、四日市市議会） ・通年議会は、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分や、災害などの突発的な事件、緊急の行政課題に対応可能。 ・議会運営委員会が大津市議会を行政視察 （平成25年8月6日）		・通年議会に関連する例規や通年議会を採用している他市議会等について調査し、改めて通年議会のメリット・デメリットについて協議。（令和元年5月10日第56回検討部会） ・通年議会の方式やそれぞれのメリット・デメリット等について確認し、通年議会の検討については、推進会議で集約した意見も踏まえて、再度検討部会で検討することを決定した。（令和元年5月20日第26回議会改革推進会議） ・通年議会の検討については、現時点では導入せず、必要な時期が来た場合に再度議論することを決定。（令和元年8月20日第58回検討部会） ・通年議会の検討については、現時点では導入せず、必要な時期が来た場合に、再度議論することを決定。（令和元年10月23日第27回議会改革推進会議） ・通年議会の検討については、第27回議会改革推進会議において必要な時期が来たとき再度議論を行うことを決定していることから、検討課題を完了する。（令和４年10月7日　議会改革推進会議）

地方自治法

第１０１条　普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

２　議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

３　議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

４　前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

５　第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

６　第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

７　招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.11.27
改　定	H27.10.20、H27.10.14 H26.05.29、H26.01.27 H25.12.26、H25.08.19
作　成	H25.07.26

検討課題	5	議会からの審議会委員への派遣の取扱いについて
区　　分		Ⅱ　－　A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・派遣廃止後の各審議内容の議会での把握、関連団体との議論の場の設置

現状分析	議論する内容	対応内容
・１月10日に執行部からの検討結果意見書に対し議会の意見を送付。 ・１月29日付で、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」という議会の意見を基本的に尊重する旨の回答あり。 ・議員を派遣しないこととしたことから、審議会等の運営に関しチェックできないため、議会として関与する場を設置するため、亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、国民健康保険運営協議会、土地開発公社、亀山市行政改革推進委員会、亀山市社会福祉協議会の６つの団体について、正副委員長会議（H25.4.23）において所管する委員会を決定。 総務委員会（亀山市行政改革推進委員会）	・これまでの委員派遣での議論がなくなったことで、議会として関与できるようにしたい。 ・予算書や決算書が提出される団体について懇談の場の設置の検討。 土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センター ・これらの団体以外で、定期的に懇談をする団体の選定。例えば、農業関係の団体は今回の廃止で議会との懇談の場を求められている。 他に、商工会議所、自治会連合会、ＰＴＡ連合会、子育て関係団体、福祉団体等。 ・議会報告会の広聴機能との関連も議論。	・正副委員長会議で議論。 ・各常任委員会において、各団体との議論の場について協議。（日時、メンバー、テーマ等） ・産業建設委員会が農業振興地域整備促進協議会と意見交換（平成25年8月20日） ・教育民生委員会が国民健康保険運営協議会の関係で担当部と意見交換（平成25年8月27日） ・教育民生委員会が社会福祉協議会の事務局と意見交換（平成25年10月10日） ・協議の場のあり方についてのルールの検討。 （第13回検討部会での意見） ・常任委員会の年間計画を作成し、この中に各団体等との懇談の場を明記できないか ・懇談会後、政策提言まで行く場合の対応は議会報告会と同様の対応を行う。（政策検討会議）

現状分析	議論する内容	対応内容
教育民生委員会（国民健康保険運営協議会、亀山市社会福祉協議会） 産業建設委員会（亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、土地開発公社） ・国民健康保険運営協議会については、条例改正の議案に関連する内容である。 ・他の５つの委員会等は、議案とは関係がなく、チェックできないため、議会として議論の場を設置できないか。 ・３月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターから、事業計画書及び収支予算書が提出されている。 ・６月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターから、事業報告書及び収支決算書が提出されている。 ・外郭団体については、これまで議会では議論できなかった。		・予算書、決算書が議会に提出される「シルバー人材センター」「地域社会振興会」「社会福祉協議会」「土地開発公社」及び相手方から懇談の場の要請がある「農業再生協議会」「農業振興地域整備促進協議会」については、委員会で関与することを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日）正副委員長会議で確認することとする。 ・国保運営協議会、行政改革推進委員会の取り扱いについては保留することとする。（第20回検討部会） ・国保運営協議会は教育民生委員会で、行政改革推進委員会は予算決算委員会で関与することを確認（平成27年8月18日　第33回検討部会） ・国保運営協議会については、教育民生委員会で年１回関与することを決定。（担当部署との意見交換会）（平成27年10月5日教育民生委員会協議会） ・行政改革推進委員会を予算決算委員会で関与することについて、次回の正副委員長会議で確認することとする。（平成27年10月14日第34回検討部会、平成27年10月20日第14回議会改革推進会議） ・行政改革推進委員会については、予算決算委員会で関与することとする。（平成27年11月27日正副委員長会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	6	市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは
区　　分		A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		(市民の参画) 第８条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、　委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・予算決算委員会（当初予算と決算）の審査を１階ロビーで放映できないか。

現状分析	議論する内容	対応内容
・ケーブルテレビにより、平成16年6月から一般質問の生中継と録画放送を開始し、平成22年6月から閉会日の生中継と録画放送を開始し、現在、全ての本会議の生中継と録画を放送している。 ・平成22年9月から、決算委員会のインターネットによる録画配信を開始。	・平成25年9月定例会の予算決算委員会からの放映について	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年9月定例会の予算決算委員会から玄関ロビーのテレビでの放映を開始。

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成23年3月から、予算委員会のインターネットによる録画配信を開始。 ・１階ロビーでは、ケーブルテレビで放映している本会議の生中継を視聴できるが、委員会はケーブルテレビの放映がないので視聴できない。 ・委員会室のハンディカメラと１階ロビーのテレビの間を直接配線すれば視聴可能となる。 ・委員会室のハンディカメラと議場傍聴席にあるカメラ設備の間を配線すれば、ケーブルテレビを通じて、本会議同様ロビーでも視聴可能となるが、あわせてケーブルテレビの全ての加入世帯が生中継で視聴できるようなってしまう。		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	7	機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは
区　　分		A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・委員会視察報告書のホームページへの掲載について

現状分析	議論する内容	対応内容
・各委員会の行政視察の報告は、各委員が提出し、委員会で報告書としてまとめ、議長に提出している。 ・議会だよりに、各委員会の視察内容を掲載している。（文字数の制限があることから、事務局で調整している。） ・各委員会の報告書の内容が、委員間で確認されているのか、所属委員に配布されているのか不明。	・各委員会の報告内容と掲載範囲について。 ・各委員会の報告書の内容（質及び量）をあわせることについて。 ・いつから掲載するか。	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・掲載する方向性が確認されれば、正副委員長会議で内容のすり合わせを行う。 ・常任委員会と議会運営委員会の報告書を掲載。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年10月1日よりホームページで公開。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
改　定	H25-2-26 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	8	議会申し合わせ等の確認について
区　　分		Ⅰ　－　A
関連条例内容		（議員の役割、責務等） 第５条　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２　議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３　議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４　議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		・事務局にて見直し作業中

現状分析	議論する内容	対応内容
・議員に「亀山市議会要覧」を配布している。（平成22年11月） ・事務局において、過去の代表者会議や議会運営委員会等で決定した事項を洗い出し、申し合わせ事項等を確認するなど、リニューアル作業中。	・条例、規則等との関連について。	・平成25年度中に原案の確認。 ・第22回検討部会において、亀山市議会要覧の素案を提出し、さらに精査して最終案とすることを確認。（平成26年7月2日） ・第24回検討部会において、先例集と関連例規をまとめ、議会要覧とし、10月に開催する議会改革推進会議において配布することを確認。（平成26年8月21日） ・第25回検討部会において、亀山市議会要覧の最終案を確認し完了とする。（平成26年10月7日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27-1-11
改　定	H25-12-26
作　成	H25-7-26

検討課題	9	広報機能（ホームページ）の充実
区　　分		Ⅰ　－　Ａ
関連条例内容		(市民の参画) 第８条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・ホームページの内容についても平成２５年度検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成15年、市議会ホームページを開設。 ・平成21年2月にＣＭＳを導入。 ・平成23年12月、議会だより編集委員会を、議会だよりの発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは!市議会です」の監修、広聴機能の充実を図るため、広聴広報委員会に改める。 ・平成25年4月、広聴広報委員会規程を制定し、広聴広報委員会を正式な委員会として会議規則に位置づける。 ・現在の市のホームページは、平成27年1月をもって更新を予定している。 ・広聴広報委員会の研究テーマとして議論をしており、委員会としてデザイン、構成、情報量等をまとめ、予算要求時期までに執行部に提案することとする。	・広聴広報委員会へ委ねる。	・最終報告を議会改革推進会議で行う。 ・広聴広報委員会でホームページのリニューアルの方向性について確認（平成25年11月1日） ・広聴広報委員会で、新ホームページのデザインと構成を確認（平成26年11月21日） ・市議会ホームページをリニューアル（平成27年1月11日）

現状分析	議論する内容	対応内容
・ホームページ更新の基礎資料とするため、議員アンケートを実施。（平成25年7月）		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R2.10.20
改　定	R2.10.12、R1.10.11 H29.02.21、H27.10.14 H27.07.21、H27.02.18 H26.10.07、H26.5.29 H26.01.27、H25.12.26
作　成	H25.07.26

検討課題	10	議会報告会の開催
区　　分		Ⅰ　－　A
関連条例内容		（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・情報及び意見を交換することができる場の開催方法の検討と開催要領の作成（原案作成済） ・報告内容は、「こんにちは！市議会です」を活用（ベース）できないか。 ・議会報告会は、議会からの報告という目的と、市民からの意見を聞くという目的（広聴広報機能）の２つがある。 ・広報機能としては、議会だよりや議会報告番組「こんにちは！市議会です」がある。 ・広聴としては、所管事務調査において市民（団体）との意見交換を行っているが、議会全体での広聴機能の検討が必要 ・新たな広聴として市民アンケートの実施の検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結果、２ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い市長に政策提言を行うこととした。 ・平成23年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体等）との意見交換会を開催することとしている。 ・議会報告会の前段として、平成23年9月定例会から広聴広報委員会監修による議会報告番組「こんにちは!市議会です」を放送している。（ケーブ	・今後の方向性について （フリーテーマ型？政策テーマ型？） ・市民参加について 参加の規模、地区割り等 ・市民アンケートの実施で市民意向の把握について（検討課題カルテ３２） ・広聴機能としての市民アンケートの活用について ・議会報告会という名称についての検討。他の名称、市民との懇談会等。 ・議会報告会の持つ２つの意味、議会活動報告の部分の広報機能と市民から様々な	・市民アンケートでの意見を確認。市民はどの様な意向なのか把握。 ・市民アンケートに盛り込む内容の検討。具体的な内容等については（株）ぎょうせいに依頼。 ・開催規模や地区割りを検討。地域課題をテーマにまちづくり協議会との開催を検討。 ・広聴としての市民からの意見に対し、具体的にどの様に対応するのかの検討が必要。 ・すなわち、政策的に提言する場合について、議員個々での対応でなく、議会としての提言とするため、政策検討会議（仮称）の設置を検討。 ・政策検討会議の具体的な内容は別にカルテを作成する。（検討課題カルテ３５）

ルテレビとインターネット）	意見を聞く広聴機能についての確認。	
現状分析	議論する内容	対応内容
・議会運営委員会で、京都府京丹後市議会（議会改革度全国１位）を視察。(平成25年8月7日) ・議会運営委員会で、滋賀県栗東市、兵庫県淡路市及び大阪府柏原市を視察(平成26年4月23日,24日) ・市議会に対する市民意見・要望の把握等を目的として、市内の20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人に対し、市民アンケート（亀山市議会に関する市民意識調査）を実施。回答率：36%（平成26年7月29日～8月18日） 　市民アンケートの結果、議会報告会の必要性は59.4%が必要と感じながらも、出席については25.6%と半分程度であり、積極的な参加意識までには至っていないことが分かった。（平成26年10月7日第25回検討部会） ・市議会に対する市民意見・要望の把握等を目的として、市内の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人に対し、市民アンケート（亀山市議会に関する市民意識調査）を実施。回答率：32.9%（平成30年8月3日～8月20日）	広聴機能について議論を行う ・対象者について、従来は市民としているが、フリーなテーマで行うのか何らかのテーマを持って行うのかの検討。 ・これに合わせて、例えば地域課題という観点からは、まちづくり協議会との懇談会を模索できないか。 ・議会報告会を行わない場合、市民の声を把握する広聴機能としての市民アンケートの活用についての検討。	・議会報告会について、各会派から意見を集約し協議を行う（平成27年2月18日第28回検討部会） ・四日市市議会議会報告会を見学（平成27年7月6日） ・議会報告会について、各会派から意見を集約し協議を行う。（平成27年10月14日第34回検討部会） ・議会報告会については今後１年間は開催せず、議論を続けることとし、所管事務調査については、さらに充実をさせていくことを確認。（平成27年10月20日　第15回議会改革推進会議） ・議会報告会については今年１年間は開催せず、議論を続けることとし、具体的な手法や議員と事務局の役割等について検討していくことを確認。（平成29年1月25日　第44回検討部会） ・議会報告会については今後１年間は取り組まないが、議論を続けていくことを確認。（平成31年2月6日　第55回検討部会） ・所管事務調査で実施している意見交換会を亀山市議会における広聴活動として位置付けることを確認（令和元年10月11日　第59回検討部会） ・所管事務調査で実施している意見交換会を亀山市議会における広聴活動として位置付けることを決定し、検討課題は「完了」とする。（令和元年10月23日　第27回推進会議） ・所管事務調査における意見交換会の充実のため、正副委員長会議において次の２点を確認した。 ①相手方となる団体等に場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととする。 ②意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるようあらかじめ日時等について周知を図ることとする。 （令和元年11月21日　正副委員長会議） ・令和元年11月21日の正副委員長会議の決定事項をカルテに追記し、改めて検討課題は「完了」とすることを確認。（令和2年10月12日　第63回検討部会）

◆*市民と議会が話し合う場づくり*

・議会のあり方等検討特別委員会において「直接、市民と議会が話し合う場づくり」として、議会報告会の扱いを議論した結果、２ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い、市長に政策提言を行う。

　議会としての議論のあり方を調査・研究し、ある程度、力のついたところで市民への議会報告会を行うこととした。

・議会報告会を行うことは、二つの意味があり、議会報告での広報の部分と、直接市民から様々な意見を聞き、政策に結びつける広聴の部分がある。

・広報については、現在、様々なメディアを通じて提供しており、平成２３年９月からは、定例会をまとめた「こんにちは！市議会です」を広聴広報委員会で作成し、ケーブルＴＶでの放送とインターネットによる配信を行っている。

　また、広聴部分については、「所管事務調査」において行っているが、今後どのように拡大していくのか検討していく。

・議会基本条例第３条の定義では、この条例において「市民」とは市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人、その他の団体をいうことで「市民」の定義を定めた。

・今後、「市民」から、フリーテーマで意見をいただくのか、政策テーマを設けて意見をいただくのか、議会改革推進会議「検討部会」での議論が必要と考える。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	12	議案への賛否の公開について
区　　分		A
関連条例内容		（市民の参画） 第８条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・ホームページへの公開の運用方法の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会だよりにおいて、全ての議案について賛否状況を議員ごと掲載している。（平成21年8月から） ・本会議の採決については、全て原則起立採決とした。（平成24年6月） ・採決時には、議場のカメラにて、全員の賛否状況が確認できるよう撮影し、その映像をケーブルテレビやインターネットで配信している。 ・採決時に、起立しない場合は反対とみなすことを議会運営委員会で確認。（平成25年6月） ・過去に起立採決において、何人立っていたかの情報公開請求があった。議長は、起立多数か起立少数を宣言するが、数は数えない。賛否を明確にするためカメラでゆっくり撮影している。 （例）請願の採決について	・ホームページへの掲載の有無について ・議案の取扱について	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・不具合の内容を確認後、議会運営委員会へ。 ・検討部会で方向性が出れば代表者会議へ。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年10月1日よりホームページで公開。

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成25年6月定例会の採決時に議案名がわかりづらく一部誤解があった。		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H28.11.08
改　定	H28.07.12、H28.04.11 H28.03.11、H25.12.26
作　成	H25.07.26

検討課題	13	反問権の取り扱いについて
区　　分		Ⅱ　－　A
関連条例内容		(議会及び議員と市長等との関係) 第９条　議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。 ２　議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
検討内容		・反問できる者の範囲、反問できる内容、回数を明確化 ・取扱要領の作成

現状分析	議論する内容	対応内容
・反問権の行使について、反問の時間は別枠として取り扱うこととする。（平成22年8月12日議会運営委員会で決定） ・反問権の行使について、本会議及び委員会の次第のマニュアルは作成済。 ・これまでの反問権の行使 ① 平成22年9月定例会（一般質問：市長） ② 平成22年9月定例会（決算委特別員会：教育長） ③ 平成24年9月定例会（予算決算委員会：市長） ④ 平成26年3月定例会（予算決算委員会：副市長） ⑤ 平成27年6月定例会（議案質疑：市長） ⑥ 平成27年9月定例会（緊急質問：市長） ⑦ 平成28年3月定例会（議案質疑：市長）	・事務局で取扱要領の作成後に議論	・県内他市議会の反問権の取り扱いについての調査結果の報告と反問中の時間の取り扱いについて協議した。（平成28年3月11日第38回検討部会） ・反問権の取り扱いについて各会派から意見集約。取り扱いの検討を議会運営委員会に委ねることとする。（平成28年5月25日第40回検討部会） ・反問権の取り扱いについては、議会運営委員会で検証することとし、検証結果が出るまでは現行の取り扱いとする。（平成28年5月27日議会運営委員会） ・反問権の取り扱いについては、議会運営委員で協議し、次のとおり決定した。 ① 執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑・質問時間には含めないこととする。

現状分析	議論する内容	対応内容
		② 反問の回数制限は設けないこととする。 ③ 反問権を行使できる人の範囲は、部長級までとする。 （平成28年11月4日議会運営委員会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H28.10.21
改　定	H27.11.27
	H27.10.20、H27.10.14
	H27.01.28、H26.05.29
	H26.01.27、H25.12.26
作　成	H25.07.26

検討課題	14	議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのか
区　　分		Ⅰ　－　Ａ
関連条例内容		(市長の提案説明) 第１０条　議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1)　政策等を必要とする背景 (2)　提案に至るまでの経緯 (3)　他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4)　市民参画の実施の有無とその内容 (5)　亀山市総合計画との整合性 (6)　財源措置 (7)　将来にわたるコスト計算 ２　議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。
検討内容		・委員会協議会の活用 ・１０年以上の計画 ・実施計画以外の予算計上前の新規事業 ・既存政策の大幅な転換があった場合

現状分析	議論する内容	対応内容
・市長が提案する重要な政策について、その定義が整理された。 ・市の各種計画について、平成25年5月から所管事務概要の資料として提出させ、当該年度に策定改定するものについては説明させ、その時期等を把握できるようにした。	・パブリックコメントを実施する計画への関与について （委員会としての意見が出せないか） ・委員会としての議論のあり方についてどの様なまとめ方を行うのかについて	・当面は、パブリックコメントを実施する計画についての対応を検討する。 ・各年度の改定する計画は５月提出の所管事務概要に添付される。 ・議会からの審議会委員への派遣の取扱いについて（カルテ５）と連動して、常任委員会の年間計画を作成し、この中に計画の策定時期を明記し、議論の時期を確認できないか。 ・議会への提案時期や内容については、正副委員長会議で詳細について検討を図る。

現状分析	議論する内容	対応内容
		・パブリックコメントを実施する各種計画について委員会として関与することを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日） 正副委員長会議で協議して、各委員会の中で年間計画をたてることとする。 ・パブリックコメントを実施する各種計画については、骨子の段階と最終段階の２回説明を聞くこととし、議会としての意見については所管の常任委員会において意見を出し、執行部から回答をもらうことを確認。（平成26年11月28日正副委員長会議） ・パブリックコメントを実施する各種計画の最終素案の説明を受ける時期については、執行部と調整することを確認。（庁議前または庁議後） （平成27年8月18日　第33回検討部会） ・議会が関与する計画等については、パブリックコメントを実施する計画に関して中間の段階と最終素案の２回説明を受けることを基本とするが、毎年５月に提出される各種計画一覧をもとに執行部との協議の中で決定することを確認。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・各種計画一覧の提出時期については、２月の新年度予算説明会の際に提出することとし、関与する計画について、提出された各種計画一覧をもとに執行部と協議して決定することとした。（平成27年11月27日正副委員長会議） ・各種計画の中間案については、基本目標、基本施策、基本施策の方向について説明を受けることとし、併せて前計画との比較ができる資料を提出してもらうことを確認。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	15	予算内示会の場の検討
区　　分		A
関連条例内容		（市長の提案説明） 第１０条　議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1)　政策等を必要とする背景 (2)　提案に至るまでの経緯 (3)　他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4)　市民参画の実施の有無とその内容 (5)　亀山市総合計画との整合性 (6)　財源措置 (7)　将来にわたるコスト計算 ２　議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。
検討内容		・全員協議会の場以外の検討や議場の利用等について検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成24年まで、予算内示会は全員協議会終了後開催しており、会議の位置付けが不明確であった。 ・内示会の招集者は？ ・平成25年2月からは、全員協議会において、市長報告の一つとして当初予算の説明を受けている。 ・平成 24 年 3 月、予算決算委員会を設置した。 ・全員協議会規程の中で、協議事項として「議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの」と規定している。 ・市長が提案する重要な政策について、その定義が整理された。	・予算内示会の位置付けが不確定なため予算決算委員会で対応できないか。	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・方向性の確認後、内示会の運営方法について議会運営委員会で対応。 ・第7回議会改革推進会議にて予算決算委員会を活用することを了承。 ・平成25年12月18日の予算決算委員会において、予算決算委員会内規の一部改正を行い、委員会に理事会を設置して検討することとした。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	16	亀山市議会議会改革推進会議規程の改正
区　　分		A
関連条例内容		(議会改革推進会議) 第１９条　議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。
検討内容		・年１回の定例会の開催（１年間の総括の報告（毎年10月を目途）） ・

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成23年8月に議会改革推進会議と補助機関である検討部会を設置し、以後推進会議は5回、検討部会は12回開催。 ・推進会議の会議は、規程により必要に応じ会長が招集することとなっている。	・年間活動の報告の場として、年１回の定例会の開催について （10月を目途）	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・規程の一部改正。 ・報告書の内容の精査。 ・第7回議会改革推進会議にて規定の一部改正を了承。 ・第8回議会改革推進会議で、議会改革白書2013としてこれまでの総括を報告。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-8-28
改　定	H26-7-2
作　成	H25-12-26

検討課題	17	・機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは
区　　分		Ⅰ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		(市民の参画) 第８条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、　委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・本会議・委員会ライブ中継の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条５項では、議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い､わかりやすい議論を行うよう努めなければならないと規定。 ・２２年９月定例会から予算決算委員会のインターネットでの録画配信がスタート。２５年９月からは玄関ロビーでテレビ放映。	・本会議、予算決算委員会について、インターネットを利用したライブ中継の検討。 ・合わせてタブレット、スマートフォン等でも視聴できるように対応する。	・ライブ配信準備のため、7月に光ケーブルを新設工事（議場内） ・平成２６年８月７日にライブ配信委託契約を締結（パソコン等含む） ・平成２６年８月２８日より運用開始予定。合わせて、タブレット、スマートフォン等でも視聴できるようにする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H29.05.19
改　定	H29.04.11 H29.02.21、H28.10.12 H28.08.09、H28.07.12 H27.10.20、H27.10.14 H27.08.18、H26.10.07
作　成	H25.12.26

検討課題	19	請願者の説明機会について（参考人制度について）
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		(市民の参画) 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・運用方法の検討 ・説明機会の取扱要領の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条３項では、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し､市政に反映できるよう議会運営に努めなければならないと規定。 ・請願議論の際、請願者からの請願内容の説明は行っていない。紹介議員への質問等は行っている。	・請願議論の際には、請願者の希望があれば請願の内容についての説明の機会が設けられないのか検討。	・請願者の意見陳述の場について、他市の状況を調査。 ・㈱ぎょうせいと委託契約を行い、請願者の説明機会についての考え方について検討依頼。（平成26年7月）

現状分析	議論する内容	対応内容
・委員会においては、公聴会、参考人制度を条例で規定している。 ・地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになった。 ・会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることとした。（平成 25 年 3 月 1 日施行） ・公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱等が未整備である。	・公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱を事務局案作成後内容の確認。 ・請願審査時の請願者の意見陳述についての可否について ・請願審査のあり方と紹介議員のあり方について	・第25回検討部会で、㈱ぎょうせいからの請願者の説明機会についての資料を提示。（平成26年10月7日） ・請願審査の運営のあり方を検討。 ・㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日　第32回検討部会） ・推進会議において、全議員が㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日　第14回推進会議） ・（仮称）公聴会開催要綱、参考人意見聴取要綱、請願者説明機会取扱要領の作成に着手することを確認。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・取扱要領（案）を作成し、㈱ぎょうせいに委託している取扱要領の策定支援により精査。 ・取扱要領の策定支援に関する成果品納品。（平成28年3月25日） ・亀山市議会公聴会開催の手続に関する要綱（案）、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱（案）、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規（案）を協議。（平成28年7月12日第41回検討部会） ・参考人招致の手続に関する申し合わせ案及び参考人招致の手続に関する要綱の修正案、請願者の趣旨説明に関する申し合わせ案及び請願者の趣旨説明に関する内規修正案について協議。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成29年1月25日第44回検討部会） ・請願者の趣旨説明に係るフローについて協議し、これまで議論してきた例規関係とあわせて、議会運営委員会の確認をとることとした。（平成29年2月21日第45回検討部会） ・請願者の趣旨説明制度の概要及び関係する例規について、議会運営委員会で確認した。（平成29年4月27日議会運営委員会） ・請願者の趣旨説明制度の概要及び関係する例規について確認し、6月定例会から次のとおり運用を開始することを決定した。（平成29年5月19日議会改

現状分析	議論する内容	対応内容
		革推進会議） ①請願は、議案質疑の前日までを提出期限とする。 ②請願者趣旨説明を希望する場合、又は委員会から請願者に趣旨説明を求める場合、付託先の委員会において、取り扱いを決定する。 ③委員会で趣旨説明の場を設ける決定があった場合、議長から請願者に委員会への出席を要請する。 ④趣旨説明は代表者１人が請願審査の冒頭に５分以内で行う。

１．請願説明
（１）審査における説明
　付託を受けた委員会において、必要があれば、当該請願を紹介した議員の出席を求め、請願の趣旨について説明を聴くことできる。出席を求められた紹介議員は、これに応じなければならない。紹介議員の発言は、説明に限られ、意見を述べることはできない。質疑があれば、答弁することになる。紹介議員への出席要求は、委員会での決議により、日時、場所、請願件名等を記した文書で行うのが適当である。また、委員会は、審査にあたり、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から、意見を聴くことができる。このことは、「標準」都道府県・市・町村議会会議規則や地方自治法などにおいて規定されているが、請願者本人による説明については、規定はない。
（２）請願者の説明
　昨今、議会改革の一環として議会の透明化が進む地方議会においては、請願者に趣旨説明をする機会を設けるようになってきており、市議会の多くで行われている。

２．検討事項
（１）制度詳細検討
　議会のオープン化を進めていくためには趣旨説明の制度化は必要事項と感じられる。ただ、その制度詳細については、幾つかの検討事項を要する。
◎趣旨説明者の特定化
　請願者本人による趣旨説明を実現するのが目的であるが、請願者が団体である場合や複数の個人による共同請願の場合などにおいて、説明者を特定するべきか、複数名による説明を可とするべきかを検討すべきである。これは、必然的に説明時間の検討にも関連する。
　また、紹介議員の発言を可とするか、可とするならば、紹介議員は「標準」都道府県・市・町村議会会議規則に規定のあるとおり説明のみとするのか意見表明も含めて可とするのか。
◎趣旨説明の希望制
　上記では、基本的に請願者自らの意思（希望）によって文書にて申請するのが通例としたが、趣旨説明を必須とすることも検討事項である。
　全国の市議会の事例でみると、必須としている議会は極めて少ない（議員による趣旨説明を必須としている団体もある）。
◎趣旨説明機会の位置付け
　議会のオープン化を主目的として、趣旨説明機会の提供を検討する議会のほか、議会への市民参加を推進するという点を目的とする議会もみられる。
　元々、請願申請（提出）や陳情を以て、議会への市民参加とする考え方が主流であったが、昨今は、その議論過程にも参加することで市民参加推進と考える議会も増えてきた。
　しかしながら、議会は選挙によって選ばれた議員によって構成される議決機関であり、市民がその議論過程に参加すること自体への疑問は拭えない。市民からの付託を受けた議会としての意義を明示するためにも、趣旨説明の機会供与は、議会のオープン化が目的であるとするのが妥当と考えられ、制度化にあたっては、この点を明確にしておく必要がある。
◎ルール化（例規整備）
　運営上のルールを明確にしておくための検討が必要である。先述のように、発言申請手続き、発言者、発言内容、発言時間、出席者の人数等をどのように規定するかを検討しなければならない。また、規定した内容をどのように明文化するかも併せて検討しなければならない。市民等に申請等の手続きを求めることから、議会規則や要綱等による例規整備を図り、広く周知されるべきである。
　多くの市議会において、趣旨説明の機会申請ができるようになってはいるが、その手続き例規が明示されている事例は少ない。

注）これは例規整備をしていないと断定するのは難しい。地方自治体によっては、条例・規則を例規集としてＨＰ上に公開し、要綱等は原則搭載しない団体もあるため、例規整備の有無は判断できないためである。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
改　定	H26-7-2
作　成	H25-12-26

検討課題	20	議員定数１８名での運営について①
区　　分		Ｉ　－　Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・委員会運営のあり方の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条６項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定。 ・現在は委員会条例で、４つの常任委員会を設置。総務委員会８名、教育民生員会７名、産業建設委員会７名、予算決算委員会２１名。 ・２４年３月から、常任委員会の複数の所属では、予算決算委員会の設置で二委員会への所属をしている。	・２６年１１月より、議員定数が現在の２２名より１８名に変更されるため、常任委員会のあり方について検討。 ・委員会の数、委員数、所管内容等について検討。	・平成26年4月23日、24日、議会運営委員会で、人口規模が同程度で、議員定数が18人である滋賀県栗東市(3委員会)、兵庫県淡路市(2委員会)、大阪府柏原市(複数委員会所属)を視察。 ・第22回検討部会において、18名での委員会運営を議論するため、委員会の比較表を資料として提出し、各会派にて議論後、意見集約を行うこととする。（平成26年7月2日） ・第23回検討部会で、各会派からはそれぞれの意見があったため、代表者会議に委ねることとする。（平成26年7月25日） ・8月28日に開催した代表者会議において、委員会数は3委員会とし、委員の定数は、総務委員会は8人から6人、教育民生委員会は7人から6人、産業建設委員会は7人から5人に改定することを了承。 ・第10回推進会議で、委員会数と委員定数について了承し、完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-5-29
改　定	H26-5-29
作　成	H25-12-26

検討課題	21	議員定数１８名での運営について②
区　　分		Ｉ　－　Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・議会運営委員会のあり方の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条６項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規程。 ・議会運営委員会の運営については、議会運営委員会内規で規定。 ・各会派からの委員の選出については、３人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じた按分率による。ただし、各会派とも１人は選出できるものとする。 ・２人の議員が所属する会派の代表者は、委員外議員として出席することができる。委員外議員は、委員長の発言許可を得て発言できるが、採決には加われない。	・議会運営委員会委員の選出基準についての検討とそれに伴う手続きについて検討。	・第19回検討部会(平成26年2月18日)において、議会運営委員会の委員の定数、選出方法について、シミュレーションした資料をもとに検討。 ・平成26年4月23日、24日、議会運営委員会で、人口規模が同程度で、議員定数が18人である滋賀県栗東市、兵庫県淡路市、大阪府柏原市を視察。 ・第21回検討部会(平成26年5月29日)において、結論を議会運営委員会に委ねることとし完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
改　定	H26-7-2
作　成	H25-12-26

検討課題	22	議員定数１８名での運営について③
区　　分		Ｉ　－　Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・議長、委員長の責務について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条第１項では、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならないと明記。 ・議長の責務は、地方自治法第１０４条に規定。 ・第１０４条（議長の議事整理権・議会代表権） 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。 ・委員長の責務については委員会条例第１１条に規定。 ・第１１条(委員長の議事整理権及び秩序保持権) 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。	・基本条例制定後、地方自治法や委員会条例の主旨にそって、改めて基本条例に議長の責務、委員長の責務を規定できないか検討。	・議会基本条例に規定する、議長及び委員長の責務の条文素案を第22回検討部会にて協議（平成26年7月2日） ・代表者会議において、条文案を協議し了承。（平成26年8月28日） ・第10回推進会議において、議長及び委員長の責務の条文案を提示し、平成26年9月定例会の閉会日に議会運営委員会提出議案として提案することを確認し、完了とする。（平成26年9月19日） ・平成26年9月24日に議会基本条例の一部改正について原案可決。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
作　成	H25-12-26

検討課題	23	議員定数１８名での運営について④
区　　分		Ｉ　－　Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・議長の委員就任について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条第１項では、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならないと規程。 ・市議会申し合わせにより、議長は総務委員会に所属することを規定。 ・２１年１１月、議長の総務委員会委員の辞任については、議長の判断とすることを確認。 ・２５年１２月、議長の判断で委員を辞任。 ・２６年６月、議長の判断で委員を辞任。	・議長の責務と関連して、議長の委員会所属の有無について検討。	・委員会条例の一部改正（２６年９月） ・第23回検討部会で、議長は常任委員会の委員とならないことを規定する委員会条例の一部改正の素案を各会派へ持ち帰り意見集約を行う。（平成26年7月25日） ・第24回検討部会で、意見集約の結果、委員会条例の一部改正案について了承され、代表会会議に委ねることを確認。（平成26年8月21日） ・代表者会議で、議長は常任委員会の委員とならないこととし、委員会条例の一部改正することを確認。（平成26年8月28日） ・第10回議会改革推進会議において、委員会条例の一部改正について、平成26年9月定例会に議会運営委員会提出議案として提案することを確認し、完了とする。（平成26年9月19日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R2.10.20
改　定	R2.10.12、H27.10.14 H27.08.20、H26.10.07
作　成	H25.12.26

検討課題	25	議会提出議案への市長等の意見表明について
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議会及び議員と市長等との関係） 第１１条　議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。 ２　議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
検討内容		・取扱いの検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議員の質問等についての反問については、第１１条第２項に規定。 ・議員提出議案に対する市長等の意見表明については、認めていない。	・今後、議員提出議案の拡大を考慮する中で、提出議案に対して市長等の意見表明についての是非について検討。	・㈱ぎょうせいと委託契約を行い、議会提出議案への市長の意見表明について検討依頼。（平成26年7月） ・㈱ぎょうせいより議会提出議案への市長の意見表明についての資料を提示。（平成26年10月7日　第25回検討部会） ・団体意思の決定に当たっては、事前調整の場として、政策検討会議を活用することを検討。（平成27年4月28日　第30回検討部会） ・㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日　第32回検討部会） ・推進会議において、全議員が㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日　第14回推進会議） ・検討部会で、議会提出議案への市長等の意見表明については､引き続き検討課題として議論していくことを確認した。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・議会の政策条例の立案に当たっては、策定作業の中で執行部との協議を随時行っていくことから、

現状分析	議論する内容	対応内容
		条例案に市長等の意思は反映されると考えられるため、市長等の意見表明の機会は設けないことを確認した。（令和2年2月17日　第62回検討部会）

１　議案の定義

議案＝議会の議決を経るため、長又は議員若しくは委員会が、議会に提出する案件

①当該地方団体の意思の決定を求める議案（**団体意思の決定**）

例）条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など地方自治法９６条第１項に列挙されている事件など。

②議事機関としての議会の意思の決定を求める議案（**機関意思の決定**）

例）意見書の提出（地方自治法９９条）、会議規則の制定（地方自治法１２０条、議員の懲罰（地方自治法２９０条）など。

※長がその権限に属する事務を執行するに当たり、事前に議会の議決を得ることとされている場合があるが、このような場合に提出する議案のことを、特に長の事務執行の前提要件としての議決事件についての議案と呼び、区別することができる。

◇議会提出議案（団体意思の決定）に対して市長等が意見表明を行うということは、プロセス的に考えづらく好ましくない、これまでもあまり事例が見られない。（全国市議会議長会調査部）

◇議会提出議案(機関意思の決定)においては、長の意見を求めるべきものではありません。民の代表としての議員で構成された議会としての意思決定であり、議会としてどのような結論（意思決定）を出すかとなります。

２　課題と検討

通常のプロセスにおいて、議会提出議案に対して市長等の意見表明を求めることは、適切なプロセスではないという見解をまとめましたが、幾つかの課題が考えられます。

●一部会派等による議会提案において市長等の意見表明を求めることや、議員質問に対する市長等の反問権による意思表示など、その意見表明と議決との関係です。いずれの場合においても、その意思決定が、団体意思の決定なのか、機関意思の決定なのかについての位置づけによって対応は異なると考えられます。

●これに対して**団体意思の決定**においては、議事機関である議会の意思を決するにあたり長の意向を公に確認検証する必要があるかどうかです。この部分の考え方については、各議会において千差万別のようです。先述のように、一般的に大半の事例としては、事前に長の意思確認が行われていると考えられます。そうでない少数の事例に対して、いつ、どのようにして、市長等の意思を確認するか、それを予め決めておくべきかどうか、といったあたりの対応が課題と言えます。

●重要な点としては、議会（議員）は市長と同等に民の代表であり、長を監視評価する議決機関を構成する機関（一員）であるということです。

議会としての意思決定を行うにあたり、背景・根拠とすべきは民の意思であり、長の意見ではありません。民の意思を負託された議員によって構成される議会が意思決定を自ら行うことができるということが重要です。

当然のことではありますが、長は意見表明を行ってはいけないということではありません。議会の意思決定後（議決後）や議決前であっても議会とは別のところにおいて、長自らの意思を示すことは何ら問題ありません。議会の要望ではなく、長としての見解を示すことは、二元代表の一役を担う長として重要な説明責任の一つと言えます。それゆえ、場合によっては、議決内容に対する「再議」という権限を有しているのが長です。

●議会提出議案に対しては、議会と長がそれぞれの立場において、当該議案に対する意思（意見）を表するのが適当と考えられます。これは、それぞれお互いに対してということではなく、有権者を含む市民に対してそれぞれ説明責任を背負っていると考えるべきです。

従って、議会は議場においてその意思を説明（提案）しますし、長は必要に応じて自らの場等において意思表示を行うことが、共に、市民に対する明確な説明と言えます。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.06.05
作　成	H25.12.26

検討課題	26	第２次総合計画策定の是非により、条例の改正の検討を行う
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議会の議決事件） 第１１条　法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、次のとおりとする。 (1)　地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法第2条第4項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の変更（軽微なものを除く。）又は廃止 (2)　基本構想に基づく基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止（平23条例23・一部改正）
検討内容		・２６年度中にまちづくり基本条例の改正の確認。

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第９６条第１項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。 ・第１１条では、地方自治法９６条の２項の規定による議決事件を規定。 ・第１１条では、地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号。平成２３年５月２日公布）により同法第２条第４項が改正され、市町村の基本構想策定に関する義務付けが撤廃されたため、本条例における基本構想を改正前の地方自治法第２条第４項と規定し、改めて当該基本構想の変更及び廃止とそれに基づく基本計画の策定、変更、廃止を議会の議決事件として規定。	・地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号。平成２３年５月２日公布）により、市町村の基本構想策定に関する義務付けが撤廃されたため、今後、第２次総合計画を策定することを、まちづくり基本条例に規定した場合に、議会の議決事件として条例の改正を行うことの検討。	・基本構想の議決については、総合計画条例に位置付け、基本計画は議会基本条例に位置づけることを確認。（平成27年4月6日会派代表者会議） ・基本構想の議決については、総合計画条例に位置付け、基本計画は議会基本条例に位置づけ、６月定例会において議会基本条例の一部改正を行うことを確認。（平成27年5月22日議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-6-23
改　定	H26-5-29
作　成	H25-12-26

検討課題	28	公開内容の検討について
区　　分		Ⅲ－　B
関連条例内容		（政務活動費の執行及び公開） 第１５条　会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年亀山市条例第５号。以下この条において「条例」という。）第２条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。 ２　会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。 ３　政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。
検討内容		・詳細な報告の検討について（会計帳簿）

現状分析	議論する内容	対応内容
・第１５条３項では、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は､積極的に公表しなければならないと規程。 ・２２年１２月から、政務調査費（当時）の収支報告書をホームページにて公表。 ・あわせて、会計帳簿は議会図書室で閲覧できるように書類を設置した。	・ホームページに、現在の収支報告書だけの公表から、新たに会計帳簿の公表について検討。（県下１３市の調査が必要）	・第21回検討部会において、ホームページへの会計帳簿の公表について了承。（H26.5.29） ・代表者会議にてホームページへの会計帳簿の公表について了承。（H26.6.13） ・平成26年6月23日よりホームページにて公開。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　　了	H30.6.26
改　　定	H30.5.18 、H30.4.17 H30.2.14、H29.10.04 H29.07.18、H29.05.09 H29.04.11、H29.02.21 H27.12.18、H27.10.20 H27.10.14、H27.08.18
作　　成	H25.12.26

検討課題	29	長期欠席者への対応
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議員報酬） 第１８条　亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年亀山市条例第３７号）で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第７４条第１項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。
検討内容		・取扱要領の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議員報酬の計算方法については、月額計算から日割り計算へ改正された。（平成18年9月28日可決） ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第５条（報酬の日割計算）　第３条第１項及び第２項の規定により報酬を支給する場合（死亡した場合を除く。）であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。 ・長期欠席者への報酬の減額支給については規程はない。 ・２４年議運委視察の西脇市議会では「西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を制定し減額支給を行っている。	・議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の減額について検討。 ・議員が出産するときの報酬の扱いについて検討。	・㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日　第32回検討部会） ・推進会議において、全議員が㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日　第14回推進会議） ・会議規則については、女性議員が活躍できる環境を整備し、議会を活性化するため、先行して出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けることを確認。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・全員協議会において協議し、内容を確認した。（平成27年12月18日全員協議会） ・平成27年12月定例会において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けるため、亀山市議会会議規則を改正した。（平成27年12月18日）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・長期欠席者への対応と議員報酬の考え方について協議。（平成29年1月25日第44回検討部会、平成29年2月21日第45回検討部会、平成29年4月11日第46回検討部会、平成29年5月9日第47回検討部会、平成29年7月18日第48回検討部会、平成29年10月4日第49回検討部会、平成30年1月17日第50回検討部会、平成30年2月14日第51回検討部会、平成30年4月17日第52回検討部会） ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（案）について確認（平成30年5月18日議会改革推進会議） ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例が可決された。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
改　定	H26-08-21 H26-07-25
作　成	H25-12-26

検討課題	32	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方
区　　分		Ⅰ　－　B
関連条例内容		（条例の検証及び見直し手続） 第２３条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
検討内容		・市民アンケートの実施

現状分析	議論する内容	対応内容
・第２３条の中に、条例の検証に市民の意見を徴することも規程。 ・市民の意見を徴する方法等については手続き規程はない。 ・２３年１２月に広聴広報委員会を設置。広聴についても対象とした。	・市民の意見を徴する方法として、市民アンケートの実施を検討。（２６年５月頃 ） ・アンケート内容や実施方法、その他の手続き等について検討。	・第20回検討部会で、考え方を提示（平成26年5月1日） ・第21回検討部会で、素案を提示（平成26年5月29日） ・第22回検討部会で、アンケート案を提示し了承を得る。（平成26年7月2日） ・第23回検討部会で、ホームページへ8月1日からアンケートを掲載することを確認。（平成26年7月25日） ・7月29日から8月18日の期間でアンケート調査を実施する。 ・第24回検討部会で、8月21日時点でのアンケートの回答件数等を報告。（件数：355件、回収率：35％）（平成26年8月21日）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・第10回推進会議で、アンケートの回答総数等を報告。（件数：360件、回収率：36%）（平成26年9月19日） ・第25回検討部会でアンケート結果について報告。また、ホームページで「亀山市議会に関する市民意識調査報告書」を公開するとともに、議会だより第50号（平成27年１月１日号）に抜粋版を掲載することを確認。（平成26年10月7日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R4.2.7
作　成	H25-12-26

検討課題	33	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方
区　　分		Ⅳ　－　B
関連条例内容		（条例の検証及び見直し手続） 第２５条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
検討内容		・検証委員会の設置について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第２３条に規定された条例の検証及び見直しを進めるために検証する機関など特に規定したものはない。	・条例の目的が達成されているか検証し、適切な措置が講ぜられるよう答申なども依頼できる第三者機関的な検証委員会の設置についての検討。	・条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有権者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、本カルテは廃止し、検討課題31のカルテに統合することを確認。（令和4年2月7日　議会改革推進会議検討部会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-7-2
改　定	H26-05-29
作　成	H25-12-26

検討課題	34	議会基本条例の基本理念の抽出（協働の定義について）
区　　分		Ⅳ　－　B
関連条例内容		前　文 　選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。 　日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。 　議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。 　議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。 　地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。 　議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かっ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。 　以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。 （目　的） 第１条この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
検討内容		・議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)（協働の定義について）

現状分析	議論する内容	対応内容
・基本条例の前文と第１条目的に基本条例制定に向けての考え方を明記。 ・前文では、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、基本条例を制定するとした。 ・まちづくり基本条例第６条に議会の責務が規定。	・議会基本条例の基本理念を抽出する。 ・まちづくり基本条例第６条「議会の責務」の内容と整合をさせるかについても検討。 　必要ならまちづくり基本条例の内容を改訂することも検討。	・（株）ぎょうせいに理念の抽出について依頼。 （株）ぎょうせい報告内容　（平成２６年３月） ●亀山市まちづくり基本条例（平成２２年亀山市条例第１号）において、検討すべき事項（検討すべき理念事項）は以下のとおり。 ●基本原則として、亀山市議会基本条例（平成２２年亀山市条例第２９号）で明文していることの遵守と二元代表制の理念維持です。

現状分析	議論する内容	対応内容
議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。 （解説） ・まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。 　なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の３つの活動が提案されています。 ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。 ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。 ③市民及び行政（※）と連携してまちづくり活動を行う。		●全体通して共通する（というかその１点）のは「協働」の考え方（定義）です。 　執行機関側とその意が共有できれば問題ないと思いますが、自治基本条例等に格上げしていく際には、なおさら前文や定義等において、協働の原則として、情報共有・相互尊重を軸とし、意思決定の協働ではないことを確認（明記）することも検討してはどうでしょうか。 ●市民と議会の協働の考え方の整理の必要性 ・ぎょうせいの報告の通り、議会の意思決定に市民が関わるという協働の考え方は議会の性格上あり得ないことになる。議会の意思決定に関わらない形での協働についての考察が必要となる。 ●議会における「協働」の定義（確認項目） 「市民、議会及び執行機関の３者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。 ●協働の取り組みの解釈について（検討項目） ・市民参画という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。 　市民が議会に関われるものについて‥‥請願、陳情、要望の提出 　市民が議会に直接発言できるものについて‥‥議会報告会、所管事務調査、アンケート、ご意見 ・この様な取り組みの中から、政策作りや議会運営の改革につなげていくことについても市民との協働の取り組みに含むものと解釈していく。 ●自治基本条例に移行を検討する時点で、議会部分についての理念の定義は、改めて検討を行うこととし、完了する。（平成26年7月2日）

【協働とは　HatenaKeywordより】
「協働」とは異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することをいう。まだ、一般的な概念ではないが行政やＮＰＯの現場で、パートナーシップのあり方を表現する概念として少しずつ普及がすすんでいる。
　協働の概念を最初に発案したのは、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムといわれている。オストロムの1977年著作『Comparing Urban Service Delivery Systems』の中で「Coproduction」という用語が用いられ、「Co（共同の、共通の）」に「Production（生産、産出、成果）」を結びつけて作り出された造語であるが、これを日本語に訳す際に「協働」と訳して生まれた。
　代表的な協働の定義の例は、他の自治体に先駆けて協働の概念を導入した横浜市で、1999年に市民活動との協働に関する基本方針（通称：横浜コード）が設けられた。その中で協働とは、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」としている。

まちづくり基本条例	**（株）ぎょうせい　検討すべき事項（平成２６年３月）**
●前文：「市民と議会、執行機関が協働し、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていくこと」の部分、協働の解釈について。	●二元代表制の理念としては、ともに選挙によって選ばれた市長と議会（議員）は、対等緊張でなければならず、その両者が「協働」と明記する点についての検討。 　ここでいう「協働」とは何か。執行機関（市長）と議会（議員）による議論協議という意であれば、本会議を通した「協働」と解釈できなくないが、市民との「協働」とは何を指すのかが不明。議会報告会等も含めて、議会も市民との意思共有という解釈でよいのか。 　議会の意思決定に市民が関わるという協働という意であればＮＧである。
●第１条（目的）「市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組む‥」	●前文と同じで、ここでいう「協働してまちづくり」とは何かを確認共有しておく必要がある。市民と情報共有を図る、あるいは市民の声を聞く、という意であることを確認すべき。 　議会の意思決定に市民が参加する協働はＮＧである。
●第２条（定義）「議会」の定義は？ 市が制定した条例であるため、議会の定義がない	●「市民」、「事業者」、「執行機関」の定義があるのに、「議会」の定義がない。議会とは、「選挙で選ばれた議員により構成される議会という」定義を明記し、議会の位置づけ（二元代表制）を明確にしておくべきではないか。
●第５条（市民の責務）「市民、議会及び執行機関と協働して、まちづくりに‥」	●前文、第１条と同じだが、「市民の責務」という括りに議会との協働が入ってよいか。 　市民側が議会と協働してまちづくりを進めるよう努める、というのはどうか。逆は然るべきだが、市民側はその意を付託して議員を選出しているわけであり、それが責務とされる点を検討すべきではないか。
●第６条（議会の責務）「議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。」	●議会の「責務」として市民参加を謳う意図は。報告会などを通して情報の双方向化を図り、市民と意思共有を図るという意での参加・協働であれば基本条例とも整合がとれ、連動した位置づけと言えるが、意思決定等を指す参加であってはならない。
●第１０条（協働の原則）「まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする」	●意は理解できるので、「協働」の解釈のみ。 ・「市民、議会及び執行機関の３者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.06.05
改　定	H27.04.28 H27.04.14、H26.05.29
作　成	H26.01.27

検討課題	35	政策の立案及び提言のあり方について
区　　分		Ⅱ－Ｃ
関連条例内容		（政策の形成及び提言） 第１５条　議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。
検討内容		・政策検討会議（仮称）設置の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・全員協議会規程の第６条協議事項で、 （１）市政における基本的な計画の策定、現行の計画の大幅な変更及び新しい制度の導入等に関するもの （２）議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの （３）議員提出議案、政策提言等議員間討議を必要とするもの と規定している。 ・第２条所掌事項では、全員協議会は、市政の課題、議会運営等に関し、議員間の自由討議を通じ共通認識の醸成に努め、もって議会機能の向上を図るものとする。 ただし、本会議又は委員会等に委任する事項については、理解度を高めるものであって、合意を得るものではない。	・重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場として、全員協議会に変わる、議会として結論が得られるような新たな場づくりについての議論を行う。 ・議会報告会での市民からの意見に対して議会での集約の場としての機能も持たせられないか。 ・各種団体との懇談会での意見集約の場としての機能を持たせられないか。	・政策検討会議（仮称）設置の検討 ・全体会議の他に、より詳細な議論を行う分科会の設置を検討。常任委員会をこれに当てる。 ・運営要綱とについては事務局にて作成後確認。 ・会議の設置に当たっては、全員協議会規程の一部改正が必要。 ・新たな組織の設置について、各会派の意向は設置に前向きであるので、新たな組織の協議事項、全員協議会とのすみわけ等について、会派代表者会議に検討を委ねることを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日） ・重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場を設置する方向で、改選後、新体制において議論することを確認（平成26年8月28日会派代表者会議）

現状分析	議論する内容	対応内容
と規定されており、討議は行うが、共通認識の醸成に努め、合意を得るものではないとしている。 ・これらの点から、全員協議会は、重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等は議会として何らかの結論は引き出せない会議となっている。		・政策検討会議（仮）の設置について、各会派から意見を集約し協議。（平成27年2月18日第28回検討部会） ・政策検討会議（仮）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認。（平成27年4月14日第29回検討部会） ・全員協議会において全員協議会規程の一部改正案について協議。（平成27年4月20日） ・政策検討会議（仮）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認。（平成27年4月14日第29回検討部会） ・全員協議会において全員協議会規程の一部改正案について協議。（平成27年4月20日） ・全員協議会において全員協議会規程の改正案を確認し、全員協議会の下部組織として政策検討部会を設置することを決定。また、議会改革推進会議においても全員協議会での決定事項を確認し、完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ				完　了 改　定 作　成	R4.10.7 R4.5.13、R4.2.7 R3.10.15、R3.6.28 R3.6.4、R3.5.28 R2.10.12、R2.2.17 H28.10.21、H28.05.25 H28.03.25、H28.03.11 H28.02.15、H28.01.22 H27.11.25、H27.10.20 H27.08.18、H27.06.05 H26.10.07、H26.07.02 H26.5.29
検討課題	36	・議会の情報化について			
区　　分		C			
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。	（議員の役割、責務等） 第５条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２ 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３ 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４ 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。		
検討内容		・パソコンやタブレット等の利活用の検討。			

現状分析	議論する内容	対応内容
・現在はパソコンについて、各会派室の1台を設置。 ・平成２５年７月に、ホームページ更新についてのアンケートにあわせ、議会の情報化に関するアンケートを実施。 ・会派室のパソコンのインターネット利用で通信が不安定である。ＺＴＶの通信速度が遅い事に起因するか。 ・パソコン以外の機器、タブレットやスマートフォンも利用者が増えてきている。 通信機能のないタブレット等は無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）の環境がないためインターネットやメール等が利用できない状況。 ・現在はパソコンやタブレットについては、議場や委員会室には持ち込めない、規程が未整備。	・議会の情報化についての議論を行う。 ・議員のパソコンやタブレット等の利用についての議論を行う。 ・情報化ツールとしてこれ迄のパソコンを中心とした有線ＬＡＮから、タブレットやスマートフォンへの対応として無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）環境の構築を、委員会室や会派室に行い、議員の情報化の推進を図る。 ・議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みについて、どの様な活用シーンがあるのかの検討。 合わせて、議会資料等や情報の電子化についての検討。 ・市から提出される資料の内、データ化を要請するものを検討。 ・タブレットの具体的な活用方法及び運営方法等の検討。 ・タブレットの使用基準の内容について検討。	・平成２６年４月より、会派室使用のインターネットの通信速度を１６０Mにアップ。 ・平成２６年６月、会派室のデスクトップパソコンを更新。 ・ノートパソコンやタブレット、スマートフォンへの対応として、無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）の構築を委員会室や会派室に行い、議員の情報化の推進を図る。（平成26年9月17日完了） ・議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みでの活用シーンについての他市の事例等、事務局にての情報収集。 ・議会資料等や情報の電子化について事務局にて検討。 ・事務局にて、タブレットを購入し、活用シーンについて研究。(Microsoft Surface Pro3)（平成26年10月購入予定） ・パソコン・タブレットの利活用指針の作成を検討する。 ・第25回検討部会で、事務局での検証と並行して、議会の内部会議でのタブレット端末の活用シーンを検証するため、会議に必要なタブレット端末10台を平成27年度から導入することとし、その後、導入結果を分析して、最終的には市職員と同様、議員一人一台の配備体制を構築することを確認。（平成26年10月7日 第11回議会改革推進会議） ・マイクロソフト社からWindows10が発売されることから、H27年度に購入予定の10台については、今後、議員一人一台の配備体制の構築も考慮し、マイクロソフト社の動向を見極めて購入するため夏以降に購入することを確認。（平成27年5月22日　第13回議会改革推進会議） ・平成27年7月29日から無償でWindows10へのバージョンアップが可能となることから、ただちに購入の手続きに入ることを決定。 （平成27年7月21日　第32回検討部会） ・平成27年9月24日に入札により落札業者が決定し、10月8日に10台納品。

		・タブレット端末を実際に検討部会で使用し、資料閲覧等の機能について確認。今後、内部会議で使用することとする。（平成27年10月14日第34回検討部会） ・タブレット端末残り10台について、年内に購入することとする。（平成27年12月購入予定） ・タブレット端末の運用及び使用基準を策定するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し、検討することとする。（平成27年11月25日第35回検討部会） ・タブレット端末残り10台納品。（平成27年12月21日） ・プロジェクトチームにおいてタブレット端末運用に関する確認事項について協議。（平成27年12月22日、平成28年2月2日） ・議会事務局において、タブレット端末の運用について名張市議会、尾鷲市議会へ視察。（平成28年1月14日） ・亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ（案）について協議。（平成28年2月15日第37回検討部会）（平成28年3月11日第38回検討部会） ・議会改革推進会議で亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ（案）について確認。（平成28年3月25日第16回議会改革推進会議） ・タブレット端末操作研修会2回を開催し、全議員へタブレット端末を配布。（平成28年4月18日、平成28年4月27日） ・平成28年5月16日から公開する全ての会議においてタブレット端末の本格運用を開始。 ・亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせを一部改正する。（平成28年6月3日議会改革推進会議） ・定例会及び委員会の配布資料のペーパレス化について、できるところから取り組んでいくことを確認し、検討部会として、ペーパレス化する資料を

		抽出。（平成28年8月9日第42回検討部会） ・執行部のタブレット端末の導入及びペーパレス化の考え方について、企画総務部と意見交換を行う。（平成28年10月12日第43回検討部会） ・定例会及び委員会の配布資料について、出来るところからペーパレス化に取り組むこととし、１２月定例会から次の資料をペーパレス化することとする。 【本会議配布資料】 ・議事日程 ・出席報告書 ・例月現金出納検査報告書 ・閉会中の継続調査申出書 ・付託議案一覧表 ・各常任委員会開催日程表 ・各常任委員会審査報告書 【委員会配布資料】 ・予算決算委員会分科会分担表 （平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議） ・現在使用しているタブレット端末（H27.10購入）については、令和3年度での更新を予定し、令和2年11月に必要な予算を要求することから、次期タブレットの仕様や運用等について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする（令和2年1月21日第61回検討部会） ・亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、次期タブレットに関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、次期タブレット端末の仕様等について協議。（令和2年2月28日、令和2年4月2日、令和2年6月25日、令和2年8月28日、令和2年10月2日） ・更新するタブレット端末の機種は「ipadpro12.9」とし、電子会議システムは「SideBooks」を導入することを確認。（令和2年10月12日第63回検

		討部会） ・タブレット端末22台納品。（令和3年4月30日） ・タブレット端末操作研修会を開催し、全議員へタブレット端末を配布。（令和3年5月20日） ・亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの改正案とタブレット端末の管理について協議。（令和3年5月28日 第67回検討部会） ・タブレット端末故障時等の対応、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの改正案を確認。アプリケーションソフトの追加について協議。（令和3年6月4日 第68回検討部会） ・タブレット端末の管理について確認し、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせを一部改正する。 （令和3年6月15日 議会改革推進会議） ・議会資料のペーパレス化の本格運用に向け、令和３年９月定例会以降の各種会議においては、紙資料の配布は希望者のみとし、１２月定例会以降は一部資料を除き、データによる資料配布のみとすることを確認。なお、引き続き紙で配布する資料の対象については、執行部と調整を行う。 （令和3年8月27日 議会改革推進会議） ・１２月定例会以降、一部資料を除き、データによる資料配布のみとしたことから、タブレット端末、電子会議システム等に関する意見を各議員から聞き取り、その意見への対応について協議した。（令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会） ・各議員から聞き取った電子会議システムへの意見に対するシステム運営事業者からの回答を確認。（令和4年5月13日 議会改革推進会議検討部会）

		・１２月定例会以降、執行部もタブレットを導入し、議会と共通の会議システムの運用を開始したことから、議会資料は、予算書、補正予算書及び決算書を除き、データのみとした。議会資料のペーパーレス化について一定の成果を得られたため、現在のカルテは完了とし、タブレット端末の活用の可能性について、新たに協議すべき課題については新たにカルテを作成することを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 第33回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
改　定	H26-07-25
作　成	H26-05-29

検討課題	37	・議会基本条例逐条解説の改訂について
区　　分		Ｉ－Ｃ
関連条例内容		（条例の検証及び見直し手続） 第２３条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
検討内容		・議会基本条例２回改正後の内容に即した逐条解説の改訂の検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会基本条例の逐条解説については、条例制定時に作成。 ・その後、議会基本条例を２回改正を行っているが、現在まで逐条解説については、改正内容に即して改訂を行っていない。 ・改正履歴 ①附則(平成23年6月30日条例第23号) この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。 ②附則(平成25年2月28日条例第3号) この条例中目次の改正規定、第6章の章名の改正規定及び第15条の改正規定は平成25年3月1日から、第8条第3項及び第17条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。	・これ迄の議会基本条例２回の改正内容に即した逐条解説の改訂を行う。	・議会基本条例制定時に逐条解説を担当した、（株）ぎょうせいに逐条解説の改訂を依頼。 ・第22回検討部会で原案を説明（平成26年7月2日） ・第24回検討部会で、平成22年6月30日版と現段階の逐条解説を配布。また、代表者会議で議長、委員長の責務を追加することを諮り、了承されれば、９月定例会で議会基本条例の一部改正を行い、改訂版に追記して、10月に開催する議会改革推進会議において配布することを確認。（平成26年8月21日） ・第25回検討部会で、議長、委員長の責務を追加した改訂版の内容を確認し、10月8日の議会改革推進会議において配布することとし、完了とする。（平成26年10月7日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.10.14
改　定	H27.08.18、H27.07.21 H27.06.05、H27.04.14 H27.02.18、H26.10.07
作　成	H26.08.21

検討課題	40	・機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは
区　　分		Ⅰ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、　委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・委員会の運営方法について ・議場、委員会室の運営について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条６項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定。 ・現状の委員会運営は、予算決算委員会の予算と決算審査については、理事会で確認し運営している。	・常任委員会、予算決算委員会、議会運営委員会等の会議についての内、まずは常任委員会での運営について議論。 ①現在の審議方法を見直し、議論が活発となる委員会運営について検討。	・委員会の運営方法について検証し、更に活発な議論ができる委員会運営についての検討 ・本会議、予算・決算審査のライブ中継を２６年度９月定例会から開始するにあたり、今後の展開と常任委員会のライブ中継を検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
質疑の事前通告、質問時間順序について等 ・その他の常任委員会では、特に決め事はなく、議案審査も特に委員長より申し出がない場合を除き、一括審査としている。 ・議場のカメラシステムについては、庁内テレビ用に平成5年12月定例会から設置。 ・平成16年6月定例会から、ケーブルテレビでの放映がスタートするとともに対面式を導入。 ・平成16年12月定例会から、議場の前後の壁に45インチの液晶モニターを2台設置。 ・平成18年12月から、議場の議長席横に議員の質問席用のカメラ１台を増設。 ・平成21年9月定例会から、本会議のインターネットでの録画配信をスタート。 ・平成22年9月定例会から、決算委員会のインターネットでの録画配信をスタート。 ・平成23年1月からテレビ放送のデジタル化に伴い、アナログ映像をデジタルに変換して放映。 ・平成23年3月定例会から、予算委員会のインターネットでの録画配信をスタート。 ・平成26年9月定例会から、本会議及び予算決算委員会について、インターネットでのライブ配信をスタート。 ・委員会室について、現状のマイクが製造中止で増台することができず絶対数が不足しているため、執行部が出席する委員会では、2人に1台となり、クリアーな音声で録音できない。 ・委員会室のマイクは有線方式であるため、室内にケーブルを張り巡らせるため、ケーブルが抜けるアクシデント等が頻繁に発生する。 ・マイクスイッチの入力を事務局では操作することができない。 ・委員会室のマイクは、アナログ方式である。 ・予算決算委員会の映像は、ホームビデオカメラで撮影しているため、画質が悪い。 ・議場のカメラシステムは、平成5年に導入したもので、老朽化による不具合が幾度となく発生し、その都度修繕で対応している状況である。また、カメラがアナログであるため、画質が悪い。	②将来のライブ中継も視野に入れての運営方法について検討。 ・委員会室のマイクシステムの更新について検討。 ・常任委員会のインターネット配信を見据え、委員会室へのカメラシステムの導入を検討。 ・行政情報番組のハイビジョン化に合わせ、議場のカメラシステムの更新について検討。 ・委員会のインターネット配信の範囲についての検討。	・この検討過程として、ライブ中継の見合う委員会の運営方法について検討を行う。 ・平成26年9月定例会から、本会議と予算決算委員会のライブ中継を開始。 ・将来のインターネット配信を見据え、議案審査の方法について現在の一括方式から個別審査に改めるとともに、委員の発言も予算決算審査方式（１人当たりの持ち時間制）の導入を検討。 ・委員会室のマイクシステム（アナログ）をデジタル化するとともに有線から無線方式に更新する。（平成27年度） ・委員会室にインターネット配信用のカメラシステムを導入するとともに、併せて委員会室のレイアウトを更新する。（平成27年度） ・ケーブルテレビ（行政情報番組）のハイビジョン化に合わせて、本会議場のカメラシステムを更新する。（平成27年度） ・常任委員会における議案の審査については、議案ごとに説明を受け、質疑することを確認。（平成27年2月18日第28回検討部会） ・常任委員会における議案の審査について、平成27年3月定例会より、１議案ごとに審査することを正副委員長会議で確認（平成27年3月12日） ・委員会室の机の更新、レイアウトの変更。平成27年3月19日に指名審査会、平成27年4月14日に入札予定。 ・委員会室のカメラ・マイクシステムの更新。平成27年4月30日に指名審査会、平成27年5月中旬に入札予定。 ・委員会室のレイアウトの変更は、平成27年6月定例会から、委員会室のカメラシステムの新設、マイクシステムの更新及びインターネット配信は9月定例会から行うことを確認。（平成27年5月22日第13回議会改革推進会議） ・委員会室の机については、平成27年4月14日に指名競争入札により業者が決定し、4月22日に契約、6月3日に納品された。

		・カメラシステムについては、平成27年5月22日に指名競争入札により業者が決定、5月25日に仮契約し、6月定例会において議案として提案された。 ・平成27年6月29日にカメラシステムの新設について議決され、本契約となる。 ・平成27年8月11日に職員の機器の操作研修を実施。 ・平成27年９月定例会より、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各常任委員会及び予算決算委員会各分科会のインターネット配信（ライブ・録画）を開始し、完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R4.4.20、R4.2.7 R4.1.13、R3.11.25、 R3.10.19、R3.10.15
作　成	H26.8.21

検討課題	41	議員の政治倫理への対応（議会における不規則発言について）
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議員の政治倫理） 第１８条　議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。 ・亀山市議会議員政治倫理指針 ２．会議等の心得 （３）企業又は個人を誹謗すること、又は私生活に干渉するような言動を避けること。 （４）地方自治法、亀山市議会基本条例及び亀山市議会会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。 （５）常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ること。
検討内容		・政治倫理指針の改正の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・亀山市議会議員政治倫理指針 （政治倫理指針） ２．会議等の心得 （３）企業又は個人を誹謗すること、又は私生活に干渉するような言動を避けること。 （４）地方自治法、亀山市議会基本条例及び亀山市議会会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。 （５）常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ること。	・最近、議員の不規則発言が問題となっている。セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント等の発言を行わない議員の倫理観の醸成の検討。	・政治倫理指針の見直しを行う。様々なハラスメント行為を禁止する項目を追加する。 ・政治倫理に関する規定のあり方や、他市議会における市からの補助金等交付団体の役員等への就任規定、政治倫理に関する規程等の制定状況について確認し、政治倫理指針の見直しについて協議。 （令和3年8月25日 議会改革推進会議検討部会） ・政治倫理指針は廃止することを確認。今後は指針に規定されていた内容を見直し、さらに精査し、政治倫理に関する例規の整理をしたうえで条例改正を行う。

現状分析	議論する内容	対応内容
		（令和3年10月15日 議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の改正について協議。 （令和3年11月25日 議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱及び、亀山市議会議員政治倫理条例第３条第１項第２号の規定に関する申し合わせを追加することについて協議。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会議員政治倫理条例の一部改正について協議。（令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱の制定について確認。 （令和4年4月20日 議会改革推進会議）

・ハラスメント（Harassment）とは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言う。その種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。
①セクシュアル・ハラスメント＝本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のこと。
②マタニティー・ハラスメント＝働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと
③パワー・ハラスメントは＝同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
④モラル・ハラスメント＝言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせること。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.08.18
改　定	H27.05.22
作　成	H26.10.07

検討課題	42	・かめやま市議会だよりのリニューアルについて
区　　分		Ｉ－Ａ
関連条例内容		（基本方針） 第２条　議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 （１）市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。 （２）議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。 （３）積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 （４）新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。
検討内容		・かめやま市議会だよりの報告内容の見直しについての検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・市議会だよりの発行 ◎発行回数：定例会４回、新年号（臨時会含む）１回 ◎発行部数：２５年度　　１７，７００部 ◎印刷製本費：１ページ当たり１９，８４０円 （２６年度予算　年間約２００万円） ◎編集：市議会広聴広報委員会 ◎掲載内容 ・定例会を終えて議長のあいさつ ・議案一覧 ・議案質疑の質疑及び答弁の概要 ・一般質問の質問及び答弁の概要 ・議案に対する各議員の賛否状況 ・議員提出議案の内容 ・常任委員会等の行政視察報告 ・特別委員会の調査報告 ・常任委員会の所管事務調査報告	・７月に実施した亀山市議会に関する市民意識調査総括で議会活動の大枠的な面は半数近くの人に認知されている。この３年間の議会改革の取り組みについては、議会基本条例の制定と施行の認知で、知っているが１１．１％、議会改革取り組みの認知で、知っているが１５．８％と低い水準にあることがわかった。 ・これまで議会の様々な情報は議会ホームページを活用しての広報活動を行ってきた。しかし、ホームページの閲覧はインターネット接続の環境のある人で、１２．６％と非常に少ない事がわかった。 ・議会だよりは、６８．６％の人が閲覧しているが、議会基本条例制定後もこれ迄通りの報告内容を中心として作成し、議会改革の取り組みが十分に報告	・市議会の活動状況、特に力を入れてきた議会改革の動きなどの掲載を図る。 ・市議会だよりの見直しを行うにあたり紙面構成や報告内容等の刷新を図る。 ・リニューアルの内容の協議については、広聴広報委員会に委ねる。 ・５月１６日号において、リニューアルを行った。（平成27年5月22日議会改革推進会議にて確認） ・５月１６日議会だより発行をもって、全体構成のリニューアルを完了とする。（ただし、今後も継続的に改善を行っていく。）

現状分析	議論する内容	対応内容
・請願の結果 ・議会の主な動き ・次回定例会の日程 ・７月に実施した亀山市議会に関する市民意識調査で、議会だよりについて質問。 読んだことがある人は約７０％。紙面の見やすさについても、見やすいと答えた人は半数近くで、内容や情報量について、ちょうどよいと答えた人は５０％を超えていた。 ・議会だよりの閲覧状況については、６８．６％、２４５人が読んだことがあり、多くの方に読まれていることがわかる。二元代表制や定例会の開催を知っている人で、読んだことがある人は８５％弱、ホームページを閲覧している人で９０％弱と非常に高くなっている。 インターネット接続環境のある人も含めて、議会だよりの方がホームページよりも多くの人が見ていることがわかる。 ・議会改革の市議会だよりへの掲載 Ｈ２１年５月：議会のあり方等検討委中間報告 Ｈ２１年８月：審議結果個人賛否掲載 Ｈ２２年８月：議会基本条例を制定 Ｈ２３年11月：議会のあり方等検討委最終報告 Ｈ２３年５月：所管事務調査について Ｈ２３年11月：議会改革推進会議の設置 Ｈ２４年２月：継続的に議会改革を進める広聴広報委員会の設置 Ｈ２４年５月：表紙に議長の挨拶 予算決算委員会の設置 Ｈ２５年２月：議員定数条例を制定	されてこなかったことも、議会改革取り組みへの認知が低い要因ではなかったのかと考える。 ・今後、議会活動や議会改革の取り組みの認知を高めるために、ホームページの充実も継続して取り組むと同時に、７０％近くの方が閲読している議会だよりでの報告内容について、市民の方の理解が深まるような広報のあり方について、十分検討すべきと考えると報告。 ・市議会だよりはこれまで定例会や委員会の報告を中心に作成発行してきた。 ・定例会、委員会だけではなく議会改革を含め、議会全体の報告を行うような市議会だよりとしてリニューアルを図る。	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R4.10.7
改　定	R4.4.20 R4.1.13、H28.10.21 H27.08.20、H27.07.21
作　成	H27.06.05

検討課題	43	公開内容の検討について
区　　分		Ⅲ－　B
関連条例内容		（政務活動費の執行及び公開） 第１７条　会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年亀山市条例第５号。以下この条において「条例」という。）第２条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。 ２　会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。 ３　政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。
検討内容		・詳細な報告の検討について（領収書と視察報告書及び研修報告書の公開）

現状分析	議論する内容	対応内容
・第１７条３項では、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は､積極的に公表しなければならないと規程。 ・平成２２年１２月から、政務調査費（当時）の収支報告書をホームページにて公表。 あわせて、会計帳簿は議会図書室で閲覧できるように書類を設置した。 ・平成２６年６月から、会計帳簿をホームページにて公開。	・領収書、視察報告書及び研修報告書についても議会図書室での閲覧、ホームページでの公開について検討する。	・第３１回検討部会において政務活動費の領収書について、議会図書室、ホームページでの公開について確認。（平成27年6月、第14回議会改革推進会議において政務活動費の領収書について、議会図書室、ホームページで平成27年度分収支報告から公開することを確認。（平成27年8月20日） ・視察報告書及び研修報告書については、資料も含め、平成２８年度分から議会図書室で閲覧可能とすることを確認。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議） ・政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することを確認。なお、会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することとした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することとする。会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することを確認。 （令和4年4月20日 議会改革推進会議） ・令和４年４月２０日開催の議会改革推進会議において決定した内容について確認し、この検討課題を完了とする。 （令和4年10月7日 議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H28.11.08
改　定	H28.10.12 H28.07.12、H28.05.25
作　成	H28.04.11

検討課題	44	代表質問について
区　　分		Ｉ　－　Ａ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・代表質問について

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成２２年９月定例会から、３月・９月定例会の予算・決算の議案質疑について、３人以上の会派に答弁を含め５０分の代表質疑を認めている。 ・平成２８年３月定例会から、２人以上の会派にも代表質疑を認めることとした。（平成28年2月19日会派代表者会議） ・２人会派の代表質疑の持ち時間を暫定的に答弁を含め４５分とする。（平成28年2月19日議会運営委員会） ・代表質問は現在認めていない。	・代表質問の必要性について ・他市の状況を調査し、代表質疑・代表質問のあり方について ・２人会派の代表質疑の取り扱いについて	・県内市議会の代表質疑・代表質問の状況調査結果の報告。（平成28年3月11日第38回検討部会） ・県内市議会の代表質疑・代表質問の状況調査の追加分の報告。（平成28年4月11日第39回検討部会） ・代表質問について協議。（平成28年5月25日第40回検討部会） ・県内市議会の代表質問状況調査の追加分を報告し、検討部会としては、早い段階で議会運営委員会へ委ね、議論する必要があるとし、次の３つのパターンを示し、議会運営委員会へ委ねることとした。 １　現状のまま代表質疑のみ行う。 ２　現在の代表質疑を代表質問に変え、予算・決算の総括だけでなく、施政方針等に対する質問も

		可能とする。 3　現在の代表質疑に加え、３月定例会においては施政方針や市長の所信表明に対する代表質問を行う。（平成28年7月12日第41回検討部会） ・３、９月定例会の予算・決算の総括について代表質疑を行っているが、３月定例会については、代表質疑を代表質問にかえ、施政方針等に対する質問もできることとした。（平成28年9月26日議会運営委員会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議） ・代表質問について、議会運営委員会で協議し、次のとおり決定した。 ①　３月定例会では､施政方針や改選時の市長の所信表明について代表質問を行うこととする。なお､施政方針等に議案に関する部分が含まれていても質問は可とする。 ②　代表質問の質問時間は､答弁を含めて４０分＋（会派人数×５分）以内とする。 （２人会派５０分以内、３人会派５５分以内、４人会派６０分以内） ③　質疑・質問の日程は、代表質問、議案質疑、一般質問の順とする。 ④　代表質問と一般質問の両方を行うことはできない。 （平成28年11月4日議会運営委員会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R4.10.7
改　定	R4.3.10 R4.1.13、R2.10.12
作　成	R2.2.17

検討課題	46	所管事務調査結果の報告について
区　　分		Ⅱ　－　A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結果、２ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い市長に政策提言を行うこととした。 ・平成 23 年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体等）との意見交換会を開催することとしている。 ・所管事務調査終了後、毎年１０月に市長に政策提言を行い、意見交換した団体等には所管事務調査報告書を送付している。 ・検討課題である議会報告会については、所管事務調査で実施している団体等との意見交換会を充実・発展させることとした。 ・令和２年度の所管事務調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、先進地視察や市民・関係団体等との意見交換が実施できず、市への提言まで至らなかった。	・所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告を行うことの是非について検討する。 ・所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について、開催時期、実施手法等を検討する。	・これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しすることについて、正副委員長会議の意見を聞くこととした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会） ・これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しすることとした。（令和4年3月10日 正副委員長会議） ・これまで意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたが、委員長が団体等の代表者と面談し、直接手渡しすることを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 第33回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R8. 4.20
改　定	R7.10.20　R8.2.19
	R7 .5.19　R7.8.18
	R7 .2. 7　R7.2.20
	R6. 8.20　R6.10.21
	R6. 4.20　R6.7.19
	R6. 2.15　R6.4.19
	R6. 1.18　R6.1.19
	R4.10. 7　R5.5.26
作　成	R2.10.12

検討課題	47	子ども議会の実施について
区　　分		A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において 準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・対象、実施手法等の検討 ・子どもの意見を聴くことや意見表明の場づくりの検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会ホームページにキッズページを設定している。 ・議会だよりの表紙に高校生が参画。 ・市内小学校の市役所見学で、議場で事務局から議会について説明している。	・子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討する。	・子ども議会の実施について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする。（令和2年1月21日第61回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
	・令和６年度及び令和７年度に中学生議会について実施内容等を検証し、議会が継続的に子どもの意見を聴くことや意見表明の場を保障する環境づくりなど仕組みについて改めて検討する。 ・対象については中学生に限らず、小学生や高校生など幅広い年代の多様な意見を聴く必要性があるため、具体的な実施手法等について検討する。	・亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、子ども議会に関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和2年2月18日、令和2年4月6日、令和2年8月20日） ・子ども議会の実施手法（対象者、実施内容、時期、日程、進め方、今後のスケジュール等）についてプロジェクトチームで協議したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教育委員会や学校との協議が難しいため、子ども議会の実施は早くとも令和４年度以降を想定し、一旦は検討を保留することを確認した。（令和2年10月12日第63回検討部会） ・子ども議会の実施の検討について、議論を進めていくことを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議） ・子ども議会の実施に向けて、開催日程や具体的な実施手法等について教育委員会と協議した上で、改めて協議することとした。 （令和5年5月26日第80回検討部会） ・県内の子ども議会の実施状況を確認し、子ども議会実施案について協議した。また、今後、子ども議会の実施に向けて、詳細な内容やスケジュール等について検討するため、プロジェクトチームを設置し、協議を進めることとした。（令和6年1月18日　第85回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和6年1月19日、令和6年2月13日）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・子ども議会の実施については、令和6年度亀山市中学生議会として開催することとし、開催目的や参加対象者、質問テーマ、スケジュール等について協議した。（令和6年2月15日　第86回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、中学生議会実施要領及び学校説明会の資料等について協議。 （令和6年3月22日、令和6年4月3日） ・令和6年度亀山市中学生議会実施要領（案）について協議し、各中学校で行う学校説明会の実施日及び説明資料について確認した。また、議員推薦書や参加承諾書、発言通告書等の様式案について確認した。（令和6年4月19日　第87回検討部会、令和6年4月23日第38回議会改革推進会議） ・各中学校への学校説明会を実施。 令和6年5月9日　亀山中学校 令和6年5月24日　関中学校 令和6年5月30日　中部中学校 ・５月に開催した学校説明会の報告のほか、中学生議会のスケジュール、進行及び体制等について確認した。（令和6年7月9日　第88回検討部会、令和6年7月19日 第39回議会改革推進会議） ・令和6年8月27日に開催する令和６年度亀山市中学生議会の進行及び体制について確認した。 （令和6年8月8日 第89回検討部会、令和6年8月20日第40回議会改革推進会議） ・災害等の緊急時における中学生議会の開催について協議。（令和6年8月26日 第90回検討部会、令和6年8月27日 第91回検討部会） ・令和6年8月27日午後1時30分から、亀山市議会議場において、「令和6年度亀山市中学生議会」を開催した。

現状分析	議論する内容	対応内容
		・令和６年度亀山市中学生議会のアンケート結果を取りまとめ、その結果から総括を行うこととし、総括の中で今後の子ども議会の実施について協議することを確認した。 （令和6年10月18日　第92回検討部会、令和6年10月21日　第41回議会改革推進会議） ・子ども議会を毎年開催とし、令和７年度は、令和６年度と同じく、中学生議会として開催することについて、議会改革推進会議で協議することを確認した。（令和7年1月23日 第94回検討部会） ・子ども議会を毎年開催とし、令和７年度は、令和６年度と同じく、中学生議会として開催することについて、議会改革推進会議で確認した。（令和7年2月7日 第42回議会改革推進会議） ・令和７年度中学生議会の開催について、議長から校長会に依頼。（令和7年2月20日） ・令和7年度亀山市中学生議会実施要領（案）について協議し、中学生議会に向けて、学校説明会等のスケジュールについて確認した。また、議員推薦書等の様式案について確認した。（令和7年5月12日　第98回検討部会、令和7年5月19日　第43回議会改革推進会議） ・各中学校への出前授業を実施。 令和7年5月23日　関中学校 令和7年5月27日　中部中学校 令和7年5月29日　亀山中学校 ・５月に開催した学校説明会の報告のほか、中学生議員との発言通告書作成の関わり方について確認した。（令和7年6月20日第99回検討部会、令和7年6月23日　第44回議会改革推進会議） ・令和7年8月26日午前10時から、亀山市議会議場において、「令和7年度亀山市中学生議会」を開催

現状分析	議論する内容	対応内容
		し、交流会を実施した。 ・令和７年度亀山市中学生議会のアンケート結果を取りまとめ、総括を行い、今後の子ども議会の実施について協議し、令和８年度については、２回実施した中での検証を行うこととし、次期任期に向けて、対象や実施手法など子どもの意見表明の場の在り方について改めて協議することとした。（令和7年10月17日　第103回検討部会、令和7年10月20日　第46回議会改革推進会議） ・主権者教育を推進するため、議会改革推進会議の下部組織として「主権者教育部会」を設置することを確認し、関係例規の整備を行うこととした。（令和8年2月17日　第107回検討部会、令和8年2月19日　第47回議会改革推進会議） ・亀山市議会議会改革推進会議規程の一部を改正し「主権者教育部会」を設置した。今後は、子ども議会の実施を含む主権者教育の推進については、主権者教育部会が担うことから、これをもって、この検討課題を完了とする。（令和8年4月20日　第49回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R8.10.9
改　定	R8.10.6、R8.8.18 R7.4.28、R7.2.7 R3.6.4、R3.6.28 R3.5.28、R3.3.18
作　成	R3.3.2

検討課題	48	オンライン会議の実施について
区　　分		Ⅰ－A
関連条例内容		（基本方針） 第２条　議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 （１）市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。 （２）議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。 （３）積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 （４）新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。 （議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・オンライン会議を実施するための運用等について

現状分析	議論する内容	対応内容
・新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、市議会の各会議について、オンラインによる開催が可能となるよう運用等について検討する必要がある。	・オンライン会議を実施するための運用及び関係例規の整備等について検討する。	・オンライン会議を開催する場合は、委員全員が自宅から参加することとする。 ・開催の決定者は、招集権者（委員長等）とする。 ・会議は原則公開する。（傍聴対応、インターネット配信の放映範囲の拡大の検討が必要） ・非公開会議及び秘密会はオンライン会議の対象から除外することとする。 ・採決は行わないこととする。 （令和3年3月2日　第65回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・会議は、状況により一部の議員のみが自宅から参加することも可とする。 ・危機管理対策本部は、非公開会議であってもオンラインにより開催できることとする。 ・会議は自由討議までとし、討論・採決は通常会議で行うこととする。 ・傍聴対応については、タブレットに映し出された会議の様子を、ライブ配信システムを活用して放映することとする。 ・傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することとする。 （執行部了承済み。広聴広報委員会で確認要） （令和3年3月18日 第66回検討部会） ・新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合には、オンライン会議を開催できるよう、委員会条例の一部を改正することについて協議し、令和3年3月定例会に議会運営委員会提出議案として提出することを確認。 （令和3年3月23日 全員協議会） ・委員会条例の一部改正について、全会一致で可決した。（令和3年3月26日 本会議） ・傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することを決定。 （令和3年3月31日 広聴広報委員会） ・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱、亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせについて協議。オンライン会議における表決について協議。 （令和3年5月28日 第67回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を確認。（令和3年6月4日 第68回検討部会） ・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱 ・亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを制定及び一部改正する。 （令和3年6月15日 議会改革推進会議） ・委員会条例におけるオンライン会議の開催を規定する開催方法の特例について、従来の新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症に加え、大規模な災害等の発生を追加する改正を行った。（令和6年12月定例会） ・委員会条例におけるオンライン会議の開催を規定する開催方法の特例について、会議規則に規定する欠席事由の範囲で拡大を図るための検討を、プロジェクトチームを設置し協議を進めていくことを確認。（令和７年1月23日 第94回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、オンライン会議の開催要件等について、会議規則に規定する欠席事由の範囲内で、具体的な運用基準を定めるとともに、オンライン会議に関する申し合わせの作成が必要であることを確認した。また、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について調査することとした。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認。（令和7年2月20日第96回検討部会）

		・プロジェクトチームにおいて、議員のなり手不足にも対応するため、災害や感染症以外の育児、介護などのその他やむを得ない事由でのオンライン委員会を開催できるよう検討しなければならないことを確認した。また、委員会等へのオンライン出席については、議員本人の希望によることとし、介護等の家族の範囲や産前産後、育児休業等の対象期間については限定せず、議員それぞれの必要性や状況に応じて可能とすることについても協議をした。（令和7年4月28日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。また、市民等への映像配信や傍聴者の対応について協議が必要であることを確認した。（令和7年4月28日第97回検討部会） ・オンライン会議の実施に係る申し合わせの素案を確認し、その後の協議については、関係規程の整理を行った上で議会運営委員会に移すこととした。（令和8年1月27日第106回検討部会） ・オンライン会議の実施に係る申し合わせの素案を確認し、関係規程の整理を行い、後日改めて整理した内容について協議を行うこととした。（令和8年2月16日議会運営委員会） ・委員会条例、会議規則、その他関係例規において、育児、介護、その他やむを得ない事由においても、オンライン会議を開催できるよう、関係例規の確認、整理を行った。委員会条例および会議規則については、令和8年9月定例会の閉会日に議会運営委員会提出議案とすることを確認した。（令和8年8月6日議会運営委員会） ・令和8年9月定例会において、議会運営委員会の委員会提出議案として、会議規則および委員会条例の一部改正を提案し、可決した。併せて、その他関係例規の改正を行った。これをもって、この検討課題を完了とする。（令和8年9月29日議会運営委員会、令和8年9月定例会、令和8年10月6日第114回議会改革推進会議検討部会、第51回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R8.10.9		
改　定	R8.3.26		
	R5.10.19	R8.3.9	
	R5.9.15	R5.8.18	
作　成	R5.5.26		

検討課題	49	・議会の情報化について
区　　分		A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（議員の役割、責務等） 第５条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２ 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３ 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４ 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		・パソコンやタブレット等の利活用の検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
・現在はパソコンについて、各会派室の1台を設置。 ・平成２５年７月に、ホームページ更新についてのアンケートにあわせ、議会の情報化に関するアンケートを実施。 ・会派室のパソコンのインターネット利用で通信が不安定である。ＺＴＶの通信速度が遅い事に起因すると思われる。 ・パソコン以外の機器、タブレットやスマートフォンも利用者が増えてきている。 通信機能のないタブレット等は無線ＬＡＮ（Ｗｉ－	・議会の情報化についての議論を行う。 ・議員のパソコンやタブレット等の利用についての議論を行う。 ・情報化ツールとしてこれまでのパソコンを中心とした有線ＬＡＮから、タブレットやスマートフォンへの対応として無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境の構築を、委員会室や会派室に行い、議員の情報化の推進を図る。 ・議場や委員会室でのパソコンやタブレ	・平成２６年４月より、会派室使用のインターネットの通信速度を１６０Mにアップ。 ・平成２６年６月、会派室のデスクトップパソコンを更新。 ・ノートパソコンやタブレット、スマートフォンへの対応として、無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の構築を委員会室や会派室に行い、議員の情報化の推進を図る。（平成26年9月17日完了） ・議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みでの活用シーンについての他市の事例等、事

Ｆｉ）の環境がないためインターネットやメール等が利用できない状況。 ・現在はパソコンやタブレットについては、議場や委員会室には持ち込めない、規程が未整備。 ・各会派室にパソコン及びプリンター1台を設置。 ・議場、委員会室に加え、各会派室の無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）の環境を整備。 ・平成２７年度に議員一人一台タブレット端末を導入。平成２８年５月から、タブレット端末の本格運用を開始したことから、可能なところからペーパレス化に取り組む。 ・令和３年５月にタブレット端末を更新し、ipadpro 12.9に更新するとともに、電子会議システムは「SideBooks」を導入。 ・令和３年６月から、議会資料のペーパレス化を一部開始し、令和３年１２月定例会から、予算書・決算書等の一部資料を除く議会資料について、ペーパレス化の本格運用。 ・令和５年１０月から、会議日程の調整や議員相互の情報共有等を円滑に進めることなどを目的に議会グループウェアとしてLINEWORKSを導入。 ・令和６年６月２６日改正の地方自治法等により、各自治体の各執行機関においてサイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、公表することが義務付けられたことから、市議会においても方針を整備する必要がある。	ットの持ち込みについて、どの様な活用シーンがあるのかの検討。 合わせて、議会資料等や情報の電子化についての検討。 ・ペーパレス化の一層の推進について検討。 ・市から提出される資料の内、データ化を要請するものを検討。 ・タブレットの具体的な活用方法及び運営方法等の検討。 ・タブレットの使用基準の内容について検討。 ・効率的な議会運営を行うため、タブレット端末を活用し、ＩＣＴ化を更に推進するため、会議の日程調整や議員間のコミュニケーションの活性化、情報共有を図るツールとして、議会グループウェア導入について検討する。 ・サイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、公表することを検討する。	務局にての情報収集。 ・議会資料等や情報の電子化について事務局にて検討。 ・事務局にて、タブレットを購入し、活用シーンについて研究。(Microsoft Surface Pro3)（平成26年10月購入予定） ・パソコン・タブレットの利活用指針の作成を検討する。 ・第25回検討部会で、事務局での検証と並行して、議会の内部会議でのタブレット端末の活用シーンを検証するため、会議に必要なタブレット端末10台を平成27年度から導入することとし、その後、導入結果を分析して、最終的には市職員と同様、議員一人一台の配備体制を構築することを確認。（平成26年10月7日 第11回議会改革推進会議） ・マイクロソフト社からWindows10が発売されることから、H27年度に購入予定の10台については、今後、議員一人一台の配備体制の構築も考慮し、マイクロソフト社の動向を見極めて購入するため夏以降に購入することを確認。（平成27年5月22日　第13回議会改革推進会議） ・平成27年7月29日から無償でWindows10へのバージョンアップが可能となることから、ただちに購入の手続きに入ることを決定。 （平成27年7月21日　第32回検討部会） ・平成27年9月24日に入札により落札業者が決定し、10月8日に10台納品。 ・タブレット端末を実際に検討部会で使用し、資料閲覧等の機能について確認。今後、内部会議で使用することとする。（平成27年10月14日第34回検討部会） ・タブレット端末残り10台について、年内に購入することとする。（平成27年12月購入予定） ・タブレット端末の運用及び使用基準を策定するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し、検討することとする。（平成27年11月25日第35回検討部会） ・タブレット端末残り10台納品。（平成27年12月21日）

		・プロジェクトチームにおいてタブレット端末運用に関する確認事項について協議。（平成27年12月22日、平成28年2月2日） ・議会事務局において、タブレット端末の運用について名張市議会、尾鷲市議会へ視察。（平成28年1月14日） ・亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ（案）について協議。（平成28年2月15日第37回検討部会）（平成28年3月11日第38回検討部会） ・議会改革推進会議で亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ（案）について確認。（平成28年3月25日第16回議会改革推進会議） ・タブレット端末操作研修会2回を開催し、全議員へタブレット端末を配布。（平成28年4月18日、平成28年4月27日） ・平成28年5月16日から公開する全ての会議においてタブレット端末の本格運用を開始。 ・亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせを一部改正する。（平成28年6月3日議会改革推進会議） ・定例会及び委員会の配布資料のペーパレス化について、できるところから取り組んでいくことを確認し、検討部会として、ペーパレス化する資料を抽出。（平成28年8月9日第42回検討部会） ・執行部のタブレット端末の導入及びペーパレス化の考え方について、企画総務部と意見交換を行う。（平成28年10月12日第43回検討部会） ・定例会及び委員会の配布資料について、出来るところからペーパレス化に取り組むこととし、１２月定例会から次の資料をペーパレス化することとする。 【本会議配布資料】 ・議事日程 ・出席報告書 ・例月現金出納検査報告書 ・閉会中の継続調査申出書 ・付託議案一覧表

		・各常任委員会開催日程表 ・各常任委員会審査報告書 【委員会配布資料】 ・予算決算委員会分科会分担表 （平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議） ・現在使用しているタブレット端末（H27.10購入）については、令和3年度での更新を予定し、令和2年11月に必要な予算を要求することから、次期タブレットの仕様や運用等について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする（令和2年1月21日第61回検討部会） ・亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、次期タブレットに関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、次期タブレット端末の仕様等について協議。（令和2年2月28日、令和2年4月2日、令和2年6月25日、令和2年8月28日、令和2年10月2日） ・更新するタブレット端末の機種は「ipadpro12.9」とし、電子会議システムは「SideBooks」を導入することを確認。（令和2年10月12日第63回検討部会） ・タブレット端末22台納品。（令和3年4月30日） ・タブレット端末操作研修会を開催し、全議員へタブレット端末を配布。（令和3年5月20日） ・亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの改正案とタブレット端末の管理について協議。（令和3年5月28日　第67回検討部会） ・タブレット端末故障時等の対応、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの改正案を確認。アプリケーションソフトの追加について協議。（令和3年6月4日　第68回検討部会） ・タブレット端末の管理について確認し、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせを一

		部改正する。 （令和3年6月15日 議会改革推進会議） ・議会資料のペーパレス化の本格運用に向け、令和３年９月定例会以降の各種会議においては、紙資料の配布は希望者のみとし、１２月定例会以降は一部資料を除き、データによる資料配布のみとすることを確認。なお、引き続き紙で配布する資料の対象については、執行部と調整を行う。 （令和3年8月27日 議会改革推進会議） ・１２月定例会以降、一部資料を除き、データによる資料配布のみとしたことから、タブレット端末、電子会議システム等に関する意見を各議員から聞き取り、その意見への対応について協議した。 （令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会） ・各議員から聞き取った電子会議システムへの意見に対するシステム運営事業者からの回答を確認。 （令和4年5月13日 議会改革推進会議検討部会） ・１２月定例会以降、執行部もタブレットを導入し、議会と共通の会議システムの運用を開始したことから、議会資料は、予算書、補正予算書及び決算書を除き、データのみとした。議会資料のペーパーレス化について一定の成果を得られたため、現在のカルテ36は完了とし、タブレット端末の活用の可能性について、新たに協議すべき課題については新たにカルテを作成することを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 第33回議会改革推進会議） ・本検討課題カルテ49として新たに起こすこととした。スケジュール管理の機能を使って、会議日程の調整等の効率化を図るため、議会グループウェア「LINEWORKS」の導入について検討し、アプリの内容について説明を受けた。 （令和5年8月18日 第82回検討部会） ・「LINEWORKS」について、無償版及び有償版の検討や運用について確認し、その他グループウェアについて検討及び協議を行う。 （令和5年9月15日 第83回検討部会）

		・スケジュール管理や会議の日程調整、掲示板機能を活用し、議会運営の効率化を図るため、議会グループウェアとして「LINEWORKS」を導入することを確認し、操作研修会を行うこととした。 （令和5年9月25日 第35回議会改革推進会議） ・タブレット端末等への設定及び操作方法等について研修会を開催した。（令和5年10月13日及び10月17日） ・亀山市議会情報セキュリティ基本方針について協議し、策定した。（令和8年3月9日第108回議会改革推進会議「検討部会」及び令和8年3月26日第48回議会改革推進会議） ・亀山市議会情報セキュリティ基本方針を公表した。（令和8年4月1日） ・亀山市議会情報セキュリティ基本方針の公表やオンライン会議に伴う例規整備など、一定の成果が得られたものとして、この検討課題を完了とする。（令和8年10月6日第114回議会改革推進会議検討部会、第51回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R8.10.9
改　定	R8.8.18、R8.10.6 R7.2.7、R7.4.28
作　成	R5.5.26

検討課題	50	議員の介護休暇・介護時間及び育児休暇について
区　　分		A
関連条例内容		(議員の役割、責務等) 第５条　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２　議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３　議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４　議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		議会活動と介護や育児等が両立できる環境整備の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・会議規則第２条に、議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないと規定。	・議員が介護休暇及び育児休暇等を取得できる仕組み、制度を検討する。	・会議規則に定めた欠席事由に関し、それぞれの具体的な運用基準の作成について、プロジェクトチームを設置し協議していくことを確認した。（令和7年1月23日　第94回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、オンライン会議の開催要件等について、会議規則に規定する欠席事由の範囲内で、具体的な運用基準を定めるとともに、オンライン会議に関する申し合わせの作成が必要であることを確認した。また、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について調査することとした。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。（令和7年2月20日第96回検討部会）

		・プロジェクトチームにおいて、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について確認し、欠席事由の範囲については、今後検討することとした。（令和7年4月28日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。（令和7年4月28日第97回検討部会） ・オンライン会議の実施に係る申し合わせの素案を確認し、その後の協議については、関係規程の整理を行った上で議会運営委員会に移すこととした。（令和8年1月27日第106回検討部会） ・オンライン会議の実施に係る申し合わせの素案を確認し、関係規程の整理を行い、後日改めて整理した内容について協議を行うこととした。（令和8年2月16日議会運営委員会） ・委員会条例、会議規則、その他関係例規において、育児、介護、その他やむを得ない事由においても、オンライン会議を開催できるよう、関係例規の確認、整理を行った。委員会条例および会議規則については、令和8年9月定例会の閉会日に議会運営委員会提出議案とすることを確認した。（令和8年8月6日議会運営委員会） ・令和8年9月定例会において、議会運営委員会の委員会提出議案として、会議規則および委員会条例の一部改正を提案し、可決した。併せて、その他関係例規の改正を行った。これをもって、この検討課題を完了とする。（令和8年9月29日議会運営委員会、令和8年9月定例会、令和8年10月6日第114回議会改革推進会議検討部会、第51回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R5.8.18
作　成	R5.5.26

検討課題	51	旧姓使用について
区　　分		B
関連条例内容		(議員の役割、責務等) 第５条　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２　議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３　議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４　議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		旧姓が使用できる仕組みの検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・市職員においては、婚姻や養子縁組等の理由により、旧姓を使用できる規程がある。（亀山市職員旧姓使用取扱規程　令和５年４月１日施行）	・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓を使用できるよう検討する。	・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓を使用できる規程について検討。併せて通称名の使用についても協議。 （令和5年8月16日　第81回検討部会） ・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓等を使用できるよう「亀山市議会議員の通称名等の使用に関する規程」を制定。 （令和5年8月18日　第34回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H29.5.19、H28.7.12
作　成	H27.10.14

検討課題	11	公聴会制度について
区　　分		Ⅲ　－Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		(市民の参画) 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・運用方法の検討 ・説明機会の取扱要領の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条３項では、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し､市政に反映できるよう議会運営に努めなければならないと規定。 ・委員会においては、公聴会を条例で規定している。 ・地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）により、本会議においても公聴会を開催することができるようになった。 ・会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることとした。（平成 25 年 3 月 1 日施行）	・公聴会開催要綱等の作成について	・（仮称）公聴会開催要綱、参考人意見聴取要綱、請願者説明機会取扱要領の作成に着手することを確認。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・亀山市議会公聴会開催の手続に関する要綱（案）、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱（案）、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規（案）を協議。（平成28年7月12日第41回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
・公聴会開催要綱が未整備である。		・同一カルテで検討してきた、請願者の説明機会について（参考人制度について）を先行して整備したため、公聴会制度は検討課題カルテを分離し検討することとした。（平成29年5月19日第20回推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R8.10.6 R8.8.18、　R5.10.19 R5.10.16、R5.9.15 R4.10.7、　H30.3.27 H30.2.20、H30.2.14 H29.10.04、H29.7.18
作　成	H25.12.26

検討課題	27	新たな議決項目の必要性について
区　　分		A
関連条例内容		（議会の議決事件） 第１３条　法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。 （１）亀山市総合計画条例（平成２７年亀山市条例第２４号）第２条第３号に規定する基本計画 （２）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針
検討内容		・議会の議決事件の追加を検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第９６条第１項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。 ・第１３条では、地方自治法９６条の２項の規程による議決事件を規定。	・基本構想や、基本計画以外に、議会の議決事件を追加することへの検討。	・都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、今後、他の計画も含め議決事件への追加について検討することを確認。（平成29年5月9日第47回検討部会） ・都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、協議を行う。（平成29年7月18日第48回検討部会） ・全議員に議決事件にすべき計画に関する意向調査の結果を確認し、今後、引き続き検討していくこととする。（平成29年10月4日第49回検討部会） ・都市マスタープランを議決事件とすることを確認した。（平成30年1月17日第50回検討部会） ・都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを確認した。（平成30年2月14日第51回検討部会） ・都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを決定

現状分析	議論する内容	対応内容
		した。（平成30年2月20日議会改革推進会議） ・亀山市議会基本条例の一部改正について可決し、都市マスタープランを議決事件に追加した。（平成30年3月27日3月定例会） ・議決事件の追加について、改めて議論することを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議） ・各種計画等の中で、新たに議決事件として追加する項目の必要性について協議。各会派で検討することを確認。（令和5年5月26日第80回検討部会） ・各種計画等の中で、新たに議決事件として追加する項目の必要性について協議。県内他市議会の議決事件の追加状況について説明。各会派で改めて検討することを確認。（令和5年9月15日　第83回検討部会） ・各種計画等については、今回は新たに議決事件としての追加を見送ることを確認。今後は必要に応じて議論していく。（令和5年10月16日　第84回検討部会、令和5年10月19日　第36回推進会議） ・立地適正化計画を含む各種計画について、新たに議決事件として追加すべき案件がないか、来期以降議論していく。（令和8年10月6日　第113回検討部会、令和8年10月9日　第51回推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R8.7.17、R8.10.6 R7.2.7、R7.4.28 R6.1.18、R4.10.7 R4.10.3、R4.5.26 R4.5.13、R4.2.7
作　成	H25.12.26

検討課題	31	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方
区　　分		Ⅳ　－　B
関連条例内容		（条例の検証及び見直し手続） 第２５条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
検討内容		・条例の検証及び見直し手続の手順書の作成

現状分析	議論する内容	対応内容
・第２３条に規定された条例の検証及び見直し手続を進めるために特に規定したものはない。	・どの様な手順で検証し、その結果をもとに、どの様な方法で適切な措置を講じるのか、検証の手順等の手続きを検討。	・条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有権者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、検討課題33のカルテは廃止し、本カルテに統合することを確認。（令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会） ・条項ごとに各会派の意見を集約し、評価・検証を行った。さらに議論が必要なものについては、再度各会派で確認のうえ、次回検討部会で協議することとした。（令和4年5月13日 議会改革推進会議検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・条例改正の必要性など、さらに議論を行うこととした条項の検証内容について、各会派から再度意見集約を行い協議した結果、条例改正は行わないこととした。なお、この検証結果からさらに取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮等の現条例に規定されていない事項について、今後の検討課題として取り組むこととした。（令和4年5月26日 議会改革推進会議検討部会） ・これまでの検証経過及び結果等について「亀山市議会基本条例検証報告書」を作成し、第77回検討部会において取りまとめた。（令和4年10月3日議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会基本条例の検証結果についてまとめた「亀山市議会基本条例検証報告書」について確認し、条例の検証については、今回の検証結果と罫線御に新たに取り組む検討課題に対する協議を踏まえた上で、今後必要に応じて条例改正を行うものとし、この検討課題については、継続することを決定した。（令和4年10月7日 議会改革推進会議） ・「災害や感染症等の危機管理の対応」と「障がい者への合理的配慮」について、他市の議会基本条例の規定についてまとめた資料を参考とし、各会派で研究を進めることを確認した。（令和6年1月18日 検討部会） ・「災害や感染症等の危機管理の対応」及び「障がい者への合理的配慮」に関する規定を追加する条例の見直しについて、プロジェクトチームを設置し協議を進めていくことを確認した。（令和7年1月23日 第94回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・プロジェクトチーム会議において、議会の災害対応についての条文を追記する方向で令和8年10月までに条例改正を行うこととする。また、他市議会の規定について改めて調査し、業務継続計画についても研究することを確認。「障がい者への合理的配慮」については、「障がい者」だけにとどまらず、幅広い視点で「多様性」についても議論する。条例検証のスパンや、検証方法については、第三者による検証の必要性も含めて協議。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。（令和7年2月20日第96回検討部会） ・議会基本条例における、多様性の尊重に関する規定について、第4条第1項の条文の中に、「市民の多様性を尊重し、」という文言を加える。また、災害等の危機管理の対応に関する規定については、第4条の後に、第4条の2.として別立てて規定し、非常時という言葉は控えることについて確認した。（令和7年4月28日プロジェクトチーム会議） ・条例の検証及び見直しの進め方について協議。令和４年度と同様に、条項ごとに評価・検証を行うこととした。今回は会派で意見を集約するのではなく、全議員に回答を依頼し取りまとめることとした。（令和8年4月14日　第109回議会改革推進会議検討部会及び令和8年4月20日第49回議会改革推進会議） ・令和8年9月定例会において、議会運営委員会の委員会提出議案として、基本条例の一部改正を提案し、可決した。併せて、逐条解説の改正及び亀山市議会業務継続計画（議会ＢＣＰ）の策定を行った。（令和8年9月29日議会運営委員会、令和8年9月定例会） ・基本条例の検証経過及び結果等について「亀山市議会基本条例検証報告書」を作成し、第114回検討部会において取りまとめた。（令和8年10月6日第114回議会改革推進会議検討部会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H26-08-21

検討課題	38	議会事務局の機能強化について
区　　分		C
関連条例内容		○議会基本条例 （議会事務局の体制整備） 第２２条　議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。 ○亀山市議会事務局条例 （設置） 第１条　亀山市議会に、その事務を処理するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第２項の規定により、亀山市議会事務局（以下「事務局」という。）を置く。 （職員） 第２条　事務局に次の職員を置く。 （１）事務局長 （２）書記 （３）その他の職員 第３条　職員の定数は、亀山市職員定数条例（平成１７年亀山市条例第２４号）の定めるところによる。 第４条　職員の任免は、議長が命ずるものとする。 第５条　職員の給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについては、特に定めるもののほか、亀山市職員の例による。 （委任） 第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。 附　則　この条例は、公布の日から施行する。
検討内容		・議会改革の推進にあたり、議会事務局のあり方等についての検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会事務局体制について 局長、課長各１名。事務局員４名、技能員１名、臨時職員１名の８名体制。 ・事務局の所掌事務は、亀山市議会事務局処務規程第４条で１８項目について規定。 ・議会事務局の機能強化と検討部会をサポートするため「議会の調査研究運営支援業務委託」を㈱ぎょうせいに随意契約で委託。（H26　20万円）	・議会運営を行うにあたり、現状の体制強化を図る。 ・議員１８名体制での、議会事務局の要員について検証。 ・議会事務局の業務内容の分析検証を行う。所掌事務１８分類での業務調査の必要性。 ・議会事務局の役割（議会への助言、サポート）と議員との連携の在り方を明確にする。	・日経グローカル(H26-4-21日号)特集 「変わり始めた議会事務局」 議会改革の進展を背景に、議会事務局のあり方も変わり始めた。これ迄は議事運営や処務が主な業務だったが、議会の監視機能や政策立案機能の強化、議会への住民参加などに対応するため、調査や情報収集、政策法務、広報広聴などの仕事が増大している。これに伴い、議会改革や議会活動について改革メニューを提示したり、助言したりする議会・議員のパートナーとしての役割を担うようになった。 事務局職員の意識改革も進み、首長・執行部から自立する姿勢を強めている。 ・この様な視点からの議会事務局のあり方を検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
		・現在、議会事務局職員は、採用試験を経て執行機関の職員と一括で採用されるため、議会事務局職員の配置や増員について は執行機関の人事の影響を受けることとなる。 　しかし、議会事務局は、議会の監視機能や政策立案機能等をサポートする専門性を持った体制が求められることから、議長は、議会事務局職員の人事に関しては、その任命権を行使して、積極的に市長と協議すべきである。 ・議会事務局職員の業務分析を行う。 ・議員の政策立案や議会活動をサポートするため、法制能力の研鑽に努める。 ・議会の情報化に向けて、情報収集を行い、活用方法について検討する。また、情報に関するスキルを身につけるため研修等に積極的に参加する。 ・議会をサポートするため、事務局独自の活動について検討。職員各自が常に情報収集のアンテナを張り、議員のニーズにいつでも答えられるよう、市政の課題等について調査研究する。

○亀山市議会事務局処務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、亀山市議会事務局条例（平成１７年亀山市条例第１５２号）第６条の規定に基づき、亀山市議会事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織及び職制）

第２条　事務局に、議事調査課（以下「課」という。）及び議事調査グループ（以下「グループ」という。）を置く。

２　課に課長を置く。

３　グループにグループリーダーを置く。

４　前２項に定めるもののほか、課に主幹、主任主査、主査、主任主事、主事及び技能員を置くことができる。

５　前３項に規定する職（技能員を除く。）は、書記をもって充てる。

（職務）

第３条　事務局長は、議長の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２　課長は、事務局長の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

３　グループリーダーは、課長の指揮監督を受け、おおむね次の職務を行う。

（１）グループ内の分掌事務の適正な進行管理及び改善を行うこと。

（２）グループ内のコミュニケーションの活性化に努め、情報の共有化を図ること。

４　主幹、主任主査、主査、主任主事及び主事は、上司の命を受け、特定の事務又は一般の事務を分担処理する。

（所掌事務）

第４条　課及びグループの所掌事務は、次のとおりとする。

（１）本会議に関すること。

（２）委員会、協議会その他諸会議に関すること。

（３）議案等の受理及び取扱いに関すること。

（４）請願、陳情等に関すること。

（５）議決事項の処理に関すること。

（６）会議録の調製及び保管に関すること。

（７）調査及び情報収集に関すること。

（８）議会の広聴広報に関すること。

（９）図書室に関すること。

（１０）公印の保管に関すること。

（１１）条例、規程等の制定改廃に関すること。

（１２）文書の収受、発送及び保管に関すること。

（１３）予算及び物品の保管出納に関すること。

（１４）議員共済に関すること。

（１５）議場その他各室の管理取締りに関すること。

（１６）議会の行事に関すること。

（１７）議会の情報管理に関すること。

（１８）その他庶務に関すること。

（専決事項）

第５条　事務局長の専決事項は、亀山市事務決裁規程（平成１７年亀山市訓令第２号）別表に定める部長の専決事項に準じるものとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、議長の決裁を受けなければならない。

２　課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、事務局長の決裁を受けなければならない。

（１）文書の収受、発送及び配布に関すること。

（２）議会の招集の通知に関すること。

（３）議会の出席要求に関すること。

（４）議員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関すること。

（５）議決又は決定事項の通知又は報告に関すること。

（６）各種証明書の交付に関すること。

（７）各種調査、統計資料等の収集に関すること。

（８）会議録及び図書の閲覧に関すること。

（９）議会ホームページ及び議会中継に関すること。

（１０）議員共済会に関すること。

（１１）亀山市事務決裁規程別表に定める課長の専決事項に関すること。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、事務処理、文書、物品等の取扱いについては、市長部局の例による。

附　則

この規程は、平成１７年１月２１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日議会規程第１号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日議会規程第３号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日議会規程第１号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	~~R4.10.7、R4.3.11~~
改　定	R8.7.17 R8.6.24、R8.1.27 R4.1.13、H30.8.17 H30.7.24、H29.10.17 H29.07.18、H29.05.09、 H29.04.11、H29.02.21
作　成	H28.10.12

検討課題	45	・機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
区　　分		Ⅰ　－　A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（議長の責務） 第６条　議長は、議会の代表として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。 （委員長の責務） 第７条　委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。
検討内容		・議長の任期について ・副議長の任期について ・常任委員会委員の任期について

現状分析	議論する内容	対応内容
・亀山市議会においては、議長、副議長、監査委員の任期は、申し合わせにより１年としている。 ・常任委員会委員の任期は、委員会条例で１年としている。 ・常任委員会において、所管事務調査を行っているが、１年では時間的余裕がなく、さらに踏み込んだ調査・研究することができない。 ・全国市議会議長会の「市議会の活動に関する実態調査結果」において、議長の任期を２年としているのは、５万人未満の市では、２６２市のうち１５７市で、５９．９％となっている。また、５万から１０万人未満の市では、２６７市のうち１３６市で、５０．９％となっている。また、委員会の任期を２年としているのは、５万人未満の市では、２６２市のうち１９９市で、７６％となっている。また、５万から１０万人未満の市では、２６７市のうち１８３市で６８．５％となっている。（平成２６年１２月３１日現在） ・全国市議会議長会の「市議会の活動に関する実態調査結果」において、委員会の任期を２年としているのは、５万人未満の市では、３０３市のうち２３７市で、７８．２％となっている。また、５万から１０万人未満の市では、２３５市のうち１６４市で６９．８％となっている。（令和６年１２月３１日現在）	・議長の任期について ・副議長の任期について ・常任委員会委員の任期について	・県内市議会の正副議長及び常任委員会委員の任期について調査し、協議を行う。（平成29年1月25日第44回検討部会、平成29年2月21日第45回検討部会、平成29年4月11日第46回検討部会） ・議長任期を2年とすることについて、会派代表者会議の意見を聞くこととする。（平成29年5月9日第47回検討部会） ・平成29年8月7日の会派代表者会議において、改選後、議長任期を2年とすることを確認した。 ・定数18人の市議会の委員会構成及び委員任期について調査し、協議を行う。（平成29年7月18日第48回検討部会） ・今後、現在の3委員会での委員会運営の検証を行うこととした。（平成29年10月4日第49回検討部会、平成30年4月17日第52回検討部会） ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを確認した。（平成30年7月24日第53回検討部会） ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを決定した。（平成30年8月17日会改革推進会議） ・副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、委員会構成及び任期についてはこれまでと同様とした。ただし、副議長任期については、再任を妨げないことを可とすることについて、代表者会議の意見を聞くこととした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会） ・副議長任期に関して、再任を妨げないことを可とすることには合意したが、申し合わせには追記しないこととした。（令和4年3月11日 会派代表者会議） ・副議長及び常任委員会の任期は１年とし、常任委員会は３委員会の構成を変更しないことを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日

		第33回議会改革推進会議） ・県内市議会の副議長及び常任委員会委員の任期等について調査し、協議を行う。（令和7年12月23日第105回検討部会） ・副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について県内他市の状況等を調査し、協議を行ったが、結論は出ず、今期の調査をまとめ、議会改革推進会議に報告することとした。ただし、完了とはせず、今後も必要に応じて協議を行っていくこととする。（令和8年5月21日 第110回議会改革推進会議検討部会、令和8年7月17日 第50回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	R5.5.26

検討課題	52	・議会図書室について	
区　　分		B	
関連条例内容		（議会図書室の充実） 第２３条　議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。	
検討内容		・議会図書室の充実の検討	

現状分析	議論する内容	対応内容
・地方自治法第１００条第１９項において議会図書室の整備について規定されており、議員の政策形成及び立案能力の向上のために、議会図書室の重要性について議員の意識の再確認及び議会図書室の充実を図る必要がある。 ・議会図書室は、市民への公開は可能としているが、認知してもらうための周知が課題である。 ・タブレット端末を活用した議会活動を行えるようプリンターを設置。	・議員の調査・研究、政策形成や立案能力向上のため、議会図書室の充実について議論が必要である。	

亀山市議会基本条例に伴う主権者教育課題のカルテ

作　成	R8.4.20

主権者教育課題	1	子ども議会の実施について
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性の確保、並びに市民の多様性の尊重に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において 準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
協議内容		・対象、実施手法等の検討 ・子どもの意見を聴くことや意見表明の場づくりの検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・「検討課題４７　子ども議会の実施について」が完了し、当該課題を引き継ぐ形で新たに本課題を設置した。 ・議会ホームページにキッズページを設置している。 ・令和６年度及び令和７年度に市内中学３年生を対象に中学生議会を実施した。	・子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討する。 ・対象については中学生に限らず、小学生や高校生など幅広い年代の多様な意見を聴く必要性があるため、具体的な実施手法等について検討する。	・亀山市議会議会改革推進会議規程の一部を改正し「主権者教育部会」を設置し、これまで検討部会が所掌していた主権者教育の推進については、主権者教育部会が担うこととした。（令和8年4月20日　第49回議会改革推進会議） ・令和９年度子ども議会は、実施手法・対象学年の検討や執行部・学校との調整など、検討事項はあるが、出前授業や議場見学などを並行して実施しながら、子ども議会を実施する方向で進めることを確認し、申し送ることとした。（令和8年9月30日　第4回議会改革推進会議主権者教育部会、令

現状分析	議論する内容	対応内容
		和8年10月9日　第51回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う主権者教育課題のカルテ

作　成	R8.4.20

主権者教育課題	2	出前授業・ワークショップ等の実施について	
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性の確保、並びに市民の多様性の尊重に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。	（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において 準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
協議内容		・対象、実施手法等の検討 ・子どもの意見を聴くことや意見表明の場づくりの検討	

現状分析	議論する内容	対応内容
・「検討課題４７　子ども議会の実施について」が完了し、当該課題を引き継ぐ形で新たに本課題を設置した。 ・議会ホームページにキッズページを設置している。 ・令和６・７年度の中学生議会の実施に伴い、事前に市内中学３年生を対象に、出前授業を実施している。	・対象については中学生に限らず、小学生や高校生など幅広い年代の多様な意見を聴く必要性があるため、具体的な実施手法等について検討する。	・亀山市議会議会改革推進会議規程の一部を改正し「主権者教育部会」を設置し、これまで検討部会が所掌していた主権者教育の推進については、主権者教育部会が担うこととした。（令和8年4月20日　第49回議会改革推進会議） ・令和8年7月 1日、神辺小学校６年生を対象に、主権者教育部会により、出前授業を実施した。 ・令和8年8月9日、市内中学校３年生を対象に、主権者教育部会により、交流会を実施した。

亀山市議会基本条例に伴う主権者教育課題のカルテ

作　成	R8.4.20

主権者教育課題	3	議場見学の実施について
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性の確保、並びに市民の多様性の尊重に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において 準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
協議内容		・対象、実施手法等の検討 ・子どもの意見を聴くことや意見表明の場づくりの検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・「検討課題４７　子ども議会の実施について」が完了し、当該課題を引き継ぐ形で新たに本課題を設置した。 ・議会ホームページにキッズページを設置している。 ・市内小学校の市役所見学で、議員が議場と委員会室を案内し、議会について説明を行っている。	・具体的な実施手法等について、検討する。	・亀山市議会議会改革推進会議規程の一部を改正し「主権者教育部会」を設置し、これまで検討部会が所掌していた主権者教育の推進については、主権者教育部会が担うこととした。（令和8年4月20日　第49回議会改革推進会議） ・市内小学３年生を対象に、主権者教育部会により議場見学の対応を行った。 令和8年5月 8日　亀山東小学校 令和8年5月14日　亀山西小学校 令和8年7月 2日　神辺小学校

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	
作　成	H25-12-26

検討課題	18 24 30	機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは 議員の政策形成及び立案能力の向上、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、コンサル、大学等との連携・委託について
区　　分		Ⅳ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（議員研修の充実及び強化） 第７条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。 ２　議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。 （議会事務局の体制整備） 第２０条　議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。
検討内容		・議会改革と常任委員会の政策づくりのためコンサルや大学等の専門的知見の活用の検討 ・コンサル、大学等との連携・委託について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条２項では、議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し､監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないと規定。 ・現在はサポート体制についてはなし	・委員会からの政策提案や所管事務調査等での専門的な立場からの助言を求められるような体制づくり。	

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会のあり方等検討特別委員会で（株）ぎょうせいとコンサルタント契約し、政策議論の補完を行った。 ・事務局の機能強化と検討部会をサポートするためコンサルタントと契約。 ・契約名「議会の調査研究運営支援業務委託」 契約内容 ・議会が行う調査・研究に関する資料の収集 ・亀山市議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等 契約方法：随意契約 契約先：株式会社ぎょうせい	・議員の政策形成及び立案能力の向上、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、コンサル、大学等との連携や委託の検討	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H26-7-2

検討課題	39	議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)
Ku　bun		Ⅳ　－　C
関連条例内容		前　文 　選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。 　日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。 　議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。 　議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。 　地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。 　議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かっ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。 　以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。 （目　的） 第１条この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
検討内容		・議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)

現状分析	議論する内容	対応内容
・基本条例の前文と第１条目的に基本条例制定に向けての考え方を明記。 ・前文では、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、基本条例を制定するとした。 ・まちづくり基本条例第６条に議会の責務が規定。	・議会基本条例の基本理念を抽出する。 ・自治基本条例への移行を検討する際、議会部分についての理念の定義を検討。 ・検討内容は、議会基本条例の前文と二元代表制の考え方を理念とした定義づくりを行う。 ・まちづくり基本条例第６条「議会の責務」の内容と整合をさせるかについても検討。	・（株）ぎょうせいに理念の抽出について依頼。 （株）ぎょうせい報告内容　（平成２６年３月） ●亀山市まちづくり基本条例（平成２２年亀山市条例第１号）において、検討すべき事項（検討すべき理念事項）は以下のとおり。 ●基本原則として、亀山市議会基本条例（平成２２年亀山市条例第２９号）で明文していることの遵守と二元代表制の理念維持です。

現状分析	議論する内容	対応内容
議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。 （解説） ・まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。 なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の３つの活動が提案されています。 ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。 ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。 ③市民及び行政（※）と連携してまちづくり活動を行う。	必要ならまちづくり基本条例の内容を改訂することも検討。	●議会における「協働」の定義（確認項目） 「市民、議会及び執行機関の３者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。 ●協働の取り組みの解釈について（検討項目） ・市民参画という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。 市民が議会に関われるものについて‥‥請願、陳情、要望の提出 市民が議会に直接発言できるものについて‥‥議会報告会、所管事務調査、アンケート、ご意見 ・この様な取り組みの中から、政策作りや議会運営の改革につなげていくことについても市民との協働の取り組みに含むものと解釈していく。

４　広聴広報の取組

（１）かめやま市議会だより

・令和７年９月定例会号	vol.103（令和７年１２月１日）
・令和８年第２回臨時会号	vol.104（令和８年１月１日）
・令和８年１２月定例会号	vol.105（令和８年３月１日）
・令和８年３月定例会号	vol.106（令和８年６月１日）
・令和８年６月定例会号	vol.107（令和８年８月１日）

亀山
かめやま 市議会だより

令和７年
９月定例会号
vol.103
令和７年12月１日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会

９月定例会のあらまし …… P2～P5

- 令和６年度　各会計決算　**認定**
 （予算決算委員会から２つの意見）

使用料の見直しを行う
- 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

委員会は否決、本会議で **可決**



令和７年度
亀山市中学生議会開催 P24

表紙写真：毎日の生活が表れた自然な笑顔（川崎愛児園）

令和６年度各会計歳入歳出決算について　認定

令和６年度決算の概要

会計区分			歳入決算額	歳出決算額	差引収支額
一般会計			２３１億６２２３万円	２２６億６２６４万円	４億９９５９万円
特別会計	国民健康保険事業		４３億５２３９万円	４３億４５万円	５１９４万円
	後期高齢者医療事業		１３億２６２５万円	１３億１９４０万円	６８５万円
	小　計		５６億７８６４万円	５６億１９８５万円	５８７９万円
企業会計	水道事業	収益的収支	１４億３１７１万円	１２億５２万円	２億３１１９万円
		資本的収支	９１００万円	５億８１４２万円	▲４億９０４２万円
	工業用水道事業	収益的収支	８５４８万円	５２０３万円	３３４５万円
		資本的収支	－	２６９７万円	▲２６９７万円
	下水道事業	収益的収支	１６億２３２７万円	１５億７５２４万円	４８０３万円
		資本的収支	１０億１８８４万円	１４億７８５１万円	▲４億５９６７万円
	病院事業	収益的収支	１６億８７５１万円	１７億９４８５万円	▲１億７３４万円
		資本的収支	１億６４０３万円	２億１２７４万円	▲４８７１万円
	小　計		６１億１８４万円	６９億２２２８万円	▲８億２０４４万円
合　計			３４９億４２７１万円	３５２億４７７万円	▲２億６２０６万円

令和６年度 決算審査

～委員会での主な質疑～　12人の委員が質疑しました

【一般会計】

○決算の総括について
○令和６年度決算の評価について
○実質単年度収支の赤字が11年連続し、財政調整基金が減少を続けている要因について
○基金について
○歳入確保の取組について
○財産に関する調書について
○令和６年度分野別計画実績等について
○令和６年度主要事業評価シートについて

【国民健康保険事業特別会計】

○滞納処分について

【下水道事業会計】

○決算の評価について
○亀山市下水道ストックマネジメント計画の進捗状況について
○一般会計からの繰入れについて
○企業債の残高推移について

【病院事業会計】

○診療報酬の抑制が決算に及ぼした影響について
○病院経営の見通しについて
○減価償却費について

映像インターネット配信　予算決算委員会　９月24日　９月25日

９月定例会のあらまし

９月定例会は、８月29日から９月30日までの33日間の会期で開催しました。

今定例会では、市長から、条例の改正５件、令和７年度各会計補正予算２件、令和６年度各会計決算７件、その他５件、合わせて議案19件と、報告６件が提案されました。

閉会日には、追加議案として、議会からは、委員会提出議案として国への意見書５件が提案されました。

議案一覧・表決の結果は６ページ～

予算決算委員会　令和７年度補正予算と令和６年度決算を審査

令和７年度各会計補正予算２件について

一般会計補正予算（第３号）及び国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）については、予算決算委員会で設置した各分科会に分担して９月17日から19日にかけて審査を行い、その後、全体審査を行いました。この補正予算２件については、特に教育民生分科会会長から、小中学校の空調の修繕など、緊急を要する修繕などは、予備費を充用するべきとの意見が付され、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

令和６年度各会計歳入歳出決算７件について

９月24日、25日の２日間にわたり、予算決算委員会を開催し、審査を行いました。委員会では、一般会計決算及び後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり認定しました。その他の各会計決算５議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定しました。



令和６年度決算審査の様子

【本会議の反対討論】

○物価高騰に見合わない年金や賃金の中で、苦しい生活を余儀なくされている市民生活を守った決算とは言えない。

○医療アクセスの保障が特に必要な高齢者に対し、物価高騰で暮らしが大変な中、保険料の値上げがされた決算である。

【本会議の賛成討論】

○少子高齢化や物価高騰への対応など取り組むべき課題は多くあるが、市民サービスの質は維持向上されている。

委員会から２つの意見

①審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度予算の編成とその執行に取り組むとともに、第2次亀山市総合計画の検証から見えた課題を十分に精査し、現在策定中の第3次亀山市総合計画に反映されたい。

②財政の健全性を評価する上で非常に重要な指標である実質単年度収支が11年連続赤字となり、財政調整基金残高が年々減少し続けていることから、財政構造改革骨太方針2024を着実に実行することにより、財政調整基金の繰入れに依存した財政構造を抜本的に改革し、早期の財政健全化に向けて取り組まれたい。

使用料の見直しを行う

亀山市公共下水道条例の一部改正について
亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

可否同数のため
議長裁決により
可決

亀山市公共下水道条例の一部改正については、国の使用料水準を下回る現行の使用料体系では、一般会計からの繰入金が年々増加する見込みとなり、公共下水道使用料の見直しが必要と判断したことなどから、所要の改正を行うものです。

また、亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、農業集落排水事業の処理場14施設のうち、田村地区浄化センターにより汚水を処理する区域を令和9年度から公共下水道区域とすること、また、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料が異なることに対し、公平性の観点から農業集落排水処理施設使用料の見直しが必要となることなどから、所要の改正を行うものです。

【本会議での主な質疑】

○条例改正による影響について
○それぞれの制度の成り立ちについて
○基本使用料金と従量使用料金の設定根拠について
○基本使用料金の使用水量を10立米から５立米にする理由について
○施行時期を令和９年４月１日とした理由について

【本会議での反対討論】

○物価高騰が続く中、法的に認められた一般会計からの繰入れを行い、使用料金の値上げを抑えることが最善の選択である。
○物価高騰が続く中、４人以上の世帯の場合に使用料が増額となる見込みであり、料金改定については検討するべきである。

【本会議での賛成討論】

○料金改定が行われても、使用料金が県内では低い水準であることや、今後の下水道の適切な維持管理に繋がることを考えると、やむを得ない改正である。
○今回の改正は、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料金を市内で統一するというものであり、公平性の観点から認められるべきである。

産業建設委員会審査

全会一致
否決

委員会での主な質疑

○１世帯当たりの使用料金について
○地方公営企業の独立採算制について
○一般会計からの繰入れについて
○農業集落排水地域への周知について
○各地区の意向調査について

【委員会での反対討論】

○物価高騰が続き、苦しい市民生活の中、下水道使用料金の値上げによる市民の負担を増加させるのではなく、一般会計からの繰入れを増やすことで値上げを抑えるべきである。
○改正により、世帯によっては使用料金の値上げが起こるため、14地区の意向を確認した上で、慎重に対応すべきである。

委員会提出議案　意見書の提出について（５件）

【教育民生委員会提出議案（４件）】

全会一致で可決

①義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度の更なる充実を図ること。

②教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

③防災対策の充実を求める意見書

子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

④子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

【総務委員会提出議案（１件）】

全会一致で可決

①自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

1．自動車税・軽自動車税（環境性能割）の廃止
2．自動車重量税における「当分の間税率」の廃止
3．自動車重量税および自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の保有時の税額引き下げによる負担軽減措置の実施
4．複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税の公平･中立･簡素な税負担」の早期実現
5．燃料課税における「当分の間税率」の廃止
6．複雑な燃料課税の簡素化
7．タックス・オン・タックスの解消（消費税の二重課税の是正）
8．車体課税および燃料課税のいずれにおいても、過重かつ不条理な課税は廃止し、税の付け替え等によって負担を転嫁しないこと。
9．自動車関係諸税の国税部分について、地方財政に配慮した負担軽減策を講じ、地方税収に影響を与えないようにすること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

９月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決　　は、７ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
60	**亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について** 公職選挙法施行令の一部が改正され、これに準じて亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費の支払の限度額を引き上げるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
61	**亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について** 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業の取得パターンの多様化が図られたことなどに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
62	**亀山市水道事業給水条例の一部改正について** 災害その他非常の場合には、他の市町村長等又は他の市町村長等が指定した者が当該工事を行うことを可能とし、早期の復旧に対応できる給水装置工事事業者を確保する必要があることが国から示されたことに伴い、本条例に規定する給水装置工事の施行においても同様の取扱いとするため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
63	**亀山市公共下水道条例の一部改正について** 国の使用料水準を下回る現行の使用料体系では、一般会計からの繰入金が年々増加する見込みとなり、公共下水道使用料の見直しが必要と判断したことなどから、所要の改正を行う。	可決 （可否同数・議長裁決）	賛8：反8
64	**亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について** 農業集落排水事業の処理場14施設のうち、田村地区浄化センターにより汚水を処理する区域を令和9年度から公共下水道区域とすること、また、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料が異なることに対し、公平性の観点から農業集落排水処理施設使用料の見直しが必要となることなどから、所要の改正を行う。	可決 （可否同数・議長裁決）	賛8：反8
65	**令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について**	可決	全員賛成
66	**令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
67	**令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**	認定	賛11：反5
68	**令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**	認定	全員賛成
69	**令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**	認定	賛12：反4
70	**令和６年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**	原案可決及び認定	全員賛成
71	**令和６年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**	原案可決及び認定	全員賛成
72	**令和６年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**	原案可決及び認定	全員賛成
73	**令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について**	認定	全員賛成
74	**工事請負契約の変更について** 防災情報伝達システム整備工事について、令和７年７月30日付けで変更仮契約を締結したため、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
75	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線能褒野54号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。	可決	全員賛成
76	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線田村29号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。	可決	全員賛成
77	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線田村30号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。	可決	全員賛成
78	**市道路線の変更について** 開発行為による区域変更に伴う田村24号線の市道路線の変更について、議会の議決を求めるものです。	可決	全員賛成
委員会4	**義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成
委員会5	**教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
委員会6	防災対策の充実を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会7	子どもの貧困対策の推進と就学･修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会8	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出について	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案、議員=議員提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成　反は反対　欠は欠席　なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。ただし、可否同数の場合は、議長が裁決し可否を決定します。

※議案第63号･第64号は、可否同数のため議長裁決により可決しました。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
議案名 ＼ 議員名		古田 吉昭	櫻木 善仁	深水 隆司	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	髙島 真	新 秀隆	豊田 恵理	福沢 美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤彦太郎	服部 孝規	櫻井 清蔵
議案第63号	亀山市公共下水道条例の一部改正について	反	反	賛	反	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	賛	賛	※	反	反	反
議案第64号	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	反	反	賛	反	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	賛	賛	※	反	反	反
議案第67号	令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	賛	賛	－	反	反	反
議案第69号	令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	－	反	反	反

請願の結果

件　名		請願者	紹介議員	結果
請　願第１号	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書	三重県亀山市 亀山市ＰＴＡ連合会　会長 中根　直人 他２名	古田　吉昭 櫻木　善仁 服部　孝規 櫻井　清蔵	全会一致 採択
請　願第２号	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定･実施と教育予算拡充を求める請願書			
請　願第３号	防災対策の充実を求める請願書			
請　願第４号	子どもの貧困対策の推進と就学･修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書			
請　願第５号	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願	三重県鈴鹿市 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 片山 智成	深水　隆司 櫻井　清蔵 福沢　美由紀 草川　卓也	全会一致 採択



さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は２次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

草川　卓也＜結＞



議案第67号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第７号　決算に関する附属書類の提出について

●「財政構造改革骨太方針2024」初年度の評価は？

Q　実質単年度収支は11年連続の赤字（マイナス８億１千万円）で、財政調整基金も15億２千万円まで減少している。骨太方針の初年度にもかかわらず、一般財源は前年度より３億円増加しており、経費削減が数字に表れていない。この決算結果をどう総括するのか。

A　各種事業は計画的に推進したものの、物価高騰や人件費・扶助費といった義務的経費の増加により、財政指標は若干後退した。財政を早期に回復させる必要性を強く認識しており、令和６年度の取組は、主に令和７年度予算編成に向けた事業の見直しや準備（５か月前倒しで着手）に注力した。一般財源の増加は、削減が困難な義務的経費の増加が主な要因である。

Q　現在の施策評価は、「イベントに何人来たか」といった活動量（アウトプット）指標が中心で、「市民生活がどう良くなったか」という成果（アウトカム）が見えない。施策評価は「活動量」ではなく「成果」中心であるべきではないか。

A　成果指標の重要性は認識している。しかし、客観的な成果データの把握が難しい等の理由から、現在は活動指標も含まれている状況である。今後は定性的な評価も補いながら、アウトカム志向の評価に努める。

福沢　美由紀＜日本共産党＞



議案第64号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

●条例改正による影響について

Q　条例改正の目的について尋ねる。

A　少子高齢化の進行など社会の変化に伴い、公共下水道と農業集落排水処理施設において世帯人数や農業使用者の減少などの下水道施設の使用体系に差異がなくなりつつある。このような現状を踏まえ、公平性の観点から使用料金の見直しが必要と判断したため、公共下水道と農業集落排水処理施設の各使用料金体系を市内で統一するため改定を行う。

Q　条例改正により使用料はどうなるのか。

A　市民の方の使用料については、現在の人数割制から従量制に移行することで、各ご家庭の使用水量を１人当たり８立米として試算すると、３人世帯までの使用料は低額となり、４人以上の世帯の使用料は高くなる見込みである。

Q　排水しない農業に使用する水に関する料金について尋ねる。

A　汚水として排水しない農業に使用する上水道水については、農業に使用する外散水栓などへ、子メーターを設置し、その水量を毎月報告いただくことで減量するよう考えている。これは公共下水道使用料も同様である。その場合、メーターの設置に係る費用は個人負担になる。

なお、井戸水を上水道と併用して、下水道に流しているご家庭では、井戸水の汚水排出量をご報告いただく必要がある。

Q　周知について尋ねる。

A　農業集落排水処理施設使用料金の改定は、施行日を令和９年４月１日としている。

大幅な改正となるので直接市民の元に行って、丁寧に対応したいと考えている。

森　美和子＜公明党＞



議案第63号　亀山市公共下水道条例の一部改正について及び議案第64号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

Q　改正内容について伺う。

A　公共下水道事業会計の現行の使用料体系では、繰入金が年々増加する見込みであり、使用料の見直しが必要と判断したものである。また、少子高齢化の進行など社会の変化に伴い、公共下水道と農業集落排水施設において、世帯人数や農業者の減少など下水道施設との使用形態に差異がなくなりつつあるため、市内で使用料体系を統一する改正を行うものである。

Q　経営状況について伺う。

A　令和６年度決算における経費回収率は、公共下水道事業が96.86%、農業集落排水事業が99.44%となっており、ともに事業に必要な経費を使用料で賄えている状況とされる100%を下回っている。そのため公共下水道に５億1876万円と農業集落排水事業に３億724万円を一般会計から繰入れている。

Q　今回の改正で経営状況は安定するのか伺う。

A　令和８年度から令和12年度の５年間の経費回収率が約102%から105%に向上すると試算しており、持続可能な運営を図るものである。

Q　周知方法について伺う。

A　公共下水道使用料金の改定は、令和８年４月１日を施行日としている。市ホームページや市広報など様々な媒体を活用する。また、農業集落排水処理施設使用料金の改定は、令和９年４月１日を施行日としている。現在の料金体系と大幅に変わることから、地元へ直接説明するなど、丁寧な対応を検討している。

櫻木　善仁＜新和会＞



議案第73号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

●令和６年度の決算評価について

●透析患者が減少し続ける経営への影響について

●外科患者の大幅な減少について

Q　令和６年度予算に対し、患者数は増加、収益は減少している。理由を尋ねる。

A　入院・外来患者数は合わせると当初予算とほぼ同等で、決算は予算の見込みとほぼ同等の赤字額であった。収益の減少の理由は、コロナ関連補助金がなくなったことで医療外収益が減収となったためである。純損失の要因の一つとして決算書に報告している。

Q　透析患者数減少による経営への影響と、令和元年から減少し続けている要因、隣接に開設した透析クリニックの影響について尋ねる。

A　前年度比で延べ1210人の透析患者が減少、その分の医業収益が約4300万円減少している。医療センター全体では、入院・外来患者数が増加し、前年度比で約4700万円増と、透析が減少しても増収に転じている。 透析患者が減少し続けている理由は、平成30年頃から市の透析患者が取得される腎機能障害１級の手帳取得者数が年々減少しているためである。近隣の透析クリニック開院後に通院先を変更された方は数名であることから、透析患者数全体が減少している影響が大きいと考える。

Q　外科の患者数が極端に減少、入院患者が前年度比で62%減少しているが、その理由を尋ねる。

A　令和４年度は整形外科医が不在のため、外科が整形の患者を受入れていた。令和５年度からは滋賀医科大学との連携により整形外科の常勤医師２名が配置され、外科が整形を担当することは無くなった。現在、外科は整形外科の麻酔を担当している。外科手術などの減少は外科医不足によるもので改善は難しい。

櫻井　清蔵＜勇政＞



議案第63号　亀山市公共下水道条例の一部改正について及び議案第64号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

●今回の改正による公共下水道の世帯及び農業集落排水の世帯への影響について

Q　今回の公共下水道使用料の改定により、どの程度増収となるのか。

A　今回の公共下水道使用料の見直しを行うことで、令和８年から12年の５年間で使用料の増収は３億8000万円、年平均7600万円と試算している。

Q　５年間で３億8000万円、年平均で7600万円の増収となる試算であるが、企業会計への一般財源からの繰出金はどのようになるのか。

A　農業集落排水事業へは令和６年度決算で３億724万円を繰り出している。使用料改定によって使用料が増えれば、その繰出しも減ることにつながると考えている。

公共下水道事業については、現在繰出しは５億1876万円である。公共下水道事業についても料金を見直し、農業集落排水事業も料金改定を行うため、合わせて、現在は８億2600万円という繰出しが減額につながると考えている。

Q　なぜ、今使用料の改定をしなければならないのか。市長自らが先頭に立って、使用料の改定に対して理解を得る行動をされるのか。

A　社会情勢や時代背景の中で、公共下水道、それから農業集落排水使用料の料金体系が異なっているものを統合していく。そして少子高齢化が進んできたり、農業集落排水のエリアと中心部の公共下水道のエリア、こういう変化の中での差異を是正していく。そういう中での今回の使用料改定となっている。使用料改定については、当然、市の責任において分かりやすくお伝えしていく。

鈴木　達夫＜結＞



議案第63号　亀山市公共下水道条例の一部改正について、及び議案第64号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

●公共下水道・農業集落排水の使用料金の改定について

Q　上水道のように一定の設備や管渠が、ほぼ全世帯に設置されているのと違い、下水道については今後更なる範囲や施設の拡張が必要な中で、下水道事業での独立採算制の考え方を聞く。

A　当市のように、分流式下水道の汚水処理に係る経費の一部は公費により負担が認められている。完全な独立採算制となることは難しく、今後も一般会計から繰入れるものと考える。

Q　建設改良費まで独立採算の範囲に含めるのは非現実的と考えるが、今回の使用料の改正案で、対象経費のどの範囲を使用料金で賄うつもりか。

A　建設改良費を除いた、維持管理費や企業債利息を使用料で賄うべきと考える。

Q　今回の改正案に対し、一般会計からの繰入れをどこまで抑えるかという議論はあったのか。

A　繰入額の削減目標はない。今回の見直しにより５年間での使用料の増収は約３億8000万円で年約7600万円と試算し、その額が繰入の減額となる。

Q　特に農業集落排水において、汚水として排出していない農業に利用する上水道についての配慮はあるのか。

A　農業に使用する外散水栓などへ子メーターを設置し、その水量を報告いただくことで減量する。なお、これは公共下水道使用量も同様である。

深水　隆司＜新和会＞



議案第65号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

●獣害対策事業の増額補正について

Q　獣害被害防止対策事業補助金の補正が必要となった理由を問う。

A　令和６年度の野生動物の侵入防護柵の資材購入費の補助金申請件数や執行額は、近年減少傾向にある。令和７年度は４月、５月の申請件数が大幅に増加したことや資材単価の高騰もあり、今後の申請に対して予算不足が見込まれるためである。

Q　増額補正100万円は、何件分を対象として、特にどのような獣害対策を重点としているのか。

A　今後15件の申請件数があるものと見込んでいる。特定の害獣を見込んでいるわけではなく、ニホンジカ、イノシシ、猿などの農林地への侵入防止対策として、全ての害獣を対象としている。

Q　亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱の条件として、「２筆以上が連担した農林地に２戸以上で防護柵を設置する」とあるが、隣接する方との調整が必要であり時間を要する。相手の意向により獣害防止柵の設置ができない状況も発生してくる。１筆でも補助金の交付は出来ないのか。

A　地理的条件の特殊性その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。高低差、道路や水路で隔てられ隣接地と一体的に防護柵が設置できないケースや、隣接地が耕作放棄地で一体的に防護柵が設置できないケースなどが考えられる。申請者が単独の場合は、聞き取りや現地確認など十分に審査した上で交付決定している。

伊藤　彦太郎＜勇政＞



議案第73号　令和６年度亀山市病院事業会計決算の認定について

●経営の状況について

Q　ずっと医師不足と言われていた中で、過去10年間で最大の医業収入になったということだが、マンパワー的には大丈夫であったのか。

A　令和７年３月末の現在の常勤職員数は、前年度末から５人増の合計94人となっており、医師は三重大学や滋賀医科大学との連携による配置を合わせると常勤医師は８人となっている。非常勤職員を加えると全体で144人となっており、職員については充足されている。

Q　働き方改革の影響はあったのか。

A　医師と看護師の働き方改革の影響については、当センターの当直が、仮眠や休憩時間などが多い断続的な宿直である、いわゆる寝当直という形になっており、労働時間には含まれない勤務として津労働基準監督署からの許可も受けていることから、勤務時間には算入されず、病院運営への支障は生じていない。

Q　令和６年度に、職場の環境整備に関してはどれぐらいのことをされたのか。

A　外来休憩室のカーペットとカーテン、外来の待合、診察室の椅子を更新するなど、診察時に医療職や患者が快適に診察に臨める整備を行っている。また、空きスペースを活用して女性職員に対する休憩場所や深夜勤務の看護職員が快適に過ごせる仮眠場所を設置したり、必要となる冷蔵庫を増設したりするなど、職場のニーズに応じて改善に努めている。

服部　孝規＜日本共産党＞



議案第67号　令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定のうち、ふるさと納税について

●ふるさと納税制度での実質的な黒字はわずか460万円

Q　ふるさと納税の寄附金は、総額でいくらだったのか。

A　令和６年度のふるさと納税寄附金額は5836万3890円となっている。

Q　ふるさと納税の寄附に関する事務費はどれぐらいかかったのか。

A　令和６年度には委託業者への委託料やポータルサイトの使用料などで2692万2961円を支出している。この事務経費のうち1454万6400円は、返礼品の調達費用である。

Q　亀山市民が他の自治体へふるさと納税をしたことによる令和６年度決算での個人市民税の流出額はどれぐらいなのか。

A　令和６年度におけるふるさと納税の市民税としての控除額は約１億731万円である。

Q　流出額の75%が交付税措置されるため、それを除いた実質的な流出額は2700万円ぐらい。

つまり実質的な寄附額から実質的な流出額を差し引くと残りは約460万円の黒字にしかならない。市長自身はどのように認識しているのか。

A　議員指摘の課題、構造は、そのとおりで、我々も実感している。この問題は今に始まったことではなくて、全国市長会を通じて、国に対してはこのふるさと納税制度が本来の制度の趣旨に適合するような運用・制度への転換を提言している。国と地方の税財源の移譲がしっかり進んでいくことが、地方自治体が住民に近いところの行政サービスを展開していく上で極めて大事であろうと思っている。

一般質問

安心な医療体制の構築とワクチン助成の拡充を

草川　卓也＜結＞



地域医療の充実と医療体制の強化について

●母子の安心医療体制の整備について

●百日咳等を含むワクチン助成の拡充について

Q　陣痛や出血など一刻を争う緊急時、通報者が妊婦情報を正確に伝えるのは困難である。事前に妊婦情報を登録する救急搬送支援システム「ママ・サポート119」※を導入してはどうか。

A　産科医療体制が限られた地域において、妊婦の安心・安全な搬送を実現する有効な取組と認識している。分娩可能な医療機関がない本市においても重要な課題であり、提案の制度について、消防本部との連携体制や登録の仕組みなど、導入の可能性を調査・研究していく。

Q　おたふくかぜは、回復しない難聴などの深刻な合併症リスクがある。本市の２回目接種率は74%で集団免疫には不十分である。現在２回目は全額自己負担であり、医師会からも助成要望が出ている。市民を守り、現場の努力に応えるため、２回目接種に対する費用助成をするべきではないか。

A　本市は平成20年度から１回目の接種は助成を開始し、高い接種率を維持している。２回目接種の助成は、県内において29市町のうち14市町が実施済みと承知している。２回目接種の必要性は高いと認識しており、県の交付金や支援制度の活用を含めて検討していきたいと考えている。

【その他の質問】
・第２次亀山市総合計画の検証と次期総合計画への課題について
・歴史文化を生かしたまちづくりの推進について

※ママ・サポート119とは…妊婦さんの希望により、出産予定日や母体の状況等の情報を事前に登録することで、緊急に救急車を利用する際の119番通報やかかりつけ医療機関への連絡が短縮されスムーズな搬送が可能となるもの

乗合タクシーの利便性の向上を

深水　隆司＜新和会＞



地域公共交通について

Q　交通空白地域を補完するのが乗合タクシーである。しかし、いまだ乗合タクシーについては、不便であるという声を多くの市民の方から聞く。市では市民の不満をどのように理解しているのか、乗合タクシーの現状と課題を尋ねる。

A　現状の乗り合い率は１.１人と低調で、乗り合い率の伸び悩みが上げられる。また、一般タクシーとバスの中間に相当する機動性と効率性を備えたモビリティーの良さが発揮できていない状況にある。さらに、制度普及については地域間のばらつきが見られる。

Q　地域停留所、特定目的地停留所という概念を取り払い、停留所間どこでも行けるようにすることはできないのか。

A　乗合タクシーの制度は、利用者がお住まいの地域と公共施設、商業施設、医療、金融機関などの特定目的地を結ぶ交通手段として構築しているため、地域停留所間の移動は対象としていない。

Q　公共交通であれば、本来なら誰でも利用できるようにすべきではないのか。

A　一般タクシーとの差別化や路線バスとの役割分担も考慮し、鉄道やバスで対応しきれない公共交通不便地域への対策などを補完する交通手段として、市が事業主体となって制度化を図ったものである。したがって、利用対象者要件の緩和に伴う需要拡大の対応、バス離れの助長やタクシー業への民業圧迫、利用者数の増加に伴う財政負担額の増加などが懸念され、慎重な対応が求められると考えている。

【その他の質問】
・農業振興について
・５歳児健診について

市公式YouTube、特性を理解した上での活用を

今岡　翔平＜勇政＞



市の公式YouTubeについて

Q　中学生議会で中学生議員の質問に対して「市は公式YouTubeのチャンネル登録者数と再生回数を重視しない」という答弁と受け取れたが改めて認識を尋ねる。

A　市の公式YouTubeにアップする動画は主にケーブルテレビの行政情報番組で配信することなどを目的に作成しており、YouTubeは情報を知ってもらう機会を増やすために２次的利用をしているものがほとんどだった。今後は動画の効果を計るためにも具体的な対策を講じ、チャンネル登録者数や再生回数を意識しながら魅力的なものにしていかなくてはならないと考えている。

Q　これまでチャンネル登録者数と再生回数を重視せずにどのように評価していたのか。

A　アップしている動画を作成元の部署が必要に応じて評価していたが、全庁的な評価基準はなかった。今後評価方法についても検討していきたい。

Q　市のYouTubeにはどのくらいの予算がかかっているのか。

A　職員が撮影・編集しており、費用が発生していないものからシティプロモーション動画で１本20万円から30万円のものもある。

Q　好みに応じておすすめ動画が出てくる、など今後YouTubeの特性を理解した上で活用してほしいが、市の考えは。

A　各視聴者の興味や行動に合う動画が優先的に表示される仕組みがあることや、広告収入ほか視聴者からの支援が受けられる収益性の仕組みもあると認識している。表示再生回数の増加は情報発信力やＰＲ効果の向上が期待できるので、今後は効果的な情報発信を推進する観点からも特性や仕組みも加味した動画制作について、さらに検討をしていく。

【その他の質問】
・亀山市納涼大会の中止について
・減債基金について

学校体育館・特別教室にエアコン設置を

福沢　美由紀＜日本共産党＞



学校施設の特別教室、体育館へのエアコン設置について

Q　現在の小中学校の体育館と特別教室のエアコンの設置状況について尋ねる。

A　小・中学校14校の体育館には、いずれの学校も設置はされていない。

　特別教室は、図書室、音楽教室など整備を実施してきた。小学校11校87教室のうち56教室、中学校３校37教室のうち15教室、小・中学校合わせて14校124教室のうち71教室に設置している。また、設置率は小・中学校合わせて57.3%である。

Q　事業費の見込みについて尋ねる。

A　特別教室への空調設備の設置費用については、空調設備本体だけでも小・中学校合わせて概算で約２億2000万円であり、高圧受電設備の設置、工事、設計や工事監理の業務委託費などを含めると、約６億3000万円程度になると試算している。

　一方、体育館への空調設備の設置については、電気設備改修工事を除いても、１校当たり約6000万円から9000万円程度であり、14校分で８億4000万円から12億6000万円程度と試算している。

　昨今の物価高騰、気温の上昇に対応するための建物の断熱工事の必要性などをさらに勘案すると、相当な費用が必要になってくる。

Q　今後の設置の見通しについて尋ねる。

A　体育館への空調設備の設置の必要性も十分承知をしているが、まずは特別教室への100%の空調設備の整備を目指して、次期総合計画への位置づけも行いつつ、検討を重ねて取組を前に進める。

【その他の質問】
・中学校全員喫食制給食実施事業について
・加齢性難聴の対策や補聴器購入の助成について

長期化する避難所生活への対策を求める

森　美和子<公明党>



命を守り、命をつなぐ防災対策について

●企業のノウハウを防災に活かすための働きかけについて

●女性の視点に立った対応の必要性について

Q　避難所においてスフィア基準を踏まえたTKB（トイレ・キッチン・ベッド）の確保が必要だとされているが、避難所生活の長期化を見据えた防災対策について伺う。

A　避難生活におけるプライバシー、衛生環境の確保を最重要課題と捉え地域防災計画にスフィア基準を記載した。今後は長期的な視点での環境整備への意識を転換していく。

Q　緊急時、飲料水は給水車で確保できるが、国は生活用水について井戸水の活用を推進している。公共施設に災害用井戸の確保はできないか伺う。

A　市が主体での災害用井戸の確保は費用面からも考えていない。現在、公民連携の取組をしており市内事業者にも協力を呼びかけたい。

インクルーシブ教育システムにおける「副次的な籍」について

Q　「副次的な籍」の認識について伺う。

A　副次的な籍とは、県立の特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住地域、居住する地域の小・中学校にも籍を置いて、地域の学校生活にも参加する機会を保障して、社会とのつながりを広げることを目的とする制度と認識している。

Q　亀山市で導入するのか伺う。

A　導入に向けて、県教育委員会と連携しながら、モデルとなる学校や要綱の制定に向けて検討を進めている。

【その他の質問】
・人口減少社会における地域課題の解決に向けたシェアリングエコノミーについて

※スフィア基準とは…災害や紛争の被災者が人間としての尊厳を保ちながら生きるために、人道支援の現場で守るべき最低限の国際基準

災害時、生活用水の確保を！

古田　吉昭<結>



防災井戸について

●市内にある井戸の活用について

●防災井戸水の要件と災害時の対応について

●今後の取組について

Q　先月、市内企業と防災井戸に関する協定を締結されたが、市内には現在も、井戸を利用している個人や企業の方がいると思う。市内にある井戸について、どこまで把握しているのか。

A　市内企業や個人の井戸については、現在のところ把握できていない。一方、８月29日付で災害時協力井戸登録制度の運用を開始し、市ホームページに掲載している。今後、自主防災会を主体として、防災井戸に関する災害時協力井戸の登録を拡充していきたいと考えている。

Q　井戸の登録制度を開始したということであるが、登録要件について尋ねる。

A　国が示している災害時地下水利用ガイドラインに準じている。生活用水については、現に利用している井戸で、災害時に地域住民などに無償で水を提供できること、所在地など必要な情報を公開できること、これを基本要件としている。

Q　災害時、登録井戸を市民がどのように使うのか。また、市として新たに防災井戸の新設の考えはあるか。

A　井戸からの取水に関しては、個人単位ではなく、地域の共助の主体となる自主防災会単位での活用を考えている。それらに必要なポンプや給水タンクなどは、自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金制度を活用できる。市での防災井戸の新設は考えていない。

【その他の質問】
・市の施設における防災機能について
・河川について
・交差点の安全確保について

空き家を「地域の資産」に ～現状の把握から、活用・連携へ～

櫻木　善仁＜新和会＞



空き家対策について

●空き家対策の実態把握と推進体制の強化を提案

Q　空き家の現状を分からずして事は始まらない、市内の実態を問う。

A　令和５年の住宅・土地統計調査によると、市内の空き家率は6.2%で、５年前から0.8%減少、平成30年の基本データ1363件を対象に現地調査の結果、約1200戸が空き家と推測する。現状、自治会等から空き家として通報や相談を受けた約100件を空き家件数として把握している。新たな空き家の調査や地域ごとの分析など、詳細は把握できていない。今後、市内全域を対象とした空き家の実態調査を行う必要を認識しており、調査手法や実施体制を検討する。

Q　予防的な対策や空き家の利活用に向けた新たな取組について説明を求める。

A　令和５年、管理活用支援法人制度が創設された。空き家管理を民間法人に委託し、情報提供や相談、定期管理等を担わせる仕組みで、利活用を含め地域活性化が期待される。本市も導入を検討、研究を進めている。

Q　管理・除却だけでなく、移住・定住、就業、観光など多分野と連携して空き家を活用した人口増加を促し、空き家対策を一元的に進める「空き家対策推進室(仮称)」を設置してはどうか。市長の見解を伺う。

A　現在、建設部を中心に各部署と連携して対応しているが、総合的な連携の中で考える重要性は承知している。専門部署の設置は、対策強化の一つと理解している。第３次総合計画の策定や組織改編の中で、空き家対策を担う組織体制を十分検討していく。

【その他の質問】
・人口減少社会における亀山市の将来ビジョンについて
・亀山７座トレイルを含む低山登山における安全対策について

美しい景観を

伊藤　彦太郎＜勇政＞



亀山市まちをきれいにする条例について

●８月の中学生議会で示された条例の見直しについて

Q　そもそも何故この条例が制定されたのか。

A　平成８年10月に県下で最初に制定したが、当時大きな社会問題だった空き缶、吸い殻などのポイ捨てや犬のふんの放置をなくすため、様々な啓発、清掃活動などに取り組んだ。しかし、改善に至らず、特に国道１号線バイパス太岡寺交差点付近の路肩や植樹帯において、空き缶、吸い殻などの投棄が目立っていた。ごみなどの散乱と不法投棄を防止するため、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、社会的な仕組みとして、清潔で美しいまちづくりを推進するため、制定した。

Q　中学生議会で、本条例の改正を考えているとのことだったが、改正の内容とスケジュールについて問う。

A　市長マニフェスト2025の中で、改正が政策として掲げられている。現行の条例制定から約30年が経過した現在、市内の不法投棄は減少傾向にあるものの、一部の心ない人が空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻、弁当がら、菓子袋といった一般的な家庭ごみを道路沿いなどに投棄している。まちの美観が損なわれている現状を改善する必要があり、ポイ捨て対策における実効性をより一層高めることが重要であると認識し、見直しを進めており、年度内の改正を考えている。

Q　花を植えるなどの美しい景観を創っていく補助金などの根拠条例にしていく考えはないのか。

A　それらについては本条例には含んでいない。

【その他の質問】
・JR西日本関西本線について
・学校給食について

リニア基金を廃止し公共施設整備への活用を

服部　孝規＜日本共産党＞



学校施設等長寿命化改修の財源確保について

●リニア中央新幹線亀山駅整備基金20億円を廃止し、公共施設整備のための特定目的基金にすべきと考えるが市の見解について

Q　庁舎建設は庁舎建設基金を作り、財源を確保しているが、学校改修は基金で財源を確保していない。公共施設整備のための特定目的基金を作るべきだと考えるが見解を尋ねる。

A　現在の厳しい財政状況では、不測の事態への備えとなる財政調整基金残高の早期回復を目指すことが最も重要である。財政調整基金を目標額まで回復をさせ、その後に公共施設整備に係る基金の設置について検討していきたい。

Q　初めて公共施設整備基金をつくる方向という答弁であったが、段階論ではなく基金はつくるべきである。その時使えるのが20億円のリニアの基金。リニアは、沿線各地で工事が遅れて、少なくとも10年以上先になる。それまでこの20億円を使わずに置いておくのか。この20億円で公共施設整備基金を創設し、当面必要な学校の改修に充てていくという使い方をすればいいと考えるが、市長の見解を尋ねる。

A　将来の本市にとってリニアは極めて大きな意味を持つ事業である。リニア基金はそのための財源確保である。当面必要なものにリニア基金を崩して使えということだが、そうではなく、将来リニアの事業が動いていく過程の中で、財源確保策としてこの基金は不可欠だと考えている。

【その他の質問】
・次期総合計画策定に向けて実施された市民アンケートについて

安心・安全な道路管理

新　秀隆＜公明党＞



安心・安全のまちづくり

●道路管理について

Q　道路の安全対策における草木の管理方法と、防草シートの活用状況について伺う。

A　市道沿いの草の管理は、比較的交通量の多い市道は業者に委託し、交通量の少ない市道は建設部所属の道路補修作業員で草刈りを行っている。その他の集落内の市道は、草刈り活動支援事業などを通じて、地元自治会及び市民団体のご協力により、市内全体の市道の草刈りを進めている。

　防草シートについては、維持管理の軽減や安全性の確保を目的として活用する事例があり、最近では、自治会からの要望に応じて防草シートを材料支給として提供し、自治会にて設置、活用いただいている。

Q　道路に張り出し、通行に支障となる樹木についてどのように対応を行っているか伺う。

A　道路の路肩や法面などの雑木が市道に張り出した場合には、枝払いなどの対応を行っている。一方、民地内に生育した草木が市道に張り出している事例も市内に存在していると認識しているが、管理は土地所有者が行うことが原則である。民地の草木が市道に張り出し、道路利用者の通行に支障を及ぼしている場合には、市から土地所有者に対し、草刈りや伐採の実施を依頼する文書を送付し、適切な管理を促す。さらに、民地の草木が市道に張り出し、車両や歩行者に接触するなど、速やかな対応が必要となる急迫の事態においては、法の規定により、市が草刈りや枝の切除を行い、対応している。

【その他の質問】
・窓口対応について
・学校施設について

地域自給の意識の醸成と学校給食での実践を

鈴木　達夫＜結＞



第２次亀山市総合計画の検証と次期総合計画への課題について

Q　策定中の次期総合計画の中にあっては、食への関心と自給自足、いわゆる地域自給の意識を醸成させていく、併せて農業への関心を高める考え方について見解を伺う。

A　具体的な取組として、茶摘みや田植えの体験などを行っている。今後は、市独自の農地バンクや農業講座などについて検討していきたい。農業への関心を高め、家庭菜園を楽しむ方を含めた多様な農業者を増やすことが喫緊の課題と認識している。

Q　地域自給を先導的に実践できるのは、学校給食と考える。今後、地場産の農産物をどう扱っていくのか。

A　現在行っている、かめやまっ子給食をはじめとした、市内産及び県内産、いわゆる地域農産物を使用した学校給食の提供に努めていく。

Q　現行の地場産物使用割合（地産地消率）は食材の品目数割合になっているが、金額やカロリーベースに変更する考えはないか。

A　亀山市健康まちづくり計画において、前計画の亀山市健康・医療推進計画からの継続として、食材の品目数の割合で38%を令和８年度の目標としている。令和３年に農林水産省から示された「第４次食育推進基本計画」では地場産物の活用については、食材購入にかかる金額の割合になっていることから、今後の計画においては目標値の見直しを含め検討する。

【その他の質問】
・第３次亀山市行財政改革大綱の検証と次期大綱への課題について

市民として安心して暮らせるまちづくりを

櫻井　清蔵＜勇政＞



市長の17年間の行政運営について
●財政運営について
●狭隘道路の解消について

Q　市長の就任時、財政調整基金は約105億円あったが、17年間行政運営の中で、約15億円となった。なぜ、このような状況になったのか。

A　市長就任時、平成20年度の市税収入が約146億円、財政調整基金残高は43億円であった。リーマンショックの影響により、僅か３年間で40億円を超えるこの税収の減に直面をした。

　合併後20年の行政運営で、財政調整基金が減少した理由は、実質単年度収支のマイナスが続いており、歳入に対して歳出の量が大きいという中で、その財源不足を財政調整基金で手当してきたということがその背景としてあると思う。

Q　関町の裏道は救急車が通ることができるよう整備する必要があるが、狭隘道路の解消についての見解を伺う。

A　亀山市狭隘道路後退用地整備要綱に基づき、多くの狭隘道路において後退用地の整備が進められ、通行環境の改善や防災機能の向上など一定の進捗が見られるものと認識をしている。依然として市内に多くの狭隘道路が存在している。これらの道路の解消は、市民の生命・財産を守る上でも重要な課題であるため、消防・救急の対応も含めて、安全・安心なまちづくりを目的として、市民の皆様のご理解、ご協力を得ながら、現行制度を活用して着実に事業を進めていきたい。

【その他の質問】
・市広報紙の発行回数の変更について
・後期高齢者医療保険の脳ドックについて

子どもたちの安全な通学路の確保を

髙島　真



市内の信号機について

●信号機の設置や撤去について

●通学路の現状と信号機について

Q　みずほ台入口交差点及びみすきが丘入口交差点の車両の滞留解消に向けた取組は進んでいるのか。

A　これらの交差点について、周辺に複数の住宅団地や商業施設が立地していることに加え、近年の国道306号線の交通量が極めて増加しているという状況にある。とりわけ小学生の登下校時間帯において、国道306号線へ進入しようとする車両の滞留が発生していることも把握をしており、信号の周期の調整などの対策を講じているが、現時点において十分な改善には至っていないと認識している。

それぞれの地域実情に応じて、課題解消に向けて適切に対応し、今後も地域自治会などと連携協議を重ねて、公安委員会など関係機関に対して、進達をしていきたい。

Q　安楽川沿いの通学路としての安全対策について、進捗状況を尋ねる。

A　三重県鈴鹿建設事務所から、今後の対策として、経年使用による通学路の状況の悪化が見られた場合には、河川管理者と教育委員会にてその対策について検討をするとの回答を得ており、その旨、PTAにもお伝えしている。

　交通安全プログラム全体を通して着実に進められるよう、連携を密にしながら今後の対応をしていく。

【その他の質問】
・防災井戸について
・ＲＶパークについて
・市職員の働き方改革について

バスの現状を住民が共有できる場づくりを！

豊田　恵理



地域公共交通について

Q　廃止代替バス路線とはどういうものか。

A　廃止代替バス路線は、民間バス事業者が利用者の減少や採算性の悪化などにより廃止したバス路線を、引き続き住民の日常生活に必要な移動手段として確保するため、行政の財政負担の下、運行を継続するものである。本市では現在、広域で運行する2路線があり、JR亀山駅と鈴鹿市平田町駅を結ぶ亀山みずほ台線が平成21年10月から、JR亀山駅と津市椋本を結ぶ亀山椋本線が平成15年４月から、それぞれ鈴鹿市及び津市と共同で継続運行されている。

Q　亀山椋本線の現状はどうか。

A　亀山椋本線については、令和６年度の年間利用者数が１万8198人で、津市から亀山高校への通学利用が一定程度あるが、昼間帯の買い物などによる利用が減少し、コロナ禍前の平成30年度と比較すると、６割程度までの回復に留まっている現状である。

Q　この現状に対して市はどのように対応するのか。

A　亀山椋本線は、本市と津市を結ぶ広域的なバス路線であり、両市間のアクセス確保において、特に津市から亀山高校への通学手段として役割を果たしている。物価高騰や人件費上昇の影響により、運行経費は年々増加傾向にあるので、本路線の利用状況を注視しつつ、津市や交通事業者と連携しながら、沿線住民に対する課題共有も含めた周知などを行い、通学利用や日常的な利用への利用促進活動を積極的に展開することにより、輸送量の回復に取り組んでいきたい。

【その他の質問】
・災害ボランティアの受け入れ体制について
・亀山市歴史博物館について

各常任委員会が行った所管事務調査の提言書を 市長へ提出しました

9月30日

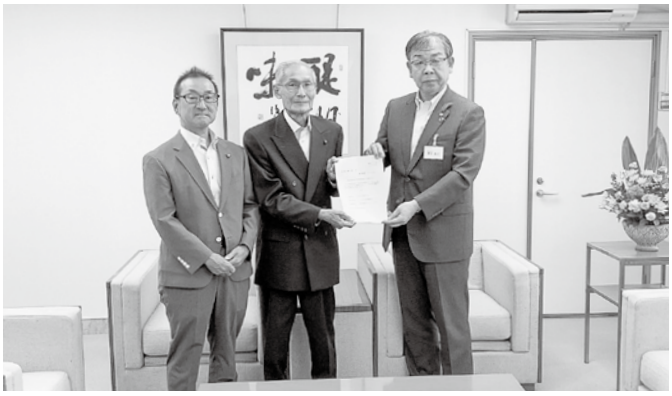
各委員長から議長へ報告書を提出

各委員会が昨年11月から本年９月までの間に行った調査･研究の結果は、９月定例会の閉会日に各委員長が報告を行い、議長に報告書を提出しました。



9月30日

議長から市長へ提言書を提出



各委員会からの報告書は、議長が取りまとめ、今後の市政に反映されるよう提言書として市長に提出しました。

委員会の活動については、市議会ホームページでもご覧いただけます

総務委員会･教育民生委員会･産業建設委員会

所管事務調査

各委員会の所管に関するテーマを設け、１年間調査･研修を行っています。現状把握や関係団体との意見交換会、先進地視察などを行い、課題･問題点を検討し、市への提言項目をまとめました。

総務委員会 テーマ 行政DXの推進について

総務委員会では、デジタル技術を活用し、全ての市民の利便性を高め、より良い行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減により、職員の働き方改革につながるよう、行政ＤＸの推進をテーマに設定し、調査･研究を行いました。



意見交換会

視察報告はこちら ▶ 22ページ

提言内容

1 行政サービスや職員の働き方改革の向上につなげるため、トップダウンにより強力に行政ＤＸを推進し、従来のＩＴ化にとどまらない取組を進めること。また、管理部門と推進部門を設置するなど、本市の規模に合わせつつも、組織体制や事務分掌の見直しを図り、職員が成功体験を積み重ねられる風土･環境を醸成すること。

2 行政ＤＸの推進に必要な予算とマンパワーの確保に努めること。特に、専門人材の確保やマンパワー不足を解消するため、行政ＤＸに精通した企業等との連携による業務支援や人材支援の活用について、より具体的に研究を行うこと。

3 先進技術に関する知見やノウハウを継続的に取り入れ、行政ＤＸ推進の要となる若手職員やキーパーソンを計画的に育成すること。また、これまで以上に、職員自らが生成ＡＩや業務改善プラットフォーム等を積極的に取り入れることができる環境を整備するとともに、これらを庁内で組織横断的に共有･展開できる仕組みを拡充させること。

4 次期推進計画においても、先進事例に倣うなど、行政サービスの向上や業務効率化を図ることができるよう、引き続き行政ＤＸの推進に精力的に取り組むこと。

教育民生委員会

テーマ
子どもの育ちを支える場の形成について

教育民生委員会では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するとともに、子どもの育ちを支える場の形成について、調査・研究を行いました。



意見交換会

視察報告はこちら ▶ 22ページ

提　言　内　容

1　新たな児童センターについては、児童福祉法やこども基本法が求める理念を尊重し、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する施設及び体制づくりに取り組むこと。

2　旧図書館については、文教エリアとしての意義を尊重し、子ども図書館の機能を含む子育て支援に特化した新たな児童センターとして整備すること。

3　新たな児童センターについては、全天候型施設とし、加えて広く自然と触れ合える遊びの機会の充実に努めること。

4　子育てサポートに係る市民活動団体相互の意見交換や交流の機会を確保し、団体間の相互連携の仕組みを構築すること。

5　子ども・若者等の様々な世代の意見を聞く体制を整備するとともに、中高生の居場所づくりを検討すること。

産業建設委員会

テーマ
太陽光発電施設とまちづくりについて

産業建設委員会では、「太陽光発電施設とまちづくりについて」をテーマに設定し、太陽光発電施設について市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について調査研究を行いました。



意見交換会

視察報告はこちら ▶ 23ページ

提　言　内　容

1　市独自条例による規制・義務化

（1）非FIT設備を含めた全設備の規制対象化

50kW未満や1,000㎡以下の案件など非FIT設備についても簡易届出・許可制の対象とし、罰則規定を含む市独自の条例を制定することで、行政の指導に法的拘束力を持たせること。

（2）住民説明と合意形成の義務化

すべての太陽光発電施設（地上設置10kW以上）を対象に、住民説明会の開催、標識設置、自治会や隣接地権と、住民説明会の開催、標識設置、自治会や隣接地権者への書面通知、覚書提出を条例で義務付けること。また、転売時にも協定義務が承継される仕組みを条例で規定し、地域住民の理解と合意形成を制度的に担保すること。

（3）維持管理・撤去計画と費用担保の義務化

施設設置にあたっては、事業者に対する適正な維持管理の徹底を図り、年次点検・除草・苦情対応を含む維持管理計画と、撤去・現状復帰計画を提出義務とすること。また、撤去費用を保証金・保険・積立金等で担保させ、違反した事業者には是正命令・氏名公表・行政代執行を可能とする規定を設けること。

（4）傾斜地や災害危険区域・景観区域での設置規制

事前協議と抑制区域の設定を通じて、傾斜地や土砂災害警戒区域・重要景観区域における設置を禁止・制限について規定し、災害リスクを未然に回避することで安全性と環境保全を優先すること。

（5）個人財産活用の尊重と地域づくりの仕組みの構築

個人財産の活用を尊重しつつ、公共の安全や景観保全との調和を図るための基準を設け、地域住民とのトラブルの未然防止や地域住民の合意形成を前提にした手続・協議の仕組みを整備し、計画的かつ持続可能な太陽光発電施設の導入を進めること。

2　農地保全・農業振興との調和

農地での太陽光発電施設設置については、農業継続を前提とした「営農型ソーラーシェアリング」が推進されているが、すべてを無条件に優先するのではなく、農業委員会と連携して営農継続の実態を確認したうえで、地域の農業振興とのバランスを見極めながら進めること。

3　行政の所管体制の見直しとチェック機能の強化

太陽光発電施設に関する「推進」と「規制・抑制」を同一部署（環境課）が担う現状を改め、「規制・立地抑制」は他部署に所管を移す体制を構築し、行政内部でのチェック機能の確保により市民の信頼性を高めること。

視察報告　総務委員会

視察日：令和７年７月15日
視察先：三重県桑名市、三重県志摩市

◆内容　行政DXの推進について

桑名市では、市長のトップダウンにより、市民サービス・まちづくり・行政運営においてデジタルファーストで取り組み、誰ひとり取り残さない、持続可能なまちづくりを推進することを、「桑名市デジタルファースト宣言」として、令和３年２月に宣言されている。

この宣言を皮切りに、桑名市では行政ＤＸの推進体制が大きく見直され、様々な取組や事業が展開されている。

桑名市のＤＸ推進における特徴は、まずＤＸに対する意識と優先順位の高さである。これはトップである市長がＤＸに関して明確な目標を掲げていることが大きく、それは組織体制にも現れている。

市長直轄の組織であるスマートシティ推進課を設置することで、ＤＸの推進が迅速になり、デジタル人材の育成にしっかりと取り組むことができている。また、各課への伴走型支援を通じて、担当課職員のモチベーションの維持・向上を図ることを大切にしている。

志摩市では、地域活性化企業人制度を活用するなど、多様な官民の連携により、様々な行政ＤＸの推進を図っている。

また、職員のデジタルリテラシーやモチベーションの向上のため、庁内で様々な取組が展開されている。

特徴的な点は、組織体制の充実です。連携企業から２名の社員が派遣されており、専門人材の確保に力を入れている。

また、総合政策課に管理部門と推進部門の２つの係が設置されている点も、特徴的である。これにより、ＤＸ推進のスピードを高めることができている。

行政ＤＸ推進のスピード感や、職員への浸透に課題がある亀山市にとって、志摩市の組織体制のあり方は参考にすべきである。

全体所感

両市ともにトップである市長が行政ＤＸを推進するために組織としての立場とビジョンを明確にしており、組織づくりやデジタル人材の育成・確保に力を入れていることなどが分かった。

現在の推進体制の見直しも含め、基礎となる組織づくりや職員の知識レベルを向上させるための支援策、モチベーションの維持向上については、参考となる部分も非常に多く、本市においても積極的に検討していくべきであると感じた。

視察報告　教育民生委員会

視察日：令和７年７月28日、29日
視察先：岐阜県海津市、愛知県田原市、
三重県四日市市、三重県津市

◆内容　「海津市こども未来館ZüTTo」（岐阜県海津市）、「田原市親子交館流すくっと」（愛知県田原市）、「NPO法人 体験ひろばこどもスペース四日市」（四日市市）及び「こどもまんなか社会実現会議」（津市）について

海津市は、市長就任時の政策目標「子育て世代に選ばれるまちづくり」を実現する上で、「子育て支援の充実」を重点施策の一つに位置付けて取り組みを進め、総合福祉会館「やすらぎ会館」を子育て支援の拠点施設として「海津市こども未来館」を設置している。

海津市では、福祉会館から子育ての拠点施設へ機能転換を図り、社会環境が変化する中で、「福祉」から「子育て」へという市長の強い思いが感じられた。また、施設内のこども図書館は、ただ本が置いてあるだけでなく司書もおり、本館や県立図書館との連携も取れる図書館として参考にすべき事例である。

田原市は、三河田原駅前工場跡地を住民の意向に沿った活用を図っていく方針を定め、子育て世代包括支援センターの機能を持たせた親子交流施設である。

この施設の特徴的なところは、保育士資格を有する子育てコンシェルジュの配置、一時預かりサービス、子育て支援センター機能、妊娠・出産・子育て総合相談窓口設置、各種支援によるワンストップサービスが提供されている。

また、親が安心して子どもの遊ぶ姿を見守ることができ、親同士が交流できる環境が整備されている素晴らしい施設であると感じた。

NPO法人体験ひろばこどもスペース四日市では、1972年に四日市子ども劇場を立ち上げ、そこから取組がスタートしている。本施設は、子どもの権利条約に基づき、０歳から大人までの体験を提供している施設で、子どもを取り巻く大人たちを支援するとともに、子どもに敬意をもって接し、たくさんの人との出会いを作られる中で、多様な生活体験、社会体験の機会を創造し、最終的に親と子どもの自立につなげていく活動を展開している。

特徴的なのが、利用者がスタッフとなるような仕組みができており、利用者が学びながらスタッフとしての資質を向上させることができる環境にあること。また、中学生がボランティアとして関わり、その子たちの居場所につながっている。

津市は、令和７年３月に策定したこども計画に基づき、こども・若者、子育て当事者の意見表明の仕組みとして、「総合会議」、「こども会議」、「事業推進会議」の３つの会議で構成される「津市こどもまんなか社会実現会議」を設置している。

こどもまんなか社会実現会議は、こどもの遊び場づくり事業に対して、子どもたちが設計段階から関わるような経験は、子どもたちにとってかけがえのないものとなるとともに、事業を進める上で、子どもの意見を聴く姿勢が強く表れており、市民の意識改革にもつながると感じた。

全体所感

こども施策全体の強力な推進には、首長の判断が大変重要な役割を果たすと感じた。また、こどもまんなか社会実現会議のように施設の利用者である子ども、若者の意見を聴く新たな手法を検討する必要もある。

子どもの権利を尊重し、大人が決めるのではなく、子どもの自主性を重んじ、いきいきと楽しく成長できる居場所を提案し、市の施策につなげることが重要であると感じた。

視察報告

産業建設委員会

視察日：令和７年５月21日、22日
視察先：山梨県北杜市、長野県上田市

◆内容　太陽光発電施設とまちづくりについて

山梨県北杜市では、再生可能エネルギーの導入に伴う地域課題への対応として、平成26年に「太陽光発電設備設置に関する指導要綱」を策定し、平成29年には市民からの強い要望を受け、「再生可能エネルギー発電設備に関する検討委員会」を設置し、令和元年７月には「太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」が施行された。

特に、発電出力10kW以上の全ての設備を市長の「許可制」とする制度は、無秩序な拡大を効果的に抑止しており、非常に強力かつ実効性のある仕組みだと感じた。

また、PPA方式を活用した公共施設の屋根への太陽光発電設備導入による地産地消モデルは、防災力の向上と経費削減を両立させる先進事例として、行政主導の再生可能エネルギー推進策として非常に参考になった。

長野県上田市では、法的拘束力のない指導要綱やガイドラインの限界を受け、住民からの請願や有識者会議を経て、令和元年に「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」を制定した。

条例では、事業区域が1000㎡以上・発電出力50kW以上の案件に対し、市長協議、住民説明会、地域協定の締結、工事完了届の提出、行政の立ち入り調査などを義務付けており、景観・防災・住環境に配慮した抑制的な仕組みを整えている。部局横断で環境政策課と都市計画課が役割分担している点も、推進と規制のバランスを取る上で参考になった。

一方で、条例の適用外である発電出力が10kW以上50kW未満の「野立て」設備については把握や指導が難しく、規制の限界も伺えた。住民説明会を義務付けることでトラブルが減少していることからも、地域合意形成の重要性を改めて認識した。

全体所感

北杜市及び上田市への視察全体を通じて、亀山市では、事業区域が1000㎡以下・発電出力が50kW未満の小規模施設が多く、特に耕作放棄地などを利用した個人や中小事業者による無秩序な設置が進んでいる実情があり、住民説明・合意形成の義務化や条例による規制と事業者への義務付け、特に発電出力10kW以上を対象にした許可制導入は、北杜市の先例に倣うべきと感じた。

議会の主な動き

７月

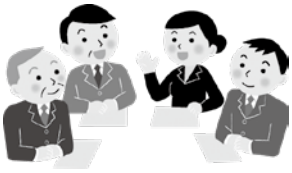
３日　広聴広報委員会
　　千葉県袖ヶ浦市議会行政視察来庁
　　（議会改革の取組）
10日　広聴広報委員会
11日　政策検討部会
　　総務委員会協議会
16日　議会改革推進会議検討部会
17日　産業建設委員会
18日　全員協議会
　　教育民生委員会
29日　総務委員会
31日　教育民生委員会協議会

８月

４日　教育民生委員会協議会
８日　教育民生委員会協議会
　　教育民生委員会
18日　議会改革推進会議検討部会
19日　政策検討部会
20日　全員協議会
　　議会改革推進会議
21日　産業建設委員会協議会
22日　議会運営委員会
25日　総務委員会
29日　本会議　開会
　　予算決算委員会
　　予算決算委員会協議会

９月

４日　産業建設委員会
５日　教育民生委員会
９日　本会議　議案質疑
　　議会運営委員会
10日　本会議　議案質疑
　　予算決算委員会
11日　本会議　一般質問
12日　本会議　一般質問
16日　本会議　一般質問
17日　予算決算委員会産業建設分科会
　　産業建設委員会
　　産業建設委員会
18日　予算決算委員会教育民生分科会
　　教育民生委員会
19日　予算決算委員会総務分科会
　　総務委員会
　　総務委員会
24日　予算決算委員会
25日　予算決算委員会
29日　議会運営委員会
30日　本会議　閉会



とぴっくす

令和７年度 亀山市中学生議会を開催しました



概要　亀山市議会では、令和７年８月26日に「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、「令和７年度亀山市中学生議会」を開催しました。中学生議会は、子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで、市政への関心と理解を深めること、また、自由な発想からの意見を市政の参考とすることを目的とし、子どもたちの意見を表明する機会を保障するものとして開催しました。

各校から参加を希望する中学生を募り、一般質問の内容等について、議員がサポートを行いながら各学校で準備を進めていただきました。

当日は、14人が参加し、議長を務めた中部中学校の田中綾さんの開会の宣告により、中学生議会がスタートしました。中学生議員の一般質問では、自分たちが思い描く亀山市の未来やまちの姿について考えていることや感じていることを市長や教育長に質問し、また、市の取組について意見を表明しました。

議　長



令和７年度亀山市中学生議会を開会します。

田中（たなか） 綾（あや） 議長





各学校説明会について

各中学校を議員が訪問し、亀山市の概要のほか、市・市議会・議員の仕事や二元代表制について、また、中学生議会の内容や一般質問について、３年生全員に説明しました。





感想

- すごく楽しかった。
- ずっと気になっていた事、言いたかったことを伝えるいい機会になりました。
- 通告準備をしている時に手伝って下さった議員の方ありがとうございました。
- やったことないことを実際に人前でできてよかったです。今回の通告を実際に考え進めて欲しい。
- たくさんの優しい方々と関われた！地域の方との交流ができるとても良い機会になりました。
- 滅多にできない体験で思い出にもなったし、自分の意見を言葉にして相手に伝える力が身についた。
- 亀山市についてより知るきっかけになったのでよかったです。
- 中学生議会に参加して、より亀山市のことを知ることが出来たのが良かったです。自分の考える亀山市に対して気になっていることだけではなく、他校の中学生の意見も聞くことができ、より色々な視点から今の亀山市について考えることができたと思います。

中部 中学校



駅周辺や公園など人が多く使う公共の場にはごみ箱を設置してほしい。

西村 友那 議員

▶亀山市では、この20年ほどで日本人に根づいてきた公共の空間をきれいに保つ意識をさらに高めていきたいと考えている。ぜひ皆さんも駅や図書館など公共の施設をきれいにしようという意識を持っていただきたい。



子どもにとってバス運賃数百円はとても大きい負担になる。バスの利便性を向上し、バス運賃を無料にしてほしい。

山尾 柊歌 議員

▶バスの運行には費用がかかるので、利用者の方からも一定の料金をいただかなくてはならない。市と市民が力を合わせてバス路線を守っていこうとする取組がとても重要であると考えている。



未来の子どもを守るためにと企業に協力していただき、企業広告をつけた街路灯を設置してもらうのはどうか。

山﨑 莉子 議員

▶企業が広告をつけた街灯を設置してくれるというアイデアは地域の安全を守ること、企業が社会に貢献することの両方を叶える可能性があり、とても良い提案だと思う。

地域の人達や企業の方と話し合って、実現できるかどうかを探っていくことが大切だと考えている。

亀山中学校



どんなときでも安心して医療を受けられるよう高校生18歳まで医療費を無償化してほしい。

森　瑛都 議員

▶亀山市も医療費無償化の対象を高校生年代まで広げようとすると、毎年、約4000万円ぐらいのお金が新たに必要になる。これは市の財政にとっては大きな負担となるので、慎重に考えていく必要がある。



東町商店街を栄えさせるために、大きな駐車場を共有で持つことで、お年寄りでも駐車しやすくなるのではないか。

新開 ほのか 議員

▶商店街でみんなが使える大きな駐車場があれば、他の店にも行きやすくなり、お客さんにとっても便利になるので、商店街がにぎわうためには、とてもいいアイデアであると思う。
　今後、この意見を東町商店街振興組合に伝えるとともに、市も一緒に東町商店街を含めた、このエリアのまちづくりについて考えていきたい。



東町商店街に暗い印象を与えているシャッターをどう明るくするかという課題を解決するために、シャッターに絵を書くのはどうか。

風口 流輝 議員

▶シャッターアートを行うためには、住んでみえる方の承諾やお金の問題などを解決する必要があるので、まずは商店街の方々と亀山トリエンナーレの関係者の方々と一緒に相談していきたいと考えている。



市の人口を増やし、にぎやかにするためにも、中高生の遊び場として、亀山市内にショッピングモールなどを誘致してはどうか。

松田 千賢 議員

▶これからどこの市や町でも人口が減少する中、お客さんを集めるのは非常に難しい問題だと思う。市では商業施設やレジャー施設などに来てもらえるよう取り組む一方で、近くの屋内型複合レジャー施設へ行きやすくするための交通手段などを考えていきたい。



亀山の公式YouTubeについて、動画の広告収入を得るなど運営資金を確保する取組をしてはどうか。

安藤 将希 議員

▶現在亀山市は収益化の条件を満たしていないので、収益化はできていない状況にあるが、投稿した動画の中には、市の観光や産業など、再生回数を伸ばして高いPR効果が期待できるものもある。広告の収益化といったこれまでにない視点であるので、今後研究していきたいと考えている。



交流会

　中学生がみんなでお弁当を食べながら、バースデーチェーンのゲームを行い、好きな色で班分けして交流するなど市議会議員と中学生が楽しい一時を過ごしました。また、テーマを定めてディスカッションをするなど、その内容の発表を行いました。



亀山市議会ホームページ
中学生議会

関中学校



市民の暮らしやすい亀山市にするために、市内の駅のトイレを洋式化改修してほしい。

松繁 悠真 議員

▶現在あるトイレを和式から洋式改修するためには、設置スペースや費用の問題などもあるが、トイレをご利用いただく方にできるだけ使いやすいものとするため、今後のトイレ洋式化についてはできるだけ早く、順次進めていきたいと考えている。



市内３中学校の体育館にエアコンを設置してほしい。

永野 瑛大 議員

▶中学校体育館への空調設備の設置についても、地域の避難所に指定されている体育館があるということも当然承知しているので、今後市役所の関係部署で十分な検討をしていきたいと考えている。



シニア世代の方々や観光・旅行で訪れる人々の利用にもつながるため、関駅の電車の本数を増やしてほしい。

藤本 紫妃 議員

▶全国的には利用者が少ない地方鉄道がなくなってしまうこともある中で、まずはこのJR関西本線の運行本数が少なくならないようにもっと利用者を増やす取組をしっかりと行っていきたいと考えている。利用者が増えれば列車の本数が増えたり、サービスが良くなったりすることにつながっていくと考える。



夜の関中学校を最大限に生かすイベントを開催してはどうか。

西川 星菜 議員

▶夜の学校に新しい価値を与えて地域の人々が誇れる場所にするために、夜の中学校を活用した文化フェスティバルを開催したいという場合は、まずは校長先生に相談をしてみてほしい。その上で、文化に関することであれば文化課に相談いただければアドバイスや協力ができることもあると思うので、ぜひ気軽に相談いただきたい。



関中学校、亀山中学校、中部中学校の３中学校を中心に、誰でも参加できるような交流の場を広げることはできないか。

青山 奏音 議員

▶科学の祭典、ヒューマンフェスタなど他の中学校の生徒同士が交流をしながらイベントを盛り上げる取組が亀山市内にもたくさんある。中学校でも意見を出して、みんなで話し合い、生徒会が中心となって、そういった企画や計画をしてみるのも大変意義のあることと考えている。

表紙写真から

毎日の生活が表れた自然な笑顔（川崎愛児園）

運動会の練習の合間にシンボル遊具の物見やぐら滑り台の前で撮影しました。久々に全員が出席したこの日、お天気のはっきりしない日が続いていた中、そのお天気も味方につけて青組（年長）さんたちの自然な笑顔を切り取ることができたと思います。

令和７年 第２回臨時会日程（予定）

11月 13日	臨時会開会	10：00~
14日	臨時会閉会	10：00~

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

令和７年 12月定例会日程（予定）

11月 28日	12月定例会開会	10：00～
12月 9日	議案質疑	10：00～
	予算決算委員会	
10日	一般質問	10：00～
11日	一般質問	10：00～
15日	産業建設分科会	10：00～
	産業建設委員会	
16日	教育民生分科会	10：00～
	教育民生委員会	
17日	総務分科会	10：00～
	総務委員会	
19日	予算決算委員会	10：00～
	議会運営委員会	11：00～
22日	12月定例会閉会	10：00～

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議＼視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録　画	ライブ	録　画
本会議	○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）	○	○	－	－

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。

皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局　〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎（0595）84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率60%、白色度78%の再生紙および植物油インキを使用しています。

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください　亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

亀山
かめやま市議会だより

令和７年
第２回臨時会号
vol.104
令和８年１月１日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会

謹賀新年
2026



令和７年第２回臨時会のあらまし…… P2～6
・議案と議決結果…… P2
議会の新しい体制が決まりました … P3～6
・議案質疑…… P7
・議会の主な動き…… P8

表紙写真：よーいドン！（野登ルンビニ園）

林野火災警報等の発令等によって予防の実効性を高める

議案第79号　亀山市火災予防条例の一部改正について

全会一致
可決

令和７年２月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁から林野火災注意報、林野火災警報等の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されたことを踏まえ、本条例においても林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うものです。

【本会議での主な質疑】
- ○改正の背景と趣旨について
- ○改正による影響について

令和７年第２回臨時会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
79	**亀山市火災予防条例の一部改正について** 令和７年２月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁から林野火災注意報、林野火災警報等の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されたことを踏まえ、本条例においても林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
80	**亀山市監査委員の選任同意について** 議会議員の中から選任する監査委員として、新秀隆議員を選任したく、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求める。	同意	賛:15 除:１

※岡本公秀議長は採決に加わっていません。
また、議案第80号は、新秀隆議員は除斥し、採決に加わっていません。

令和７年第２回臨時会のあらまし

令和７年第２回臨時会は、11月13日と14日の２日間の会期で開催しました。

この臨時会では、市長からは、条例改正１件、議会の議員から選任する監査委員の選任同意についての２議案と報告１件が提案され、審議の結果、それぞれ可決及び同意しました。

また、副議長の選挙、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行いました。

なお、副議長には豊田恵理議員が就任し、監査委員には新秀隆議員が選任されました。

議会の新しい体制が決まりました

新体制のごあいさつ

日頃から、市民の皆様には議会活動に対し、多くのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

私たち議会は、市民の皆様の代表として、皆様の声を市政に届け、その実現に向けて努力するという責任を持って活動しております。私たち議員一人一人が、この役割を深く自覚し、今後も亀山市をより良くしていくため努力してまいります。

現在、私たちは国内外の様々な変化に直面しており、市民の皆様のニーズも多様化しています。このような時代だからこそ、議会は子育て支援や教育の充実、地域経済の活性化や防災・減災対策など、誰もが安全で安心して暮らせる未来を築くための政策を提言し、実現に向けて支援していきます。

また、議会の活動内容をより分かりやすくお伝えするため、議会だよりやホームページ、議会報告番組など、様々な手法を用いて情報発信に取り組んでおります。来年度には市民アンケートを実施する予定ですので、ぜひ積極的にご意見をお寄せください。

今後とも市民の皆様からの信頼に応えるため、誠心誠意、努力してまいりますので、引き続き議会活動へのご理解とご協力をお願いします。



議長　岡本　公秀



副議長　豊田　恵理

※議長及び副議長の任期については、申し合わせにより議長は２年、副議長は１年となっています。



議会選出監査委員
新　秀隆

監査委員とは

市の行政が公正で合理的かつ効率的に運営されることを確保するため、地方公共団体に必置される独任制の執行機関です。

地方自治法に定められた権限に基づき、それぞれ独立して市の財務に関する事務の執行、事業の経営管理及び行政事務について、監査等を実施しています。

新しい委員会等の構成について　(◎:委員長　○:副委員長　他は議席順)

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会を円滑に運営するために設置している委員会です。



◎深水　隆司　○伊藤　彦太郎　草川　卓也
森　美和子　　服部　孝規

常任委員会

常任委員会には、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会の４つの委員会があります。
それぞれ所管する市の事務に関する調査を行い、議案等を審査しています。

総務委員会



◎今岡　翔平

所管する主な事項:
市の組織に関すること
財政・行政改革に関すること
防災・消防に関すること



○古田　吉昭



櫻木　善仁



髙島　真



服部　孝規

教育民生委員会



◎森　美和子

所管する主な事項:
市民相談・戸籍に関すること
国民健康保険・国民年金に関すること
文化・スポーツに関すること
福祉、子ども、医療に関すること
教育に関すること



○森　英之



草川　卓也



中島　雅代



福沢　美由紀



櫻井　清蔵

令和７年第２回臨時会のあらまし

産業建設委員会

所管する主な事項：
環境保全・廃棄物処理に関すること
商工業に関すること
農業・林業に関すること
都市計画・道路・河川に関すること、上下水道に関すること


◎伊藤　彦太郎


○深水　隆司


新　秀隆


豊田　恵理


鈴木　達夫

予算決算委員会

所管する主な事項：
予算・決算に関すること
市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案等の審査


◎森　英之


○髙島　真


他の委員は議長を除く全議員

広聴広報委員会

広聴広報委員会は、市議会だよりの発行や議会報告番組「こんにちは！市議会です」の制作・監修を行うなど、市民の皆さんに議会の情報をお知らせしています。また、市民意識調査を行うなど広聴活動をしています。



◎豊田　恵理　○櫻木　善仁　草川　卓也
中島　雅代　新　秀隆　福沢　美由紀
伊藤　彦太郎

令和７年第２回臨時会のあらまし

その他の委員会等

全　員　協　議　会

市長または議長、議員の報告の場として、また、市の基本的な計画の策定や新しい制度の導入、議員提出議案等についての協議の場として議員全員で構成する全員協議会及びその補助機関である「政策検討部会」を設置しています。

政策検討部会（補助機関）

部会長	豊田　恵理（副議長）
副部会長	櫻木　善仁
部会員	中島　雅代
	森　英之
	今岡　翔平
	森　美和子
	服部　孝規

議会改革推進会議

議会改革を継続的に推進するため全議員で構成する議会改革推進会議及びその補助機関である「検討部会」を設置しています。

会　長	岡本　公秀（議長）
副会長	豊田　恵理（副議長）

検討部会（補助機関）

部会長	福沢美由紀
副部会長	今岡　翔平
部会員	古田　吉昭
	櫻木　善仁
	森　美和子

政治倫理審査委員会

委員長	櫻井　清蔵
副委員長	森　美和子
委　員	深水　隆司
	森　英之
	福沢美由紀

他の議会の議員等

鈴鹿亀山地区広域連合議会

議　員	深水　隆司
	福沢美由紀
	森　美和子
	櫻井　清蔵

市の審議会委員

亀山市都市計画審議会

議　員	櫻木　善仁
	草川　卓也
	伊藤彦太郎

?会派とは

政党に所属する議員や、市政等に関し同じような考え方や意見を持つ議員は、自分たちの考えを効果的に市政に反映させるため、「会派」というグループを作って活動しています。



会　派　の　構　成

結（ゆい）

代表者　森　英之
古田　吉昭
草川　卓也
鈴木　達夫

新和会（しんわかい）

代表者　深水　隆司
櫻木　善仁
（岡本　公秀）※

勇政（ゆうせい）

代表者　櫻井　清蔵
今岡　翔平
伊藤彦太郎

日本共産党（にほんきょうさんとう）

代表者　福沢美由紀
服部　孝規

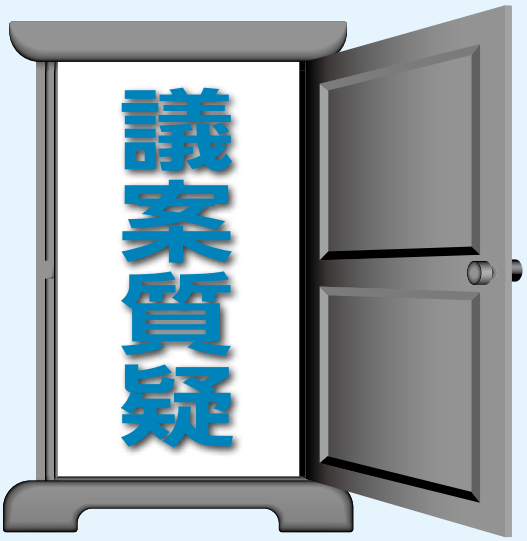
公明党（こうめいとう）

代表者　森　美和子
新　秀隆

会派に属さない議員

岡本　公秀（議長）
豊田　恵理　中島　雅代
髙島　真

※議長になると会派を離脱します。



さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は２次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。



議案質疑

櫻木　善仁＜新和会＞



議案第79号　亀山市火災予防条例の一部改正について

Q　条例改正の背景と趣旨を尋ねる。

A　本市において林野火災の予防を目的として新たに林野火災注意報を発令することができるなどの内容である。令和７年２月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、総務省消防庁から林野火災注意報、林野火災警報等の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されたことを受け、所要の改正を行うものである。

Q　全国的にこの時期に改正する自治体が少ない中で、本市が早期に改正する理由を尋ねる。

A　総務省消防庁から林野火災の危険性が高まる時期に間に合うよう12月議会までに行う考えが示されているほか、施行日が令和８年１月１日とされていることから、市民の皆さんに対する周知期間を可能な限り長く設ける必要があると判断し、今回の臨時議会で提案したものである。

Q　注意報・警報の発令基準と判断を尋ねる。

A　前３日間の合計降水量が１ミリ以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合、または前３日間の合計降水量が１ミリ以下かつ乾燥注意報が発表された場合とし、発令については市長名で発令する。

Q　過去の基準該当日数と林野火災の発生状況を尋ねる。

A　過去５年では平均約19日間、令和７年は15日間が発令対象日数となっている。林野火災は10年間で５件発生しているが、本年は発生していない。

Q　火の使用制限区域の設定とその考え方を尋ねる。

A　本市は、森林面積は１万2013ヘクタールで総土地面積の62.9%を占めており、住宅に近接している森林もあることから、延焼拡大の危険性も考慮し、市内全域とする。

表紙写真から

よーいドン！（野登ルンビニ園）

野登ルンビニ園では、一年を通じて毎朝園庭で体操を行い、元気な一日のスタートを切ります。体操の後は、クラスごとや異年齢で、その日の様子に応じて過ごします。気候のよい季節にすぐに室内へ入るのはもったいない。

大きいクラスの子どもたちが声を掛け合い、小さいクラスのお友だちと手をつないで広い園庭を思う存分駆け回ります。鬼ごっこをしたり、大型遊具や砂場、花壇へと活動が広がり、子どもたちの笑顔があふれます。

「議会と議員コンプライアンス」議員研修会

社会情勢の変化とともに、議会や議員の行動が市民から注目されており、個々の議員が活動していく中で、判断を必要とする様々な局面において、どのような行動を取るかが大変重要です。議員一人ひとりの行動が議会全体の印象を大きく左右する時代になったと認識し、議員は日頃から自覚を持って活動していく必要があります。

そのような中で、本市議会でも、議員のコンプライアンス意識の向上は課題であるため、コンプライアンス研修を８月20日に実施しました。





議会の主な動き

10月

- ３日　福岡県遠賀郡町議会議長会視察来庁（議会改革）
- ６日　広聴広報委員会
- ８日　山梨県山梨市議会運営委員会視察来庁（議会改革）
- 10日　広聴広報委員会
- 14日　予算決算委員会協議会
- 17日　議会改革推進会議検討部会
- 20日　全員協議会
 議会改革推進会議
- 21日　埼玉県北本市議会会派視察来庁（議会改革）
- 22日　教育民生委員会協議会
 産業建設委員会協議会
- 23日　広聴広報委員会
- 28日　宮城県大和町議会議会運営委員会視察来庁（議会改革）
- 30日　東京都武蔵村山市議会総務文教委員会視察来庁（市立図書館）
- 31日　産業建設委員会協議会

11月

- ６日　議会運営委員会
 広聴広報委員会
- ７日　全員協議会
- 13日　第２回臨時会　開会
 総務委員会
- 14日　第２回臨時会　閉会
- 20日　全員協議会
 議会改革推進会議検討部会
- 21日　議会運営委員会
- 25日　正副委員長会議
- 27日　産業建設委員会協議会
- 28日　12月定例会本会議　開会
 教育民生委員会協議会



市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。

皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局　〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎(0595)84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率60%、白色度78%の再生紙および植物油インキを使用しています。

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください　亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

亀山
かめやま 市議会だより

令和７年
12月定例会号
vol.105
令和８年３月１日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会



12月定例会のあらまし ……P 2～3

表紙写真：おでん作り（なのはな保育園）

12月

定例会のあらまし



どうだった？

11月28日から12月22日まで開催しました。



12月定例会 今回の注目ポイント

全会一致 可決

令和8年4月1日からこども誰でも通園制度が始まります！

議案第81号　亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度「こども誰でも通園制度」が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置付けられたことから、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本条例を制定するものです。

賛成者多数 可決

地域限定保育士が加わります！

議案第86号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第87号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

地域限定保育士とは

特定の自治体が実施する試験に合格することで、登録から３年間はその地域のみで保育士として働ける資格です。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士を追加する改正、乳幼児健康診査による家庭的保育事業者等の健康診断の代替に関する改正等が行われたことから、市の当該基準について、所要の改正を行うものです。

また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行う場所に置かなければならないとされている放課後児童支援員に地域限定保育士を追加する等の改正が行われたことから、市の当該基準について所要の改正を行うものです。

本会議での主な質疑

- 地域限定保育士について
- 市内に地域限定保育士はいるのか
- これまでの保育士との違いについて
- 保育現場の保育士不足の解消につながるのかについて

本会議での反対討論

- 保育士の労働環境の抜本的な改善を行わず、規制緩和により資格取得者を増やそうとすることは、適切ではない。

提案された議案　32件

条例制定……１件
条例改正……９件
補正予算……７件
人事案件……　14件
議員から提案意見書……１件

賛成者多数
可決

国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

議案第88号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものです。

国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げます。

本会議での主な質疑

- 課税限度額を引き上げる理由について
- 課税限度額の引き上げにより、全体の税率を抑えて、低所得世帯の負担の抑制を図るというやり方は正しいのかについて

本会議での反対討論

- 市では、課税限度額を超過する市の世帯の割合は低く、国に準じて課税限度額を上げる必要はなく、市の特徴をつかみ、保険者として税を決定して事業を進めるべきである。

全会一致
可決

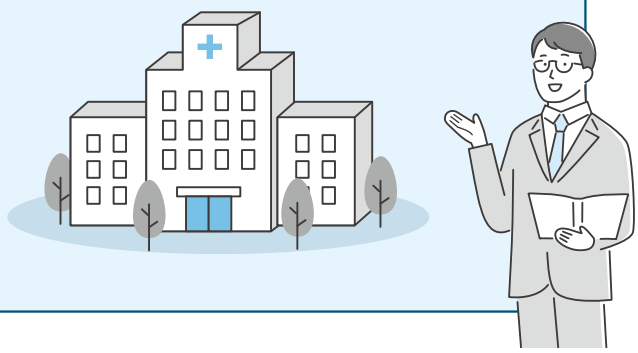
議会から提案

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

❶ 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。

❷ 令和８年度の診療報酬改定については、特に、入院基本料の見直しを行うこと。

❸ 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和８年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費の増加や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。



12月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 　 は、6ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
81	**亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について** 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度「こども誰でも通園制度」が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置付けられたことから、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本条例を制定する。	可決	全員賛成
82	**亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について** 令和8年度を始期とする第3次亀山市総合計画に掲げる施策・事業を推進するに当たり、現組織・機構における課題等を検証し、所管事務の一部を変更する必要があることから、所要の改正を行う。	可決	賛15：反1
83	**亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について** 令和7年8月7日の人事院勧告における勧告事項のうち、月例給並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の引上げについて、国の一般職の職員等に準じて、市の一般職の職員及び一般職の任期付職員においても引き上げるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
84	**亀山市手数料条例の一部改正について** 資産に関する証明書の交付について、県内市町における同様の証明書に係る交付状況に鑑み、また、交付に係る事務作業の円滑化等に資するため所要の改正を行う。	可決	全員賛成
85	**亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について** 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び学校教育法において虐待防止に係る規定が創設されたこと等に伴う改正が行われたことから、市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
86	**亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について** 家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士を追加する改正、乳幼児健康診査による家庭的保育事業者等の健康診断の代替に関する改正等が行われたことから、市の当該基準について、所要の改正を行う。	可決	賛14：反2
87	**亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について** 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行う場所に置かなければならないとされている放課後児童支援員に地域限定保育士を追加する等の改正が行われたことから、市の当該基準について所要の改正を行う。	可決	賛14：反2
88	**亀山市国民健康保険税条例の一部改正について** 地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行う。	可決	賛14：反2
89	**亀山市営住宅条例の一部改正について** 亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
90	**地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について** 地方自治法の一部改正に伴い、関係する4つの条例について、所要の改正を行う。	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
91	**令和７年度亀山市一般会計補正予算（第４号）について**	可決	全員賛成
92	**令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について**	可決	全員賛成
93	**令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
94	**令和７年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
95	**令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
96	**令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
97	**令和７年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について**	可決	全員賛成
98	**亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について** 亀山市固定資産評価審査委員会委員の中野久生氏は、令和８年２月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
99	**亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について** 亀山市固定資産評価審査委員会委員の若林美津枝氏は、令和８年２月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
100	**亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について** 亀山市固定資産評価審査委員会委員として、新たに篠原誠氏を選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
101	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 亀山市農業委員会委員の内田美由紀氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
102	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 亀山市農業委員会委員の國分弘成氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
103	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 亀山市農業委員会委員の小林和夫氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
104	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 亀山市農業委員会委員の駒田六平氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
105	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 亀山市農業委員会委員の伊達亀嘉氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
106	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 　亀山市農業委員会委員の中浦豊子氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
107	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 　亀山市農業委員会委員の野村幸生氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
108	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 　亀山市農業委員会委員の早川三雄氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
109	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 　亀山市農業委員会委員の宮﨑敦子氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
110	**亀山市農業委員会委員の任命同意について** 　亀山市農業委員会委員の森下晃吉氏は、令和８年３月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
111	**亀山市教育委員会委員の任命同意について** 　亀山市教育委員会委員の大平雅章氏は、令和８年２月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
議員2	**危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成

※議員＝議員提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成　反は反対　なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
議案名 ＼ 議員名		古田吉昭	櫻木善仁	深水隆司	草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	髙島真	新秀隆	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	服部孝規	櫻井清蔵
議案第82号	亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	－	賛	賛	反
議案第86号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	－	賛	反	賛
議案第87号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	－	賛	反	賛
議案第88号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	－	賛	反	賛

常任委員会の所管事務調査

令和８年のテーマ

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、毎年、委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設けて、所管事務調査を実施しています。

各委員会は、それぞれのテーマに基づき、市の現状分析や市民団体等との意見交換会、先進地視察等を行いながら、９月まで調査研究を進め、10月には議長から市長へ提言書を提出します。

総務委員会　新庁舎建設について

財政の健全化と地域防災力の強化を図るため、財政面における建設コストの圧縮や、災害拠点として求められる機能の在り方など、新庁舎建設の方向性について調査・研究する。

教育民生委員会　健康政策の推進について

本市は健康都市をうたっているが、真に市民の主体的な健康づくり活動につながっているか、その取組状況を把握し、健康都市としてのあるべき姿について調査研究を行う。

産業建設委員会　社会インフラにおける官民連携について

道路、上水道施設、公園緑地等の社会インフラにおいて、官民連携や民間活用の状況を確認し、新たな手法など今後の在り方について調査・研究を行う。

議会の主な動き



12月

8日　広聴広報委員会
9日　本会議　議案質疑
　　予算決算委員会
10日　本会議　一般質問
11日　本会議　一般質問
12日　本会議　一般質問
15日　予算決算委員会産業建設分科会
　　産業建設委員会
　　産業建設委員会
　　産業建設委員会協議会
16日　予算決算委員会教育民生分科会
　　教育民生委員会
　　教育民生委員会
　　教育民生委員会協議会
17日　予算決算委員会総務分科会
　　総務委員会
　　総務委員会協議会
　　総務委員会
19日　予算決算委員会
　　議会運営委員会
22日　本会議　閉会
　　予算決算委員会
　　予算決算委員会協議会
23日　議会改革推進会議検討部会

1月

8日　広聴広報委員会
9日　政策検討部会
14日　広聴広報委員会
15日　佐賀県有田町行政視察来庁（川崎小学校）
19日　宮城県登米市行政視察来庁（議会改革）
20日　全員協議会
　　予算決算委員会協議会
　　産業建設委員会
　　産業建設委員会協議会
21日　議会運営委員会
　　総務委員会
　　総務委員会協議会
27日　議会改革推進会議
　　広聴広報委員会
28日　臨時会
　　予算決算委員会
29日　鹿児島県垂水市行政視察来庁（中学生議会）
30日　教育民生委員会



さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は２次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

櫻木　善仁＜新和会＞



【議案第82号】　亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

Q　改正の背景、必要性について現行組織を検証した課題はないのか。

A　学校部活動の地域展開を推し進めていく体制強化と歴史博物館の事務の効率化を図るための組織の見直し等が必要である。一部の所管事務、スポーツの推進に関する事項と歴史博物館の管理執行の権限に関して、見直しが必要であると判断した。

Q　スポーツ振興を教育委員会の所管とする理由は何か。

A　少子化が進む中、将来にわたり子どもがスポーツ等の活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の地域展開の環境整備の必要性が高まっており、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下で学校と地域が連携して対応していくことが不可欠であることから、事務の効率化も踏まえ、スポーツに関する事務を教育委員会に移管する。

Q　スポーツ振興の所管が教育委員会に移ることで、従来連携してきた健康福祉部との関係が弱まっていくのではないか。

A　健康分野との連携については、現在も分野横断的に教育委員会と健康福祉部は連携しており、今後も市全体で連携をしながら進めていけると考えている。

Q　博物館に関する事務を市長部局に移行する理由について尋ねる。

A　平成22年以降、歴史博物館に関する事務は市長部局の職員が補助執行という形で実施しており、今回の条例改正により法的に市長に職務権限を移行し、教育委員会の審議を経ることなく執行することにより、事務の効率化につながるものと考えている。

櫻井　清蔵＜勇政＞



【議案第82号】　亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

Q　スポーツに関する所管は平成22年に教育委員会から市長部局の文化部に、令和４年に健康福祉部に移行しているが、今回また市長部局から教育委員会へ移行することについての考えを問う。

A　今回の移行は学校の部活動の地域展開における環境整備のために必要なものである。

Q　健康都市を掲げる亀山市にとってスポーツの所管が健康福祉部にある必要はないのか。

A　健康と運動の関連は極めて重要であるが、亀山市が目指してきた健康都市推進の創世期を一旦終え、健康政策については次のステージに移行する時期であると考えている。

Q　市長部局にあったスポーツの所管を教育委員会に戻すのはこれまで成果がなかったからなのか。

A　スポーツに関しては市長部局で政策推進を行ってきた。今回は部活動の地域移行という非常に大きな問題に対応するべく、スポーツと教育委員会をしっかりとリンクする。

Q　博物館に関する事務の職務権限を教育委員会から市長部局に移行するが、補助執行することに何か課題があったのか。

A　これまで歴史博物館については市長部局が教育委員会の名で執行し重要なものは教育委員会の審議を受けるなど、歴史博物館を市長部局の組織とみなし運用してきた。今回の条例改正により法的に市長に職務権限を移行し、教育委員会の審議を経ないことで事務の効率化につながると考えている。

福沢　美由紀＜日本共産党＞



【議案第81号】　亀山市こども誰でも通園制度について

Q　令和８年度から始まる『こども誰でも通園制度』の概要を伺う。

A　こども誰でも通園制度は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的として創設された新たな通園制度である。対象児童は、生後６か月から満３歳未満の未就園児で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用することが可能である。令和７年４月１日から制度化され、令和８年４月１日から乳児等のための支援給付として本格実施される予定である。

Q　職員体制は保育士だけで対応するのか？

A　保育士で体制整備していきたい。

Q　どこでどのように実施するのか？

A　公立保育所での実施を予定している。既存の保育室で受け入れ、保育活動は、年齢が近い子どもの集団での活動を経験するため在園児とともに行う予定である。

Q　どのように利用するのか。

A　希望する保護者は市の担当部署の窓口で申請を行う。担当課は審査を行い認定をする。その後保護者は利用する園で事前の面談を行う。通園を希望する日を予約し利用する。国から公定価格など示されておらず料金や保育時間など未定である。

Q　制度の広域対応について伺う。

A　特別な要件はなく、居住する自治体から利用認定され、施設の予約可能枠に空きがあれば、広域で通園できる制度となっている。

森　美和子＜公明党＞



【議案第81号】　亀山市こども誰でも通園制度について

Q　市内で対象となる人数と市で想定している人数について確認する。

A　０歳児は180名、１歳児は160名、２歳児は100名で計440名が対象となる。第３期市町村子ども・子育て支援事業計画等による算出方法により、令和８年度の必要定員は8名と考えている。

Q　この制度は全ての子どもが対象となるが、障がい児や医療的ケア児も市として受け入れていくのか確認する。

A　特別な配慮が必要な子どもも利用対象者となる。医療的ケア児の受入れには看護師の配置が必要となるが、実施園の状況を見ながら受入れ体制の確保に取り組んでいきたい。

Q　どのように周知していくのか。

A　実施方法等が整い次第、市のホームページや市の公式LINEを活用して周知の徹底を図っていく。

【議案第86号及び議案第87号】　地域限定保育士について

Q　地域限定保育士が導入される背景について伺う。

A　保育士人材確保のために、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特別措置法として、保育士と同様の業務を行うことを可能とする制度であり、令和8年度から一般制度化されるものである。

Q　資格の取得要件について確認する。

A　通常の保育士試験では、筆記試験及び実技試験が必要だが、地域限定保育士は筆記試験と県が行う講習を終了すれば実技試験は免除されることとなる。

鈴木　達夫＜結＞



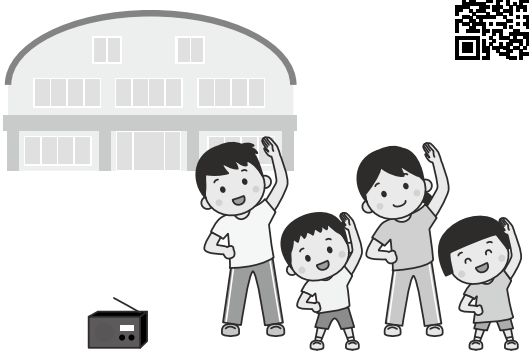
【議案第82号】　スポーツに関する事務の職務権限を市長から教育委員会に移行することについて

Q　一概に、スポーツといっても幅の広い範疇の中で、教育委員会に移行する職務権限と分掌事務の範囲について尋ねる。

A　現在、健康福祉部のスポーツ推進グループが所管している、スポーツ及びレクリエーションの推進、運動施設、関Ｂ＆Ｇ海洋センターに関する事項が教育委員会に移管される。また、ウォーキングやラジオ体操、地域での健康体操など健康づくりのために行う運動については引き続き健康福祉部が所管する。

Q　今回の組織改変については、中学校の部活動地域展開への取組が大きな要因と考えるが、健康福祉部から教育委員会に移管することで、部活動の地域展開は、どのように推進が図られるのか。

A　部活動については現在、教育委員会が所管し、これまでも分野横断的に連携を図ってきたが、今後、地域スポーツ活動団体になりうる団体との連携を教育委員会に集約することで、部活動の地域展開をよりスムーズに取り組める。



深水　隆司＜新和会＞



【議案第91号】　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第４号）について

●重点支援臨時交付金の増額補正について

Q　物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の増額補正額1623万6000円は何に使われるのか。

A　重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行う事業に充当できるものである。今回、この交付金を活用し、児童・生徒の給食費の値上がり分の補填を行うとともに、公共施設における光熱費高騰分の補填を行うため、予算計上したものである。

Q　地域の実情に応じた、生活者や事業者向けの支援となっているのか。

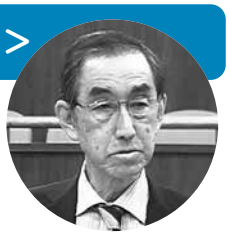
A　生活者支援等について検討を行ったが、これまでの事業規模や交付限度額を勘案し、市全体としてのサービスの維持も含めて充当事業を検討した。その結果、本補正予算においては、特に食材高騰による調達費用の増額分の補填を優先したが、交付限度額に到達しなかったことから、交付金の有効活用のため、公共施設の光熱費高騰分にも充当したものである。

●市民税及び固定資産税の増額補正について

Q　市民税及び固定資産税の増額補正に至った社会的背景をどのように分析しているのか。

A　個人市民税は、再雇用などで働き続ける方の増加や定額減税の終了により１億9600万円の増額となった。法人市民税は、電気機械器具製造業などの主要法人の業績が見込みより伸びたことから、全体で１億9800万円の増額となった。

服部　孝規＜日本共産党＞



【議案第91号】　令和7年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について
会計年度任用職員について

Q　8月に人事院は国家公務員の給与改定に関する勧告と報告を行った。これを受けて一般職は給与を引き上げる補正予算が計上されたが、同じように市役所で働く会計年度任用職員の給与の予算補正がされなかったのはなぜか。

A　人事院勧告では会計年度任用職員の給与について勧告は行われていない。人材確保の面でも会計年度任用職員の報酬単価の見直しを検討していく。

Q　人事院勧告がなかったからやらなかったという答弁、これはおかしな話だ。市長などの特別職は勧告されていないが、令和５年には人事院勧告に準じてボーナスを引き上げる議案が出された。なぜ特別職は引き上げるのに、会計年度任用職員は引き上げないのか。

A　人事院勧告によることはないのでそのタイミングで適切に全体のバランスを考慮しながら見直しをしている。

Q　令和４年12月『総務省自治行政局公務員部長からの通知』では、会計年度任用職員の給与水準の決定については一般職に則って行うこと、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で、給与や報酬について抑制を図る事は、改正法の趣旨に沿わないと述べられている。また令和５年６月『地方自治法の一部改正』により、会計年度任用職員にも勤勉手当が支給できるようになったことについての通知も出ている。当然人事院勧告でアップされたら引き上げるべきであるが、それをなぜしないのか。

A　勤勉手当については総務省の公務員部長の通知は、当然承知している。今現在、鋭意検討している。給与改定は年度途中のためしていない。

議案質疑

森　英之＜結＞



【議案第83号】　亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

●人件費の近年の伸び率と一般財源に占める割合について

●人件費の増加における国の地方交付税の考え方について

Q　今回の人事院勧告による人件費の伸び率と一般財源に占める割合について、過去数年間の推移をお示しいただきたい。

A　人事院勧告に伴う給与条例の改正による一般会計の一般職の給料は、当初予算18億1467万4000円から5659万5000円の増、補正後予算額は18億7126万9000円で、3.12%の増となる。過去の数年の一般財源に占める一般会計の人件費の割合は、令和７年度は今回12月補正予算で31.1%、それと令和６年度、令和５年度はそれぞれ３月補正後に31%である。

Q　人件費が上がる中で、国からの地方交付税措置は、人件費の増加について十分配慮されているものなのか。

A　地方公務員の給与改定に要する経費について、基準財政需要額を積算した個別算定経費のうち、例えば土木費、道路橋梁費の単位費用算定基礎の給与費では、令和６年度は職員数が７人分で3847万円に対し、令和７年度は3997万円となり、150万円の増となっている。

人事院勧告による給与の増に対する基準財政需要額への反映額は、具体的には算出できないものの、地方交付税を算定する上においては一定考慮されているものと判断できる。

一般質問

一般質問

今回の事案を教訓に、今後しっかりとした対応を

深水　隆司＜新和会＞



濁り水について

●濁り水発生の初動について

●給水所の開設について

●地域住民への周知について

Q　11月１日に濁り水が発生したにも関わらず、11月５日にようやく全庁的な動きとなった。なぜもっと早く全庁的に対応できなかったのか。

A　濁り水が発生した11月１日および再発した３日は、通常の濁り水対応の範ちゅうであると捉えていたため、上水道課単独での対応とした。11月４日にも濁り水が発生したため、課のみでの対応は困難であると判断し上下水道部全体での体制を取ったが、その後も事態は収束に向かわず、従来の対応では限界があると判断し11月５日に全庁体制へと移行した。

Q　給水所は各集会所に設置すれば、地域の方の協力が得られ、高齢者や身体の不自由な方などに速やかな対応が取れる。各集会所に給水所を設置できないのか。

A　現在、上水道課で備蓄している仮設給水槽は４基である。給水所の設置は、この仮設給水槽の数に限りがある中で、地域の状況や住民の皆様の利便性も考慮し、効率的かつ利便性の高い場所を選定することに努めた。今後は、仮設給水槽の増強を図るとともに、給水体制のあり方について検討を進めていく。

Q　地域に情報が伝わらなかったが、今後どのように地域住民に周知していくのか。

A　あらゆる媒体を活用し状況を随時伝えてきたが、情報が届かなかった方がいたことを重く受け止め、今後は緊急時において、より迅速かつ効率的な広報活動を展開できるよう、車載用スピーカーの増設を検討し、防災部局との連携強化を図っていく。

【その他の質問】
・自治会支援について
・市の情報発信について

濁り水、原因が判明していないのに収束なのか

今岡　翔平＜勇政＞



●濁り水について

Q　今回発生した濁り水の原因はいつ頃わかるのか。

A　今回の事象はさまざまな要因が関係している可能性が高く、安易にいつまでに解明するということはかえって調査を拙速にし、本質的な見落としにつながりかねず、現在、水道関係の高度な知見を有する研究者や専門事業者などに相談や協力を仰いでいる。

Q　濁り水の原因が判明していないのになぜ収束としたのか。

A　11月12日時点で水道法の水質基準を下回る安全性が確認されている。水質検査の結果、飲用に供しても差し支えない数値が確認されたため収束と判断した。

Q　ある自治会からの依頼に応じて濁り水の発生状況についての文書を作成して配布したと聞いたが、その文書を他の自治会にも配布するという考えはなかったのか。

A　決裁の過程で他の自治会にも配布すべきとの議論はあったが、その時点で濁り水が収束に向かっていたことやその他の対応に従事しており結果として配布ができなかった。そのことについては深く反省している。

Q　今後同じような事態が起こった時に市はどのような対応をするのか。市長の考えを問う。

A　広範囲に渡り市民生活にご不便をおかけしたが、直ちに避難が必要となるような切迫した状況には至っていなかった。個別の課題については検証して次に生かしていくことが大事と考えている。

【その他の質問】
・令和７年12月定例会教育行政現況報告について
・行政組織の変更について

昨年11月の濁り水 市の対応の検証を求める

福沢　美由紀＜日本共産党＞



長期に及ぶ濁り水に対する市の対応について

Q　水道管の耐用年数を問う。

A　濁り水が発生したと想定される場所の水道管は最も古いもので昭和54年から55年に敷設されたもので、既に45年が経過をしている。水道管の『法定耐用年数』は40年であるが、国土交通省が更新基準として定めるのは『実使用年数』である。ダクタイル鋳鉄管の実使用年数は60年から80年であり、これを目安に計画的に水道管の更新を進める。

Q　今回の対応にあたった給水車や仮設給水槽の数は最大限の稼働であったのか。また、高齢者、障がい者などのためにも防災安全課が備蓄しているペットボトル水の活用が必要だったのではないか。早期の給水活動開始を求める声に対して適切な対応であったのかを問う。

A　仮設給水槽は全部で４基であり、今後増強を図っていく。今回のような長期にわたる事案に関しては、給水車の早期手配に心がけるとともに、地域における給水体制のあり方について、高齢者や水が不可欠な乳幼児のいるご家庭に対して個別に対応することも含め改めて検証を深め、今後の緊急時対応に活かしていく。

Q　濁りが解消した水だけでなく、濁り水の水質検査も必要ではないか。

A　濁り水の水質検査は今まではやってこなかったが、今回のことを通してサンプルだけでも取ることを心がけていくべきと考えている。

Q　今後、濁り水が出たときには、少しであっても情報として連絡した方が良いのか。夜間や休日も含めどこに連絡すべきか。

A　平日と同じく上水道課の代表番号である0595-97-0621に連絡をいただきたい。

【その他の質問】
・公共施設へ授乳室の設置を

フランス発祥の「ユマニチュード」の導入を！

森　美和子＜公明党＞



導入の考え方について

Q　当事者にとって寝たきりの防止や身体機能の維持などQOLが向上し、ケアの質の向上や介護者の負担軽減になると言われている。この技法を認知症ケアの研修に導入すべきだが、市の見解を問う。

A　今後、研修の機会を通じて、具体的な導入を検討していきたい。

＊「ユマニチュード」とは、人間らしさを取り戻すという意味を持つフランス語の造語。感情記憶などに働きかけ、相手に安心感を与え受け入れてもらい、信頼関係を築くことを目指す技法

健康都市を宣言している当市での予防医療の推進について

Q　COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主にタバコやPM2.5などの有害物質が原因で呼吸しにくくなる疾患で、重症化すると呼吸不全に陥ったりする生活習慣病の一つである。市民に対してチェックリストを活用するなど普及啓発が必要だが、見解を問う。

A　健康日本21において重症化予防などの総合的な対策を行うことが重要であるとされている。本市においても、認知度の向上や予防、早期発見に向けてチェックリストなども活用しながら周知啓発していきたい。

地籍調査について

Q　市の進捗率は1.91％で県内29市町で25番目、14市中13番目と低いが、なぜ進まないのか。

A　人員不足と予算が十分でないことや、土地所有者などの協力や合意を得ることに苦慮している。

Q　土地家屋調査士など専門家と連携して進めている自治体があるが、官民連携の考え方を問う。

A　官民連携により円滑に現地調査を進めることができる一方で、費用の増大や責任の所在が不明確になる恐れがある。

規制なき太陽光に待った！実効性ある独自条例制定へ

草川　卓也＜結＞



太陽光発電施設の適正な導入と規制に向けた独自条例の早期制定について

Q　国の認定（ＦＩＴ・ＦＩＰ）を受けない小規模な野立て太陽光発電施設が増加傾向にある。これらは市の指導権限が及ばず、実態把握すら困難である。防災上の脆弱性、排水や法面崩落などの危険も指摘されているが、この現状をどう認識しているか。

A　国の認定を受けない施設や、認定を受けていても出力50KW未満の施設等については把握できていない。また、把握できている太陽光発電施設についても、設置に伴う法面保護や排水対策等の指導については、農地法や環境保全条例に該当する一部を除き行っていない。法面崩落の危険性のあるような施設があるということは把握しており、市民の方から問合せがあった場合は現地確認を行い、管理状況を把握している。

Q　住民からは「工事直前の通知だけで意見が言えない」「将来の放置が怖い」などの切実な声も上がっている。法的拘束力のない現行ガイドラインでは限界ではないか。委員会の提言を踏まえ、全設備の規制対象化、禁止区域の明確化、撤去費用の担保など、「実効性ある強い条例」を早期に制定すべきと考えるが、見解を尋ねる。

A　自然破壊や景観、生活環境に影響を及ぼす野立て太陽光発電施設を規制する条例の必要性を認識している。市独自の考え方を盛り込んだ条例案を、令和８年３月定例会で提案できるよう検討する。

【その他の質問】

・AIサーバー生産などの産業構造転換を好機とした市内産業の活性化について
・コストコ誘致の実現について
・大規模濁り水問題について

地域を支える「協同労働」をご存じですか？

櫻木　善仁＜新和会＞



市民活動支援の強化と協同労働の可能性について

Q　協同労働に対する市の認識と市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」との連携について尋ねる。

A　協同労働は令和４年10月に施行され、労働者協同組合法により、働く人が自ら出資し、組合員として事業の経営に主体的に関わりながら地域に必要な仕事をする働き方です。子育て支援や高齢者介護などを仕事にできることから、多様な働き方を実現し地域や社会課題解決に貢献できるメリットがあるものと認識している。今後は、「ぷらっと」の中間支援機能を生かして、協同労働の普及、啓発や事例の紹介などを行ってまいります。

Q　地域課題に向けた協同労働の可能性と高齢者の活用について尋ねる。

A　市民活動団体やちょこボラなどの地域で活動される方々が、法人化をすることにより地域課題を解決する活動展開がしやすくなる可能性が考えられる。元気で活力のあるシニア世代の方々、幸せな高齢者が活躍できるよう、福祉をはじめとして、環境や労働を所管する商工観光課などの関係部署とも連携をしながら、普及、啓発等の支援を行う考えである。

Q　普及啓発・連携支援の強化について尋ねる。

A　令和８年、年明けに「ぷらっとカフェ15（いこう）」の機会を利用して、県の担当職員とともに普及、啓発を行う予定である。また、労働の窓口の商工観光課との連携を図りながら、協同労働という理念の理解増進にも努めていく。

【その他の質問】
・自然保育・体験活動の総合計画との関わり
・太陽光発電施設に係る市独自の規制・指導体制の構築と条例整備

関町小野地区の造成工事何が出来るのか

伊藤　彦太郎＜勇政＞



開発行為について
●関町小野地区の開発行為について

Q　現在大規模な造成工事が行われているが、市の把握している内容を問う。

A　民間開発事業者が工場施設用地の造成を目的として敷地造成を行っている。事業者より亀山市を経由して三重県に開発の許可申請がなされ開発許可となり、令和８年10月31日の造成工事完了に向けて工事を進めている。開発総面積が約４万1000㎡、内訳としては、約３万2000㎡の工場用地、約5500㎡の調整池、約3000㎡の緑地、約600㎡の道路となっている。

Q　当該地区の開発は過去に頓挫したこともある。工場なら特に問題はないのか、制限等はないのか。

A　三重県で都市計画法第29条第１項の許可を受けて、許可条件として予定建築物等の用途が工場施設となっており、原則、工場施設を建設することになる。都市計画法による用途地域の制限では、当該開発場所の用途地域が無指定であるため、例えば店舗、飲食店等、遊技場、展示場等でその床面積が１万㎡以内のもの、その他事務所や倉庫などが建築できる。また、工場の中でも産業廃棄物処理施設は、その他の規定による許可や市からの同意等が得られれば建築することができるが、開発許可の要件として工場施設としているため、原則それ以外の建築物は建築することができない。しかしながら、進出企業の状況によっては、事業者の手続により、一定条件の下、環境保全上支障がないと認めて県が許可したときは変更も可能であると考えている。

【その他の質問】
・白木一色地区入口付近の開発行為について　等

産後ケア事業の宿泊型と通所型の実施を

服部　孝規＜日本共産党＞



産後ケア事業の拡充について

Q　県内29市町の産後ケア事業の実施状況について伺う。

A　宿泊型と通所型は29市町中28市町、訪問型は26市町が実施している状況である。本市は訪問型のみ実施している。

Q　令和８年度から産後ケア事業の宿泊型と通所型が実施できないのか。

A　早期実施に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えている。

亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想について

Q　基本構想を考える場合に、2011年に策定された「亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画」まで遡る必要がある。14年前の時点で延命化し、2029年度に稼働を終えると市は決めていた。その時点から整備計画を立てていれば2030年には間に合った。なぜもっと早く整備計画を立てなかったのか。

A　これまで、亀山市が単独でやっていくかどうか検討し、広域での可能性についても調査をし、働きかけをしてきたが、亀山市だけの考え方では、整備のスケジュールや手法もあり実現に至らなかった。

Q　令和４年度から６年度までの亀山市の３か年の市民１人当たりのごみ処理経費の平均は2万7980円で、愛知県、静岡県の人口５万人程度の市と比べて1人当たり１万2000円高い、この要因が何なのか。

A　処理方式が本市はガス化溶融方式である。近隣市町との広域によるごみ処理を行えばコストは下がるが、単独処理であるため高くなっている。

未利用財産の有効活用を！

古田　吉昭＜結＞



●市有地について
（１）管理状況について
（２）今後の計画について
●未利用地の活用について

Q　市内外に大小たくさんの公有財産があり、放っておいても維持管理費がかかってくるが、土地や建物の現在の管理状況を伺う。

A　現在、売却の方針を決定している市有地は、若草住宅跡地の一部、新所住宅跡地、亀田(落崎)住宅跡地、野村住宅跡地、和田住宅跡地である。若草住宅跡地の一部と新所住宅跡地については昨年度末に、亀田(落崎)住宅跡地については本年４月に売却に係る入札公告を行ったが、入札参加の申込はなく、現在は先着順により購入希望者を募集している。野村住宅跡地と建物が残っている和田住宅跡地については売却に向けた課題整理を進めている。

Q　利用していない遊休資産を専門の民間事業者に委託するなど、今後の活用の考えを伺う。

A　行財政改革大綱や財政構造改革でも上げている未利用地の売却や貸付けによる歳入の確保、維持管理にかかる人件費や草刈り等のコスト削減につながることから公民連携による手法を含め、効果的な取組を積極的に推進することを考えている。未利用地を整理した上で対象物件を市ホームページに公表する。また、貸付け可能な土地などを整理していく。現在、貸付けを行っている物件が売却に繋がれば税収入による歳入確保となるため、一層取り組んでいきたい。

Q　遊休資産の活用方法を経営能力、人材、設備、技術といった実績やノウハウを持った民間事業者と共に考えていく。市民にアイデアを募集したり、将来利用予定があっても定期借地権を利用し整備して貸付けするなど様々な活用方法があると思うが、今後どのように進めていくか市長に問う。

A　公民連携の手法も含めて、効果的、積極的な展開を進めていく。狭隘な土地、不整形な土地であっても利用ニーズに合えば展開できるケースもあるので、一定基準以上の整形された土地に限らず民間のノウハウの活用を研究しながら展開できればと考えている。

【その他の質問】
・空き家対策について
・防犯対策について
・防災対策について

新たな水源地を確保するべき

櫻井　清蔵＜勇政＞



●11月１日から発生した第３水源地域（市南部地域）の水道水の濁り水について

Q　なぜ市長として災害対策本部を設置しなかったのか。

A　本市の地域防災計画において災害とは、市民の生命・財産に著しい被害が生じる事態を想定している。今回は生命を守れないような切迫した状況には至っていなかった。11月５日、上下水道部長を中心に、危機管理監を加え全庁的な応援体制とし、迅速な、排水作業、給水の作業、広報の作業、その応援体制をとった。

Q　災害用の備蓄水をなぜ活用しなかったのか。

A　何か災害が生じた場合のために、備蓄水をここで使うということでなく、従来の赤水対応で行っている給水活動で対応した。

Q　学校給食で４日から６日にかけて提供されたのがパンとレトルトカレーと牛乳、６日はご飯、レトルトカレーであった。７日からは関給食センターで給食を調理した。これらは教育委員会の判断か。

A　亀山南小学校と昼生小学校について、教育委員会で濁り水の影響が継続する可能性もあると判断し、給食用備蓄食での対応ができるだけ短期間で済むように他校等からの配送を早急に検討した。

Q　旧関町では3053戸について５つの水源がある。旧亀山市では18207戸で８カ所ある。今回のような事案を防止するために水源地の拡充をすべきではないか。それも含め、今後の水道行政を市長を中心に進めていくべきではないか。

A　新たに一つ水源を掘るには数億円のコストがかかる。管路の更新、安定的な供給、財源、今後に向けたこういう議論が大事であると考えている。

【その他の質問】
・インフルエンザ予防接種について
等

亀山市らしい部活動の地域展開へ

森　英之＜結＞



●指導員の育成について
●地域展開における行政支援について

Q　今後、部活動の地域展開の中で、指導員の育成が重要になってくる。指導員になるには一定の資格が必要ではないかと考えるが、資格を取得した人に対して認定をするのか。

A　指導員となられる方の資格等の要件は、現在国のほうで有識者会議によりガイドラインなどが出されている。人材を育成するための研修も書き込まれており、検討は必要と考えている。

Q　指導者の育成、資格要件について、教育長に見解を尋ねる。

A　指導者が適切な資質や能力を備え、保護者、生徒から信頼される指導者の下で指導が行われることが非常に重要であると教育委員会も考えている。これらの資質を育成していくため、地域クラブ活動の指導員の方への研修会の実施や資格やライセンスなど、国の方針にも準じながら検討は行っていきたい。地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に、事故や暴力、ハラスメントなど、不適切な行為などの防止を、子どもたちの人権を守る上でも徹底していかなければならないと考えている。

Q　指導者の報酬など地域展開における行政支援について、文化振興基金を活用するのはどうか。

A　持続可能な体制を築いていくために、国と地方が一定の支援をしていくことが望ましい。基金の活用については、文化振興基金など関連する基金で、一定の可能性としてはあるものと認識をしている。

【その他の質問】
・小・中学校体育館への空調設備設置について
・中学校全員喫食制給食について

二つの幼稚園は、令和８年から統合できたのではないか？

鈴木　達夫＜結＞



公共施設の統廃合に向けた検討について

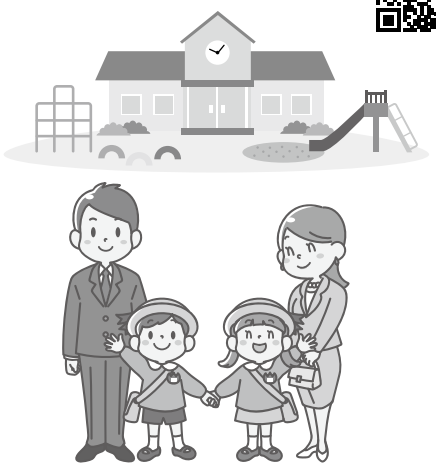
Q　令和６年11月に決定した、みずほ台幼稚園と井田川幼稚園の統廃合を、いきなり令和７年からでは無理がある。しかしながら、令和８年に実行することなく、なぜ令和９年まで延伸したのか。その理由を伺いたい。

A　統合の時期については、令和６年に両園に入学した園児が、途中で転園することなく、それぞれ選んだ園で卒園をしていただくことを基本としている。

Q　園児たちが一定の集団の中で、時に揉まれ、あるいは刺激し合って共同作業をしたり遊びや学びをする。これこそが統廃合の第一の目標ではないのか。

A　多くの園児が共に活動することにより様々な関わりが生まれ、集団の中での活動による気づきや友達との関係性の中で折り合いをつけるとか、そのように学ぶべきことや成長する内容は非常に多いものと考える。

　一方で、保護者の方が、各園を選ばれて、入園された園に対する思いや、園の方針に対する思いもあり、大切に進めていきたい。



ガソリン暫定税率廃止による、地方財政措置の要望を

髙島　真



ガソリンの暫定税率について

Q　ガソリン暫定税率廃止に伴う亀山市への影響について尋ねる。

A　ガソリン税は国税である揮発油税と地方税である地方揮発油税で構成されており、地方の収入となる地方揮発油税は５.２円である。そのうち暫定税率分は０.８円である。ガソリン暫定税率の廃止に伴う本市への影響を令和７年度当初予算で試算すると、約670万円の減収となる。現時点で代替財源について国は詳細を示しておらず、地方交付税をはじめとする地方財政措置をしっかり手当てしてもらえるように、全国市長会をはじめ全国知事会は強く要望を続けている段階である。

通学路について

Q　通学路となっている安楽川沿いの河川管理道路と、川合町地内の国道306号交差点の交通安全対策について尋ねる。

A　令和６年度も亀山市通学路交通安全プログラムに基づく通学路要望とした河川管理道路については、三重県鈴鹿建設事務所から、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は、対策手法について検討するとの回答があった。今後も通行への支障が生じないか十分に注視するとともに、学校での交通安全指導などを継続的に行って、生徒が安全に通学できるように努めていく。

　また、歩車分離式信号機の設置については、信号機設置の管轄である亀山警察署から、国道306号への影響が大きく、現時点での歩車分離式への変更は難しいとの回答があった。引き続き亀山警察署など関係機関と情報共有し、周辺の交通状況を注視するとともに、学校での交通安全指導や地域の方々などによる見守り活動などご協力をいただきながら安全対策を行っていく。

公共交通はまちづくりのインフラ投資！

豊田　恵理



立地適正化計画における公共交通ネットワークの強化について

Q　公共交通を都市構造を維持するインフラとして優先的に投資し、沿線地価や資産価値を維持・向上させることが人口減少社会に必要な都市経営ではないか。

A　立地適正化計画はもとより総合計画が目指すコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりには、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編等によるネットワークの形成を一体となって進める必要がある。そのため公共交通は、生活を支えるための都市機能が集約された都市拠点と周辺地域を結ぶネットワークの確保に加え、都市拠点における公共交通のサービスレベルを高めて都市機能向上や住居の立地促進が期待されるなど、目指す将来都市像の実現に向けて進んでいくと考えている。

Q　公共交通で「お出かけ」をつくる仕組みが必要ではないか。

A　本市の持続可能な公共交通ネットワークの確立は、まちづくりとの整合はもとより、真の移動需要の把握とそれに応じた輸送サービスの内容の検討に加え、乗って残すという考え方の下、様々な利用促進策を展開することが重要である。移動目的が生じた際にその手段として公共交通が選択肢に加えられる思考を広げていくことが必要であり、公共交通には定時性や安全性、自分時間が持てる快適性のよさがあるので、まずはそれらへの気づき、体感できる機会づくりが利用促進としては有効であり、公共交通による「お出かけ」をつくる仕組みづくりは有効であると考える。

方針を活かし、限られた資源で最大限の効果を

中島　雅代



行政経営の重点方針について

Q　「行政経営の重点方針」とはなにか。

A　当該年度の当初予算編成等に先駆けて、その前年度において市長が行政経営を行う上で政策面、財政面、組織面において特に重視したり、力点を置いたり、推進すべき事項を当該年度の最上位の方針として定めるものである。

　また、主に行政内部に対して政策、財政、組織の三側面において直接的かつトップダウン的な影響があるものである。

Q　「令和８年度行政経営の重点方針」にある「市民の幸福感の向上」とはなにか。

A　都市が有する多様な地域資源を活用しながら、市民個人、まちや地域の現在だけでなく将来における幸福感を高めるものであって、まちとそこに暮らす人々を最良な状態に保てるよう様々な分野の取組を通じて住みよさを向上させ、持続的に発展できるまちを形成することで、本市に暮らし、集う人たちが「ここがよかった」と実感できる状態にしていくことである。

Q　どのように市民の幸福感の向上を確認するのか。

A　国のデジタル庁が示す地域幸福度指標（ウエルビーイング指標）を活用した市民アンケートを実施している。

　この国の指標を用いた調査は、環境や福祉、交通、教育、住環境などの生活環境や地域の人間関係など、多分野にわたる現状を主観的な調査と客観的なデータに基づいて数値化するとともに、全国的な偏差値を示すものであり、おおよその本市における幸福度や生活満足度に加え、本市の特徴を俯瞰的に把握できるものである。

　ウエルビーイング調査における地域幸福度についても定点観測をしていきたいと考えている。

表紙写真から　おでん作り（なのはな保育園）

毎年恒例のおでん作り、年長児が食材を切ったり、卵の殻をむいたりして準備します。

園舎前の畑で、自分たちが育てた大根を、お当番さんが「固いな～！」と収穫したものを頑張って切りました。

給食時に振る舞われると「おいしい！」「大根、包丁で切った時は固かったのに、柔らかい‼」と大満足の子どもたちでした。

令和８年 ３月定例会日程（予定）

２月20日	３月定例会開会	10：00～	16日	総務分科会	10：00～
３月 ４日	代表質問	10：00～		総務委員会	
５日	議案質疑	10：00～	18日	予算決算委員会	10：00～
６日	議案質疑	13：00～	23日	予算決算委員会	10：00～
９日	議案質疑	10：00～	24日	予算決算委員会	10：00～
	予算決算委員会		25日	議会運営委員会	10：00～
10日	一般質問	10：00～	26日	３月定例会閉会	10：00～
11日	一般質問	10：00～			
12日	産業建設分科会	10：00～			
	産業建設委員会				
13日	教育民生分科会	10：00～			
	教育民生委員会				

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議＼視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録　画	ライブ	録　画
本会議	○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）	○	○	－	－

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。

皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局　〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎(0595)84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率60%、白色度78%の再生紙および植物油インキを使用しています。R60　VEGETABLE OIL INK　リサイクル適性Ⓐ

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください　亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

亀山
かめやま市議会だより

P9～P10のアンケートにご協力ください

紙面をリニューアルしました!!

令和８年
３月定例会号
vol.106
令和８年６月１日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会



表紙写真：園庭にある赤いお家の中でのひととき（かめ愛こどもの家）

市の未来をつくる

令和8年度

第3次 亀山市総合計画

総額 363億

総合計画は、亀山市の最上位計画となるもので、長期的な将来展望の下に、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針です。



新庁舎整備の推進



行政サービスの中枢を担う新庁舎の整備に向け、建設地や最適な整備手法、現本庁舎等の施設や跡地の有効活用策について検討を進めるものです。

Q 浸水想定区域である亀山駅周辺が適地と言えるのか。

A 設計段階から専門業者からの技術提案を取り入れながら、防災拠点として求められる安全性の確保にしっかり取り組んでいく。

便利にしてほしいね!!

Q 庁舎基金について収益金のみで、新たな積立てをしない理由は。

A 非常に厳しい財政状況から、財政構造改革の集中改革期間であることを踏まえ、やむを得ず令和8年度は積立てを当初予算にしていない。





地域公共交通の充実

持続可能で、より効率的・効果的な地域公共交通ネットワークへの再構築等を図るものです。

Q 市民の皆さんの意見を具体的にこの計画にどのように反映させているか。

A 市民の皆様の声を多角的に把握し、その意向を計画の理念から具体的な施策に至るまで幅広く反映することで、より実効性の高い計画となるよう取りまとめている。



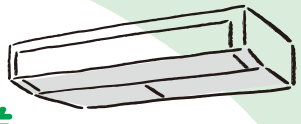
Q 広域連携に対する前向きな視点は含まれているのか。

A 地域住民、交通事業者、行政による三位一体の共創による取組を継続しつつ、公共交通による広域移動の必要性も含めて地域公共交通ネットワークの在り方に対し、全体最適の視点での検討を行っていく。



可決

学校関係



各会計当初予算

4190万円
【前年度比 約1.3%減】

小中学校 空調設備整備事業

令和9年度夏季からの空調設備の使用開始に向け、小中学校の特別教室等への空調設備整備に向けた調査設計・整備工事を進めるものです。

Q 特別教室の空調設置の整備スケジュールについて。

A 令和9年度の夏頃からは使用を開始する予定である。リース期間は、令和9年度から令和19年度までの10年間を想定している。

小学校プール 民間施設活用事業

プール施設に老朽化が見られ、かつ維持管理にかかる財政的な負担が大きい小学校について、民間施設を活用したプール授業を実施するものです。

室内で快適!

Q プール民間施設活用事業の対象の学校は。

A 令和8年度は、亀山西小学校、亀山南小学校、昼生小学校、野登小学校、白川小学校、神辺小学校、加太小学校の7校を予定している。令和9年度は、亀山東小学校、令和10年度は関小学校を予定している。

Q プール施設への移動はどのような手段を考えているのか。

A 基本的には関小学校のスクールバスを活用する。徒歩で行ける距離であれば、徒歩と考えている。



予算決算委員会からの意見

1 令和8年度から第3次総合計画がスタートするが、その具現化に向け、委員会の審査過程において出された意見を真摯に受け止め、計画的・効率的な予算の執行に取り組むとともに、事業の着実な推進に努められたい。

2 第3次総合計画に基づく事業の実施に当たっては、大規模施設整備事業を控えていることから、公債費負担比率を注視しつつ、必要に応じて起債を活用するなど、財政健全化と政策推進が両立するよう考慮して取り組まれたい。

3 財政構造改革骨太方針2024の集中改革期間の最終年度となることから、歳入確保と歳出削減に努め、限りある財源を有効活用し、市民サービスのさらなる向上が図れるよう取り組まれたい。

反対討論

事業の進展が全く見込めないリニア中央新幹線を、今後のまちづくりの柱に据えている基本構想と、それを具体化した前期基本計画には賛成できない。

総合計画の策定に関する議案については反対であり、その具体化の初年度となる当初予算についても賛成できない。

国民健康保険事業特別会計については子ども子育て支援金を上乗せすることによって、市民の負担が上がる仕組みとなる予算である。

賛成討論

総合計画については、市民一人一人が未来に夢と希望を持てる亀山市になることを期待する。

おもな議案

可決

こども誰でも通園制度

※特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてなど

親の就労状況に関わらず、保育所等に通っていない生後6ヶ月から満3歳未満の子どもが、1時間300円で月10時間まで保育施設を利用できる制度です。
市立第一愛護園において、まずは定員5人で開始するものです。



Q 利用できない子どもが出ないのか。

A 令和8年度は8人を想定しているが、希望者の想定は難しい状況である。

Q おやつや給食を提供しないことの考え方について伺う。

A 給食の提供はしないが、おやつは未開封のものに限り保護者に持参していただくことを可能とする。また、水分補給に必要なお茶は提供する予定である。

可決

まちをきれいにする条例の一部改正

制定から20年が経過しているが、依然として、まちの美観が損なわれていることから、ごみの投棄に関する対応強化を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、所要の改正を行うものです。



Q 事業者の声を聞いたのか。

A クリーン作戦にご協力いただいている事業者や市雇用対策協議会に加入されている事業者にご意見を伺った。

Q ごみの対象を一般廃棄物まで広げた理由は何か。

A 近年は家具、家電製品など投棄されるごみも多様化していることから、これらに対応するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物に改め、対象を拡大した。

可決

国民健康保険税条例の一部改正



子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設されることに伴い改正するものです。国民健康保険税に子ども・子育て支援金が加わります。

Q 子ども・子育て支援納付金の１世帯当たりの金額がどれぐらいになるのか。

A 世帯所得100万円のケースで、1世帯当たり平均で年額約5,500円程度になる。

可決

工場立地法市準則条例の制定

市内企業の投資促進及び市外流出防止を図る必要があることから、緑地面積率等を緩和するため、条例の制定を行うものです。

Q なぜ今になっての緩和なのか。

A 市内の産業用地が少なくなった今、市内企業のさらなる設備投資の促進及び市外流出を防止するためには、緑地面積率等を緩和する市独自の準則を定めることは有効な手法である。

Q 緑の健都という市の方針と矛盾しないのか。

A 工場が集約されている地域に限って緑地面積率等を緩和するため、市内全域の豊かな自然には影響はないものと考えている。



可決

産業振興条例の一部改正

引き続き新規産業の創出及び既存企業の新規設備投資による産業立地の促進を図る必要があることから、制度を見直し、本条例の有効期間を延長するため、所要の改正を行うものです。

Q 物流機能を有する保管施設事業を削除した理由は何か。

A 物流業は製造業に比べ設備投資額や雇用数が少なく、奨励金の交付額に対しても税収の増加への効果が少ないという課題があった。

Q この改正で企業誘致につながるのか。

A 今後の奨励金対象となる企業は一定規模以上の投資がある製造業になってくると見込んでおり、残り区画も少なくなってきている中、より効果的に奨励制度を活用する必要があると認識している。

産業建設委員会提出議案

学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書

1 関小学校正門西側から関支所方面へ向かう地点に、速やかに横断歩道を設置すること。

2 県道四日市関線と市道関支所鷲山線が交差する地点において、視認性の向上や歩行空間の確保など安全対策を講じること。

議員提案

米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議

本市議会は、米国及びイスラエルによるイランへの軍事攻撃と、それに対するイランの報復攻撃に断固抗議します。この武力行使は、国連憲章や国際法を逸脱した暴挙にほかなりません。既に双方に多数の死傷者が出ており、罪のない子どもを含む多くの市民が犠牲になっています。また、攻撃直前まで続いていた外交協議を一方的に打ち切る形での軍事行動であり、平和的解決の機会を閉ざすものとして、許されることではありません。

イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、世界の平和と安定を脅かし、エネルギー供給や物価高騰などを通じて日本国民の生活にも重大な影響を及ぼしています。

また、イラン政府による自国民への弾圧は許されないことですが、軍事介入によって他国の政治体制を変更しようとすることは、国家主権と内政不干渉の原則に反するものであり、国際秩序を根底から崩壊させるものです。

今、求められるのは、軍事力ではなく、対話と外交による平和的解決であり、非核平和都市宣言のもと世界の恒久平和を訴え続けてきた本市議会として、これ以上の犠牲は看過できません。

よって、本市議会は、アメリカ政府・イスラエル政府に対し抗議し、直ちに攻撃を中止し、交渉による平和的解決に立ち戻るよう強く要求いたします。

令和８年３月定例会

議員別表決結果一覧表

議案と議決結果の詳細は、ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

こちらのＱＲコードから簡単にアクセスできます▶

賛成は○　反対は●　なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号 / 議員名 / 議案名	議決結果	1 古田吉昭	2 櫻木善仁	3 深水隆司	4 草川卓也	5 中島雅代	6 森英之	7 今岡翔平	8 髙島真	9 新秀隆	10 豊田恵理	11 福沢美由紀	12 森美和子	13 鈴木達夫	14 岡本公秀	15 伊藤彦太郎	16 服部孝規	18 櫻井清蔵
議案第３号 亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	●
議案第4号 亀山市工場立地法市準則条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	－	○	●	●
議案第9号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	●
議案第10号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	－	○	●	●
議案第18号 亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	－	●	○	●
議案第24号 令和８年度亀山市一般会計予算について	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	－	○	●	●
議案第25号 令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	－	○	●	●
議案第26号 令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	－	○	●	●
議案第33号 基本構想の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	－	○	●	●
議案第34号 前期基本計画の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	－	○	●	●

全会一致で可決及び同意した議案等

議案第５号	亀山市行政手続条例の一部改正について
議案第６号	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案第７号	亀山市職員給与条例の一部改正について
議案第８号	亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案第11号	亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について
議案第12号	亀山市産業振興条例の一部改正について
議案第13号	亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について
議案第14号	亀山市市民農園条例の一部改正について
議案第15号	亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第16号	亀山市火災予防条例の一部改正について
議案第17号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第19号	令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について
議案第20号	令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
議案第21号	令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第22号	令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第23号	令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第27号	令和８年度亀山市水道事業会計予算について
議案第28号	令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第29号	令和８年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第30号	令和８年度亀山市病院事業会計予算について
議案第31号	財産の処分について
議案第32号	市道路線の認定及び廃止について
議案第35号	亀山市副市長の選任同意について
委員会提出議案第１号	学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出について
議員提出議案第１号	米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議
請願第１号	学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願

代表質問
一般質問

さて、ここからは、各議員の質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

なお、各議員の質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



▼代表質問

亀山市議会では、施政及び予算編成方針や市長の所信表明・マニフェスト(改選時)に対して会派を代表して質問します。

▼一般質問

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。

新年度に向けて市長の決意を

公明党

森 美和子

録画動画はこちら▶



Q 第3次総合計画の初年度である令和8年度をどのように舵取りされていくのか、市長の決意について伺う。

A 人口減少や国際情勢の変化など大きな時代の転換期にある中、第3次総合計画をスタートダッシュする。市民の皆さんの期待に応え、未来につながっていくよう新年度を「気概の年」と位置づけ、私自身はもとよりオール市役所で取り組んでいく。

Q 新年度予算の特徴について伺う。

A 新年度は、総合計画初年度であり行財政改革の集中期間最終年として歳入歳出のバランスと施策推進の両立を図り編成をした。事務事業の見直し、事業の統廃合や再編により40事業を削減し、制度変更も実施した。人件費等が増加する中でも一般財源を削減し、財政調整基金の回復も見込むなど、持続可能な財政運営に努めていく。

Q 重層的支援体制の出口支援、自立に向けた取組について伺う。

A 支援会議やケアサポート会議を通じて多様な機関が連携し、訪問支援やトータルケアプランにより継続的な支援を実施している。本年度は新規相談52件に対応した。出口支援としては、CSW等が連携し就労体験や参加支援を行い、7名が事業所で体験した。さらにオンライン居場所の運営により、引きこもりの方の社会参加も支援している。

Q 就労体験において休んだり失敗も許容される柔軟な体験の場について伺う。

A 市内には就労体験型放課後等デイサービス事業者は無いが、鈴鹿・亀山圏域では利用可能である。具体的な動きはないが、機会を通じて話をしていくことは可能だと考える。

緊縮財政の中にあっても 活力の生まれる政策展開を

結

鈴木 達夫

録画動画はこちら▶



令和8年度施政及び予算編成方針について

Q 今議会、市長は令和8年度施政及び予算編成方針の結びのコメントの中で、「亀山の未来は明るいと、誰でもそう言える未来への基盤を強化したいと思います」とコメントされた。私の理解では、「昨今の社会経済の不確実で不透明な時勢にあっては、現状では亀山の未来は明るいとは言えない。明るいと言える未来は、これから、今からその基盤を創っていく」とも受け取れる。市長の結びのメッセージ、決意に込められた思いを解説願いたい。

A 昭和100年を経て、国際秩序の流動化、人口減少やDXの加速、市民意識の多様化など、時代のうねり、社会変革の胎動を感じる中で、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革の中にあるが、亀山のポテンシャルはさらに高まっていると考える。

亀山に宝となる明るい要素、見えない有形・無形のものが、しっかりと市民に伝わることが明るい希望につながる。

まちの風土、行政の政策、財政の基盤、こういうものをしっかり確立させていかなければならない局面である、との思いを施政方針の結びで述べさせていただいた。

Q 歳入の範囲で歳出の限度を定めて行政経営を行う「分度」の精神は、ある意味「政策のクオリティを下げる」のではないか。

A 自治体の使命として、今だけでなく、未来につながる市民生活を支え、住民サービスの向上の実践が求められている。財政的な制限があったとすれば、職員一人一人の創意工夫や今までにない柔軟な発想を駆使して新たな展開が期待できる。

将来を見据えて見込める歳入の中で、優先順位をしっかりと見極めながら事業を推進する財政運営を分度・推譲の精神で乗り越えていく。

どこに住んでも 取り残さないまちへ

新和会

櫻木 善仁

録画動画はこちら▶



令和8年度施政及び予算編成方針について
●重点施策について
●まちの活力とにぎわいの向上について

Q 令和8年度の特徴として市長が自ら旗を振り先頭に立って推進する重点施策は何か。

A 重点施策として、環境保全対策の強化として野立て太陽光発電の適正な設置管理に向けた条例の制定、まちをきれいにする条例の強化、新ごみ処理施設整備への取組などの環境3点セットに加え、ネイチャーポジティブや森林由来のJ-クレジットの展開を進める。

Q コンパクト・プラス・ネットワークとは何か、居住誘導区域外をどのように考えていくか。

A コンパクト・プラス・ネットワークとは医療や商業など生活サービス機能や居住を一定区域に誘導、集積し、公共交通ネットワークで結ぶことにより、行政サービスの効率化や生活サービス施設の維持確保を図るものであり、JR亀山駅、関駅及び井田川駅といった都市拠点における機能の充実確保を図るとともに、駅周辺の既成市街地への居住の誘導を図ってきたものである。

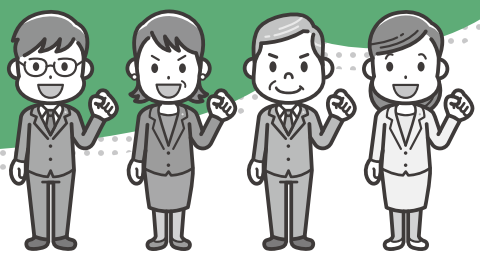
居住誘導区域外の地域については、人口減少が進む中にあっても、地域まちづくりの施策と整合を図りながら、小学校を中心とした世代間のつながりや地域の絆を重視し、地域の特色や風土、文化を生かした定住環境の維持を図る。また、公共交通の拠点である鉄道駅へのつながりの確保に努め、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進していきたい。

その他の質問

- 自然との共生と次世代への継承について
- 安全で快適な生活空間の創出について
- 小学校プール民間施設活用事業について

亀山市議会 市民アンケート

亀山市議会は、市民の皆様に関心を持っていただける「見える議会」を目指しています。議会からの情報をより効果的に発信し、議会をより身近に感じていただくために、アンケートを実施します。なお、結果については後日、議会だよりなどを通じて皆さんにお知らせします。ご協力をお願いします。



1 基本情報（任意）

● 年代を教えてください。

□10代未満　□10代　□20代　□30代　□40代　□50代
□60代　□70代　□80代以上

● お住まいの地域を教えてください。

□亀山西小学校区　□亀山東小学校区　□亀山南小学校区
□昼生小学校区　□井田川小学校区　□川崎小学校区
□野登小学校区　□白川小学校区　□神辺小学校区　□関小学校区
□加太小学校区　□市外　□わからない　□その他（　　）

2 議会への関心

● 議会に関心はありますか。

□とても関心がある　□ある程度関心がある
□あまり関心がない　□全く関心がない

● どうしたら議会にもっと関心を持てると思いますか。

3 議会の身近さ、議会への期待

● 議会の情報を、何から入手していますか。（複数回答可）

□ケーブルテレビ　□インターネット配信　□市議会ホームページ
□議会報告番組「こんにちは!市議会です」　□かめやま市議会だより
□議会傍聴　□会議録　□議員個人や会派の発信　□新聞、マスコミ報道
□入手したことがない　□その他（　　）

● 議会の説明や情報発信はわかりやすいと感じますか。

□わかりやすい　□どちらかと言えばわかりやすい
□あまりわかりやすくない　□わかりにくい　□入手したことがない

● 議会は市民の皆さんの意見を、市政に届けていると思いますか。

□そう思う　□どちらかと言えば思う　□あまり思わない　□思わない

● 議会や、議員に期待することは何ですか。(複数回答可)

□財政・福祉・教育などの行政チェック
□道路・公園・下水道など、生活に密着した環境の改善や相談
□議会や議員が何をしているかが分かるような情報発信
□政策立案などの議員提案
□議会改革
□その他(　　)

4 市民が議会に意見を届ける方法

● 議会に意見を届けた事がありますか。

□ある　□ない

● どのような手段を使って届けましたか。(複数回答可)

□議会事務局に電話やメール　□議員本人に直接または電話やメール
□市議会ホームページの「お問い合わせ」欄　□その他

● 議会に意見を届けやすい新たな仕組みとして、ご提案があればお書きください。

5 自由意見

● 議会に望むことや、市政に対するご意見・ご提案があれば自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

※回答は、このアンケート調査票を市役所、関支所、あいあい、市立医療センター、市民協働センター、市立図書館、関図書室、地区コミュニティセンター、関文化交流センター、関町北部ふれあい交流センター、鈴鹿馬子唄会館、林業総合センターの回収箱に提出してください。

6月30日提出締切です。

回答はWEBでも受付中!

ぜひQRコードで回答してください!▶

市民や来訪者にとって憩いの場である足湯交流施設、廃止すべきでない!

勇　政

櫻井 清蔵

録画動画はこちら▶



●事務事業点検について
●令和8年度施政及び予算編成方針について

Q 令和6年度事務事業点検で関宿の足湯交流施設を廃止すべきというような指摘を受けたと聞いたが、その認識は。

A 令和6年度事務事業点検で足湯交流施設は、事業の有効性が限定的で抜本的な見直しや改善が必要であり、廃止含め検討されたいという意見を受けた。

Q その後行ったアンケート調査によっては廃止するのか。

A 昨年12月から今年2月23日までアンケートの集計を行い584件の回答を得た。満足度について「満足」「やや満足」との回答が95.8%、施設の必要性について「必要」との回答が96.17%だった。また市外からの来訪者にとって満足度が高い観光施設と感じており、施設の管理活用を図っていきたいと考えている。

Q 当初予算に新庁舎建設基金を積まないのはなぜか。令和18年に新庁舎を建てるために基金を積んでいく気持ちはないのか。市長の見解を問う。

A 新庁舎整備の基本的な取り組み方針や整備スケジュールを見直すものではなく、新庁舎整備に必要となる財源を計画的に確保する基本方針に全く変わりはない。新庁舎基金については令和8年度の予算状況を見ながら補正予算での対応を現時点では考えているのでご理解いただきたい。

その他の質問

- 令和7年度で廃止する事業及び令和8年度から内容等が変更となる事業一覧について

人口減少対策として公共交通の改善を考える

日本共産党

福沢 美由紀

録画動画はこちら▶



Q 本市の人口減少の現状と傾向について伺う。

A 総人口は平成22年の51,023人をピークに緩やかに減少。自然減が続く一方、社会増が顕著であることが人口減少を抑制している。10年後は48,000人と推計し、急激な人口減少にはならない見通しである。

Q 人口減少対策について伺う。

A 本市で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることが重要。妊娠、出産、子育てに関する負担の軽減を図るとともに、居住地に選んでいただけるように、日常生活に必要な商業機能の充実に加え、地域公共交通の改善など『暮らしの快適性』を高めていく必要があると考えている。

Q 現在の地域公共交通の課題について伺う。

A 本市は山間部や坂道が多く、自動車依存が強いため、公共交通への移行が進みにくい。コミュニティバスや乗り合いタクシーの利用も低調で、市民満足度は依然低い。また、住民・事業者・行政の連携した取り組みも十分でない。さらに、人手不足や物価高騰により運行委託料が増加し、財政負担の拡大も課題となっている。

Q 公共交通の乗り換えやアクセスが悪いという苦情が多い。交通拠点性の強化について伺う。

A 本市の地域公共交通は、鉄道駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶネットワーク形成を方針とする。広域バス2路線、営業路線2路線、更にコミュニティバス7路線のうち5路線はJR亀山駅を結節点としている。結節機能を高める対策として、接続ダイヤや乗り継ぎ環境の改善、接続点周辺への都市機能の集積などを図ることが必要である。

「イクサガミ」に関宿が登場、このチャンスを活かせないか

勇　政

今岡 翔平

録画動画はこちら▶



●観光プロモーションについて

Q Netflixで配信中のドラマ「イクサガミ」に関宿が登場するが市は把握しているのか。

A 「イクサガミ」は292名の志士たちが莫大な賞金をかけて京都天龍寺から東京を目指し、木札を奪いながら東海道を進む明治時代を舞台としたサバイバルゲームを描いた作品である。関宿は登場人物たちが通過しなくてはならない7つの場所の1つだった。2023年に三重県観光部観光誘客推進課を通じて亀山市観光協会にロケ地照会はあったものの、結局関宿で撮影は行われなかった。そのため詳細については把握していなかった。

Q タイアップについての考えはあるか。

A 作品についての話題性は十分にあるため、制作者に確認し著作権をはじめとした権利関係に配慮した上で、情報発信するなど検討していきたい。

Q 職員の中にも「イクサガミ」を観て関宿が出てくることを知っている人は一定数いると思う。職員からの情報やアイデアを観光プロモーションにつなげる仕組みは何かあるのか。

A 今後についても、観光協会や亀山ブランド認定事業者との連携を強化するとともに、市役所内の関係部署の職員とも連携しながら情報収集に取り組み、著作権などに配慮しながら可能な限り情報発信に努め、本市の魅力と知名度向上を図っていきたいと考えている。

その他の質問

- まちづくり協議会と市民について
- 国勢調査について

可能な限り支援を

日本共産党

服部 孝規

録画動画はこちら▶



●シャープ亀山第2工場の8月の生産停止と1,170人の希望退職募集に対する市の取組について

Q 2月10日のシャープ亀山第2工場の8月の生産停止発表以降、現在までに何か変化があったのか。

A 2月24日に社員向けの説明会を開催した旨の報告を受けている。また、本市においては、同じくこれは24日に、三重労働局や県と実務担当者レベルでのミーティングを行い、情報共有を図っている。本市からは、シャープ株式会社に対して再就職を希望する従業員に寄り添った支援を行うとともに、その状況について適宜報告をいただくよう依頼している。

Q 今回生産停止ということでやむなくシャープを離れられる、再就職をしなければならない方が出ると思うが、そういう方を何らかの形で市職員として採用する考えはないのか。

A 現時点で具体的に申し上げることはできないが、様々な具体的な相談があった場合には可能な支援をさせていただくという考え方を持っている。

Q 8月末に希望退職して、それから亀山市が採用しますと言っても遅い。もしそういう考えがあるのなら早めに取り組むということが必要ではないか。

A 詳細が見えてきた段階でしっかり可能なことはさせていただくというような基本的な方針を現時点では持たせていただいているが、今後の動きについては非常にデリケートな話だと承知をいたしているので、しっかり今後の展開を見極めていく必要があるだろうと考えている。

若者の居場所づくりと安全なまちの未来へ!

結

草川 卓也

録画動画はこちら▶



Q **若者の居場所づくりとしてアーバンスポーツの拠点をかわまちづくりの整備エリアに取り入れ、交流拠点創出を位置づけるべきと考えるがどうか。**

A 鈴鹿川周辺は住宅地から一定の距離があり比較的受け入れやすい立地と認識しており、地域活性化に資する可能性の一つとして受け止めている。

Q **駅とまち、川を一体的につなぐ回遊性を生み出すため、JR亀山駅南口整備を見越し、かわまちづくり計画に将来構想として書き込んでおくべきと考えるがどうか。**

A 南口整備には様々な課題があるが、鈴鹿川の利活用が進み動線の重要性が高まることで、必要性について中長期的に検討していくことが求められる場面も想定される。

Q **毎日子どもが通る通学路でもある川合28号線は擦れ違い困難な箇所がある。市道川合9号線とセットで、国道1号線までの拡幅も早期に着手すべきと考えるがどうか。**

A 川合9号線の通過交通が全て流入するとは想定していない。拡幅については川合9号線の完了後、交通状況を把握しながら検討していく。

Q **鈴鹿亀山道路IC予定地周辺について、今から地域住民等とともに将来のまちづくりの計画づくりをスタートさせるべきと考えるがどうか。**

A IC周辺は農用地区域の現状から、供用開始に向けた土地利用について十分な検討、調整を行い、市としての方針を明確にしていく。工業系や商業系など様々な利用が考えられ、市のみならず広域的な観点、地域住民の意向なども含めた検討が必要である。

その他の質問

- 深谷新道の必要性について
- デジタル地域通貨の必要性について

地域住民のニーズに合った地域コミュニティバスを

新和会

深水 隆司

録画動画はこちら▶



●地域公共交通の充実について

Q **学生が朝はバスで登校できても部活動を終えた夕方は家族の迎えがなければ帰宅できないという現状のダイヤについての認識を伺う。**

A 学生に合わせたダイヤ設定とすることは、バス車両1台での運行の限界や運行経費等から困難であり、鉄道や他のバス路線への乗り継ぎ時間が合わなくなるなど利便性が損なわれることも想定されるので、どのような移動を優先していくのか、利用者や沿線地域の方々との協議を通じて改善方策を検討していく。

Q **南部ルートの利用率が低い要因の一つである医療センターに直接行けるよう、路線の見直しを行うべきではないか。**

A ルート設定を変更することは運行時間が延長されることとなり、全体の便数やダイヤ設定、鉄道、他のバス路線との乗り継ぎ時間に影響が生じ、サービス低下につながる可能性も考えられるので、そうした観点も含め、より効率的かつ効果的な輸送サービスの方向性について検討していく。

Q **地域公共交通計画の再編において、地域特性が異なる南部地域の合意形成をどのように図っていくのか伺う。**

A 亀山南部地区は、東部地区、昼生地区、天神・和賀地区、南部地区の4つのまちづくり協議会からなる広範な地域で、4つのまちづくり協議会の合同による調整の場を設けるなど継続した協議も実施しながら、それぞれの地域課題を可能な範囲で解決できるよう必要に応じ地区別の合意形成の場の設定も検討していく。

その他の質問

- 地域まちづくり活動の推進について
- 地域福祉に関わる多様な主体の連携強化について

東海道 57次とは

勇　政

伊藤 彦太郎

録画動画はこちら▶



東海道について
●東海道53次を57次とする考えについて

Q 当初予算の説明で「東海道57次としての広域連携」とあったが、従来の53次ではなく57次としたことについての市の見解は。

A 京都までの53次が宿駅制度として整備された一方で、大阪夏の陣の後に京都山科から伏見、淀、枚方、守口を加えた57次が併存していたのも事実であり、57次を広く伝える活動をされているJR東海の元常務の志田威さんと交流を続けている。新たな視点、新たな価値を組み入れることで情報発信に厚みを持たす戦略的なプロモーションも兼ねて東海道57次の広域連携を通じ、本市の魅力を少しパワーアップして発信をし、新たな角度からの誘客、地域振興につながるよう盛り上げていきたいということで57次を使っている。

Q 市のパンフレットや看板で53となっているがどうしていくのか。

A 現在、既存のパンフレットや説明板などはほとんどの表記が東海道53次となっている。東海道には53次、57次が併存していたことから、57次については東海道の新たな発想の転換であり、新たな視点と捉えており、東海道宿駅の中で唯一重要伝統的建造物群保存地区である関宿、城下町亀山、東海道の難所鈴鹿峠を控えた坂下宿などの3つの個性ある宿駅の情報発信をはじめ、本市の魅力発信を東海道57次の広域連携を通じて広域的な観光PRを行い、誘客を図る絶好の機会とも捉えている。シティプロモーション的な戦略も含め、表記については関係部署と連携し、検討していきたい。

その他の質問

- かめやま文化年事業について　等

公平な水道料金を!

結

古田 吉昭

録画動画はこちら▶



共同住宅の水道料金について
●現在の状況について
●今後の対策について

Q 共同住宅、アパートやマンションの水道使用水量の測定方法と設置状況について確認する。

A 共同住宅における使用水量の測定方法については、集合メーターで建物全体の使用水量を一括して測定する方法と、各戸ごとにメーターを設置し個別に使用水量を測定する方法の2通りがある。設置状況については令和8年2月末現在で集合メーター方式は97棟、各戸メーター方式は393棟となっている。

Q 他市においては共同住宅の集合メーターにおける水道料金の特例措置や、共同住宅計算等がある。特別な計算方式を採用しているところがほとんどであるが、亀山市にはこれがない。なぜ特例措置的な形を採用しないのか理由について問う。

A この制度を採用しない理由は、本市の水道料金が県内において比較的安価な水準であることと、各戸の使用水量を個別に把握していない状況の中で、建物全体の使用水量を戸数で等分すると各戸の負担額が一律となり、公平性の観点から現時点では特例措置を適用していない状況である。

Q 集合メーター方式の共同住宅の中に料金が高くなっている人もいるのが事実である。今後亀山市において戸数計算方式や特例措置などを実施する予定はないのかについて問う。

A 今後は、集合メーターを設置している共同住宅の実態を把握して共同住宅における水道料金特例措置の制度導入について検討していきたい。

その他の質問

- 企業誘致について
- 道路管理について
- 次期ごみ処理施設について

老朽化が進む小中学校の立て替えの可能性は?

結

森　英之

録画動画はこちら▶



●学校施設等長寿命化計画について

Q 特別教室の全教室への空調設備の設置を先行して進めて、令和10年度以降から亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校の順で、1校3年から4年程度かけて着手していくということで間違いないか。

A まずは喫緊の課題である特別教室への空調設備整備を進めて、その完了を待つ形で令和10年度から総合計画の実施計画に基づき、亀山中学校を皮切りとした長寿命化改修に着手する予定で、建物の構造的な劣化状況を精査したい。その調査の結果、長寿命化改修による機能回復が困難と判断される場合や改修に要するコストが建て替えと比較をして著しく非効率であると認められる場合には、建て替え等へ柔軟に変更する可能性も含め検討を行う考えである。

Q 小・中学校の建て替えに対する考え方はどうか。

A 必要な長寿命化改修を進めるものとしており、大規模施設整備事業の基本的な考え方も踏まえ、亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校の順番に改修を進めたい。

Q 再編の中で、小・中学校の一貫型設置についてはどう考えているのか、教育長にお伺いしたい。

A 学校は地域の核として地域住民に大切にしていただいており、地域の方々が寄り添える心の拠点でもあると認識しておりますので、学校の統廃合やそれを含めた小中一貫型の学校の設置については考えていない。

その他の質問

- 上水道事業の経営状況と水道使用料金について
- 自然エネルギーによる循環型トイレの設置について

積極的な外部人材の活用で業務改善を!

豊田 恵理

録画動画はこちら▶



●外部人材の活用について
●地域公共交通リ・デザインについて

Q 今まで外部人材の活用が見えなかったのには課題があったのか。

A これまでも数社と協議を行ってきたが、双方合意に至らなかった経緯があり、マッチングは容易ではないと考えている。令和7年10月からは、受入れを希望する自治体と制度活用を希望する企業や個人双方からのアプローチが可能となる地域活性化企業人マッチングプラットフォームの運用が開始されたことから、今後はこの活用を検討してまいりたい。

Q この制度を活用することで市は何を期待するか。

A 新たに政策推進課DX戦略室に派遣される方には、これまで培ってきた経験やノウハウを生かしながら、都市ブランディング事業の推進、デジタル専門人材により各職場におけるデジタル技術の浸透や利活用による業務改善、さらには本市職員との交流を通じて職場の活性化につながることも期待している。

Q 学生版の地域公共交通に関する対話の場は作れないか。

A 学生や若者層の意向把握の重要性は認識しているが、そうした年齢層が気軽に集まる場づくりの難しさと工夫の必要性も感じているので、様々な手法を検討しながら意見交換の場の設定に向けた取組を進めてまいりたい。

Q 地域公共交通の維持には高齢者だけでなく学生や通勤世代、観光客など乗る人の母数の拡大が大事ではないか。

A 課題はたくさんあるが、今までの積み上げをベースにリ・デザインしていくのがまさに今であり、全市的な視点でよりメリハリのある地域公共交通ネットワークのリ・デザインを第3次総合計画の期間中に次の段階へ進めてまいりたい。

財政調整基金を安定させ持続可能な財政運営を

中島 雅代

録画動画はこちら▶



●中期財政見通しから見る今後の予算編成について

Q 中期財政見通しとは何か。

A 財政運営の基礎資料として総合計画の策定に合わせ、財政的視点から計画を補完し実効性を高めるとともに、将来の課題、問題点を捉えた健全な財政運営の資料とするため、社会状況の変化に合わせ改定しているもの。今回は、昨今の社会経済情勢の変動や物価高騰などに鑑み、長期的な見通しが大変困難な状況のため、中期的な視点での事業の実施に係る負担や将来のリスクを把握することとした。

Q 財政調整基金を取り崩して事業を行うという前提の予算組みから脱却をしていかなければいけないと考えるが、見解は。

A 財政調整基金を繰り入れることや行政サービスの提供や事業推進を図る財源として、一時的に減少すること自体は問題ないものと認識をしている。行政サービスの維持、向上を図りながら社会経済情勢の変動や不測の事態に備えることが重要であることから、今後も収支バランスに配慮しつつ、安定した財政運営を行っていく。

Q 大規模修繕に向けた長期的な財政計画が必要ではないか。

A 令和12年度以降の財政見通しについては、現時点において事業計画が未確定であるため、それらを想定した財政見通し、財政計画は策定していない。大規模施設整備事業の基本的な考え方については、事業に係る考え方を整理するため長期的な財政シミュレーションを行った。令和12年度以降となる後期基本計画の際には、その財政見通しを示す必要がある。

補助事業の適正な執行を

髙島　真

録画動画はこちら▶



Q 観光協会運営支援事業の補助金の交付基準と実績について。

A 関宿祇園夏まつりや関宿納涼花火大会の開催費及び、その他事業実施に係る経費を補助対象経費と定めている。その他事業の内訳は、観光ガイドブック、ポスター、パンフレットなどの作成、フィルムコミッションやイベント開催に係る経費が対象。補助金額は補助対象となる事業に要した費用額を限度とし、関宿祇園夏まつり開催費は、各事業で補助対象となる費用の5分の4以内の額を限度としている。

Q 関宿納涼花火大会で、花火の発注に市はどのように関与したのか。適正な契約手続を取っているのか。

A 以前は市内業者に委託していたが、10年ほど前にコンペを実施して県外業者に決定し、その2年後に再度業者選定コンペを実施した。コンペで選定した業者は花火の品質も非常に良く流行も取り入れるなど、要望にも柔軟に対応することから、その後は入札などを実施せず、実績や他業者の金額との比較を毎年行いながら、今年度まで同一業者を選定している。関宿納涼花火大会は市の補助事業であるから、自主性を尊重しながら競争性や公平性の確保に留意するよう申し入れたい。

その他の質問

- 令和8年度以降の取組について
 - ▶「かめぐりにぎわいづくり推進事業」の概要と、これまでの取組との比較について
 - ▶予算と組織体制についてなど
- 通学路について
- 道路行政について

もっと身近に、もっとわかりやすく

亀山市議会を知ってください!



「議会」と聞くと、少しかたい、遠い存在に感じるかもしれません。実は、市議会は、私たちの暮らしに関わる大切なことを話し合い、決めている身近な場です。

議会って、どんなことをしているの？



亀山市では、市民の皆さんが選んだ市長と市議会議員が、それぞれ市の代表として市政を担っています。市議会は、予算や条例などの大切な案件を審議し、議決するほか、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、必要に応じて意見や提案を行います。

市議会は、市民の皆さんの思いや地域の課題を、市政へつなげていく大切な役割を担っています。定例会だけでなく、委員会での審査や調査、議員同士の協議などを通じて、より良いまちづくりにつながるよう取り組んでいます。









亀山市議会は、より開かれた議会を目指しています



スマホでも見られます!



亀山市議会では、議会だよりの発行をはじめ、ホームページでの情報発信、会議録の公開、映像配信など、議会の活動をできるだけ分かりやすくお伝えできるよう努めています。

また、議会改革の取組を進めるとともに、子ども議会などの取組を通じて、幅広い世代に議会を身近に感じてもらえるよう工夫しています。「議会を知っていただくこと」「議会に関心を持っていただくこと」も、議会の大切な仕事の一つです。

今回実施するアンケートは、議会だよりをはじめとする広聴広報の取組を、もっと分かりやすく、もっと親しみやすいものにしていくためのものです。市民の皆さんが「知りたい」と思うことや、「こうした方が分かりやすい」と感じることを、今後の紙面づくりや議会活動に生かしていきます。



これからも亀山市議会は、市民の皆さんの声を大切にしながら、わかりやすく、参加しやすい議会を目指していきます。

亀山市議会
出前授業

市議会ってなぁに？

～議員と一緒に「かめやま」のことを考えてみませんか？～

これまで亀山市議会では、子どもの意見表明の機会を確保するため、市内中学校3年生を対象に中学生議会を実施してきました。令和8年度は、中学3年生に限らず、たくさんの児童・生徒のみなさんに議会を身近に感じてもらえるよう、次のとおり出前授業をスタートします。



テーマ

「市議会ってなぁに?」

議会とは何か、亀山市や私たちの暮らしにどのように関わっているのかを学びます。

内 容

1 出前授業
亀山市の仕事や、市議会の仕事についてお話します。

2 議場見学
議場を見学し、議会がどのように行われているのかを学びます。

3 ワークショップ
楽しい対話や共同作業を通して亀山市について考えます。

対 象

小・中学生、高校生、子ども会や放課後児童クラブなど、子どもが活動する団体・グループ

実施日時等

原則として午前9時から午後5時まで(定例会の会期中や委員会等の開催日を除きます。)

※実施期日は令和9年3月31日まで、おおむね1カ月前までに申請をお願いします。

申込方法

webフォーム

以下のリンクまたは2次元コードからアクセスし、必要事項を記入してください。

https://logoform.jp/f/TPDWs

メール・郵送

申込書に必要事項を記入し、下記アドレスへメールを送付いただくか、議会事務局まで郵送してください。

議会事務局

▼メール
gijichousa@city.kameyama.mie.jp
(送信後はご連絡ください)

▼送付先
〒519-0195　亀山市本丸町577番地
亀山市議会事務局

ご不明な点がありましたら議会事務局**(0595-84-5059)**までお問合せください。

とぴっくす

● 令和７年度 議会個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等

亀山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程に基づき、議会が保有する個人情報の開示・訂正などの状況を次のとおり公表します。

1　保有個人情報の開示請求件数　０件
2　保有個人情報の訂正請求件数　０件
3　保有個人情報の利用停止請求件数　０件
4　保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する決定の状況
　（１）開示決定等　０件　　（２）訂正決定等　０件
　（３）利用停止決定等　０件
5　審査請求件数　０件

表紙写真から

園庭にある赤いお家の中でのひととき
（かめ愛こどもの家）

小さな体で寄り添うように並ぶ姿や、葉っぱを大事そうに見せてくれる様子は、1・2歳児ならではの愛らしさと、日々のびのびと過ごしている様子が伝わってきます。

園庭のあたたかな雰囲気の中で、安心して過ごす子どもたちの姿を感じていただける一枚となりました。

問い合わせ先　三重県亀山市議会事務局
〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地
☎(0595)84－5059
Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください
亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

VEGETABLE OIL INK　リサイクル適性Ⓐ

亀山
かめやま 市議会だより

令和８年
6月定例会号
vol.107
令和８年８月１日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会



特集

すべてのこどもの幸せのために――

亀山市こどもがかがやくまち条例

表紙写真:お誕生日会(亀山市待機児童館ばんび)

亀山市議会
初の政策条例

市民のみなさんと
議会が一緒に
つくりました

すべてのこどもの幸せのために ―

亀山市こどもがかがやくまち条例



▲リーフレットの発行

亀山市議会は、すべてのこどもの幸せのために、こどもを権利の主体として尊重し、こどもがかがやくまちの実現をめざして「亀山市こどもがかがやくまち条例」を制定しました。

議会が提出する初めての政策条例であり、令和8年6月定例会において全会一致で可決・成立、令和8年7月1日に施行されました。

本特集では、その理念と前文、制定までのあゆみをご紹介します。

条例の前文 ― まちの想い ―

こどもは、かけがえのない存在であり、その権利は、
最大限に保障されなければなりません。
こどもが幸せでいることは、わたしたちにとって
最高に幸せなことです。
こどもがかがやくまち
それは、全ての市民が暮らしやすいまちです。
こどもが自分にとって大事なことを
自分で決められるまちであること
こどもが意見を言い、実行できるまちであること
こどもがつまずいても、やり直すことができるまちであること
こどもが一人の人間として尊重されるまちであること
こどもが生まれた環境や障がいの有無によって
差別されないまちであること
わたしたちのまちは、このようなまちであるべきです。
わたしたちは、かけがえのないこどもが
幸せでいられるために、行動しなければなりません。
こどもも大人も「こどもの権利」を理解し、共有し、
こどもたちがその可能性を無限に広げ、
全てのこどもの幸せのために、この条例を制定します。

基本理念 ― 5つの大切にすること（第3条）―

1	2	3	4	5
権利の主体として尊重	最善の利益を第一に	成長・発達への配慮	あらゆる差別の禁止	意見表明の機会を保障

こどもの大切な権利 ― 4つの柱 ―

子どもの権利条約の4つの権利（第5条～第8条）

1 安心して生きる権利 第5条

命が守られ、安全な環境で十分な食事や医療を受けながら、安心して暮らせること。

2 のびのびと豊かに育つ権利 第6条

学び・遊び・休息し、さまざまな人や自然とふれあいながら、豊かに育つこと。

3 一人ひとりが守られ尊重される権利 第7条

暴力・いじめ・差別から守られ、ありのままの自分が尊重されること。

4 参加する権利 第8条

自分の意見を表明してそれが尊重され、活動に主体的に参加できること。

制定までのあゆみ

市民・こどもの声とともに

令和元年12月 **議会として条例制定に着手**
議員からの提案を受け、議会として取組を決定。

令和2年～ **政策検討部会で調査・研究**
部会を33回開催。議員研修・行政視察を重ねました。

令和5年～6年 **こども・市民の声を聴く**
9団体と意見交換、児童・生徒へWEBアンケートを実施。

令和7年通年 **有識者の意見反映・執行部と協議**
専門家の助言や協議を経て条例案・逐条解説を作成。

令和8年4月 **パブリックコメントを実施**
市民の皆さんからご意見を募集しました。

・・・・

6月 **定例会で全会一致により可決・成立**
委員会提出議案として上程し、全会一致で成立。

7月1日 **条例を施行**
第20条（亀山市こどもの権利救済委員会）は2年以内に施行します。

困ったときに相談・救済できる仕組み

こどもの権利が侵害されたとき、またそのおそれがあるときに、こどもや保護者などが相談できる体制を整えます。さらに、こどもの権利を専門的な立場から守る「亀山市こどもの権利救済委員会」の設置も定めています（第20条。準備期間を設けるため、施行日から2年を超えない範囲で別に定める日から施行します）。



意見交換会の様子

◀条例・逐条解説はこちら

おもな議案

6月定例会ピックアップ

- ☑〈議案第36号〉亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について
- ☑〈議案第44号〉財産の取得について
- ☑〈議案第38号〉亀山市税条例の一部改正について

可決

地域の安全と豊かな自然を守るため
太陽光発電に亀山ルール誕生

● 議案第36号　亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について

平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入され、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電施設の導入が大幅に進んだ一方で、近年、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴う大規模な森林伐採、農地転用等が問題化しており、土砂災害のリスクの増加、生態系への影響、景観の悪化等が懸念されていることから、当該施設に対する対応強化に努め、市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として、条例を制定するものです。

なお、議会としても産業建設委員会が問題意識を持って1年間、所管事務調査で研究をして条例の制定について提言をしています。

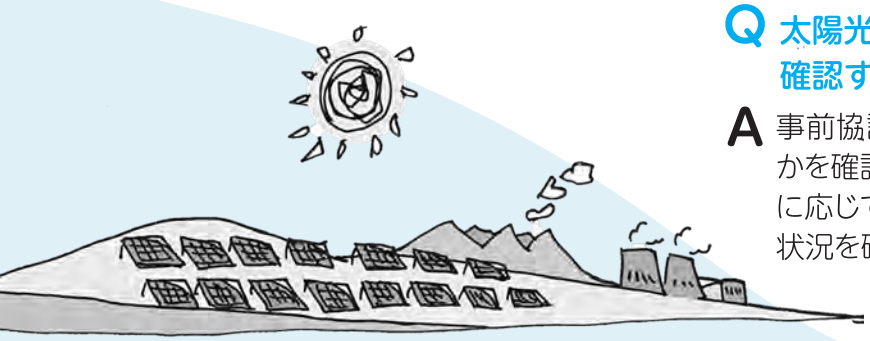


Q 対象となる１０キロワット以上の野立て太陽光発電施設とは、どの程度の大きさか。

A 太陽光パネル1枚は出力が300ワット程度であり、面積では1.5平米程度である。10キロワットの施設の場合、パネルは33枚となり、約50平米、15坪、30畳程度となる。

Q 事業者には、どのような説明会の開催が義務づけられているのか。その説明会に呼ぶべき近隣住民等の範囲は。

A 近隣住民等とは、合計出力50キロワット未満は事業区域境界から100メートル以内、50キロワット以上は300メートル以内、環境影響評価法の第1種事業、いわゆる4万キロワット以上に該当する場合は1キロメートル以内の居住者としている。あわせて、事業区域に隣接する土地、建築物の所有者または使用者、関係する自治会等の代表者も対象となる。市としては、規定に基づき対象範囲の確認を行い、適切に説明会が開催されるよう対応していく。



Q 太陽光パネルの廃棄等費用の積立てをどのように確認するのか。

A 事前協議、許可申請の中で積立方法などが適正であるかを確認するとともに、事業開始後につきましては、必要に応じて条例第21条の報告徴収、立入調査により履行状況を確認する。

小中学校のタブレット更新

可決

● 議案第44号　財産の取得について



GIGAスクール構想第1期で整備した学習者用端末(iPad)を更新することで、ICT環境整備及び児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、新たに学習者用端末等(iPadやタッチペン、キーボード付きケース等)を取得します。

Q 共同調達を実施することで調達価格の大幅な低減を図ることができたとは、どのように判断したのか。

A 標準的な価格は、1台当たり税込み6万5,000円程度であるが、三重県の共同調達を活用して購入する場合の端末本体価格は、税込み4万1,030円ということになっており、1台当たり約2万4,000円の費用抑制を図ることができ、スケールメリットが生かされた取得価格となった。

可決

税控除の対象になるかも
セルフメディケーション税制

● 議案第38号　亀山市税条例の一部改正について



医師によって処方される医薬品からドラッグストアで購入できるように転用された特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、令和9年度末という適用期限を廃止します。

Q この特例の内容は。

A 薬局やドラッグストア等で購入できるスイッチOTC医薬品等を購入した場合において、その年中に支払ったその費用の合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額、最高8万8,000円となっているが、この金額について、その年分の総所得金額から控除する医療費控除の特例である。

可決

家屋等に係る免税点を引き上げます
固定資産税の免税点※の引上げ

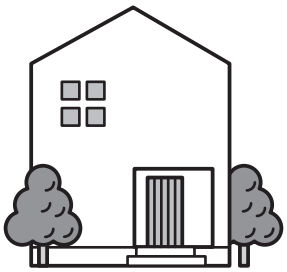
● 議案第38号　亀山市税条例の一部改正について

固定資産税について、家屋に係る免税点にあっては20万円から30万円に、償却資産に係る免税点にあっては150万円から180万円にそれぞれ引き上げます。

なお、免税点の改正は平成3年以来の引上げとなり、35年ぶりです。

Q 免税点が上がることで、固定資産税が一定入らなくなるが、その影響は。

A 令和8年度課税に当てはめると、家屋では、免税点の引上げにより約300人の納税義務者が課税対象から外れることになり、固定資産税と都市計画税を合わせて約130万円の減収が見込まれる。また、償却資産では、約30人の納税義務者が課税対象から外れ、固定資産税約70万円の減収が見込まれる。



※免税点とは、課税対象となる金額が一定の基準に満たない場合、その税金を免除する制度です。

令和８年６月定例会
全ての議案について全会一致で可決及び承認しました

議案第36号	亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について
議案第37号	亀山市職員給与条例の一部改正について
議案第38号	亀山市税条例の一部改正について
議案第39号	亀山市都市計画税条例の一部改正について
議案第40号	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第41号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第42号	令和８年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について
議案第43号	令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第44号	財産の取得について
議案第45号	和解について
議案第46号	損害賠償の額を定めることについて
議案第47号	市道路線の認定について
議案第48号	市道路線の認定について
議案第49号	市道路線の認定について
議案第50号	市道路線の認定及び廃止について
議案第51号	市道路線の認定及び廃止について
議案第52号	市道路線の廃止について
議案第53号	専決処分した事件の承認について
議案第54号	専決処分した事件の承認について
委員会提出議案第２号	亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について

各常任委員会の所管事務

５月11日、12日、13日に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する主要事務事業などについて説明を受け、関係施設等の視察を行いました。

5/11 産業建設委員会協議会

所管部署
- 産業環境部
- 建設部
- 上下水道部


聖橋（関町新所）修繕工事


亀山配水池（野村一丁目）緊急遮断弁設置工事

5/12 教育民生委員会協議会

所管部署
- 市民文化部
- 健康福祉部
- 子ども未来部
- 医療センター
- 教育委員会


株式会社キンレイ亀山工場が取り組む就労支援


中部中学校給食エレベーター搬入口

5/13 総務委員会協議会

所管部署
- 政策部
- 総務財政部
- 防災安全課
- 会計課
- 消防本部及び消防署
- 監査委員事務局
- 選挙管理委員会事務局


市役所本庁舎2F職場環境

一般質問

さて、ここからは、各議員の質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

なお、各議員の質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



▼一般質問

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。

正規職員を市の目標までは増やせ

日本共産党

服部 孝規

録画動画はこちら▶



Q 県下14市で正規職員の職員数に占める割合がワースト2の48%である。正規職員が5割から6割未満の市が9市、6割以上の市が3市もある。この実態をどう認識しているのか。

A 令和8年4月1日で正規職員の割合は49.96%となっている。令和5年度以降は正規職員の比率は若干高まっている。

Q 定員適正化計画では、第2次以降ずっと正規職員について424人を維持するとしている。ところが現状ではこの目標より12人も少ない。定員適正化計画に問題があるのではないか。

A 定員適正化計画の目標人数424人に達していない状況である。全国的に職員採用が非常に困難な状況になっている。本年度の採用計画において、この424人を超える人数を目標としているので、それに向かって最大限努力したい。

Q 総職員数の推移を見ると2012年に973人だったのが、2025年には1,021人に48人も増えている。一方でこの間に正規職員は16人も減っている。このことをどう認識しているのか。

A 行財政改革の推進などで適正な定員管理に努めている。

Q 亀山市は非正規職員の中で資格が必要な専門職といわれる保育士、保健師、看護師、調理員、図書館司書、学芸員などの職の人が多い。専門職員を増やしていく、正規職員化していくべきではないか。

A 専門職については、今年も2人増員する計画で進めている。今後は専門職で必要な職員については適切な採用計画を立てて採用に努めたい。

誰もが安心して暮らせる環境の確保について

公明党

森 美和子

録画動画はこちら▶



Q 障がいのある方の地域生活を支える体制整備（地域生活支援拠点等）について、平成31年に議会で取り上げたが進捗状況について伺う。

A 本年4月1日に地域生活支援拠点等の整備に関する実施要綱を制定した。また市内7法人に協力依頼の説明をしたところ、3法人から事業実施の届出が提出された。

Q 今後の方向性について伺う。

A 近隣市との連携のあり方や賛同いただける事業所が増えるよう説明会など実施してまいりたい。

Q 住宅セーフティネット法改正では、これまで貸し控えがあった高齢者や障がい者などが借りやすくなった。同時に居住支援法人などによって家賃保証や見守り支援を行うことで賃貸業者も提供しやすくなった。法改正を踏まえた市営住宅に対する亀山市の対応について伺う。

A 市営住宅は住宅セーフティネットの役割を果たしている。入居者の高齢化や障がい者の地域移行に対して、バリアフリー化は非常に重要と認識している。古い住宅には手すりを設置しており、市内11箇所ある借り上げ住宅に関してはユニバーサルデザインに配慮した設計となっている。

Q 福祉との連携について伺う。

A 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、平成23年から三重県居住支援連絡会に参画し、賃貸住宅に関わる関係団体、市社会福祉協議会などと連携している。

Q グローバル化の進展に伴い、英語によるコミュニケーション能力の重要性が高まっている。タブレットを活用し、外国人講師とマンツーマンで会話を行うオンライン英会話の導入について伺う。

A 様々なタブレットを活用したアプリも出ているので英語教育のさらなる充実の機会として研究していきたい。

はしか発症数が急増している亀山市での対応は

結

森　英之

録画動画はこちら▶



●はしか予防接種及びはしか抗体検査について

Q ワクチン接種が最も有効な予防手段とのことであるが、亀山市におけるはしかワクチン接種1期、2期、これを合わせた令和2年度以降の予防接種率はどうか。

A 2回の接種が完了の接種率は、令和2年度が98.6%、令和3年度が97.8%、令和4年度が97.4%、令和5年度が96.8%、令和6年度が95.9%、令和7年度が95.2%となっている。いずれの年度も、麻疹の発生とまん延防止上重要とされている接種率95%以上を確保しており、国や県を上回る高い接種率を維持している状況である。

Q 抗体が低い方がいると認識している。抗体が特に低い方へ予防接種に結びつけるような取組というのは、具体に何かしているのか。

A 現在、三重県内では、本年に入って1例の感染報告にとどまっている。感染拡大はしていない。本市において感染者は確認されていないことから、今のところ抗体検査助成などの取組は考えてはいない。引き続き、感染状況や国・他自治体の動向について情報収集を行う。

●家庭用太陽光パネルの設置推進について

Q 国と連携して三重県が取り組んでいる太陽光パネル設置推進事業がある。亀山市において設置推進に取り組む考えはないのか。

A 三重県が実施している太陽光発電設備等設置費補助金については、個人向けと事業者向けの制度がある。三重県29市町中、令和8年度は27市町が実施の予定であるが、本市としてはこの制度は活用していない。

その他の質問

- 地域公共交通におけるコミュニティバスについて

農地の実態に即した土地利用を

新和会

深水 隆司

録画動画はこちら▶



●農用地区域の現状と土地利用の適正化について

Q 住宅に囲まれ孤立した「虫食い状態」の孤立農用地の実態をどのように認識しているか。

A 市内の一部地域では、宅地化が進む地域において農地が開発されるケースや山間地域の農地に太陽光発電施設などが設置されるケースなど、農地とそれ以外の土地が混在する土地利用が見られる状況は承知している。これらは所有者などの申請により農地法に基づく農地転用許可のほか、都市計画法や建築基準法などの関係法令に基づく手続きを経て行われている。

Q 農業振興地域内農用地区域からの除外要件により農用地区域を維持することなく柔軟に考えられないか。

A 農用地区域からの除外は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める6要件を全て満たした上で、県の同意が必要となるため、市独自の判断で柔軟に農用地区域から除外できる制度ではない。市として個々の申出に対し、地域の実情や土地利用の状況に十分配慮しながらも、法令上の要件を満たす場合のみ除外が認められるものと考えている。

Q 令和8年度改正が予定されている都市マスタープランにおいて農地の位置づけをどのように考えているのか。

A 今後、新たな土地利用が見込まれる北東部の国道306号沿道や、鈴鹿亀山道路のインターチェンジ周辺といった地域については、暮らしやすさや都市活力の向上に向け、農業上の土地利用との調整を図りつつ、周辺の農用地区域等を含めた都市的な土地利用についても検討を行う。

その他の質問

- 若年性糖尿病1型への支援について
- 農道と市道の混在路線の管理と受益者負担の適正化について

太陽光発電についての条例 実効性のあるものに

勇政

今岡 翔平

録画動画はこちら▶



●亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する考え方について

Q 今定例会で提案された太陽光に関する条例、対象要件を面積でなく出力としたのはなぜか。

A 国や県が出力を基準として太陽光発電施設に関する考え方や技術的基準を整理しており、指標や技術基準との整合を図りやすいため、今回の条例については、出力を要件とした。

Q 不適切な施設への措置に罰則として過料を設定しなかったのはなぜか。

A 条例で罰則として過料を設定するには、地方自治法の規定で5万円以下の範囲で定めることとなっている。事業者への抑止や是正という観点から比較的少額の過料を科すことよりも、事業者名や違反内容等を公表し違反の事実を明らかにすることによる社会的制裁のほうが影響が大きく効果的な手段であると考えた。

Q 太陽光発電施設を設置した後、事業者に連絡がつかなかったり、会社自体が存在していないケースに社名公表で対応できるのか。

A 全国的に展開をしている事業者や、継続的に営業している事業者を想定しており、そういった事業者には公表という内容は非常に効果的であると考えている。

その他の質問

- 協働事業提案制度について
- タクシー料金助成制度について

放課後等デイサービスへの公的支援を

日本共産党

福沢 美由紀

録画動画はこちら▶



Q 放課後等デイサービスとは。

A 放課後等デイサービスは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど手帳の有無にかかわらず、医師などにより療育などの支援が必要と判断された6歳から18歳の就学児を対象に、本人支援、家族支援、移行支援及び地域支援、地域連携を総合的に提供することを目的とした障がい福祉サービスである。児童一人一人のニーズに応じた生活能力向上のための訓練などを継続的に提供する。

Q 市内の放課後等デイサービスの状況は。

A 令和8年4月現在、市内には9か所の事業所があり、116人が利用している。複数の事業所を併用しての利用も含める。

Q ニーズ把握、周知はどのようにされているのか。

A 現時点では一律的な調査の実施には至っていないが、日々の連携の中で、利用者の声を含め、情報共有に努めている。

Q 施設は狭くて、スペース、また療育に係る教材等が必要である。財政的な支援をもっと放課後等デイサービスに入れていく考えはないか市長に伺う。

A 国・県の多様な制度や財政支援を活用できる状況である。本市として市独自の直接的な財政支援や経営支援は現時点ではないし、考えていない。

Q 本当に国・県の制度を利用されたかどうかを、全て調べていただきたいし、市長にはぜひ現場を見ていただきたい。

A 市としては、しっかりのその実態を把握し、適切に対応していく。

その他の質問

- 亀山市就学前教育・保育施設の再編方針について
- 自衛隊への個人情報の提供について

京都へ「乗換えなし」復活と半導体の世界の亀山を

結

草川 卓也

録画動画はこちら▶



●草津線への直通運転で、京都へ乗換えなし・一直線に

Q 京都へ乗換えなしで行ければ、通勤・通学・観光・買物と選択肢が広がり、亀山に住む理由が一つ増える。将来リニア駅ができれば滋賀方面から来ていただく手段になる。草津線直通で京都へ一直線につなぐことを交通政策の旗印とし、市が前に出て展開すべきではないか。

A 関西本線と草津線の連携は、JR西日本の管轄エリアを越えた取組である難しさもあるが、これまでも重要性を訴え連携を図ってきた。将来的にはリニア駅整備を見据え、草津線沿線自治体からの連携への期待感も強く聞いている。草津線と関西線、三岐線、紀勢本線の流れは戦略的に重要であり、具現化できるよう考えていきたい。

●液晶から半導体へ―「世界の亀山」を現在進行形で

Q シャープとともに亀山に集まった電力や工場用水といった産業基盤を、半導体・データセンター・AIサーバーなど次の世代の産業へどう広げていくのか。亀山の次の10年を左右するビジョンを示してほしい。

A 次世代産業、AI・半導体産業の集積促進を目指す。液晶拠点だったシャープ亀山工場の既存インフラが、国家戦略の一環として次世代半導体の技術開発拠点「SATAS」の後工程実証ラインとして再生した。四日市のキオクシアを核に、桑名のUSJC、亀山が加わり国内最強クラスの半導体供給網を目指す。液晶における世界の亀山から半導体における世界の亀山へ、まさに現在進行形である。

その他の質問

- 部活動の地域展開について
- 中学校給食について
- JR井田川駅周辺の浸水対策について
- JR亀山駅前の送迎環境について

眠る市有地に新たな価値を!

新和会

櫻木 善仁

録画動画はこちら▶



●歳出の削減だけでは限界!市民サービスの維持向上に向けた自主財源確保

Q 自主財源確保に対する基本認識を伺う。

A 本市の一般財源がほぼ横ばいで推移する中、市民サービスの維持向上を図るためには、持続可能な財政構造を確立することが不可欠である。徹底した歳出削減のみならず、さらなる自主財源の確保など、歳入基盤の強化を図ることが極めて重要であるものと認識している。戦略的な企業誘致や企業版ふるさと納税の強化に加え、未利用地の売却等を積極的に進めるなど、新たな財源獲得に向けた取組を推進する。

Q 縮小予算を編成する一方で、未利用財産を保有し続けることは維持管理費の観点からも課題である。今後は、保有する資産から活用する資産への転換が必要ではないか。未利用財産の需要と供給のマッチングを行うことが活用の第一の考え方であり、そのためには情報が必要だと考える。ぜひ未利用の財産を一覧表として作成し公開してほしいが、活用方法を含めて市の見解を問う。

A 市が所有する未利用地は、現在約50か所、総面積約30万㎡ある。市側で一律にニーズの有無を判断せず、まずは情報を広く発信することで、民間における新たな活用や売却、貸付けによる歳入確保につながる可能性があるものと考える。今後は、積極的に情報を公表する考えであり、現在売却を進める市営住宅跡地と併せ、市ホームページ等で一括して情報提供できるよう、用地の情報整理を進める考えである。

その他の質問

- 「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定」、太陽光発電施設の拡大及び地域課題について

残りもう1年を切っている

勇政

伊藤 彦太郎

録画動画はこちら▶



●全国伝統的建造物群保存地区協議会総会の開催について

Q 令和9年度の総会を当市で開催するということが決まったが、総会の内容はどういうものか。

A 例年の総会や研修会の規模としては、3日間の日程で開催をされることが多く、加盟自治体の首長と自治体担当者のほか、保存地区の保存や活用に関わる全国の市民団体など300名程度の参加という形になっている。伝建地区である関宿を中心に、本市の魅力を全国に広くアピールできる絶好の機会と考えており、今後、会長市である金沢市と協議しながら、日程や内容を決定していきたい。

Q 講演会、首長サミット、現地研修、オプション視察とかもあるとのこと。人員体制は。

A 基本的には市民文化部の文化課が中心になって行っていくことになるが、単独で出来る話ではないので、全庁を挙げた体制が必要だと考えている。他にも、主に関宿の伝建地区において様々な活動をされている団体の方にもご協力を頂きたいと考えている。

Q 講演会の場所は。

A 規模的に文化会館の大ホールを使うということが基本かと考えている。

Q 環境整備も行うのか。

A 当初予算では計上していないが、修繕が必要なものがあれば、補正での対応も含め対応していきたい。

Q 令和9年度は文化年と重なるが、文化年事業に含めるのか。

A 本総会や研修会において、かめやま文化年2027の要素を加えて、参加者には重要伝統的建造物群保存地区に加えて、文化・芸術の分野において亀山市の魅力を実感いただける機会としていきたい。

その他の質問

- 道路交通法改正に伴う市の対応について

市民にとって安全・安心な河川管理を!

結

古田 吉昭

録画動画はこちら▶



●河川管理について 今後の対策について

Q 近年の線状降水帯による記録的短時間大雨情報が全国で発表されている。今までとは違う大雨に対する今後の対策を伺う。

A 令和8年度については、県が椋川において引き続き左岸の護岸工を上流側に延伸し、下椿世橋架け替えに必要な仮設橋梁などの設計に着手している。また安坂山町地内では安楽川砂防堰堤の改修を令和6年度より実施しており、令和8年度で事業完了予定である。堆積土砂の撤去については椋川、前田川、中ノ川などにおいて堆積状況を調査し、優先度の高い箇所で土砂撤去する。今後も引き続き河川パトロールを実施し、危険度の高い箇所の堆積土砂撤去、修繕工事を実施し、適正に管理をしていく。

●河川管理について 鈴鹿川について

Q 本川である鈴鹿川に堆積土砂がかなり溜まっていてどん詰まり状態になっている。これでは当然水の行き場はなく、水の渋滞が起きて最終的にはバックウォーター現象が発生してしまう。増水による護岸や堤防へのダメージも大きくなり堤防決壊の恐れも大きくなる。以前に鈴鹿川第一・第二頭首工と井尻頭首工の改築の計画があると聞いたが、計画の進捗状況を伺う。

A 国土交通省が管理する鈴鹿川においては鈴鹿川水系河川整備計画に基づき整備を行っており、井尻頭首工を含む3基の頭首工の改築が計画されている。現在の対応として、井尻地区で令和8年度も流下能力の向上として引き続き樹木伐採等を進めていく。

その他の質問

- 防災対策について
- 防犯対策について
- 熱中症について

消防職員の数は足りていない増員すべきである

勇 政

櫻井 清蔵

録画動画はこちら▶



●第5次亀山市定員適性化計画等について

Q 5月に消防職員の採用募集をかけていないが、人員は足りているのか。消防職員の数を増やした方がよいと考えるが市長の考えは。条例の定数である83名に対して79名しかいないという認識だが合っているか。

A 5月に消防職員の採用募集をしないのは、後期募集で高校生の受験機会を確保するためである。令和8年4月1日時点で消防職員は79名であるが、条例定数を見直して組織体制の強化を図ってきた流れの中にあり、例えば令和8年度から津市・鈴鹿市との3市共同の通信指令の正式運用が始まるなど、組織運営上支障がないように人員管理に努めさせていただきたいと考えている。

●関町木崎地区で発生した火災について

Q 旧関地区で防災行政無線から鳴っていたサイレンを復活させる考えはあるか。

A 防災行政無線の撤去などに至った背景には、これまで10年来、議会で情報伝達の重層化の議論を重ね、情報システムの構築を行ってきた現状がある。その上で、現時点でサイレンの復活は考えていない。

●JR各駅でのトイレ整備について

Q 亀山市の予算でJR下庄駅のトイレを整備する考えはあるか。

A 下庄駅のトイレについては、老朽化・衛生面からも利用が難しい状態であると認識している。JR東海に対し施設整備の要望を行ってきたが、JR東海は無人駅のトイレを順次撤去する方針であり、鉄道利用者のトイレ利用はJR紀勢本線の全車両にトイレ施設が整備済みでそちらを利用してほしいと聞いている。

その他の質問

- 太陽光発電施設について

逼迫する電力事情の中 亀山市は対応できるのか

結

鈴木 達夫

録画動画はこちら▶

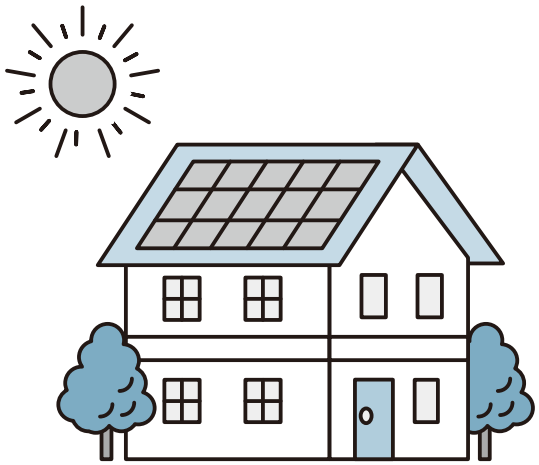


Q 消防庁通達の中で、地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合、72時間は外部からの供給なしに非常用電源の確保が求められている中で、本庁舎の稼働可能時間は2、3時間に留まっている。再生可能エネルギーの活用により災害時の電力確保は行わないのか。

A 費用対効果を踏まえ、その手法などを検討した経緯はある。その際多額の費用を要することが判明した。今後、令和18年度の新庁舎の開庁を予定する中、現段階で具体的施設整備計画はない。

Q 6月定例会提出の条例のとおり、主に自然環境や地域住民に負荷を生んでおり、今後及ぼしかねない、野立ての太陽光発電に対しては、市として毅然とした姿勢を示し、一定の制限をかけるのは理解できる。しかし、一般家庭や市内企業の再生エネルギーの導入・推進については、環境基本計画で示すとおり、今後も積極的に導入を進めるのか。あるいは少し「慎重」のスタンスに舵を切るのか。

A 家庭用についても、太陽光パネルの将来の大量廃棄への対応が懸念される。また、今や各家庭平均1600円以上の再エネ賦課金が電気料金に乗っている状態も含め、再エネの推進とコストの問題など、従来の積極的なあり方から、慎重に考えるべきではないかと考える。



住宅火災被害者にワンストップサービスを

中島 雅代

録画動画はこちら▶



●火災発生時の対応について

Q 火災が起きて通報があってから消防がどのような動きをしているのか。

A 消防活動の流れについて、まず119番通報がされると、三重中央消防指令センターで受報し、火災発生地点や負傷者の有無、延焼状況を聴取し、管轄する消防署等に出動指令が発出される。出動した消防隊は、現場到着後、情報収集を行うとともに、消火活動を開始する。また、火災の規模等により消防署から消防団への出動要請を行うが、地域の消防団員が自ら火災を覚知し、消防署よりも先に消火活動を実施することもある。

Q 今どこで火災が起きているのかということを周辺住民はどうやって知ることができるのか。

A 広範囲における市民への避難の呼びかけが必要であると判断した場合には、消防隊による避難広報を実施するとともに、防災アプリを活用して、火災発生の緊急情報をアラームと音声の両方でリアルタイムかつダイレクトに地域住民のスマートフォンに通知する。

Q 火災被害に遭った場合、支援を受ける際には、被害に遭われた方が自分で該当する部署に問合せをする必要がある。簡単に検索ができたり、ワンストップでのサービスが必要ではないか。

A 心身ともに疲弊している被災者の方が多岐にわたる複雑な手続を行うことは非常に負担になるため、その負担を少しでも軽減し、必要な支援制度等を確実に受けられるようにするためには、その手続に一元的に対応できるような窓口を設けることが望ましい。被災者の方に寄り添った、より的確かつ迅速な支援に向けた検討を進めてまいりたい。

樹木の適正な管理を

髙島　真

録画動画はこちら▶



●道路にはみ出している木への対応について

Q 亀山停車場石水渓線では、樹木が生い茂っており、大型トラックの箱部分が引っかかるのでセンターラインに寄ってくることがある。トラックがセンターラインに出てくると対向車は、よけるところがない。学生も自転車で走ってくるところで、その学生がひっくり返ったという事案も聞いている。県道や市道などいろいろと道路管理者があるかと思うが、辺法寺町における伐採要望の状況について伺う。

A 辺法寺町地内における県道亀山停車場石水渓線沿いの樹木伐採要望に対する対応状況については、令和8年1月中旬に三重県が関係する地権者及び自治会長と境界立会いを実施している。しかしながら、境界確定に至らなかったため、再立会いに向けた対象樹木周辺の除草及び県道の通行に支障のある枝木伐採を5月下旬に行ったところである。今後の対応については、境界の確定に向け、関係者による再立会いを実施すると三重県より伺っている。道路の路肩やのり面などにある雑木が市道に張り出し、通行の支障となっている場合については、枝払い等の作業を行い通行の妨げや見通しの悪化を防止しているところである。その上で、張り出した樹木が通行に支障を及ぼし、緊急性が高いと判断されるときは、道路管理者として必要な措置を講じることができる場合もあり、個別の状況に応じて対応している。

その他の質問

- 辺法寺地区における高速道路について

デジタルツイン技術で維持管理業務の効率化を!

豊田 恵理

録画動画はこちら▶



●デジタルツインの活用について

Q ドローンによる空撮など、最新の計測技術を用いて取得した3Dデータを基に、現実空間に存在する地形や構造物を仮想空間上に極めて詳細に再現する「デジタルツイン技術」の活用で、従来の現地調査に係る膨大な時間や労力、コストを劇的に削減しつつ、市内公共施設のより詳細で正確な情報を全庁的に共有する可能性は。

A ドローンによる空撮等で外壁や屋根の劣化調査を遠隔、自動化により現地調査に要する時間を削減でき、限られた職員でより多くの施設を正確に管理、点検することが可能となるのではないか。加えて仮想空間上での改修コストの試算や施設の統廃合に伴う周辺環境への影響予測などがシミュレーションにより可能になるなど、意思決定の迅速化も期待でき、こうしたデジタル技術の活用は重要なツールになり得ると考えられる。

Q ドローンの使用を災害対策等の本来業務だけに限定せず、平時において試験的にでも、公共施設の維持管理や点検業務などに部局横断で活用できないか。

A 他業務においても有効活用できるものと伺っており、デジタルツインでの活用は可能であると考えている。

●鈴鹿川の保全と活用について

Q 亀山市のかわまちづくり計画敷地内には既に鈴鹿川一里塚公園があり、花見や散歩、散策コースなど親しまれているが、その扱いは。

A 鈴鹿川一里塚公園は河川区域内に立地していることから、本市かわまちづくり計画では河川区域内の利活用施設の一部として位置づけ、トイレなど既存の施設を含めたリニューアルも視野に入れている。

亀山市議会が学校へ！出前授業

～ こどもたちが学ぶ「市議会ってなぁに?」～

亀山市議会では、こどもたちに市議会や地方自治への関心を深めてもらうため、また「亀山市こどもがかがやくまち条例」の理念に基づき、こどもたちが自分の意見を自由に表明できる機会として、市内小学校で主権者教育に関する出前授業を実施しました。
（7月1日神辺小学校にて）





グループワーク

授業の後半では、「亀山市の未来」をテーマにグループワークを実施。「こんなものがあったらいいな」「もっとこうしたら良くなる」など、こどもたちが自由に意見を出し合い、活発な議論が展開されました。





ワークショップで出た意見



- 楽しめる場所がほしい
- ゴミのポイ捨てをなくしてほしい
- 学校給食フルコース!!
- 体育館にエアコンをつけてほしい

出前授業の申込は▼コチラ▼



議会市民アンケートの御礼

市民アンケートへのご協力ありがとうございました。市民の皆様から多くのご意見をいただき、現在アンケート結果を取りまとめています。市議会としても引き続き、「見える議会」を目指して取り組んでまいります。

また、アンケート結果については、集計後、お知らせします。

表紙写真から

お誕生日会（亀山市待機児童館ばんび）

楽しみにしていたお誕生日会で、みんな大はしゃぎです。お誕生日の子は前に出て、ローソクの灯を消して、みんなから拍手をもらってご機嫌です。じっと座っているのも大変。

とぴっくす

中学校給食試食会

令和8年度から開始した中学校全員喫食制給食について、6月24日に議員全員で試食会に参加しました。献立は、牛乳、麦ごはん、鶏肉のから揚げ、キャベツの塩だれ和え、わかめスープでした。給食はおいしくいただき、普段中学生が食べている給食を体験するとともに、中学校給食の現状を確認しました。









議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。

視聴方法 ＼ 会議	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録　画	ライブ	録　画
本会議	○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）	○	○	－	－



議会映像インターネット配信はこちら▼

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。

皆様のご意見をお寄せください。

問い合わせ先　三重県亀山市議会事務局

〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎(0595)84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

VEGETABLE OIL INK　リサイクル適性Ⓐ

（２）議会報告番組「こんにちは！市議会です」番組原稿

・令和７年９月定例会　ダイジェスト

放送日　：令和７年１１月１日～１１月１５日

放送内容・令和７年９月定例会の経過について

・予算決算委員会における審査の概要について

・所管事務調査について

・令和７年度亀山市中学生議会について

・令和７年第２回臨時会　１２月定例会　ダイジェスト

放送日　：令和８年２月１日～２月１５日

放送内容・令和７年第２回臨時会の経過について

・亀山市議会の新体制について

・１２月定例会の経過について

・令和８年第１回臨時会　３月定例会　ダイジェスト

放送日　：令和８年５月１日～５月１５日

放送内容・令和８年第１回臨時会の経過について

・令和８年３月定例会の経過について

・予算決算委員会における審査の概要について

・令和８年６月定例会　ダイジェスト

放送日　：令和８年８月１日～８月１５日

放送内容・亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について

・令和８年６月定例会の経過について

・所管事務事業概要説明について

令和７年１１月１日～１１月１５日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール　１０／１４（火）

時間	場所	撮影内容
９：００～　９：２０	議場	森美和子　委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
９：２０～　９：３０	議場	草川　委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
９：３０～　９：４０	議場	鈴木　委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
９：４０～　９：５０	議場	今岡　委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
９：５０～１１：００	議場	森英之委員長、櫻木委員　顔出し・ナレーションの撮影
１１：００～１１：３０	議場	福沢部会長　　顔出し・ナレーションの撮影

出演：森美和子委員長、草川委員長、鈴木委員長、今岡委員長、
　　福沢部会長、森英之委員長、櫻木委員

■番組概要

１：はじめに

２：令和７年９月定例会の経過について

３：予算決算委員会における審査の概要について

４：所管事務調査について

５：中学生議会について

６：さいごに

１：はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00′ 00″ <			

２：９月定例会の経過について

00′ 45″	開会日の様子(8/30) 議長アップ 市長アップ 教育長アップ	画面右端：令和７年９月定例会 開会日８月 29 日 岡本　公秀　議長 櫻井 義之　市長 中原　博　教育長	**森英之委員長** ９月定例会は、８月２９日に開会し、はじめに、櫻井市長から市政の現況報告が、中原教育長から教育行政の現況報告がありました。
	市長（提案理由説明）	令和７年９月定例会 開会日８月 29 日 【開会日に提案された議案】 条例改正　5 件 令和７年度各会計補正予算　2 件 令和６年度各会計決算　7 件 その他　5 件 議案　19 件 報告　6 件	市長から、条例改正５件、令和７年度各会計補正予算２件、令和６年度各会計決算７件、その他５件、合わせて議案１９件と、報告６件が提案されました。
	岡本議長（請願上程）	令和７年９月定例会 ９月 10 日 【上程された請願】 教育関係の請願　4 件 自動車関係諸税に係る請願　1 件 請願　5 件	また、９月１０日には、教育関係の請願など５件の請願が上程されました。

	閉会日の様子(9/30)	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 **【閉会日に提案された議案】** 議会提出議案 委員会提出議案（国への意見書の提出）　5件	９月３０日の閉会日には、委員会提出議案として国への意見書の提出５件が提案されました。
	議案質疑の様子 (9/9　代表質疑) 草川議員 福沢議員 森美和子議員 櫻木議員 櫻井議員	令和７年９月定例会 議案質疑９月９日・10日	開会日に上程された議案については、９月９日と１０日に議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。
		亀山市公共下水道条例の一部改正 下水道事業会計において、公共下水道使用料の見直しが必要であると判断したことなどから、所要の改正を行うもの	中でも、亀山市公共下水道条例の一部改正に質疑が集中しました。 この議案は、下水道事業会計において、公共下水道使用料の見直しが必要であると判断したことなどから、所要の改正を行うものです。

	議員カット続き	令和７年９月定例会 議案質疑９月９日・10日 **亀山市公共下水道条例の一部改正** 【主な質疑内容】 ■基本使用料金と従量使用料金の設定根拠 ■どこまでを独立採算制の目途とするのか　など	これについては、「基本使用料金と従量使用料金の設定根拠」や「どこまでを独立採算制の目途とするのか」などについて質疑がありました。
	各常任委員会の様子 （4分割）	総務委員会 / 教育民生委員会 産業建設委員会 / 予算決算委員会	それぞれの議案や請願については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。
	総務委員会の様子 （9/19）	総務委員会 ９月19日 **亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正** **工事請負契約の変更　　など**	総務委員会では、「亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正」や「工事請負契約の変更」などの審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	総務委員会 ９月19日 **亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正** **工事請負契約の変更　　など** ３件　全会一致で可決	
	総務委員会の様子 （9/19）	総務委員会 ９月19日 **【請願】** **自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願**	続いて、「自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願」の審査を行いました。

	請願審査の様子	総務委員会 9月19日 **【請願】** **自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願** 地方の財源に影響を与えずに、自動車に関係する様々な税金を見直すことについて、国の関係機関に意見書の提出を求めるもの	この請願は、地方の財源に影響を与えずに、自動車に関係する様々な税金を見直すことについて、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。
	採択の様子	総務委員会 9月19日 **【請願】** **自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願** 全会一致で採択	そして採決の結果、全会一致で採択しました。
	教育民生委員会の様子 (9/18)	教育民生委員会 9月18日 **【請願】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など** **教育関係の請願４件**	次に、教育民生委員会では、「義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書」など教育関係の請願４件の審査を行いました。
	請願審査の様子 （大泉局長）	教育民生委員会 9月18日 **【請願】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など** **教育関係の請願４件** 教育予算の拡充や防災対策の充実等を図るよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるもの	これらの請願は、教育予算の拡充や防災対策の充実等を図るよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。
	採決の様子	教育民生委員会 9月18日 **【請願】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など** **教育関係の請願４件** 4件　全会一致で採択	そして、採決の結果、いずれも全会一致で採択しました。

	産業建設委員会の様子 (9/17)	産業建設委員会 9月17日 **亀山市公共下水道条例の一部改正** **亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正　など**	次に、産業建設委員会では、「亀山市公共下水道条例の一部改正」、「亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正」などの議案７件の審査を行いました。
	採決の様子	産業建設委員会 9月17日 **亀山市公共下水道条例の一部改正** **亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正** 2件　賛成者はなく、否決	このうち公共下水道条例と農業集落排水処理施設条例の一部改正については、反対討論があり、採決の結果、賛成者はなく、否決しました。
	採決の様子	産業建設委員会 9月17日 **亀山市水道事業給水条例の一部改正** **市道路線の認定　など** 5件　全会一致で可決	その他の議案５件については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	背景 総務分科会の様子 教育民生分科会の様子 産業建設分科会の様子	予算決算委員会 分科会 総務分科会 教育民生分科会 産業建設分科会	次に、予算決算委員会では３つの分科会を設置し、令和７年度各会計補正予算２件を各分科会に分担して、９月１７日から１９日にかけて審査を行いました。
	予算決算委員会の様子 (9/24 総括質疑) 議員全景	予算決算委員会 9月24日・25日 **令和6年度各会計決算　7件** **令和7年度各会計補正予算　2件** **議案　9件**	また、９月２４・２５日に、令和６年度各会計決算７件と令和７年度各会計補正予算２件の合わせて議案９件の全体審査を行いました。
05′ 35″	撮影場所：議場		**森英之委員長** **それでは予算決算委員会での審査の概要をご報告いたします。**

３： 予算決算委員会における審査の概要について

05′ 35″	背景 市庁舎 撮影場所：議場 森美和子委員長 予算決算委員会の様子 （9/24 総括質疑） 鈴木議員 櫻井議員 新議員 深水議員	予算決算委員会 予算決算委員会 森　美和子　委員長 前年度の決算は、毎年９月定例会に提案され、予算決算委員会において審査 予算決算委員会 9 月 24 日・25 日 令和 6 年度各会計決算　7 議案 【主な質疑内容】 ■決算の総括 ■財政調整基金が減少を続けている要因　など	～予算決算委員会～（テロップ 3 秒） **森美和子委員長** **予算決算委員会委員長の森美和子です。（礼）** **前年度の決算は、毎年９月定例会に提案され、予算決算委員会で審査を行っています。** ９月２４日、２５日に開催した予算決算委員会では、令和６年度各会計決算について、「決算の総括」や「財政調整基金が減少を続けている要因」などについて、質疑がありました。

	（9/25 反対討論） 服部議員	予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 6 年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定** **令和 6 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定** **反対討論**	そして、「令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定」と「令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり認定しました。
	採決の様子 （第 67、69 号）	予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 6 年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定** **令和 6 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定** 賛成者多数で認定	
	採決の様子 （その他一括 5 件）	予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 6 年度各会計決算** **（国民健康保険事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）** 5 件　全会一致で可決及び認定	また、そのほかの各会計決算５件については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定しました。

8′ 15″	（背景） 予算決算委員会の質疑の様子（委員長、全体）（9/24、25） 会長報告（今岡、鈴木、草川） 採決の様子 （65、66 号） 撮影場所：議場 森委員長	**令和 6 年度決算** **【予算決算委員会　意見】** ◆次年度予算の編成とその執行に取り組むとともに、第２次亀山市総合計画の検証から見えた課題を十分に精査し、現在策定中の第３次亀山市総合計画に反映されたい。 など　２点の意見 詳しくは、こちら⇒ QR 予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 7 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）** **令和 7 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）** 予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 7 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）** **令和 7 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）** 全会一致で可決 今後も、予算が適切に執行され、市民サービスの向上が図られるよう、議会の重要な責務である「監視及び評価」に努める	なお、予算決算委員会では、令和６年度各会計決算に対する意見として、 「次年度予算の編成とその執行に取り組むとともに、第２次亀山市総合計画の検証から見えた課題を十分に精査し、現在策定中の第３次亀山市総合計画に反映されたい」など、２点の意見を申し添えました。 続いて、令和７年度各会計補正予算２件については、各分科会会長から審査報告を受けました。 特に教育民生分科会会長からは、小中学校の空調の修繕など、緊急を要する修繕などは、予備費を充用するべきとの意見が付され、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。 **森美和子委員長** **今後も、予算が適切に執行され、市民サービスの向上が図られるよう、議会の重要な責務である「監視及び評価」に努めてまいります。（礼）**

8′ 15″	撮影場所；議場 櫻木議員		**櫻木委員** **９月３０日の閉会日には、開会日に提案された議案について、多くの議員が討論を行いました。**
	閉会日（9/30） 反対討論　櫻井議員、服部議員	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 亀山市公共下水道条例の一部改正	まず、亀山市公共下水道条例の一部改正については、物価高騰が続く中、法的に認められた一般会計からの繰入れを行い、使用料金の値上げを抑えることが最善の選択であるなどの理由から、２名の議員が反対討論を行いました。
		令和７年９月定例会 閉会日９月30日 亀山市公共下水道条例の一部改正 反対討論 物価高騰が続く中、法的に認められた一般会計からの繰入れを行い、使用料金の値上げを抑えることが最善の選択である　など	
	賛成討論　森議員	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 亀山市公共下水道条例の一部改正 賛成討論 料金改定が行われても、使用料金が県内では低い水準であることや、今後の下水道の適切な維持管理に繋がることを考えると、やむを得ない改正である　など	一方、料金改定が行われても、使用料金が県内では低い水準であることや、今後の下水道の適切な維持管理に繋がることを考えると、やむを得ない改正であるなどの理由から、１名の議員が賛成討論を行いました。
	採決 （第63号）	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 亀山市公共下水道条例の一部改正	この議案については、採決の結果、可否同数となりました。

	議長裁決 （第 63 号）	令和７年９月定例会 閉会日９月 30 日 可否同数となった場合 地方自治法の規定により、議長が可否を決定	可否同数となった場合は、地方自治法の規定により、議長が議案の可否を決定するため、この議案については、議長の裁決により原案のとおり可決しました。
		令和７年９月定例会 閉会日９月 30 日 亀山市公共下水道条例の一部改正 【議決結果】可否同数　議長裁決により可決	
	反対討論　櫻井議員	令和７年９月定例会 閉会日９月 30 日 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正	次に、亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、物価高騰が続く中、４人以上の世帯の場合に使用料が増額となる見込みであり、料金改定については検討するべきであるなどの理由から、１名の議員が反対討論を行いました。
		令和７年９月定例会 閉会日９月 30 日 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正 反対討論 物価高騰が続く中、４人以上の世帯の場合に使用料が増額となる見込みであり、料金改定については検討するべきである　など	
	賛成討論　森議員	令和７年９月定例会 閉会日９月 30 日 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正 賛成討論 今回の改正は、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料金を市内で統一するというものであり、公平性の観点から認められるべきである　など	一方、今回の改正は、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料金を市内で統一するというものであり、公平性の観点から認められるべきであるなどの理由から、１名の議員が賛成討論を行いました。
	採決 （第 64 号）	令和７年９月定例会 閉会日９月 30 日 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正	そして、この議案については、採決の結果、可否同数となり、議長の裁決により原案のとおり可決しました。
		令和７年９月定例会 閉会日９月 30 日 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正 【議決結果】可否同数　議長裁決により可決	

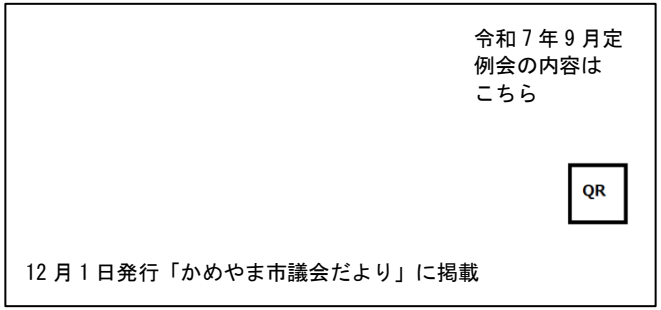
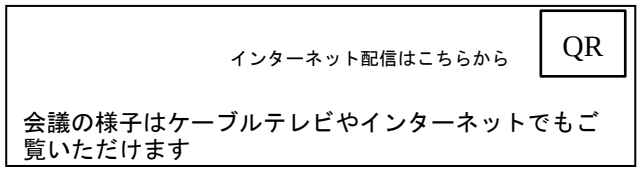
	反対討論　福沢議員	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定	次に、令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、物価高騰に見合わない年金や賃金の中で、苦しい生活を余儀なくされている市民生活を守った決算とは言えないなどの理由から、１名の議員が反対討論を行いました。
		令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定 反対討論 物価高騰に見合わない年金や賃金の中で、苦しい生活を余儀なくされている市民生活を守った決算とは言えないなど	
	賛成討論　櫻木議員	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定 賛成討論 少子高齢化や物価高騰への対応など取り組むべき課題は多くあるが、市民サービスの質は維持向上されているなど	一方、少子高齢化や物価高騰への対応など取り組むべき課題は多くあるが、市民サービスの質は維持向上されているなどの理由から、１名の議員が賛成討論を行いました。
	採決 （第67号）	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定	そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり認定しました。
		令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定 【議決結果】賛成者多数で認定	

	反対討論　福沢議員	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定 令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定 反対討論 医療アクセスの保障が特に必要な高齢者に対し、物価高騰で暮らしが大変な中、保険料の値上げがされた決算である　など	次に、令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、医療アクセスの保障が特に必要な高齢者に対し、物価高騰で暮らしが大変な中、保険料の値上げがされた決算であるなどの理由から、１名の議員が反対討論を行いました。
	採決 （第69号）	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定 令和７年９月定例会 閉会日９月30日 令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定 【議決結果】賛成者多数で認定	そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり認定しました。

	採決 （その他一括）	令和７年９月定例会 閉会日９月30日 条例改正　3件 令和７年度各会計補正予算　2件 令和６年度各会計決算　5件 その他　5件 令和７年９月定例会 閉会日９月30日 条例改正　3件 令和７年度各会計補正予算　2件 令和６年度各会計決算　5件 その他　5件 【議決結果】15件 全会一致で可決及び認定	そのほかの議案１５件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び認定しました。

	採決の様子 （請願 1～5 号）	令和 7 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **【請願】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など　　4 件** **■自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願　1 件**	次に、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書など、５件の請願については、いずれも全会一致で採択となりました。
		令和 7 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **【請願】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など　　4 件** **■自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願　1 件** 【議決結果】5 件 全会一致で採択	
	委員会提出議案 （1～5 号） （提案理由説明） （鈴木教民委員長） （今岡総務委員長）	令和 7 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **【委員会提出議案（国への意見書）】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出など　4 件** **■自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出　　1 件**	そして、これらの請願の採択に伴い、委員会提出議案として、国への意見書の提出５件が提案され、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （委員会提出議案）	令和 7 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **【委員会提出議案（国への意見書）】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出　など　4 件** **■自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出　　1 件** 【議決結果】5 件 全会一致で可決	

	一般質問の様子 （9/11・9/12・9/16） 14 名の議員のカット （分割）				９月１１日、１２日及び１６日の３日間は、市政に関する一般質問を行いました。
				市政に関する 一般質問 QR 9 月 11 日	
				市政に関する 一般質問 QR 9 月 12 日	
				市政に関する 一般質問 QR 9 月 16 日	

13′ 25″	ホームページの映像 市議会だよりの映像 ケーブルテレビでの本会議の様子 インターネット配信の様子	   	なお、議案の詳細や議決結果などは、ホームページに掲載しているほか、１２月１日発行の市議会だよりにも掲載します。 本会議の様子は、ケーブルテレビでライブ放送や録画放送をご覧いただけます。 また、インターネットでは、本会議と定例会中の委員会のライブ配信や録画配信を行っていますので、ぜひご覧ください。

４：所管事務調査の経過と結果について			
13′ 25″	撮影場所：議場 森英之委員長	常任委員会所管事務調査の経過と結果について 所管事務調査 総務委員会　教育民生委員会　産業建設委員会 **委員会の活性化と機能の充実のため、毎年、所管に関するテーマを設定し、調査・研究を行う。**	タイトルテロップ（３秒） ～常任委員会所管事務調査の経過と結果について～ **森英之委員長** **総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、委員会の活性化と機能の充実のため、毎年、所管に関するテーマを設定し、調査・研究を行っています。** **それぞれの委員長からご報告します。**
	撮影場所：議場 今岡委員長	所管事務調査 総務委員会 今岡　翔平　委員長 所管事務調査 **総務委員会**　委員５人 委員長　今岡　翔平　　副委員長　豊田　恵理 委　員　森　英之　　髙島　真　新　秀隆 **「行政ＤＸの推進」** デジタル技術を活用し、より良い行政サービスが受けられる環境を整え、職員の働き方改革につながるよう、調査・研究	【総務委員会】（テロップ） **今岡委員長** **総務委員会委員長の今岡翔平です。（礼）** **総務委員会では、行政ＤＸの推進をテーマに設定し、デジタル技術を活用し、より良い行政サービスが受けられる環境を整え、職員の働き方改革につながるよう、調査・研究を行いました。**

	執行部からの聞き取り 意見交換の様子 視察の様子 撮影場所：議場 鈴木委員長	所管事務調査 所管事務調査 **総務委員会【提言】** １．トップダウンにより強力に行政ＤＸを推進し、従来のＩＴ化にとどまらない取組を進めること。 など　４点について提言 詳しくは、こちら⇒ 総務委員会所管事務調査報告　QR 所管事務調査 教育民生委員会 鈴木　達夫　委員長 所管事務調査 **教育民生委員会**　委員６人 委員長　鈴木　達夫　　副委員長　深水　隆司 委　員　中島　雅代　　福沢　美由紀　　森　美和子　　櫻井　清蔵 **「子どもの育ちを支える場の形成」** 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実などの現状を把握し、子どもの育ちを支える場の形成について、調査・研究	執行部からの聞き取りや、関係団体との意見交換会、行政視察などを行い、協議を重ねた結果、「トップダウンにより強力に行政ＤＸを推進し、従来のＩＴ化にとどまらない取組を進めること。」など４点について提言しました。 【教育民生委員会】（テロップ） **鈴木委員長** **教育民生委員会委員長の鈴木達夫です。（礼）** **教育民生委員会では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実などの現状を把握し、子どもの育ちを支える場の形成について、調査・研究を行いました。**

	執行部からの聞き取り 意見交換の様子 視察の様子	所管事務調査 所管事務調査 **教育民生委員会【提言】** １．新たな児童センターについては、全ての子どもが、心身の状況や環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する施設・体制づくりに取り組むこと など　５点について提言 詳しくは、こちら⇒ 教育民生委員会所管事務調査報告　QR	執行部からの聞き取りや、関係団体との意見交換会、行政視察などを行い、協議を重ねた結果、「新たな児童センターについては、全ての子どもが、心身の状況や環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する施設・体制づくりに取り組むこと」など５点について提言しました。
	撮影場所：議場 草川委員長 執行部からの聞き取り 意見交換の様子 視察の様子	所管事務調査 産業建設委員会 草川　卓也　委員長 所管事務調査 **産業建設委員会**　委員５人 委員長　草川　卓也　副委員長　櫻木　善仁 委　員　古田　吉昭　伊藤　彦太郎　服部　孝規 **「太陽光発電施設とまちづくり」** 太陽光発電施設について市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するなど、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について調査・研究 所管事務調査 **産業建設委員会【提言】** １．太陽光発電設備の規制対象化や、住民説明と合意形成を義務化するなど、市独自条例による規制・義務化を行うこと など　３点について提言 詳しくは、こちら⇒ 産業建設委員会所管事務調査報告　QR	【産業建設委員会】（テロップ） **草川委員長** **産業建設委員会委員長の草川卓也です。（礼）** **産業建設委員会では、太陽光発電施設とまちづくりをテーマに設定し、太陽光発電施設について市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するなど、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について調査・研究を行いました。** 執行部からの聞き取りや、関係団体との意見交換会、行政視察などを行い、協議を重ねた結果、「太陽光発電設備の規制対象化や、住民説明と合意形成を義務化するなど、市独自条例による規制・義務化を行うこと」など３点について提言しました。

17′ 00″	議長へ報告の様子 （正副議長室） 市長へ提言の様子 （応接室）	**9 月 30 日　各委員長から議長へ報告書提出** **9 月 30 日　市長へ提言**	**森英之委員長** 各委員長は、委員会での調査結果を議長に報告しました。 また、議長がそれらの報告を集約した上で、今後の市政に反映されるよう、市長に対して提言しました。

５：中学生議会について			
17′ 00″	撮影場所：議場 櫻木委員	令和７年度亀山市中学生議会を開催	タイトルテロップ　亀山市中学生議会について **櫻木委員** **　亀山市議会では、８月２６日、「令和７年度亀山市中学生議会」を開催しました。** **　その概要をご報告します。**
	撮影場所：議場 福沢部会長	議会改革推進会議検討部会 福沢美由紀　部会長	**福沢部会長** **　議会改革推進会議検討部会　部会長の福沢美由紀です。（礼）** **　亀山市議会では、昨年度に引き続き、「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、「令和７年度亀山市中学生議会」を開催しました。**
		「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、「令和７年度亀山市中学生議会」を開催	

	中学生議会の様子	亀山市中学生議会 子どもたちの意見を表明する機会を保障	中学生議会は、子どもたちの意見を表明する機会を保障し、子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで、市政への関心と理解を深めることなどを目的に開催しました。
		亀山市中学生議会 子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで、市政への関心と理解を深めることを目的に開催	
	検討部会の様子	議会改革推進会議検討部会	開催に当たっては、市長部局や教育委員会、各中学校と調整し、検討部会で協議を重ねてきました。
	中学生議会学校説明会の様子（関中）	中学生議会出前授業	また、各中学校を議員が訪問し、３年生全員に対し亀山市の概要や市議会の仕事、二元代表制などの説明を行いました。
	通告書作成の様子	令和７年度亀山市中学生議会 質問準備の様子	その後、参加することとなった中学生が自らの考えを一般質問に反映できるよう、議員が各中学校へ出向き、当日までのサポートを行いました。
	田中議長アップ （冒頭のあいさつ）	令和７年度亀山市中学生議会 8月26日 中学生議会　田中　綾　議長	当日は、議長を務めた中部部中学校の田中　綾さんの宣告により、中学生議会がスタートしました。

	開催の様子 質問、答弁の様子 （中部中学校アップ） 西村、山尾、山﨑	令和７年度亀山市中学生議会 ８月 26 日 西村　友那　議員 / 中部中学校 山尾　柊歌　議員 / 山﨑　莉子　議員	中学生議会当日、中学生議員が思い描く亀山市の未来について、考えてきたことを質問し、自分たちの意見や思いを市長や教育長に伝えました。 中部中学校の生徒からは、環境の美化や、特別教室へのエアコンの設置、中高生の遊び場とバスの利便性の向上、市の獣害対策と街灯の設置について、質問がありました。

	質問、答弁の様子 （関中学校アップ） １松繁、永野、藤本 ２西川、青山		関中学校の生徒からは、駅のトイレの洋式化、体育館へのクーラーの設置、関駅の電車増便、夜間の関中学校を活用したイベントの実施、中学校間の交流の場の創出について、質問がありました。

	質問、答弁の様子 （亀山中学校アップ） １森、新開、風口 ２松田、安藤	森　　瑛都　議員 / 亀山中学校 新開　ほのか　議員 / 風口　流輝　議員 松田　千賢　議員 / 亀山中学校 安藤　将希　議員	亀山中学校の生徒からは、高校生までの医療費無償化、東町商店街のリノベーションやシャッターアートによる活性化、中高生のあそび場の誘致、YouTube を活用した市の魅力発信などについて、質問がありました。

21′ 00″	田中議長アップ 集合写真、終わってからの様子など 中学生議会のページ 撮影場所：議場 福沢部会長	令和７年度亀山市中学生議会 ８月 26 日 中学生議会 ホームページは こちら QR 中学生の皆さんからいただいた貴重なご意見は、議会からの政策提言につなげていきたいと思います。 今後も、市民の皆さんにとって住みやすく魅力のある亀山市となるよう、市議会として、取り組んでまいります。	そして中学生議会は、田中議長のスムーズな進行のもと、閉会を迎えました。 なお、当日の様子については、市議会ホームページのほか、１２月１日発行の議会だよりでご覧いただけます。 **福沢部会長** **中学生の皆さんからいただいた貴重なご意見は、議会からの政策提言につなげていきたいと思います。** **今後も、市民の皆さんにとって住みやすく魅力のある亀山市となるよう、市議会として取り組んでまいります。（礼）**

６：さいごに			
21′ 00″	撮影場所：議場		**櫻木委員** **今回は、令和７年９月定例会の経過や所管事務調査、中学生議会についてご報告いたしました。**
	議場の様子	今後の会議日程（予定） 令和７年第２回臨時会　11 月 13 日・14 日 令和７年 12 月定例会　11 月 28 日～12 月 22 日	次の本会議は、令和７年第２回臨時会を１１月１３、１４日の２日間、令和７年１２月定例会を１１月２８日から１２月２２日までの２５日間の会期で開催する予定です。
	傍聴席の様子	**亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます**	亀山市議会の本会議や常任委員会などの傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。
	２人のカット	議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195　三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL：0595-84-5059(直通)　FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp	**森英之委員長** **市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、議会報告番組や議会だより、ホームページなど積極的な情報発信に取り組んでいます。** **ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。（礼）**
22′ 35″			

令和８年２月１日～２月１５日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール　１月１６日（一部１９日）

日時	場所	撮影内容
１月１６日（金）１２：４５～	議長室	岡本議長、豊田副議長　　あいさつ撮影
１月１６日（金）１３：３０～	委員会室	森美和子　教育民生委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１月１６日（金）１３：４０～	委員会室	森英之　予算決算委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１月１６日（金）１３：５０～	委員会室	深水　議会運営委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１月１６日（金）１４：００～	議場	豊田委員長、櫻木副委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１月１９日（月）　９：３０～	委員会室	伊藤　産業建設委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１月１９日（月）　９：４５～	委員会室	今岡　総務委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影

出演：岡本議長、豊田副議長、森英之予算決算委員会委員長、今岡総務委員会委員長、森美和子教育民生委員会委員長、伊藤産業建設委員会委員長
深水議会運営委員会委員長、櫻木副委員長

■番組概要

１：はじめに

２：令和７年第２回臨時会の経過について

３：亀山市議会の新体制について

４：１２月定例会の経過について

５：さいごに

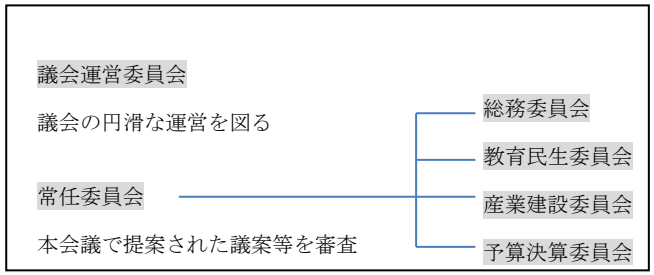
１：はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00′ 00″ 00′ 45	タイトル映像（10 秒） 撮影場所：議場	こんにちは！市議会です 広聴広報委員会　豊田恵理委員長 広聴広報委員会　櫻木善仁副委員長	タイトルテロップ（１０秒） **豊田委員長** **みなさんこんにちは（２人　礼）。** **亀山市議会　広聴広報委員会委員長の豊田恵理です。** **櫻木副委員長** **副委員長の櫻木善仁です。** **春の訪れが待ち遠しい今日この頃、みなさんいかがお過ごしでしょうか。** **今回の番組では、令和７年第２回臨時会の経過や亀山市議会の新体制、１２月定例会の経過について、ご報告します。**

２：令和７年第２回臨時会の経過について			
00′ 45″	開会日の様子(11/13) 議場全景 議長アップ 市長アップ	画面右端：令和７年第２回臨時会 11 月 13 日 岡本　公秀　議長 櫻井　義之　市長	櫻木副委員長 令和７年第２回臨時会は、１１月１３日と１４日の２日間の会期で開催しました。
	市長（提案理由説明）	令和７年第２回臨時会 11 月 13 日 【臨時会に提案された議案】　条例改正　１件 報告　１件	この臨時会では、市長から、条例改正の議案１件と報告１件が提案されました。
	山林の様子	**亀山市火災予防条例の一部改正** 令和７年２月に発生した大船渡市の林野火災を受けて、本条例において林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うもの	亀山市火災予防条例の一部改正は、令和７年２月に発生した大船渡市の林野火災を受けて、本条例において林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うものです。
	議案質疑の様子 (11/13) 櫻木議員	令和７年第２回臨時会 議案質疑 11 月 13 日 **亀山市火災予防条例の一部改正** 【質疑内容】 ■改正の背景と趣旨 ■改正による影響	この議案については「改正の背景と趣旨」や「改正による影響」について質疑がありました。

	総務委員会の様子	総務委員会 11 月 13 日 **亀山市火災予防条例の一部改正** 総務委員会 11 月 13 日 **亀山市火災予防条例の一部改正** 全会一致で可決	また、所管する総務委員会に審査を付託し、全会一致で原案のとおり可決しました。
	11/14 本会議 議場全体 議長アップ 採決の様子	令和 7 年第 2 回臨時会 11 月 14 日 **亀山市火災予防条例の一部改正** 令和 7 年第 2 回臨時会 11 月 14 日 **亀山市火災予防条例の一部改正** 【議決結果】全会一致で可決	そして、１４日の本会議において、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

	選挙の様子（11/14）	令和７年第２回臨時会 11 月 14 日 【亀山市議会申し合わせ】 副議長の任期　１年	続いて、亀山市議会では、申し合わせにより、副議長の任期を１年としているため、副議長の選挙を行いました。
	全員協議会の所信表明の様子（11/7）	全員協議会 11 月７日	会派から推薦を受けた議員が、全員協議会で所信及び抱負を述べたうえで、投票による選挙を行い、副議長に、豊田恵理議員が当選し、就任しました。
	投票の様子	令和７年第２回臨時会 11 月 14 日	
	豊田副議長就任あいさつの様子（11/14）	令和７年第２回臨時会 11 月 14 日 豊田恵理　副議長	
	岡本議長アップ	令和７年第２回臨時会 11 月 14 日 議長の指名により、 議会運営委員会委員、各常任委員会委員を選任	その後、議長の指名により、議会運営委員会委員と各常任委員会委員が選任されました。
	市長提案理由説明	令和７年第２回臨時会 11 月 14 日 【追加議案】 亀山市監査委員の選任同意について	また、市長から、議会選出の「亀山市監査委員の選任同意」について提案され、採決の結果、新　秀隆議員を選任することに、全会一致で同意しました。
		令和７年第２回臨時会 11 月 14 日 【追加議案】 亀山市監査委員の選任同意について 【議決結果】全会一致で同意	
02′ 50″	新議員就任あいさつ	令和７年第２回臨時会 11 月 14 日 議会選出監査委員 新　秀隆　議員	

３：亀山市議会の新体制について			
02′ 50″	撮影場所：議場		**櫻木副委員長** **亀山市議会では、岡本公秀議長のもと、豊田恵理副議長が新たに就任し、新体制がスタートしました。**
	撮影場所：議長室 議長	正副議長あいさつ 岡本　公秀　議長	**～正副議長あいさつ（テロップ）～** **議長** **亀山市議会議長の岡本公秀です。（礼）** **日頃から、市民の皆様には議会活動に対し、多くのご理解とご協力をいただきありがとうございます。** **昨年１１月の第２回臨時会において、豊田恵理議員が副議長に就任しましたので、ご紹介します。**
	撮影場所：議長室 副議長 副議長アップ	正副議長あいさつ 豊田　恵理　副議長 正副議長あいさつ 議会は、市民の皆様の代表として、皆様の声を市政に届け、その実現に向けて努力するという責任を持って活動しています。 正副議長あいさつ 議員一人一人が、この役割を深く自覚し、誰もが安全で安心して暮らせる 正副議長あいさつ 未来を築くための政策を提言し、その実現に向けて取り組んでまいります。	**副議長** **副議長の豊田恵理です。（礼）** **議会は、市民の皆様の代表として、皆様の声を市政に届け、その実現に向けて努力するという責任を持って活動しています。** **議員一人一人が、この役割を深く自覚し、誰もが安全で安心して暮らせる未来を築くための政策を提言し、その実現に向けて取り組んでまいります。**

	正副議長アップ 撮影場所：議場 ３常任委員会３分割カット 撮影場所：議場	正副議長あいさつ 今後とも市民の皆様からの信頼に応えるため、努力してまいりますので、 正副議長あいさつ 引き続き議会活動へのご理解とご協力をお願いします。  【総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会】 委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設定し、所管事務調査を実施	**議長** **今後とも市民の皆様からの信頼に応えるため、努力してまいりますので、引き続き議会活動へのご理解とご協力をお願いします。（礼）** **櫻木副委員長** **そして、この臨時会では、新しい委員会構成が決まりました。** 市議会では、議会の円滑な運営を図るため、議会運営委員会と、本会議に提案された議案などを審査する４つの常任委員会を設置しています。 また、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、委員会の活性化と機能の充実のため、所管事務調査として、毎年、それぞれの所管に関するテーマを設定し、調査・研究を行っています。 **それでは、議会運営委員会委員長と４つの常任委員会の各委員長から委員会の取組などについてご紹介します。**

	撮影場所：委員会室 深水委員長 議会運営委員会の様子	【議会運営委員会】　深水　隆司　委員長 【議会運営委員会】　委員　５人 委員長　深水　隆司　　副委員長　伊藤　彦太郎 委　員　草川　卓也　森　美和子　　服部　孝規 【所管事項】 ・会期や日程の調整　　・本会議の進行の確認 ・議案や請願の取扱い　・議会関係の条例　　など	**議会運営委員会：深水委員長より紹介** **議会運営委員会委員長の深水隆司です。（礼）** **議会運営委員会は、定例会及び臨時会の議会運営を円滑に行うために設置しています。** 会期や日程の調整、本会議の進行の確認、議案や請願の取扱い、議会関係の条例に関することなどを審査しています。 委員会は、２人以上の議員が所属する会派から選出された委員５人で構成しています。 **今後も、市民の皆様に、わかりやすい、円滑な議会運営を行えるように努力してまいります。（礼）**
	撮影場所：委員会室 今岡委員長	【総務委員会】　今岡　翔平　委員長 【総務委員会】委員　５人 委員長　今岡　翔平　　副委員長　古田　吉昭 委　員　櫻木　善仁　髙島　真　服部　孝規 【所管事項】 ・組織　　・行政改革 ・財政　　・防災　　・消防　など	**総務委員会：今岡委員長より紹介** **総務委員会委員長の今岡翔平です。（礼）** **総務委員会は、５人の委員で構成し、市の組織や行政改革、財政、防災、消防などに関する議案等の審査を行います。**

	総務委員会の様子 庁舎外観の様子 亀山駅周辺の空撮 撮影場所：委員会室 森美和子委員長	【総務委員会】委員　５人 委員長　今岡　翔平　　副委員長　古田　吉昭 委　員　櫻木　善仁　髙島　真　服部　孝規 調査・研究テーマ 新庁舎建設について 財政の健全化と地域防災力の強化を図るため、財政面における建設コストの圧縮や、災害拠点として求められる機能の在り方など、新庁舎建設の方向性について調査・研究 【教育民生委員会】　森　美和子　委員長 【教育民生委員会】委員　６人 委員長　森　美和子　　副委員長　森　英之 委　員　草川　卓也　　中島　雅代 福沢　美由紀　櫻井　清蔵 【所管事項】 ・市民相談　・戸籍 ・国民健康保険　・文化 ・福祉　・子育て支援 ・医療　・教育　など	また、所管事務調査では、「新庁舎建設」についてをテーマに設定しました。 財政の健全化と地域防災力の強化を図るため、財政面における建設コストの圧縮や、災害拠点として求められる機能の在り方など、新庁舎建設の方向性について、調査・研究していきます。 **教育民生委員会：森美和子委員長より紹介** **教育民生委員会委員長の森美和子です。（礼）** **教育民生委員会は、６人の委員で構成し、市民相談や戸籍、国民健康保険、文化、福祉、子育て支援、医療、教育などに関する議案等の審査を行います。**

	教育民生委員会の様子 健康都市大学講座の様子 市民がスポーツをしている様子	【教育民生委員会】６人 委員長　森　美和子　　副委員長　森　英之 委　員　草川　卓也　　中島　雅代 福沢　美由紀　櫻井　清蔵 調査・研究テーマ 健康政策の推進について 現在の市の取組が、真に市民の主体的な健康づくり活動につながっているか、状況を把握し、健康都市としてのあるべき姿について調査・研究	また、所管事務調査では、「健康政策の推進」についてをテーマに設定しました。 現在の市の取組が、真に市民の主体的な健康づくり活動につながっているか、状況を把握し、健康都市としてのあるべき姿について調査・研究していきます。
	撮影場所：委員会室 伊藤委員長	【産業建設委員会】　伊藤　彦太郎　委員長	**産業建設委員会：伊藤委員長より紹介** **産業建設委員会委員長の伊藤彦太郎です。（礼）** **産業建設委員会は、５人の委員で構成し、商工業や農林業、都市計画や道路、環境・廃棄物の処理、上下水道などに関する議案等の審査を行います。**
		【産業建設委員会】委員　５人 委員長　伊藤　彦太郎　副委員長　深水　隆司 委　員　新　秀隆　　豊田　恵理　　鈴木　達夫 【所管事項】 ・商工業　　・農林業 ・都市計画　　・道路 ・環境、廃棄物処理・上下水道　　など	
	産業建設委員会の様子 市内市道、上水道、公園緑地のイメージ	【産業建設委員会】委員　５人 委員長　伊藤　彦太郎　副委員長　深水　隆司 委　員　新　秀隆　　豊田　恵理　　鈴木　達夫 調査・研究テーマ 社会インフラにおける官民連携について 道路、上水道施設、公園緑地等の社会インフラにおいて、官民連携や民間活用の状況を確認し、新たな手法など今後の在り方について調査・研究	また、所管事務調査では、「社会インフラにおける官民連携」についてをテーマに設定しました。 道路、上水道施設、公園緑地等の社会インフラにおいて、官民連携や民間活用の状況を確認し、新たな手法など今後の在り方について調査・研究していきます。

9′ 19″	撮影場所：委員会室 森委員長 予算決算委員会の様子 各分科会の様子 （３分割カット）	【予算決算委員会】　森　英之　委員長 【予算決算委員会】委員　１７人 委員長　森　英之　　副委員長　髙島　真 委員　議長を除く議員 【所管事項】 ・予算、決算に関すること ・総合計画の基本構想、基本計画に関すること **予算決算委員会分科会**：**総務分科会**／**教育民生分科会**／**産業建設分科会**	**予算決算委員会：森委員長より紹介** **予算決算委員会委員長の森英之です。（礼）** **予算決算委員会は、議長を除く議員全員で構成し、予算、決算に関する議案や市の総合計画の基本構想、基本計画に関する議案について審査を行います。** また、補正予算に関する議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、詳細な審査を行います。

４：１２月定例会の経過について

9′ 19″	開会日の様子(11/28) 議場全景	画面右端：令和７年12月定例会 開会日11月28日	**豊田委員長** **次に、１２月定例会について、ご報告します。**
	岡本議長アップ 櫻井市長アップ 中原教育長アップ	岡本 公秀　議長 櫻井 義之　市長 中原　博　教育長	１２月定例会は、１１月２８日に開会し、はじめに櫻井市長から市政の現況報告が、中原教育長から教育行政の現況報告がありました。
	櫻井市長（提案理由説明）	令和７年12月定例会 開会日11月28日 【開会日に提案された議案】 条例制定　1件 条例改正　9件 令和７年度各会計補正予算　6件 議案　16件	開会日には、市長から条例制定１件、条例改正９件、令和７年度各会計補正予算６件の、合わせて議案１６件が提案されました。
	閉会日の様子 櫻井市長 （提案理由説明） 森美和子議員 （提案理由説明）	令和７年12月定例会 閉会日12月22日 【閉会日に提案された議案】 市長提出議案 令和７年度亀山市一般会計補正予算（第５号）　1件 人事案件　14件 議員提出議案 国への意見書の提出　1件 議案　16件	また、１２月２２日の閉会日には、追加議案として、市長から、令和７年度亀山市一般会計補正予算１件、人事案件１４件、議会から、議員提出議案として、国への意見書の提出１件、合わせて議案１６件が提案されました。

	議案質疑の様子 （8 人のカット） （12/9）	令和 7 年 12 月定例会 議案質疑 12 月 9 日	開会日に提案された議案については、１２月９日に議案質疑を行いました。
		令和 7 年 12 月定例会 議案質疑 12 月 9 日 **亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**	中でも、「亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」について多くの議員が質疑しました。
	公園で遊ぶこどもたちの様子	令和 7 年 12 月定例会 議案質疑 12 月 9 日 **亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について** 令和８年４月から実施される「こども誰でも通園制度」に向け、本市における設備や運営の基準を定めるために提案	この議案は、令和８年４月から実施される「こども誰でも通園制度」に向け、本市における設備や運営の基準を定めるために、提案されたものです。
	議案質疑カット続き	令和 7 年 12 月定例会 議案質疑 12 月 9 日 **亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について** 【主な質疑】 ・制度内容 ・保護者負担 ・周知方法　　など	この議案に対しては、「制度内容」や「保護者負担」、「周知方法」などについて質疑がありました。
	各常任委員会の様子 （4 分割）	総務委員会 / 教育民生委員会 産業建設委員会 / 予算決算委員会	それぞれの議案については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。

	総務委員会の様子	総務委員会 12 月 17 日 **・亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正　　など**	総務委員会では、「亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正」など議案４件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	総務委員会 12 月 17 日 **・亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正　　など** 4 件　全会一致で可決	
	教育民生委員会の様子 （12/16）	教育民生委員会 12 月 16 日 **・亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定　など**	教育民生委員会では、「亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」など、議案５件について審査を行いました。
	福沢議員 （12/16 反対討論）	教育民生委員会 12 月 16 日 **・亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正** **・亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正** **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** **【反対討論】**	これらの議案のうち、「亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正」など３件の議案について、反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	教育民生委員会 12 月 16 日 **・亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正** **・亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正** **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** ３件　賛成者多数で可決	

	採決の様子	教育民生委員会 12月16日 **・亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について** **・亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について** **２件　全会一致で可決**	そのほかの議案２件については、採決の結果いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	産業建設委員会の様子（12/15）	産業建設委員会 12月15日 **・亀山市営住宅条例の一部改正**	次に、産業建設委員会では、亀山市営住宅条例の一部改正について審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	産業建設委員会 12月15日 **・亀山市営住宅条例の一部改正** **全会一致で可決**	
	予算決算委員会各分科会の様子(3分割)	予算決算委員会 分科会：総務分科会／教育民生分科会／産業建設分科会	次に、予算決算委員会では３つの分科会を設置し、令和７年度各会計補正予算６件を、各分科会に分担し、１２月１５日から１７日にかけて審査を行いました。
	採決の様子（12/19　予算決算委員会）	予算決算委員会 12月19日 **令和７年度各会計補正予算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）6件**	そして、１２月１９日に全体審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
		予算決算委員会 12月19日 **令和７年度各会計補正予算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）6件** **全会一致で可決**	

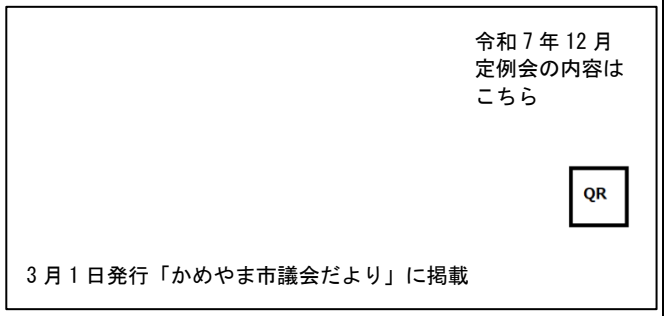
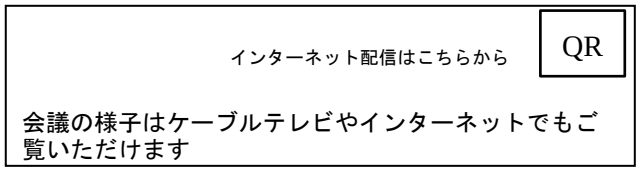
	撮影場所：議場 福沢議員 （12/22　反対討論）	令和７年12月定例会 閉会日12月22日 **・亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正** **・亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正** 令和７年12月定例会 閉会日12月22日 **・亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正** **・亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正** 【反対討論】 保育士の労働環境の抜本的な改善を行わず、規制緩和により資格取得者を増やそうとすることは、適切ではない 令和７年12月定例会 閉会日12月22日 **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** 令和７年12月定例会 閉会日12月22日 **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** 【反対討論】 市では、課税限度額を超過する世帯の割合は低いことから、国に準じて課税限度額を上げる必要はなく、市の特徴をつかみ、保険者として税を決定して事業を進めるべきである	**豊田委員長** **１２月２２日の閉会日には、開会日に提案された議案の審議などを行いました。** まず、「亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正」など２件の議案については、保育士の労働環境の抜本的な改善を行わず、規制緩和により資格取得者を増やそうとすることは、適切ではないなどの理由から、反対討論がありました。 続いて、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」については、市では、課税限度額を超過する世帯の割合は低いことから、国に準じて課税限度額を上げる必要はなく、市の特徴をつかみ、保険者として税を決定して事業を進めるべきであるとの理由から、反対討論がありました。

	採決の様子 （第 86-88 号）	令和 7 年 12 月定例会 閉会日 12 月 22 日 **・亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正** **・亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正** **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** 令和 7 年 12 月定例会 閉会日 12 月 22 日 **・亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正** **・亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正** **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** 【議決結果】3 件　賛成者多数で可決	そして、これらの議案は、採決の結果、賛成者多数で、いずれも原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （12/22　本会議）	令和 7 年 12 月定例会 閉会日 12 月 22 日 【開会日に提案された議案】 条例制定　1 件 条例改正　6 件 令和 7 年度各会計補正予算　6 件 令和 7 年 12 月定例会 閉会日 12 月 22 日 【開会日に提案された議案】 条例制定　1 件 条例改正　6 件 令和 7 年度各会計補正予算　6 件 【議決結果】13 件　全会一致で可決	そのほかの議案１３件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決しました。

	市長（提案理由説明）	令和７年12月定例会 閉会日12月22日 **【市長から閉会日に提案された議案】** 令和７年度亀山市一般会計補正予算（第５号）　１件 人事案件　14件 議案　15件	続いて、追加議案として、市長から、令和７年度亀山市一般会計補正予算と、人事案件１４件の合わせて議案１５件が提案されました。
	質疑の様子 （深水議員、今岡議員）	令和７年12月定例会 議案質疑12月22日 **・令和７年度亀山市一般会計補正予算（第５号）**	これらの議案のうち、補正予算については、同日、予算決算委員会に審査を付託し、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	予算決算委員会採決の様子(12/22)	予算決算委員会 12月22日 **・令和７年度亀山市一般会計補正予算（第５号）**	
		予算決算委員会 12月22日 **・令和７年度亀山市一般会計補正予算（第５号）** 全会一致で可決	

	採決の様子 （12/22　本会議 追加議案）	令和７年 12 月定例会 閉会日 12 月 22 日 【市長から閉会日に提案された議案】 令和７年度亀山市一般会計補正予算（第５号）　１件 人事案件　14 件	そして、本会議において、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
		令和７年 12 月定例会 閉会日 12 月 22 日 【市長から閉会日に提案された議案】 令和７年度亀山市一般会計補正予算（第５号）　１件 人事案件　14 件 【議決結果】15 件　全会一致で可決	
	森美和子議員（提案理由説明） 病院のイメージ 採決の様子	令和７年 12 月定例会 閉会日 12 月 22 日 【議会から閉会日に提案された議案】 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出 QR 意見書詳細はこちら	続いて、議会から、診療報酬について、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入することなどを求める、「危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出」が提案され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
		令和７年 12 月定例会 閉会日 12 月 22 日 【議会から閉会日に提案された議案】 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出 【議決結果】全会一致で可決 QR 意見書詳細はこちら	

	一般質問の様子 12/10： 5名の議員のカット（分割） 12/11： 5名の議員のカット（分割） 12/12： 5名の議員のカット（分割）				また、１０日から１２日までの３日間は、市政に関する一般質問を行いました。
				市政に関する 一般質問 QR 12月10日	
				市政に関する 一般質問 QR 12月11日	
				市政に関する 一般質問 QR 12月12日	

16′ 49″	ホームページの映像 市議会だよりの映像 ケーブルテレビでの本会議の様子 インターネット配信の様子	   	なお、議案の詳細や議決結果などは、ホームページに掲載しているほか、３月１日発行の市議会だよりにも掲載します。 本会議の様子は、ケーブルテレビでライブ放送や録画放送をご覧いただけます。 また、インターネットでは、本会議と定例会中の委員会のライブ配信や録画配信を行っていますので、ぜひご覧ください。

５：さいごに			
16′ 49″	撮影場所：議場		**櫻木副委員長** **今回は、令和７年第２回臨時会の経過や亀山市議会の新体制、１２月定例会の経過についてご報告しました。**
	議場の様子	今後の会議日程（予定） 令和８年３月定例会　２月 20 日～3 月 26 日	次の本会議は、令和８年３月定例会を２月２０日から３月２６日までの３５日間の会期で開催する予定です。
	傍聴席の様子	**亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます**	亀山市議会の本会議や常任委員会などの傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。
	２人のカット	議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195　三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL：0595-84-5059(直通)　FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp	**豊田委員長** **市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、議会報告番組や議会だより、ホームページなど積極的な情報発信に取り組んでいます。** **ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。（礼）**
18′ 04″			

令和８年５月１日～５月１５日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール

日	時間	場所	撮影内容
４／１３(月)	１３：００～１３：３０	議　　場	予算決算委員会　森英之委員長　　顔出し・ナレーション部分の撮影
	１３：３０～１６：００	議　　場	広聴広報委員会　中島委員、草川委員　　顔出し・ナレーション部分の撮影

出演：予算決算委員会　森英之委員長、広聴広報委員会　中島委員、草川委員

■番組概要

１：はじめに

２：令和８年第１回臨時会の経過について

３：令和８年３月定例会の経過について

４：予算決算委員会における審査の概要について

５：さいごに

１：はじめに			
時間	**映像**	**テロップ**	**原稿**
00′ 00″ <			

２：令和８年第１回臨時会の経過について			
00′ 40″	臨時会の様子(1/28) 議場全景	画面右上：令和８年第１回臨時会 1 月 28 日	草川委員 令和８年第１回臨時会は、１月２８日に開催しました。 この臨時会では、令和７年度亀山市一般会計補正予算１件、衆議院選挙の執行に係る補正予算に関し、専決処分した事件の承認１件の、合わせて２件の議案が提案されました。
	岡本議長アップ 櫻井市長アップ	岡本　公秀　議長 櫻井　義之　市長	
	市長（提案理由説明）	令和 8 年第 1 回臨時会 1 月 28 日 【臨時会に提案された議案】 令和 7 年度亀山市一般会計補正予算　1 件 専決処分した事件の承認（衆議院選挙の執行に係る補正予算）　1 件 議案 2 件	
	空撮　市内の画像	令和 8 年第 1 回臨時会 1 月 28 日 **令和 7 年度亀山市一般会計補正予算** 国の交付金を活用し、物価高騰による市民生活の負担軽減を図るため、市民１人当たり７千円の給付を行うなど、市民や事業者に対する支援を行う	これらの議案のうち、令和７年度亀山市一般会計補正予算は、国の交付金を活用し、物価高騰による市民生活の負担軽減を図るため、市民１人当たり７千円の給付を行うなど、市民や事業者に対する支援を行うためのものです。
	草川議員、櫻井議員 質疑の様子	令和 8 年第 1 回臨時会 1 月 28 日 **令和 7 年度亀山市一般会計補正予算** 【主な質疑内容】 ・事業概要 ・支援手法の選定理由　など	この議案に対しては、「事業概要」や「支援手法の選定理由」などについて質疑がありました。

	予算決算委員会の様子 1/28	予算決算委員会 1月28日 **令和７年度亀山市一般会計補正予算**	同日、予算決算委員会に各議案の審査を付託し、「令和７年度亀山市一般会計補正予算」については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （1/28　予算決算委員会）	予算決算委員会 1月28日 **令和７年度亀山市一般会計補正予算** 賛成者多数で可決	
	予算決算委員会の様子 1/28	予算決算委員会 1月28日 **専決処分した事件の承認（衆議院選挙の執行に係る補正予算）**	また、「専決処分した事件の承認」については、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認しました。
	採決の様子 （1/28　予算決算委員会）	予算決算委員会 1月28日 **専決処分した事件の承認（衆議院選挙の執行に係る補正予算）** 全会一致で承認	

02′ 45″	本会議の様子（1/28） 討論の様子（櫻井議員） 採決の様子（1/28 本会議　議案第 1 号） 採決の様子（1/28 本会議　議案第 2 号）	令和 8 年第 1 回臨時会 1 月 28 日 **令和 7 年度亀山市一般会計補正予算** 令和 8 年第 1 回臨時会 1 月 28 日 **令和 7 年度亀山市一般会計補正予算** 【反対討論】 財政調整基金を繰り入れずに事業を進めるべきである 令和 8 年第 1 回臨時会 1 月 28 日 **令和 7 年度亀山市一般会計補正予算** 【議決結果】賛成者多数で可決 令和 8 年第 1 回臨時会 1 月 28 日 **専決処分した事件の承認（衆議院選挙の執行に係る補正予算）** 【議決結果】全会一致で承認	その後、本会議において、「令和 7 年度亀山市一般会計補正予算」について、財政調整基金を繰り入れずに事業を進めるべきであるとの理由から、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決しました。 また、「専決処分した事件の承認」については、採決の結果、全会一致で、承認しました。

３： 令和８年３月定例会の経過について

02′ 45″	開会日の様子(2/20) 議場全景	画面右上：令和８年３月定例会 開会日２月 20 日	草川委員 ３月定例会は、２月２０日に開会し、はじめに、櫻井市長から令和８年度施政及び予算編成方針の説明が、中原教育長から教育行政一般方針の説明がありました。
	岡本議長アップ 櫻井市長アップ 中原教育長アップ	岡本　公秀　議長 櫻井　義之　市長 中原　博　教育長	
	市長（提案理由説明）	令和８年３月定例会 開会日２月 20 日 【市長から開会日に提案された議案】 条例制定　２件 条例改正　13 件 条例廃止　１件 令和７年度各会計補正予算　５件 令和８年度各会計予算　７件 第３次亀山市総合計画の策定に関する議案　２件 その他　２件 議案 32 件 報告２件	開会日には、市長から、条例制定２件、条例改正１３件、条例廃止１件、令和７年度各会計補正予算５件、令和８年度各会計予算７件、第３次亀山市総合計画の策定に関する議案２件、その他２件と、報告２件が提案されました。
	閉会日の様子 市長（提案理由説明） 産業建設委員会 伊藤委員長 （提案理由説明） 福沢議員 （提案理由説明）	令和８年３月定例会 閉会日３月 26 日 【閉会日に提案された議案】 【市長提出議案】 亀山市副市長の選任同意　１件 【委員会提出議案】 国への意見書の提出　１件 【議員提出議案】 決議　１件 議案　３件	３月２６日の閉会日には、追加議案として、市長から、亀山市副市長の選任同意１件、議会から委員会提出議案１件と議員提出議案１件、併せて議案３件が提案されました。

	議場全体 代表質問の様子 （５人のカット） (3/4)	令和８年３月定例会 代表質問３月４日 **【代表質問の主な内容】** ・「気概の年」と位置付けた考え方 ・中期財政見通し　など	３月４日に、施政及び予算編成方針に対する代表質問を行い、各会派の代表が「気概の年と位置付けた考え方」や「中期財政見通し」などについて、質問しました。
	議場全体 議案質疑の様子 （9 人のカット） (3/5)	令和８年３月定例会 議案質疑（総合計画）３月５日 **基本構想の策定** **前期基本計画の策定**	３月５日には、開会日に提案された議案のうち、市の最上位計画である第３次亀山市総合計画を策定するための議案である「基本構想の策定」と「前期基本計画の策定」の２件について、集中質疑を行いました。
		令和８年３月定例会 議案質疑（総合計画）３月５日 **基本構想の策定** **前期基本計画の策定** **【主な質疑の内容】** ・各重点プロジェクトの推進により目指す将来都市像 ・子ども・子育て支援の充実　など	これらの議案に対しては、「各重点プロジェクトの推進により目指す将来都市像」や「子ども・子育て支援の充実」などについて質疑がありました。
	議案質疑の様子 （12 人のカット） (3/6・9)	令和８年３月定例会 議案質疑３月６日・９日	また、その他の議案については、３月６日と９日に議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。
		令和８年３月定例会 議案質疑３月６日・９日 **令和８年度亀山市一般会計予算**	まず、第３次亀山市総合計画前期基本計画の初年度となる、令和８年度亀山市一般会計予算についてです。

		令和８年３月定例会 議案質疑３月６日・９日 **令和８年度亀山市一般会計予算** 【主な質疑の内容】 ■庁舎建設基金積立金 ■小学校のプール民間施設活用事業 ■「かわまちづくり」に係る予算　など	この議案に対しては「庁舎建設基金積立金」や「小学校のプール民間施設活用事業」、「かわまちづくり」に係る予算などについて質疑がありました。
		令和８年３月定例会 議案質疑３月６日・９日 **亀山市まちをきれいにする条例の一部改正**	次に、「亀山市まちをきれいにする条例の一部改正」についてです。
	ごみ拾いの様子	令和８年２月21日実施 クリーン作戦 **亀山市まちをきれいにする条例の一部改正** ごみの投棄に対する対応強化等を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、条例を改正するもの。 市の裁量による過料などを規定	この議案は、ごみの投棄に対する対応強化等を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、条例を改正し、市の裁量による過料などを規定するものです。
	議員カット続き	令和８年３月定例会 議案質疑３月６日・９日 **亀山市まちをきれいにする条例の一部改正** 【主な質疑の内容】 ■事業者・市民の責務 ■罰則　など	この議案に対しては、「事業者・市民の責務」や「罰則」などについて質疑がありました。

	各常任委員会の様子 （4 分割）	総務委員会 / 教育民生委員会 産業建設委員会 / 予算決算委員会	それぞれの議案は、所管する各常任委員会に審査を付託しました。
	総務委員会の様子 （3/16）	総務委員会 3 月 16 日 **・亀山市職員給与条例の一部改正** **・亀山市火災予防条例の一部改正　など**	総務委員会では、「亀山市職員給与条例の一部改正」や、「亀山市火災予防条例の一部改正」など、議案７件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	総務委員会 3 月 16 日 **・亀山市職員給与条例の一部改正** **・亀山市火災予防条例の一部改正　など** **7 件　全会一致で可決**	
	教育民生委員会の様子 （3/13）	教育民生委員会 3 月 13 日 **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** **・亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止　など**	次に、教育民生委員会では、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」や、「亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止」など、議案４件について審査を行いました。

	福沢議員 討論の様子	教育民生委員会 3月13日 **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** **【反対討論】**	そして、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」については、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり、可決しました。
	採決の様子	教育民生委員会 3月13日 **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正** **賛成者多数で可決**	
		教育民生委員会 3月13日 **・亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止　など**	また、その他の議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり、可決しました。
		教育民生委員会 3月13日 **・亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止　など** 3件　賛成者多数で可決	
	産業建設委員会の様子 (3/12)	産業建設委員会 3月12日 **・亀山市まちをきれいにする条例の一部改正** **・市道路線の認定及び廃止　など**	次に、産業建設委員会では、「亀山市まちをきれいにする条例の一部改正」や、「市道路線の認定及び廃止」など、議案7件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	路線の現場確認の様子	現場確認の様子	
	採決の様子	産業建設委員会 3月12日 **・亀山市まちをきれいにする条例の一部改正** **・市道路線の認定及び廃止　など** 7件　全会一致で可決	

	産業建設委員会の様子 (3/12)	産業建設委員会 3 月 12 日 **【請願】学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願**	続いて、「学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願」の審査を行いました。
	事務局長朗読の様子	産業建設委員会 3 月 12 日 **【請願】学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願** 関小学校正門西側から関支所に向けて横断歩道を設置するよう採択し、県の関係機関に意見書の提出を求めるもの	この請願は、関小学校正門西側から関支所に向けて横断歩道を設置するよう採択し、県の関係機関に意見書の提出を求めるものです。
	採決の様子 （請願）	産業建設委員会 3 月 12 日 **【請願】学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願** 全会一致で採択	この請願は、採決の結果、全会一致で採択しました。
	予算決算委員会各分科会の様子(3 分割)	予算決算委員会 分科会：総務分科会 教育民生分科会：産業建設分科会	次に、予算決算委員会では、令和７年度各会計補正予算５件について３つの分科会を設置し、各分科会に分担し、３月１２日・１３日・１６日の３日間にわたり、審査を行いました。
	予算決算委員会の様子 (3/18 総括質疑)	予算決算委員会 3 月 18 日・23 日・24 日 **令和 8 年度各会計予算　7 件** **令和 7 年度各会計補正予算　5 件** **第 3 次亀山市総合計画の策定に関する議案　2 件**	また、３月１８日・２３日・２４日の３日間にわたり、令和８年度各会計予算７件、令和７年度各会計補正予算５件、第３次亀山市総合計画の策定に関する議案２件の合わせて議案１４件について全体審査を行いました。 **それでは、予算決算委員会における議案の審査の概要について、森英之委員長からご報告いたします。**
9′ 30″	撮影場所：議場 草川委員アップ		

４：予算決算委員会における審査の概要について			
9′ 30″	背景 市庁舎 撮影場所：委員会室 森委員長 予算決算委員会の様子 （3/18）	予算決算委員会 予算決算委員会 森　英之　委員長 予算決算委員会 ３月 18 日 **基本構想の策定** **前期基本計画の策定** 予算決算委員会 ３月 18 日 **基本構想の策定** **前期基本計画の策定** 【主な質疑の内容】 ■商工業・観光の活性化 ■児童センター移転整備事業 ■鈴鹿亀山道路周辺のまちづくりの方向性 など	**～予算決算委員会～（テロップ３秒）** **森英之委員長** **予算決算委員会委員長の森英之です。（礼）** **今委員会では、毎年３月に付託される新年度予算や補正予算の審査に加え、第３次亀山市総合計画の策定に関する議案が付託され、それぞれ審査を行いました。** １８日に開催した予算決算委員会では、「基本構想の策定」と「前期基本計画の策定」について、集中的に審査を行いました。 特に「前期基本計画の策定」について、「商工業・観光の活性化」や「児童センター移転整備事業」、「鈴鹿亀山道路周辺のまちづくりの方向性」などについて、質疑がありました。

	予算決算委員会の様子 （3/23・24）	予算決算委員会 3 月 23 日・24 日	また、２３日と２４日に開催した予算決算委員会では、令和８年度各会計予算に対する総括質疑と個別質疑を行いました。
	背景 市庁舎、関支所、あいあい、医療センター玄関（過去の素材から）	令和 8 年度 一般会計　228 億 7,700 万円 特別会計 （国民健康保険事業、後期高齢者医療事業） 58 億 2,280 万円 企業会計 （水道事業、工業用水道事業、下水道事業、病院事業） 76 億 4,210 万円 予算総額　363 億 4,190 万円 （前年度比 1.3%　減）	令和８年度各会計予算については、一般会計として 228 億 7,700 万円が計上されるほか、特別会計として国民健康保険事業や、企業会計として水道事業、病院事業などの予算が計上され、前年度比約 1.3%の減となる、総額 363 億 4,190 万円が提案されました。
	予算決算委員会の様子 （3/23 総括質疑 5 人） 櫻井議員 服部議員 新　議員 草川議員 櫻木議員	予算決算委員会 3 月 23 日 令和 8 年度各会計予算　7 件 総括質疑【主な質疑の内容】 ■予算編成の考え方 ■各種基金の積立について ■財政構造改革骨太方針２０２４の取組結果　など	総括質疑では「予算編成の考え方」や、「各種基金の積立について」、「財政構造改革骨太方針２０２４の取組結果」などについて、
	（3/23・24 個別質疑） （7 名） 3 分割+4 分割	予算決算委員会 3 月 23 日・24 日 個別質疑 ■各事業について	また、個別質疑として各事業について、委員が様々な角度から質しました。

	反対討論（服部議員、福沢議員　3/24） 採決の様子 （議案 24 号・33 号） 採決の様子 （その他一括）	予算決算委員会 3 月 24 日 **令和 8 年度亀山市一般会計予算** **基本構想の策定　など** **反対討論** 予算決算委員会 3 月 24 日 **令和 8 年度亀山市一般会計予算** **基本構想の策定　など** 予算決算委員会 3 月 24 日 **令和 8 年度亀山市一般会計予算** **基本構想の策定　など** **5 件　賛成者多数で可決** 予算決算委員会 3 月 24 日 **令和 8 年度各会計予算** **（水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）** 予算決算委員会 3 月 24 日 **令和 8 年度各会計予算** **（水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）** **4 件　全会一致で可決**	そして、「令和８年度亀山市一般会計予算」や「基本構想の策定」など、議案５件について反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決しました。 また、そのほかの令和８年度各会計予算の議案４件については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

	背景 予算決算委員会の様子 （3/23・3/24　総括・個別質疑）	**令和８年度予算** **【予算決算委員会　意見】** **令和８年度から第３次総合計画がスタートするが、その具現化に向け、委員会の審査過程において出された意見を真摯に受け止め、計画的・効率的な予算の執行に取り組むとともに、事業の着実な推進に努められたい。** **など　３点の意見** **詳しくは、こちら⇒　QR**	なお、予算決算委員会では、令和８年度各会計予算に対する意見として、 「令和８年度から第３次総合計画がスタートするが、その具現化に向け、委員会の審査過程において出された意見を真摯に受け止め、計画的・効率的な予算の執行に取り組むとともに、事業の着実な推進に努められたい。」など、３点の意見を申し添えました。

予算決算委員会各分科会の様子（3 分割）
3/12・3/13・3/16

予算決算委員会 分科会	総務分科会
教育民生分科会	産業建設分科会

予算決算委員会の様子

予算決算委員会
3 月 24 日

・令和 7 年度各会計補正予算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業会計、病院事業会計）

採決の様子

予算決算委員会
3 月 24 日

・令和 7 年度各会計補正予算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業会計、病院事業会計）

5 件　全会一致で可決

撮影場所：委員会室
森委員長

今後は、これらの予算が適切に執行され、さらなる市民サービスの向上が図られるよう、議会の重要な責務である「監視及び評価」に努めてまいります。

続いて、各分科会で審査を行った、令和 7 年度各会計補正予算 5 件について、全体審査を行い、各分科会会長から報告を受け、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決しました。

今後は、これらの予算が適切に執行され、さらなる市民サービスの向上が図られるよう、議会の重要な責務である「監視及び評価」に努めてまいります。（礼）

	撮影場所：議場		**中島委員** **３月２６日の閉会日には、開会日に提案された議案について、５人の議員が討論を行い、活発な議論を交わしました。**
	反対討論の様子 （服部議員）	令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 亀山市工場立地法市準則条例の制定 反対討論 この条例の制定により緑地面積等を減らすことは、公害問題や自然の喪失等への対策を行うための、法の趣旨に反している　　など	「亀山市工場立地法市準則条例の制定」において、この条例の制定により緑地面積等を減らすことは、公害問題や自然の喪失等への対策を行うための、法の趣旨に反しているなどの理由から、反対討論がありました。
	採決の様子 （第 4 号）	令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 亀山市工場立地法市準則条例の制定	そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。
		令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 亀山市工場立地法市準則条例の制定 【議決結果】賛成者多数で可決	

	反対討論の様子 （福沢議員）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 反対討論 子育てを社会で支えるための財源を、公的医療保険に上乗せして徴収するのではなく、公費そのものを大幅に増やすべき　　など	次に、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」において、子育てを社会で支えるための財源を、公的医療保険に上乗せして徴収するのではなく、公費そのものを大幅に増やすべきであるなどの理由から、反対討論がありました。
	賛成討論の様子 （森美和子議員）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 賛成討論 今回の改正は、被保険者の負担や、国保運営の持続性に十分配慮した内容である　　など	一方、今回の改正は、被保険者の負担や、国保運営の持続性に十分配慮した内容であるなどの理由から、賛成討論がありました。
	採決の様子 （第10号）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 亀山市国民健康保険税条例の一部改正	そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。
		令和８年３月定例会 閉会日３月26日 亀山市国民健康保険税条例の一部改正 【議決結果】賛成者多数で可決	

	反対討論の様子 （櫻井議員）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止 反対討論 長年市民を支えてきた手当を、廃止することには賛成できない　　など	次に、「亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止」において、長年市民を支えてきた手当を廃止することには賛成できないなどの理由から、反対討論がありました。
	採決の様子 （第18号）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止	そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。
		令和８年３月定例会 閉会日３月26日 亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止 【議決結果】賛成者多数で可決	
	反対討論の様子 （服部議員）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 基本構想の策定 前期基本計画の策定 反対討論 事業の進展が全く見込めないリニア中央新幹線を、今後のまちづくりの柱に据えている基本構想と、それを具体化した前期基本計画には賛成できない　　など	次に、「基本構想の策定」と「前期基本計画の策定」において、事業の進展が全く見込めないリニア中央新幹線を、今後のまちづくりの柱に据えている基本構想と、それを具体化した前期基本計画には賛成できないなどの理由から、反対討論がありました。 一方、総合計画については、市民一人一人が未来に夢と希望を持てる亀山市になることを期待するなどの理由から、賛成討論がありました。
	賛成討論の様子 （櫻木議員）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 基本構想の策定 前期基本計画の策定 賛成討論 総合計画については、市民一人一人が未来に夢と希望を持てる亀山市になることを期待する　など	

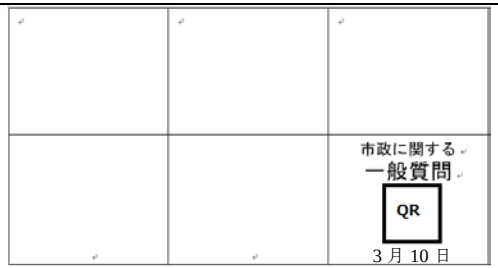
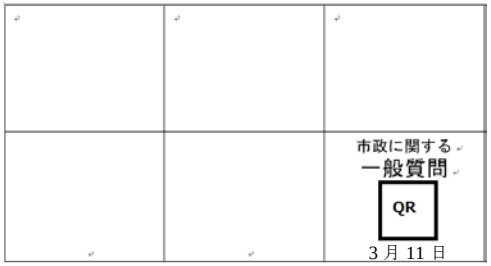
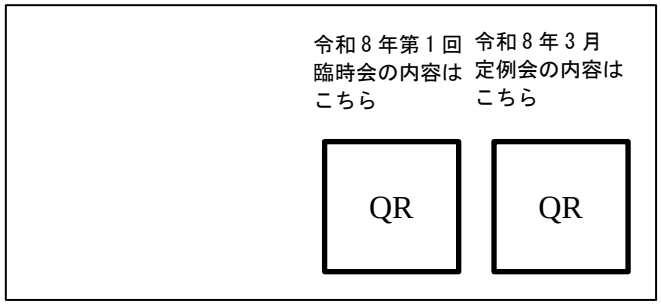
	採決の様子 （第 33・34 号）	令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 基本構想の策定 前期基本計画の策定	そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で、原案のとおり可決しました。
		令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 基本構想の策定 前期基本計画の策定 【議決結果】賛成者多数で可決	
	反対討論の様子 （服部議員）	令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 令和８年度亀山市一般会計予算 反対討論 総合計画の策定に関する議案については反対であり、その具体化の初年度となる当初予算についても賛成できない　など	次に、「令和８年度亀山市一般会計予算」において、総合計画の策定に関する議案については反対であり、その具体化の初年度となる当初予算についても賛成できないなどの理由から、反対討論がありました。
	賛成討論の様子 （櫻木議員、森議員）	令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 令和８年度亀山市一般会計予算 賛成討論 本予算は施策推進と財政構造改革の両立を図ったものなど	一方、本予算は施策推進と財政構造改革の両立を図ったものであるなどの理由から、賛成討論がありました。
	採決の様子 （第 24 号）	令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 令和８年度亀山市一般会計予算	そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。
		令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 令和８年度亀山市一般会計予算 【議決結果】賛成者多数で可決	

	反対討論の様子 （福沢議員） 採決の様子 （第 25・26 号）	令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算 令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算 反対討論 子ども・子育て支援金を上乗せすることによって、市民の負担が上がる仕組みとなる　　など 令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算 令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算 令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算 令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算 【議決結果】賛成者多数で可決	次に、「令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算」「令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算」において、子ども子育て支援金を上乗せすることによって、市民の負担が上がる仕組みとなる予算であるなどの理由から、反対討論がありました。 そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で、原案のとおり可決しました。

	採決の様子 （3 号、その他一括）	令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正 【議決結果】2 件　賛成者多数で可決 令和 8 年 3 月定例会 閉会日 3 月 26 日 条例改正　11 件 令和 7 年度各会計補正予算　5 件 令和 8 年度各会計予算　4 件 その他　2 件 【議決結果】22 件　全会一致で可決	そのほかの議案については、採決の結果、いずれも、原案のとおり可決しました。

	採決の様子（請願）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 【請願】 学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願	次に、産業建設委員会に付託された、学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願については、本会議において、採決の結果、全会一致で採択となりました。
		令和８年３月定例会 閉会日３月26日 【請願】 学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願 【議決結果】全会一致で採択	
	委員会提出議案 提案理由（伊藤議員）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 【議会から閉会日に提案された議案（委員会提出議案）】 学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出	そして、この請願の採択に伴い、委員会提出議案として、関係機関への意見書の提出が提案され、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決しました。
	採決の様子	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 【議会から閉会日に提案された議案（委員会提出議案）】 学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出 【議決結果】全会一致で可決	

	閉会日 市長（追加議案　提案理由説明）	令和８年３月定例会 閉会日３月26日 【市長から閉会日に提案された議案】 亀山市副市長の選任同意 現副市長の山本伸治氏の任期満了に伴い、引き続き副市長として選任することについて、議会の同意を求めるもの	次に、追加議案として、市長から「亀山市副市長の選任同意」が提案されました。 この議案は、現副市長の山本伸治氏の任期満了に伴い、引き続き副市長として選任することについて、議会の同意を求めるもので、採決の結果、全会一致で原案のとおり同意しました。
	採決の様子 （追加議案）	令和８年３月定例会 閉会日３月26 【市長から閉会日に提案された議案】 亀山市副市長の選任同意 【議決結果】全会一致で同意	
	提案理由説明の様子 （福沢議員）	令和８年３月定例会 閉会日３月26 【議会から閉会日に提案された議案】 米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議	続いて、議会から、米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議が提案され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （議員提出議案）	令和８年３月定例会 閉会日３月26 【議会から閉会日に提案された議案】 米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議 【議決結果】全会一致で可決	

	一般質問の様子 （3/10・3/11） 3/10　５名の議員のカット（分割）		また、３月１０日と１１日の２日間は、市政に関する一般質問を行いました。
	3/11　５名の議員のカット（分割）		
	ホームページの映像		臨時会や定例会で審査された議案の詳細や議決結果、各議員の質疑・質問の内容については、ホームページに掲載しているほか、６月１日発行の市議会だよりにも掲載します。

20′ 20″	市議会だよりの映像	令和８年第１回臨時会の内容はこちら QR 令和８年３月定例会の内容はこちら QR ６月１日発行「かめやま市議会だより」に掲載	
	ケーブルテレビでの本会議の様子	本会議は ZTV123ch で放送 会議の様子はケーブルテレビやインターネットでもご覧いただけます	また、本会議の様子は、ケーブルテレビでライブ放送や録画放送をご覧いただけます。
	インターネット配信の様子	インターネット配信はこちらから QR 会議の様子はケーブルテレビやインターネットでもご覧いただけます	インターネットでは、本会議と定例会中の委員会のライブ配信や録画配信を行っていますので、ぜひご覧ください。

５：さいごに			
20′ 20″	撮影場所：議場 ２ショット		**草川委員** **今回は、令和８年第１回臨時会と３月定例会の経過について、ご報告しました。**
	議場の様子	今後の会議日程（予定） 令和８年６月定例会　５月 29 日～6 月 24 日	次の本会議は、令和８年６月定例会を、５月２９日から６月２４日までの２７日間の会期で開催する予定です。
	傍聴席の様子	**亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます**	亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。
	２ショット	議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195　三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL：0595-84-5059(直通)　FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp	**中島委員** **市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、積極的な情報発信に取り組んでいます。** **ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。（礼）**
21′ 35″			

令和８年８月１日～８月１５日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール

日	時間	場所	撮影内容
７／１５(水)	9:30～10:00	ますみ児童園	政策検討部会　豊田部会長、櫻木副部会長　顔出し・ナレーション部分の撮影
	10:15～11:30	議　場	広聴広報委員会　福沢委員、伊藤委員　顔出し・ナレーション部分の撮影

出演：政策検討部会　豊田部会長、櫻木副部会長　　広聴広報委員会　福沢委員、伊藤委員

■番組概要

１：はじめに

２：亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について

３：令和８年６月定例会の経過について

４：所管事務事業概要説明について

５：さいごに

１：はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00′ 00″ <			

２：亀山市こどもがかがやくまち条例について			
01′ 10″	撮影場所：ますみ児童園（又は委員会室） 豊田議員、櫻木議員	政策検討部会　豊田　恵理　部会長 政策検討部会　櫻木　善仁　副部会長 亀山市こどもがかがやくまち条例 令和８年６月定例会では、議会が提出する初めての政策条例である、亀山市こどもがかがやくまち条例が成立 亀山市こどもがかがやくまち条例 すべてのこどもの幸せのために、こどもが安心して暮らすことができる「こどもがかがやくまち」の実現を目指すことを目的として制定するもの 令和８年７月１日から施行	タイトルテロップ（３秒） **豊田部会長** **こんにちは、政策検討部会　部会長の豊田恵理です。** **櫻木副部会長** **副部会長の櫻木善仁です。** **豊田部会長** **令和８年６月定例会では、議会が提出する初めての政策条例である、亀山市こどもがかがやくまち条例が成立しました。** **この条例は、すべてのこどもの幸せのために、こどもが安心して暮らすことができる「こどもがかがやくまち」の実現を目指すことを目的として制定するもので、令和８年７月１日から施行されました。**
	過去の政策検討部会、意見交換会の様子	政策検討部会の様子 令和５年７月５日 亀山市こどもがかがやくまち条例 令和元年１２月に議員からの提案以降、その制定に向け、政策検討部会を中心に検討が重ねられてきた 意見交換会の様子（生徒会） 令和５年11月２日 亀山市こどもがかがやくまち条例 市内の小中高生や、こどもに関する団体との意見交換などを行い、議会が市民と一緒になってつくりあげた	櫻木副部会長 この条例は、令和元年１２月に議員からの提案以降、その制定に向け、政策検討部会を中心に検討が重ねられてきました。 また、市内の小中高生やこどもに関する団体との意見交換などを行い、議会が市民と一緒になってこの条例をつくりあげました。

3′ 00″	公園などで子どもが遊ぶ様子 撮影場所：ますみ児童園（又は委員会室） 豊田議員、櫻木議員	意見交換会の様子（高校生） 令和６年２月６日 亀山市こどもがかがやくまち条例 市内の小中高生や、こどもに関する団体との意見交換などを行い、議会が市民と一緒になって、つくりあげた 意見交換会の様子（保護者） 令和６年２月19日 亀山市こどもがかがやくまち条例 市内の小中高生や、こどもに関する団体との意見交換などを行い、議会が市民と一緒になって、つくりあげた 亀山市こどもがかがやくまち条例 すべてのこどもはかけがえのない存在であることを示し、こどもたちの権利が最大限に保障されなければならないことを宣言 安心して生きる権利 のびのびと豊かに育つ権利 一人ひとりが守られ尊重される権利 参加する権利 条例の詳しい内容はこちらから QR	条例では、その前文で、すべてのこどもはかけがえのない存在であることを示し、こどもたちの権利が最大限に保障されなければならないことを宣言しています。 また、こどもにとってとりわけ大切な権利を「安心して生きる権利」「のびのびと豊かに育つ権利」「一人ひとりが守られ尊重される権利」「参加する権利」の４つに分けて、具体的に規定しました。 詳しい内容は、８月１日発行の市議会だよりや、ホームページでご覧いただくことができます。 **豊田部会長** **今後も、本条例に基づき、全てのこどもたちの幸せのために、議会として取り組んでまいります。**

３：令和８年６月定例会の経過について

03′ 00″	撮影場所：議場		**福沢委員** **続いて、６月定例会の全体の概要について、ご報告します。**
	開会日の様子(5/29) 議場全景	画面右上：令和８年６月定例会 開会日５月 29 日	６月定例会は、５月２９日に開会し、はじめに、櫻井市長から市政の現況報告が、中原教育長から教育行政の現況報告がありました。
	岡本議長アップ 櫻井市長アップ 中原教育長アップ	岡本　公秀　議長 櫻井　義之　市長 中原　博　教育長	
	市長（提案理由説明）	令和８年６月定例会 開会日５月 29 日 【市長から開会日に提案された議案】 条例制定　１件 条例改正　５件 令和８年度各会計補正予算　２件 その他　11 件 議案 19 件 報告６件	開会日には、市長から、条例制定１件、条例改正５件、令和８年度各会計補正予算２件、その他１１件、併せて議案１９件と、報告６件が提案されました。
	定例会の様子（6/24） 深水隆司　議会運営委員会委員長 （提案理由説明）	令和８年６月定例会 閉会日６月 24 日 【議会から閉会日に提案された議案】 条例制定　１件 議案１件	また、６月２４日の閉会日には、追加議案として、議会から、条例制定１件が提案されました。

	議場全体 議案質疑の様子 （7 人のカット） （6/10）	令和 8 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 11 日	開会日に提案された議案については、６月１１日に議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。
		令和 8 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 11 日 **亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定**	中でも、「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定」について、質疑が集中しました。
	森や山の様子	**亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定** 増加する野立て太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採や、景観の悪化などの様々な課題に対し、「太陽光発電施設の適正導入」「市民の生活環境の保全」「自然環境との調和」を図るため、制定するもの	この条例は、増加する野立て太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採や、景観の悪化などの様々な課題に対し、「太陽光発電施設の適正導入」「市民の生活環境の保全」「自然環境との調和」を図るため、制定するものです。
	亀山市空撮	**亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定** 建物の屋根や壁面、事業所の敷地内に設置するものを除く出力１０kW 以上の野立て太陽光発電施設	この条例は、建物の屋根や壁面、事業所の敷地内に設置するものを除き、出力１０キロワット以上の野立て太陽光発電施設が対象となります。

	野立て太陽光パネルの様子	**亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定** 事業所が施設の設置を行うには、市との事前協議や、近隣住民への説明会の実施などを行ったのち、市から許可を受けなければならない	また、事業所が施設の設置を行うには、市との事前協議や、近隣住民への説明会の実施などを行ったのち、市から許可を受ける必要があります。
	議案質疑の様子 （7 人のカット） （6/11　つづき）	令和 8 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 11 日 **亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定** **【主な質疑内容】** ・設置許可について ・地域住民等に対する説明会について ・太陽光パネル等の廃棄費用の積立てについて ・既存施設の取扱いについて　　など	この議案に対しては、「設置許可」や「地域住民等に対する説明会」、「太陽光パネル等の廃棄費用の積立て」、「既存施設の取扱い」などについて質疑がありました。
	各常任委員会の様子 （4 分割）	総務委員会 / 教育民生委員会 産業建設委員会 / 予算決算委員会	この条例のほか、それぞれの議案については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。

	総務委員会の様子 （6/19）	総務委員会 6月19日 **・亀山市税条例の一部改正** **・亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正　など**	総務委員会では、「亀山市税条例の一部改正」、「亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正」など、議案６件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認しました。
	採決の様子	総務委員会 6月19日 **・亀山市税条例の一部改正** **・亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正　など** 6件　全会一致で可決及び承認	
	教育民生委員会の様子 （6/18）	教育民生委員会 6月18日 **・財産の取得** **・損害賠償の額を定めること　など**	次に、教育民生委員会では、「財産の取得」、「損害賠償の額を定めること」など、議案４件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認しました。
	採決の様子	教育民生委員会 6月18日 **・財産の取得** **・損害賠償の額を定めること　など** 4件　全会一致で可決及び承認	

産業建設委員会の様子
（6/17）

産業建設委員会
6月17日
・亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定
・市道路線の認定　など

次に、産業建設委員会では、「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定」や、「市道路線の認定」など、議案７件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

路線の現場確認の様子

採決の様子

産業建設委員会
6月17日
・亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定
・市道路線の認定　など

７件　全会一致で可決

背景
総務分科会の様子
教育民生分科会の様子

予算決算委員会 分科会	総務分科会
教育民生分科会	

次に、予算決算委員会では、令和８年度各会計補正予算について、総務分科会、教育民生分科会に分担し、６月１８日と１９日に審査を行いました。

予算決算委員会
分科会長報告の様子
（6/23）

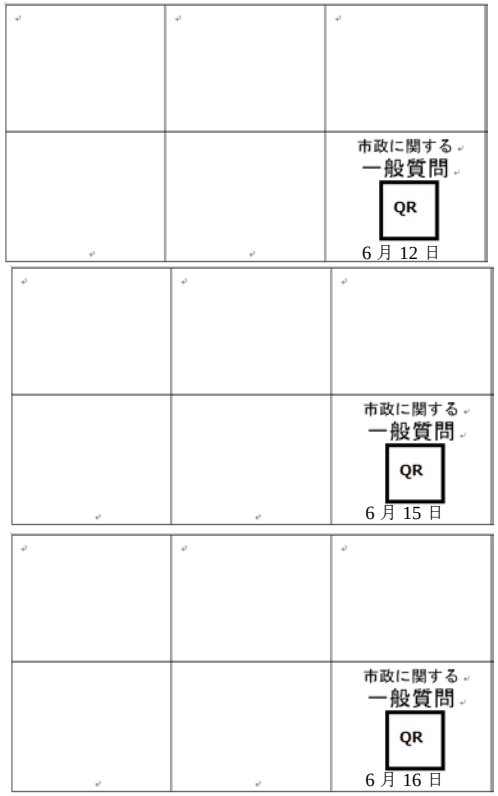
予算決算委員会
6月23日
・令和８年度亀山市一般会計補正予算（第１号）
・令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

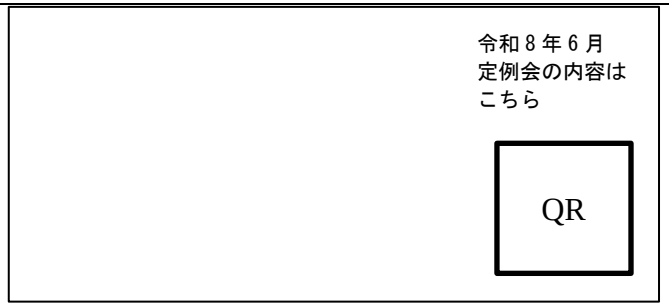
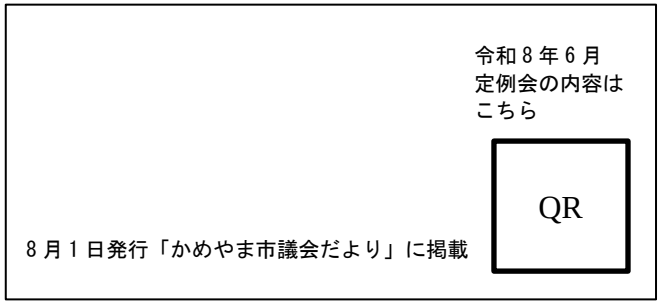
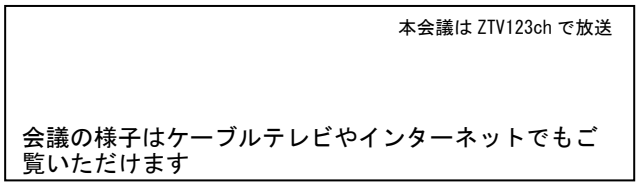
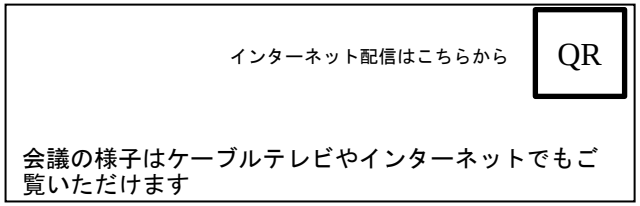
そして、６月２３日に全体審査を行い、各分科会会長から報告を受け、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決しました。

採決の様子
（42-43 号）

予算決算委員会
6月23日
・令和８年度亀山市一般会計補正予算（第１号）
・令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
全会一致で可決

	撮影場所：議場 伊藤議員		**伊藤委員** **　また、６月２４日の閉会日には、開会日に提案された議案について各委員長の報告を受け、議案の審議を行いました。**
	採決の様子 （6/24　本会議）	令和 8 年 6 月定例会 閉会日 6 月 24 日 亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定 賛成討論 対象を 10kW 以上とした小規模施設を含めたルールづくりが図られたことや、県内で初めて許可制を導入したことなどを評価する　　など	開会日に提案された議案のうち、「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定」について、対象を10kW以上とした、小規模施設を含めたルールづくりが図られたことや、県内で初めて許可制を導入したことなどを評価するなどの理由から、賛成討論がありました。
	採決の様子 （6/24　本会議）	令和 8 年 6 月定例会 閉会日 6 月 24 日 条例制定　1 件 条例改正　5 件 令和 8 年度各会計補正予算　2 件 その他　11 件	そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認しました。
		令和 8 年 6 月定例会 閉会日 6 月 24 日 条例制定　1 件 条例改正　5 件 令和 8 年度各会計補正予算　2 件 その他　11 件 【議決結果】19 件　全会一致で可決及び承認	

	深水委員長（提案理由説明） 採決の様子 一般質問の様子 6/12： 5名の議員のカット（分割） 6/15： 5名の議員のカット（分割） 6/16： 3名の議員のカット（分割）	令和8年6月定例会 閉会日6月24日 【議会から閉会日に提案された議案（委員会提出議案）】 亀山市こどもがかがやくまち条例の制定 令和8年6月定例会 閉会日6月24日 【議会から閉会日に提案された議案（委員会提出議案）】 亀山市こどもがかがやくまち条例の制定 【議決結果】全会一致で可決 	続いて、議会運営委員会の委員会提出議案として、番組の冒頭で報告した「亀山市こどもがかがやくまち条例」が提案され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。 また、６月１２日・１５日・１６日の３日間は、市政に関する一般質問を行いました。

	ホームページの映像		なお、議案の詳細や議決結果、議員別表決結果の一覧、各議員の質疑・質問の内容については、ホームページに掲載しているほか、８月１日発行の市議会だよりにも掲載します。
	市議会だよりの映像		
	ケーブルテレビでの本会議の様子		本会議の様子は、ケーブルテレビでライブ放送や録画放送をご覧いただけます。
	インターネット配信の様子		また、インターネットでは、本会議と定例会中の委員会のライブ配信や録画配信を行っていますので、ぜひご覧ください。
8′ 00″			

４：所管事務事業概要説明について			
11′ 30″			タイトルテロップ（３秒）
	撮影場所：議場 伊藤委員のカット	所管事務事業概要説明 **総務委員会協議会　教育民生委員会協議会　産業建設委員会協議会** **毎年５月に開催**	**伊藤委員** **亀山市議会では、毎年５月に総務委員会協議会、教育民生委員会協議会、産業建設委員会協議会を開催し、担当部署から各委員会の所管する事務分掌や主要事務事業について説明を受け、関係施設等の視察を行っています。**
		所管事務事業概要説明 **担当部署から各委員会の所管する事務分掌や** **主要事務事業について説明を受け、関係施設等の視察を行う**	
	協議会の様子 （5/13　総務） 協議会の様子 （5/12　教育民生） 協議会の様子 （5/11　産業建設）	３協議会の様子（３分割） 常任委員会協議会 / 総務委員会協議会 教育民生委員会協議会 / 産業建設委員会協議会	５月１１日から５月１３日にかけて、各常任委員会協議会を開催し、担当部署から、事業の説明を受け、管内視察を行いました。

	管内視察の様子 （本庁舎、あいあい）	総務委員会協議会 管内視察 5 月 13 日 市役所本庁舎	総務委員会協議会では、職員の職場環境などを確認するため、市役所本庁舎や総合保健福祉センターなどの様子を視察しました。
		総務委員会協議会 管内視察 5 月 13 日 総合保健福祉センター	
	管内視察の様子 （株式会社キンレイ）	教育民生委員会協議会 管内視察 5 月 12 日 株式会社キンレイ	教育民生委員会協議会では、株式会社キンレイが取り組む就労支援の状況や、
	管内視察の様子 （歴史博物館）	教育民生委員会協議会 管内視察 5 月 12 日 歴史博物館	長期休館中に、文化財のデジタルアーカイブ化の処理に取り組む歴史博物館の様子などを視察しました。

11′ 50″	管内視察の様子 （東野公園） 管内視察の様子 （バンガロー施設） 協議会の様子３分割	産業建設委員会協議会 管内視察５月11日 東野公園　更新された遊具 産業建設委員会協議会 管内視察５月11日 石水渓キャンプ場屋内研修施設 今後も各常任委員会協議会において各部署の事務事業の把握に努める　総務委員会協議会 教育民生委員会協議会　産業建設委員会協議会	産業建設委員会協議会では、公園施設長寿命化事業により更新した、東野公園の遊具や 空調機の設置を行った、石水渓キャンプ場屋内研修施設などを視察しました。 今後も各常任委員会協議会において、各部署の事務事業の把握に努めて参ります。

５：さいごに			
11′ 50″	撮影場所：議場		**伊藤委員** **今回は、亀山市こどもがかがやくまち条例の制定と、令和８年６月定例会の経過、５月に開催した所管事務事業概要説明についてご報告いたしました。** 次の本会議は令和８年９月定例会を、８月２８日から９月３０日までの３４日間の会期で開催する予定です。 亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。 福沢委員 また、現在市議会では、子どもたちを対象に、市議会や地方自治への関心を深めてもらうため、主権者教育の一環として出前授業などを実施しています。詳しくは、８月１日発行の市議会だよりや、ホームページをご覧の上、お申込みください。 **市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、積極的な情報発信に取り組んでいます。** **ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。（礼）**
	議場の様子	今後の会議日程（予定） 令和８年９月定例会　８月 28 日～9 月 30 日	
	傍聴席の様子	**亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます**	
	出前授業の様子	**出前授業の様子（神辺小学校）** **令和８年７月１日** QR **出前授業などの詳細はこちらから**	
	２人のカット	議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195　三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL：0595-84-5059(直通)　FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp	
13′ 45″		著作：亀山市議会 監修：市議会広聴広報委員会	

（３）議会映像等インターネット配信アクセス件数について

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	402	4,708	0	255	7,342	0	545	5,340	283	254	8,137	27,266
議会映像録画配信トップページ	240	649	2,701	260	354	3,354	374	616	2,688	334	491	3,562	15,623
各議員の映像配信ページ	1,066	1,498	2,122	975	426	2,669	1,956	669	2,370	2,085	407	2,006	18,249
報告番組配信ページ	82	205	20	126	53	15	34	64	24	110	74	55	862

令和8年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	165	4,544	0	356								5,065
議会映像録画配信トップページ	199	403	2,338	183	367								3,490
各議員の映像配信ページ	1,673	542	2,331	1,119	411								6,076
報告番組配信ページ	66	92	26	73	48								305

５　参考資料

（１）　議会改革の取り組みについて

（２）　議会改革推進会議の取り組みについて

（３）　広聴広報の取り組みについて

（４）　タブレット端末導入の経過について

（５）　政策条例制定に向けた取組内容について

議会改革の取り組みについて

平成１６年度～平成２２年度　Ｐ２～Ｐ６

平成２２年度（議会基本条例制定後）～　Ｐ７～Ｐ６１

◆*平成16年5月*

次の事項を6月定例会から実施することを決定。

①議案質疑及び一般質問について対面式を導入する。

②6月定例会からケーブルテレビの行政チャンネルを利用してテレビ放映する。(一般質問)
テレビ放映は、生中継及び録画放送とし、録画放送は土曜・日曜の日中時間帯に行う。

③答弁の順序を傍聴者等にも分かりやすいよう、質疑・質問の議題順に行う。

◆*平成16年5月*

9月定例会から議案質疑については、一問一答方式を導入し、質疑の回数制限を廃止することを決定。

◆*平成18年11月*

①委員会傍聴の原則公開(最初の委員会で一年間を通して許可を行う。)

②審議の効率化のため議案朗読を省略

◆*平成19年2月*

3月定例会から議案質疑もケーブルテレビ生放送を開始。

◆*平成19年5月*

6月定例会から議案質疑について録画放送を開始。

◆*平成19年9月*

9月定例会から一般質問についても一問一答方式とし、質問回数は3回までとする。(試行)

◆*平成20年2月*

①3月定例会から会派に属さない議員の一般質問の持ち時間を15分以内から20分以内に改める。

②3月定例会において、議会のあり方等検討特別委員会及び公営企業経営問題特別委員会を設置することを決定。

◆*平成20年3月*

議会のあり方等検討特別委員会、公営企業経営問題特別委員会の設置及びそれぞれの委員11名と10名を決定。

◆*平成20年8月*

9月定例会から一般質問の回数制限3回までを議長の許可を得て4回までできるように変更。(試行)

◆*平成21年3月*

平成21年3月定例会から、開会日もケーブルテレビ生放送・録画放送を開始。

◆*平成21年8月*

①9月定例会から本会議の録画映像をインターネットでも配信することを決定。
②「災害及び新型インフルエンザ等の発生時における議会の対応に関する申し合わせ」を決定。
③議案に対する各議員の賛否状況を「議会だより」で公表を開始。

◆*平成21年9月*

9月定例会から本会議の録画映像をインターネットで配信。

◆*平成21年10月*

会派の構成要件を3名から2名とする。(ただし、議会運営委員会及び会派代表者会議については、2名会派は委員外議員扱い)

◆*平成22年2月*

3月定例会と9月定例会は、議案質疑1.5日、一般質問2.5日の4日間とすることを決定。

◆*平成22年6月*

6月定例会から、閉会日についてもケーブルテレビによる生中継・録画放送及びインターネットによる録画配信を開始。

議会基本条例制定後の取り組み

◆平成22年6月

議会基本条例に関する例規等の見直し

平成22年6月定例会で可決（全会一致）

○亀山市議会会議規則の一部改正
地方自治法第１００条第１２項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会、常任委員会協議会、正副委員長会議を位置づけ

○亀山市議会委員会条例の一部改正
委員会の原則公開を明記

○亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正

○亀山市議会議員政治倫理条例の制定
従来の要綱から条例に改める

◆平成22年7月

①専決処分の取扱いについては、事前に議長へ報告する。

◆平成22年8月

①議会基本条例の市民へのPR（議会だよりへの掲載、リーフレットの作成、行政情報番組でのPR等）

②9月定例会から、議案質疑の一人当たりの持ち時間を試行的に答弁を含め30分とし、決算に係る代表質疑は答弁を含め50分とすることを決定。（平成23年9月定例会から決定事項となる）

③9月定例会から決算特別委員会の映像をインターネットで録画配信することを決定。

◆平成22年9月

9月定例会の最終日に、「分権型社会における議会のあり方 等（議会基本条例の制定）に関する答申」を議長に提出し、議会のあり方等検討特別委員会を廃止

◆*平成22年12月*

①12月からホームページにて政務調査費の収支報告書を公表。

②各常任委員会の「所管事務調査」として、12月から各常任委員会でテーマを設定し、調査・研究を行い、その結果は、平成23年9月定例会で報告し、10月には議長から市長に政策提言。

【総務委員会】
テーマ　「消防・救急体制」について
意見交換会　自治会連合会、北東部まちづくり推進協議会、安心を備える女性の会ＣＥＦ
視察先　延岡市、東広島市

【教育民生委員会】
テーマ　「保育所」について
意見交換会　保育園園長会、保育園保護者会
視察先　市内公立保育園（９園）

【産業建設委員会】
テーマ　「農業」について
意見交換会　農業委員会、ＪＡ鈴鹿
視察先　岡崎市、掛川市、豊田市、松川町

◆*平成23年3月*

3月定例会から予算特別委員会の映像をインターネットで録画配信を開始。

◆*平成23年4月*

4月からホームページにて議長交際費の支出状況を公表。

◆*平成23年6月*

①6月定例会から、一般質問の一人当たりの持ち時間を試行的に答弁を含め45分とし、回数制限を撤廃。（平成24年6月定例会から決定事項となる）

②議会基本条例に関する例規等の見直し

平成23年6月定例会で可決（全会一致）

○亀山市議会基本条例の一部改正

平成２３年５月２日に公布された地方自治法の一部改正に基づき、議会基本条例の一部改正を行う

◆*平成23年6月*

定例会の閉会日に上程される人事案件の追加議案については、一般質問の最終日に本会議終了後、会派代表者会議において市長 から説明を受ける。

◆平成23年8月

①議会基本条例に基づき、議員全員で構成する「議会改革推進会議」及び補助機関として議員7名で構成する「検討部会」を設置。

②平成22年9月定例会から試行となっていた議案質疑の一人当たりの持ち時間（答弁を含め30分とし、決算に係る代表質疑は答弁を含め50分）を平成23年9月定例会から決定事項とする。

③平成23年9月定例会における決算特別委員会での議案質疑については、通告制とする。
また、決算特別委員会での質疑時間については、答弁を含め20分とし、再度の質疑については、残時間を再度の質疑者数で考慮して決定する。

◆平成23年10月

①各常任委員会における調査・研究結果をまとめ、議長から市長に提言書を提出。

②9月定例会から議会の内容を報告する議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送を開始。

【放 送 日】 平成２３年１０月１４日～１０月２６日
【放送内容】 ８分間番組、１日５回放送
- ９月定例会の経過について
- 可決された議案の概要について
- 各常任委員会所管事務調査の結果報告について
- 次期定例会の日程等について

◆平成23年12月

「議会だより編集委員会」は、「市議会だより」の発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは！市議会です。」の監修、並びに広聴機能の充実を図るため、「市議会広聴広報委員会」に改める。

◆平成24年2月

3月定例会の開会日に、委員会条例の一部改正を行い、常任委員会として、議長を除く議員21名で構成する予算決算委員会を設置。

【予算決算委員会の審査事項】

- 当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査。
- 補正予算に関する議案ついては、委員会に分科会を置き、分科会へ分担して審査。

平成24年3月定例会における予算決算委員会での議案質疑については、通告制とする。
また、予算決算委員会での質疑時間については、答弁を含め20分とし、再度の質疑については、残時間を再度の質疑者数で考慮して決定する。

◆平成24年3月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「安全・安心なまちづくり」について ～ 防災体制の充実について ～
意見交換会	自主防災組織連絡協議会、防災ネットワーク、安心を備える女性の会ＣＥＦ、ＰＴＡ連合会
視察先	富士市、藤枝市

【教育民生委員会】

テーマ	「子育て支援」について ～ 学童保育所の位置付けについて ～
意見交換会	学童保育所連絡協議会、連合三重亀山地域協議会ＰＴＡ連合会
視察先	松本市、長久手市「ゴジカラ村」、市内各学童保育所

【産業建設委員会】

テーマ	「これからのゴミ処理」について
意見交換会	自治会連合会、地区コミュニティ連絡協議会、老人クラブ連合会、ＰＴＡ連合会、婦人会連絡協議会、地区衛生組織連合会、食生活改善推進協議会、国際交流の会、各清掃業者
視察先	吉野川市、鳴門市、上勝町

◆*平成24年3月*

請願の紹介議員については、所管の正副委員長は紹介議員とならない。

◆*平成24年5月*

平成23年6月定例会から試行となっていた一般質問の一人当たりの持ち時間を、答弁を含め45分とし、回数制限を撤廃することを平成24年6月定例会から決定事項とする。

◆*平成24年6月*

①本会議での採決の方法について、全て原則起立により採決を行う。

②議会からの行政改革推進委員会委員に副議長を派遣していたが、条例にも規定されていないことから派遣しないことで決定。
なお、各種審議会・委員会等への議会からの派遣については、現在議会改革推進会議「検討部会」において協議中。

◆*平成24年8月*

議会事務局の機能強化と検討部会をサポートするため、コンサルタントの活用

「議会の調査研究運営支援業務委託」を契約

契約内容
- 議会が行う調査・研究に関する資料の収集
- 亀山市議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等

契約方法
- 随意契約

契約先
- 株式会社ぎょうせい

◆平成24年9月

議会ホームページにて「議案の内容」を公開

・議案の公開

議案名と議案書、関連資料として、条例の制定・改廃の背景及び趣旨、予算書・決算書、報告書等を公開。

◆平成24年11月

・各種審議会、委員会等への議員の派遣について

議会改革推進会議「検討部会」において、基本的には議員を派遣をしないこととした。ただし、条例に委員として市議会議員と明記されているものは、執行部側と調整する。

・正副議長の選挙について

正副議長の被推薦者については、全員協議会において、1人10分以内で所信及び抱負を述べる。また、被推薦者が1名の場合でも、本会議において投票による選挙を行うものとする。

◆平成24年11月

・議員定数条例の制定について

平成24年第1回臨時会（11月9日）において、現行の22名から4名削減し、議員定数を18名とした。次回の選挙から実施する。

これまでの告示から条例に変更するためには、定数を変更しなければ制定できないことから、今回、さまざまな議論を経て、議員定数を削減し、条例を制定した。

なお、議会基本条例において、議会機能の強化を掲げていることから、今後、18名体制での委員会のあり方等の議論が必要。

◆平成24年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ　「補助金制度のあり方」について
視察先　深谷市、印西市

【教育民生委員会】

テーマ　「学校等における防災教育」について
意見交換会　教育委員会委員、市内中学生代表
視察先　神戸市、兵庫県、南あわじ市立阿万小学校

【産業建設委員会】

テーマ　「地域における産業振興」について
意見交換会　商工会議所
視察先　岡谷市、駒ヶ根市

◆*平成25年1月*

- 市長より、審議会等への議会の議員の派遣については、議会の意見を尊重する旨の回答を受ける。
- 平成25年第1回臨時会の生放送を開始

◆*平成25年2月*

○議員定数条例制定に伴う条例の一部改正について
　議会基本条例の一部改正（第17条　議員定数）
○地方自治法の一部改正に伴う条例等の一部改正について
　議会基本条例の一部改正
　（第8条　市民と議会の関係、　第15条　政務活動費）
　会議規則の一部改正
　委員会条例の一部改正
　政務調査費の交付に関する条例の一部改正

◆平成25年3月

審議会等への議員の派遣を行わないこととしたことから、亀山市住居表示審議会条例、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、亀山市水道水源保護条例の一部改正を行う。（3つの審議会と7つの委員会等に議員を派遣しないこととする。）

◆平成25年4月

広聴広報委員会規程を制定し、広聴広報委員会を議会運営に関し、協議又は調整を行うための場として会議規則に位置付ける。

◆平成25年8月

・議会改革推進会議において、1年間の活動報告の場を設けるため、議会改革推進会議規程を改正。

・平成25年9月定例会から予算決算委員会の予算・決算審査の様子を玄関ロビーにおいて放映を開始。

◆平成25年9月

本会議の討論の時間は、議案1件に対して5分程度とし、複数議案の場合は、10分程度とする。

◆平成25年10月

・議案の議員別賛否一覧、常任委員会行政視察報告書を議会ホームページにて公開。

・議会改革の年間報告として、議会改革推進会議において「議会改革白書2013」を作成、全議員及び執行部に配布。（今回は、平成22年6月の議会基本条例制定以後3年分を整理）

◆平成25年12月

- 議会改革白書2013を議会ホームページで公開するとともに、議会図書室にて自由に閲覧できるようにした。

- 議長が議会の同意を得て常任委員会委員を辞任。

- 予算決算委員会に、委員長、副委員長及び各会派1人で構成する理事会を設置。

- 常任委員会の所管事務調査について、これまで定例会毎に継続調査の申し出を行っていたが、申出書に調査期間を記載することで、初回時のみ継続調査を本会議で諮ることとした。

◆平成25年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「まちづくり基本条例の検証と新たな取り組み」について
意見交換会　まちづくり基本条例推進委員会、まちづくり協議会
視察先　鳥取市

【教育民生委員会】
テーマ　「スポーツ振興と施設の充実」について
意見交換会　各種スポーツ団体（6団体）
視察先　東員町、長浜市、あわら市

【産業建設委員会】
テーマ　「空き家・空き地対策」について
意見交換会　自治会連合会・コミュニティ、三重県宅地建物取引業協会
視察先　名張市、野洲市、坂井市

◆平成26年2月

当初予算の説明会の場を全員協議会から予算決算委員会協議会に改めるとともに、当初予算説明会実施要領を制定。

◆平成26年3月

予算決算委員会の質疑時間については、総括質疑は1人15分、個別質疑については1人25分とし、再度の質疑については、残時間を勘案して、1人10分から15分とする。

◆平成26年6月

6月からホームページにて政務活動費の会計帳簿を公表。

◆平成26年7月

20歳以上の市民1，000人を対象に、「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施。

◆平成26年9月

①平成26年9月定例会から、本会議と予算決算委員会のインターネットによるライブ配信を開始するとともに、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにする。

②各会派室及び事務局に、無線LANの環境を整備。

③議会基本条例の一部改正について
議長及び委員長の責務を明確にするため、それぞれの責務を議会基本条例に規定。

④委員会条例の一部改正について
・議長は常任委員にならないことを規定。
・議会運営委員会委員の定数を6人に改める。
（委員の選出方法は、案分方式から会派人数固定方式とする。
・委員会数（予算決算委員会を除く）は現行の3委員会とするため、委員の定数をそれぞれ総務委員会は6人、教育民生委員会は6人、産業建設委員会は5人に改める。また、予算決算委員会を17人に改める。

◆平成26年10月

・先例・申し合わせ等を見直した新たな「議会要覧」及び「議会改革白書2014」を作成し、全議員に配布。

・議会事務局において、タブレットを1台購入し、活用シーンの検討を開始

◆平成26年11月

議会運営委員会及び会派代表者会議については、これまで2人会派は委員外議員扱いであったが、議会運営委員会は2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じ選出し、会派代表者会議は、議長、副議長及び2人以上の議員が所属する会派の代表者をもって組織することとする。

◆平成26年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「収納率向上対策」について
意見交換会	公益社団法人亀山市地域社会振興会
視察先	野洲市

【教育民生委員会】

テーマ	「まちづくり観光」について
意見交換会	亀山市観光協会、亀山商工会議、ＮＰＯ東海道関宿、関宿案内ボランティアの会、石水渓観光協会、亀山宿語り部の会
視察先	小浜市、若狭町、南丹市

【産業建設委員会】

テーマ	「下水道事業の公営企業会計」について
勉強会	三重県
視察先	美濃加茂市、伊那市

◆平成27年1月

・議会ホームページをリニューアル

・総合計画審議会への委員の派遣については、委員を派遣しないことを決定。

◆平成27年3月

議案の審査方法については、1議案ごとに審査することを決定し、平成27年3月定例会より実施。

◆平成27年5月

・重要な政策等への議論や議員提出議案、政策提言等を議論する場として全員協議会を活用すること、その補助機関として政策検討部会を設置することを決定し、協議事項の見直しとともに全員協議会規程を改正。
・かめやま市議会だよりを親しみやすく、分かりやすいものとするために、5月16日号からリニューアル。

・議場のカメラシステム、委員会室のマイクシステムの更新及び委員会のカメラシステムの新設について、平成27年9月定例会から稼動させること、また、新たに常任委員会の審査の様子をインターネット（ライブ・録画）で配信することを決定。

◆平成27年6月

・議会基本条例に関する例規等の見直し

平成27年6月定例会で可決（全会一致）

〇亀山市議会基本条例の一部改正
平成23年の地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務が撤廃されたが、市が今後も総合計画を策定することとし、総合計画条例を制定することから、議会基本条例の議決事件の規定を改正する。

〇亀山市議会会議規則の一部改正
全員協議会の補助機関として、平成27年5月22日に設置した政策検討部会について、地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場として位置づける。

◆平成27年8月

- 平成27年度分からホームページにて政務活動費の領収書を公表することを決定。
- 議会運営委員会において、緊急質問の申し合わせを決定。
- 議場のカメラシステムを更新するとともに、委員会室のカメラシステムの新設、併せてマイクシステムを更新。

◆平成27年9月

- 平成27年9月定例会から、議案審査の様子についてインターネットによりライブ、録画配信を開始。
- 平成27年9月定例会の予算決算委員会における決算審査について、試行的に総括質疑を廃止し、個別質疑の質疑時間を答弁を含め30分と改める。なお、2順目の質疑は委員長の判断とする。

◆平成27年10月

- 議決を要しない計画等への議会の意見反映について、原則パブリックコメントを実施する計画について、所管の常任委員会において骨子の段階と最終段階の2回説明を受け、それぞれ委員会から意見を提出し、執行部から回答を受けることとする。なお、関与する計画について、毎年提出される各種計画一覧をもとに執行部と協議して決定することとする。

◆平成27年12月

- 女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化するために、会議規則を改正し、会議又は委員会への欠席に関する規定に議員が出産により出席できない場合を追加。

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「防災対策の充実・強化」について
意見交換会	かめやま防災ネットワーク
視察先	豊岡市、養父市

【教育民生委員会】

テーマ	「学童保育所」について
意見交換会	亀山市学童保育連絡協議会
視察先	篠山市、守山市

【産業建設委員会】

テーマ	「獣害対策」について
意見交換会	亀山猟友会、城北サルの会、 関南部地区地域まちづくり協議会
視察先	美作市、 西日本農業研究センター

◆*平成28年1月*

・平成28年3月定例会の予算決算委員会における予算審査について、試行的に総括質疑を行うものは答弁を含め40分（各会派1人）、他の委員は答弁を含め30分に改める。なお、2順目の質疑は廃止する。

◆*平成28年3月*

・平成28年3月定例会から、2人以上の会派にも代表質疑を認め、持ち時間については暫定的に答弁を含め45分とする。

◆*平成28年5月*

・ホームページにて平成27年度分の政務活動費の領収書を公表。
・公開するすべての会議においてタブレット端末の本格運用を開始。

◆*平成28年9月*

・予算決算委員会の質疑は、各会派の代表1人が総括質疑を行う場合は答弁を含めて1人40分とし、個別質疑のみを行う場合は、答弁を含めて1人30分とする。なお、総括質疑に個別質疑を含むことを可とするため、同じ委員が総括質疑と個別質疑の両方を行うことは不可とする。また、2順目の質疑は行わないこととする。

◆*平成28年10月*

・定例会及び委員会の配布資料のうち、ペーパレス化することが可能な資料を抽出し、　12月定例会からペーパレス化することを確認。

◆*平成28年11月*

・反問権については、執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑・質問の時間に含めず、回数制限は設けないこととする。
また、反問権を行使できる人の範囲は部長級までとする。

・代表質問については、3月定例会で施政方針や改選時の市長の所信表明について行うこととし、質問時間は答弁を含めて40分＋（会派人数×5分）以内とする。
また、質疑・質問の日程は、代表質問、議案質疑、一般質問の順に行うこととする。

◆*平成28年12月*

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「指定管理者制度」について
意見交換会	亀山市地域社会振興会
	三幸・スポーツマックス共同事業体
	各放課後児童クラブ運営委員会
視察先	尾道市、三次市

【教育民生委員会】

テーマ	「図書館の充実」について
意見交換会	亀山市立図書館運営委員会
視察先	岐阜市、小布施町

【産業建設委員会】

テーマ	「定住促進」について
意見交換会	亀山市に移住・定住された方々
視察先	福知山市、西脇市

◆平成29年5月

・政務活動費に係る視察報告書・研修報告書について、議会図書室での閲覧を開始。

・平成29年6月定例会から「請願者による趣旨説明制度」の運用を開始し、請願者が希望する場合で請願を審査する委員会が認めたとき、又は委員会から説明を求めた場合は、委員会に出席して請願の趣旨を説明することができることとした。

◆平成29年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「新たな財源確保に向けた取り組み」について
視察先　愛知県蒲郡市

【教育民生委員会】
テーマ　「地域包括ケアシステム」について
意見交換会　田中内科医院院長、
地域包括ケアに関わる多職種の方々
視察先　岡山県津山市、兵庫県小野市

【産業建設委員会】
テーマ　「都市計画」について
意見交換会　中心市街地活性化推進域外大規模商業施設開発抑制
亀山市商業団体期成会
視察先　香川県高松市、香川県坂出市、岡山県津山市

◆平成30年1月

・歳入の審査について

これまで当初予算・補正予算・決算の審査では、歳入は全て財務部の所管としていたが、平成30年3月定例会からは歳入と歳出を一体的に審査することとし、歳出を所管する部署が歳入（財源）に関する説明及び答弁を行うこととする。

なお、運用は2月16日に開催される予算決算委員会協議会の当初予算説明会から開始する。

◆平成30年3月

・都市マスタープランを議会の議決事件に追加するため議会基本条例の一部改正を行う。

◆平成30年6月

・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を制定。

◆平成30年8月

・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、常任委員会委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを確認。

◆平成30年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「働き方改革」について
意見交換会　市職員組合
視察先　大阪府四條畷市、和歌山県橋本市

【教育民生委員会】
テーマ　「青少年の自立支援」について
意見交換会　NPO法人フリースクール三重シューレ理事長、NPO法人亀っ子サポート・ＫＨＪ三重県支部みえオレンジの会
視察先　神奈川県川崎市、東京都日野市

【産業建設委員会】
テーマ　「災害に対応できるインフラ整備」について
意見交換会　椋川改修促進期成同盟会、三重県宅地建物取引業協会：鈴鹿亀山支部
視察先　愛知県みよし市、静岡県伊豆市

◆令和元年5月

・議会傍聴規則の一部改正を行うとともに、「委員会の傍聴取扱いに関する内規」を廃止し、会派代表者会議を除く全ての公開会議に適用する「委員会等の傍聴取扱いに関する内規」を新規制定。

◆令和元年6月

・9月定例会における代表監査委員による決算審査結果報告については、これまで予算決算委員会の審査の日の冒頭に報告を受けていたが、令和元年9月定例会から、開会日の本会議終了後に予算決算委員会を開催し、報告を受けることとする。

◆令和元年8月

・令和元年9月定例会から、予算決算委員会の補正予算の全体審査における分科会長報告の内容は、すべての質疑・答弁から主な質疑・答弁を抽出したものとすることとし、内容を補完するために、委員全員に各分科会の会議録を配付することとした。

◆令和元年9月

・令和元年9月定例会から、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会（各分科会を含む））及び議会運営委員会に市長及び副市長の出席は原則求めないこととする。（必要に応じ出席を求めることも可）

◆令和元年10月

・議会報告会については、各常任委員会の所管事務調査における市民・団体との意見交換会を位置付けるものとする。

◆令和元年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「火災の被害拡大防止」について

【教育民生委員会】
テーマ　「青少年の自立支援亀山市立医療センターの可能性」について

【産業建設委員会】
テーマ　「これからの道路管理」について

※意見交換会及び視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から行っていない。

◆令和元年11月

・所管事務調査の意見交換会の実施手法について、相手方となる団体等に意見交換ができる場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととし、また、意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるよう、あらかじめ日時等について周知を図ることとする。

◆令和2年4月

・予算決算委員会内規第7条第3項（補正予算は分科会審査により行う）に「委員会が全体審査の必要があると認めた場合は、この限りではない」とするただし書きを加えることとした。

◆令和2年9月

・市の実施機関が執行する事務に関する請願について、地方自治法第125条及び会議規則第136条の規定により市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決した場合についてはこれを請求することとした。また、処理経過及び結果報告の期限は、まずは次期定例会までに一度状況を確認し、一定の方向性が定まった段階で次の報告を求めるという2段階の手順で進めることとした。

◆令和2年11月

・各会計補正予算の審査を各分科会に分担せずに全体審査とする場合は、これまでその都度委員会に諮って決定していたが、会議の日程、議案の内容等により、委員長が必要があると認めるときは、議長と協議の上、全体審査とすることができるよう予算決算委員会内規を一部改正した。

◆令和2年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「消防力の強化」について
現場確認　亀山消防署北東分署等
視察先　岐阜県高山市（オンライン視察）

【教育民生委員会】
テーマ　「環境への配慮とコスト削減を踏まえた将来のごみ処理のあり方」について
意見交換会　ごみダイエットサポーター
視察先　四日市市（オンライン視察）

【産業建設委員会】
テーマ　「次世代の公共交通政策」について
意見交換会　関南部地区まちづくり協議会
視察先　度会郡玉城町（オンライン視察）

◆令和3年3月

・新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合には、オンライン会議を開催できるよう、委員会条例を改正した。

・本会議又は委員会の欠席の届出に係る規定に、欠席の事由として「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」を加えるとともに、議員又は委員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長又は委員長に欠席届を提出することができることとした。

◆令和3年5月

・議員に一人一台配布しているタブレット端末を更新し、電子会議システム「SideBooks」を導入した。

◆令和3年6月

・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を制定し、亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを一部改正することにより、オンライン会議の開催を可能とした。

・定例会中の常任委員会におけるインターネット配信について、これまでは議案の審査、もしくは請願の審査までとしていたが、6月定例会から、提出資料の説明及び一般質問も含め、委員会終了まで配信範囲を拡大することとした。

◆令和3年9月

・議会資料のペーパーレス化の本格運用に向け、令和3年9月定例会以降の各種会議は、紙資料の配布は希望者のみとした。

◆令和3年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「市の情報発信のあり方」について
アンケート調査「市の情報発信」について
視察先　千葉県千葉市、東京都三鷹市、神奈川県川崎市（オンライン視察）

【教育民生委員会】
テーマ　「児童発達支援センターの整備」について
意見交換会　児童発達支援施設関係者、施設を利用している児童の保護者
視察先　伊勢市　おおぞら児童園

【産業建設委員会】
テーマ　「社会インフラ管理のＤＸ化と市民参画」について
意見交換会　天神・和賀地区まちづくり協議会
視察先　愛知県半田市（オンライン視察）

◆令和3年12月

・令和3年12月に執行部がタブレット端末を導入したことに伴い、12月定例会以降、一部資料を除く全ての資料について、原則ペーパーレスで対応することとした。

◆令和4年2月

・副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、委員会構成及び任期についてはこれまでと同様に、副議長及び常任委員会の任期は1年とし、常任委員会は、総務・教育民生・産業建設の3委員会の構成を変更しないこととした。

◆令和4年4月

・政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することとした。

◆令和4年6月

・亀山市議会議員政治倫理指針について見直しを行った結果、指針は廃止して、現在の規定内容を条例や規則、申し合わせ等で整理することとなり、亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱の制定を行った。

◆令和4年10月

・亀山市議会基本条例について、条例1条ずつについて評価・検証を行った結果、条例改正は行わないこととなったが、検証結果からさらに取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮等の現条例に規定されていない事項について、今後の検討課題として取り組むこととした。今回行った検証については、「亀山市議会基本条例検証結果報告書」としてまとめた。

◆令和4年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「歳入確保の推進」について
意見交換会　市行政改革推進委員会委員
視察先　福井県福井市、三重県桑名市

【教育民生委員会】
テーマ　「学校給食センター」について
意見交換会　栄養教諭、給食調理員
視察先　三重県四日市市、志摩市

【産業建設委員会】
テーマ　「中山間地域の振興」について
意見交換会　野登、白川、加太地区まちづくり協議会
視察先　長野県松本市、長野市、伊那市、岐阜県下呂市

◆令和5年8月

・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓等を使用できるよう議員の通称等の使用に関する規程を制定した。

◆令和5年9月

・会議日程の調整や議員相互の情報共有等を円滑に進め、議会運営の効率化を推進するとともに、議会事務局　の業務効率化を目的に議会グループウェアシステム「LINEWORKS」を導入することとした。

◆令和5年11月

・ 特別職の委員会への出席については、市長、副市長と同様に、地域医療統括官は、定例会の常任委員会は基本的には出席しないこととする。なお、委員会で質疑・質問がある場合は、市長等と同様に、その旨をあらかじめ伝えて委員会に出席するものとする。ただし、3月と9月の予算決算委員会の総括質疑には、市長・副市長とともに出席するものとする。

◆令和5年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「公共交通政策」について
書面調査	バス事業者及びタクシー事業者
視察先	岐阜県岐阜市、三重県名張市

【教育民生委員会】

テーマ	「スポーツによる健康づくり」について
意見交換会	市スポーツ協会、ＮＰＯ法人Let’ｓスポーツわくわくらぶ及び亀山市スポーツ少年団
視察先	三重県松阪市、愛知県美浜町、三重県熊野市

【産業建設委員会】

テーマ	「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について
意見交換会	亀山市環境未来創造会議　快適部会、循環部会
視察先	城南衛生管理組合、株式会社エコマスター、香川県三豊市、徳島県鳴門市、奈良県葛城市

◆令和6年2月

・令和6年度の子ども議会については、「中学生議会」を開催することとする。

◆令和6年8月27日

・「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、令和6年度亀山市中学生議会を開催した。

◆令和6年12月

- 各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「行政DXの推進」について
意見交換	亀山市職員組合
視察先	三重県桑名市、三重県志摩市

【教育民生委員会】

テーマ	「子どもの育ちを支える場の形成」について
意見交換	子育て支援「かめのこ」、魚と子どものネットワーク、Ｗｉｎｄｓｏｉｌ
視察先	岐阜県海津市、愛知県田原市、「ＮＰＯ法人体験ひろばこどもスペース四日市」、三重県津市

【産業建設委員会】

テーマ	「太陽光発電施設とまちづくり」について
意見交換	亀山市自治会連合会川崎支部・野登支部
視察先	山梨県北杜市、長野県上田市

◆令和7年2月

- 令和7年度は令和6年度と同じような方法で中学生議会を実施することとする。

◆令和7年8月26日

- 「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、令和7年度亀山市中学生議会を開催した。

◆令和7年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「新庁舎建設」について
勉強会	三重大学　大学院工学研究科　教授
視察先	大阪府貝塚市、群馬県安中市（オンライン） 滋賀県守山市

【教育民生委員会】

テーマ	「健康政策の推進」について
意見交換	健都サポーター、亀山市食生活改善推進協議会 一般社団法人セルフケアフード協議会、保健師
視察先	愛知県大府市、愛知県愛西市

【産業建設委員会】

テーマ	「社会インフラにおける官民連携」について
意見交換	三重県建設業協会亀山支部、公園等美化ボランティア
視察先	静岡県伊豆の国市、茨城県牛久市、千葉県流山市

◆令和8年3月

・亀山市議会情報セキュリティ基本方針について協議・策定し、4月1日付けで公表することとした。

◆令和8年4月

・亀山市議会議会改革推進会議の一部を改正し、議会改革推進会議の下部組織として主権者教育を推進するための「主権者教育部会」を設置した。

◆令和8年6月

・亀山市議会提案として初の政策条例となる、亀山市こどもがかがやくまち条例の制定について、議会運営委員会の委員会提出議案として提出し、可決した。

◆令和8年10月

市民の多様性を尊重することや、災害、感染症の発生時などにおける議会機能を維持するための体制整備を図ることなどを目的とした、亀山市議会基本条例の改正案と、本条例改正に伴い策定する議会BCP案を確認し、9月定例会で基本条例を議案として提出し可決、10月1日付けで施行した。

◆令和8年10月

亀山市議会基本条例について、条項ごとに評価・検証を行った結果、さらに取組が必要な事項等について確認し、新たな議決項目の必要性について検討課題として取り組み、来期以降に改正に向けて検討することを確認した。また、今回行った検証については、報告書としてまとめ、ホームページで公表することとした。

議会改革推進会議の取り組みについて

議会基本条例（平成22年8月20日施行）

（議会改革推進会議）

第２１条　議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。

平成23年8月19日に「議会改革推進会議」及びその補助機関として「議会改革推進会議検討部会」を設置

議会改革推進会議 → 議員全員で構成

推進会議は、亀山市議会が継続的に議会改革を推進するため、次の事項を所掌する。

（１）地方分権の時代にふさわしい議会の在り方の調査及び研究に関すること。

（２）社会情勢や他市の状況等議会を取り巻く環境の調査及び研究に関すること。

（３）条例における目的の達成の検証に関すること。

（４）検討部会の部会員の選出に関すること。

（５）亀山市議会「議会改革推進会議規程」に関すること。

（６）その他推進会議の目的の達成に必要な事項に関すること。

議会改革推進会議検討部会（任期：2年） → 議員5名で構成（各会派から1名を選出、議長が必要と認めた場合は会派に属さない議員を部会員とすることができる）

議会基本条例の各条文ごとに検討課題を抽出し、優先順位を決めて協議している。

議会改革推進会議及び検討部会の開催状況

【議会改革推進会議】

第1回	平成23年 8月19日	議会改革推進会議の設置
第2回	平成23年11月11日	検討部会員の変更について
第3回	平成24年10月19日	議員定数について
第4回	平成24年12月 4日	検討部会員の選任について 検討部会における協議結果について
第5回	平成25年1月 21日	検討部会員の選任について 各種審議会等への議員の派遣について 検討部会における協議経過及び執行部から派遣についての意見書に対する議会として回答した内容の報告
第6回	平成25年2月19日	地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正について ・委員会条例の一部改正 ・会議規則の一部改正 ・政務調査費の交付に関する条例の一部改正 ・議会基本条例の一部改正 ・広聴広報委員会規程の制定

第7回　平成25年8月20日　　平成25年度に最優先に取り組む検討課題について
・予算決算委員会（当初予算・決算）の映像のロビー放映
・委員会視察報告書のホームページへの公開
・議案に対する議員別賛否状況のホームページへの掲載
・予算内示会の場の検討
・議会改革推進会議に1年間の報告の場を設置

第8回　平成25年10月21日　　議会改革の取り組みのまとめについて
「亀山市議会・議会改革白書2013」の作成

第9回　平成25年11月28日　　検討部会員の選任について
議会改革白書について
・「亀山市議会・議会改革白書2013」のホームページへの掲載及び取り扱いについて

第10回　平成26年9月19日　　議員定数18名での議会運営について

第11回　平成26年10月8日　　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2014」の作成

第12回　平成26年11月14日　　亀山市議会議会改革推進会議規程の一部改正について
検討部会員の選任について

第13回　平成27年5月22日　　委員会の運営方法について
政策検討会議（仮称）の設置について
議会だよりのリニューアルについて
議会の情報化について
第2次総合計画策定に伴う議会基本条例の改正について

第14回　平成27年8月20日　　請願者の説明機会について
公聴会制度及び参考人制度について
長期欠席者への対応について
議会提出議案への市長等の意見表明について
委員会の運営方法について
議会の情報化について
公開内容の検討について
議会基本条例の改正に伴う逐条解説の改正について
かめやま市議会だよりのリニューアルについて

第15回　平成27年10月20日　　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2015」の作成

第16回　平成28年 3月25日　　議会の情報化について

第17回　平成28年 6月 3日　　亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの一部改正について

第18回　平成28年10月21日　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2016」の作成

第19回　平成28年11月8日　　反問権の取り扱いについて
代表質問について

第20回　平成29年5月19日　　請願者による請願の趣旨説明について

第21回　平成29年10月17日　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2017」の作成

第22回　平成30年　2月20日　新たな議決項目の必要性について

第23回　平成30年　5月18日　長期欠席者への対応について

第24回　平成30年 8月17日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について

第25回　平成30年10月10日　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2018」の作成

第26回　令和元年5月20日　　通年議会制について
議会改革推進会議規程の一部改正について

第27回　令和元年10月23日　　議会改革の取り組みの報告について
・監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）
・議会報告会の開催
・新たな議決項目の必要性について（議会の議決事件）
・機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
（議長、常任委員会委員の任期について）
「亀山市議会・議会改革白書2019」の作成
・検討課題一覧・スケジュールについて
・各種委員会・会議の決定事項について
議会改革推進会議規程の一部改正について

第28回　令和2年10月20日　　議会改革の取り組みの報告について
- 広聴広報機能の充実（議会報告会）について
- 議会提出議案への市長等の意見表明について
- 議会の情報化について
- 所管事務調査結果の報告について
- 子ども議会の実施について
- 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について

議会改革白書2020の作成について
- 検討課題一覧・スケジュールについて
- 各種委員会・会議の決定事項について

第29回　令和3年 6月15日　　オンライン会議の実施について
議会の情報化について

第30回　令和3年 8月27日　　議会の情報化について

第31回　令和3年10月19日　　議会改革の取り組みの報告について
- 議会の情報化について
- オンライン会議の実施について
- 議員の政治倫理への対応について

議会改革白書2021の作成について
- 検討課題一覧・スケジュールについて
- 各種委員会・会議の決定事項について

第32回　令和4年4月20日　　議員の政治倫理への対応について
公開内容の検討について

第33回　令和4年10月7日　議会改革の取り組みの報告について
- 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
- 議会の情報化について
- 所管事務調査の報告について
- 公開内容の検討について
- 監視及び評価をどのように行っていくのかについて
- 議員の政治倫理への対応について
- 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について

第34回　令和5年8月18日　　議会改革推進会議規程の一部改正について
第35回　令和5年9月25日　　議会の情報化について
第36回　令和5年10月19日　　議会改革の取組の報告について
・新たな議決項目の必要性について
・議会の情報化について
・旧姓使用について
議会改革白書2023の作成について
第37回　令和6年2月20日　　子ども議会の実施について
第38回　令和6年4月23日　　子ども議会の実施について
第39回　令和6年7月19日　　子ども議会の実施について
第40回　令和6年8月20日　　子ども議会の実施について
第41回　令和6年10月21日　　議会改革の取組の報告について
・本条例の目的達成の検証の在り方について
・子ども議会の実施について
議会改革白書2024の作成について
第42回　令和7年2月7日　　子ども議会の実施について
第43回　令和7年5月19日　　子ども議会の実施について
第44回　令和7年6月23日　　子ども議会の実施について
第45回　令和7年8月20日　　子ども議会の実施について

第46回　令和7年10月20日　　議会改革の取組の報告について
・本条例の目的達成の検証の在り方について
・子ども議会の実施について
・オンライン会議の実施について
・議員の介護休暇及び育児休暇について
議会改革白書2025の作成について
第47回　令和8年2月19日　　子ども議会の実施について
議会だよりのリニューアルについて
オンライン会議の実施について
議員の介護休暇及び育児休暇について
本条例の目的達成の検証の在り方について
第48回　令和8年3月26日　　議会の情報化について
第49回　令和8年4月20日　　子ども議会の実施について
本条例の目的達成の検証の在り方について
第50回　令和8年7月17日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
本条例の目的達成の検証の在り方について
・亀山市議会基本条例の改正及び議会BCPの策定について
・検証結果の取りまとめについて
市内3中学校の交流会について

第51回　令和8年10月9日　　議会改革の取組の報告について
・本条例の目的達成の検証の在り方について
・オンライン会議の実施について
・議員の介護休暇及び育児休暇について
・新たな議決項目の必要性について
主権者教育の取組の報告について
・子ども議会の実施について
議会改革白書2026の作成について
・検討課題一覧・スケジュールについて
・各種委員会・会議の決定事項について

【議会改革推進会議　検討部会】

第1回　平成23年9月1日　　正・副部会長の選任

第2回　平成23年10月28日　　検討部会の運営について

第3回　平成23年11月22日　　検討課題及び今後の進め方について

第4回　平成24年 1月20日　　総合計画後期基本計画の審査の方法について
→予算決算常任委員会の設置と審査のフローについて

第5回　平成24年 4月20日　　検討課題の取り組みの経緯について
これからの検討課題について
・重要な政策の定義について
・各種計画、答申、意見書等への議会の関与について
・各種審議会等への議員の派遣について

第6回　平成24年5月25日　　重要な政策の定義及び各種審議会等への議員の派遣等に関して
執行部との意見交換会について

第7回　平成24年8月30日　　調査研究運営支援業務について、コンサルタントと委託契約
重要な政策の定義について
→　市が掲げる政策・施策を重要な政策の定義とする。
各種計画策定への議会の関与について
各種審議会等への議員の派遣について

第8回　平成24年11月2日

各種審議会等への議員の派遣について

→ 上位法令等で規定されているもの以外は、基本的に議員を派遣しないこととする。（平成24年11月12日に議長より市長へ口頭にて申し入れる。）

→ 11月20日付で執行部（総務部長）より議会からの各種審議会等へ議員を派遣しないこととする旨の申し入れに対する検討結果意見書が提出される。

→ 1月10日に11月20日付の執行部からの検討結果意見書に対し、議会の意見を送付

各種計画への議会の関与について

議会改革推進会議の会議録の公開について

→ ホームページへ掲載することとする。

地方自治法の一部改正に伴う議会基本条例の改正について

第9回　平成25年1月18日

各種審議会等への議員の派遣について

・執行部から派遣についての意見書に対する議会として回答した内容の報告

→ 1月29日付で、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」という議会の意見を基本的に尊重する旨の回答あり。

議会基本条例の一部改正（案）について説明

第10回　平成25年2月18日

地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正について

・委員会条例の一部改正

・会議規則の一部改正

・政務調査費の交付に関する条例の一部改正

・ 議会基本条例の一部改正

・広聴広報委員会規程の制定

第11回　平成25年4月19日

平成22年9月に議長に提出した答申に基づく検討課題

・議会基本条例に伴う検討課題について【平成25年3月末版】

平成25年度より新たに取り組む検討課題

・議会基本条例に伴う検討課題について 【平成25年度版】

第12回　平成25年5月31日

平成25年度より新たに取り組む検討課題について

・課題ごとに取り組む時期をランク付け

・検討手法として、課題ごとにカルテを作成

第13回　平成25年7月26日

平成25年度より新たに取り組む検討課題の内、平成25年度中に着手すべきものの現状分析及び優先順位について

第14回　平成25年8月19日　　平成25年度に最優先に取り組む検討課題について
・予算決算委員会（当初予算・決算）の映像のロビー放映
・委員会視察報告書のホームページへの公開
・議案に対する議員別賛否状況のホームページへの掲載
・予算内示会の場の検討
・議会改革推進会議に1年間の報告の場を設置

第15回　平成25年8月20日　　正副部会長の互選について

第16回　平成25年10月15日　　議会改革の取り組みの報告について
・「亀山市議会・議会改革白書」の作成について

第17回　平成25年12月26日　　完了した検討課題の整理について
平成26年10月までに取り組む検討課題の優先順位とスケジュールについて

第18回　平成26年1月27日　　検討課題について
・議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについて
・議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのか
・議会報告会の開催
・常任委員会年間スケジュールについて
新たに追加する検討課題について
・政策の立案及び提言のあり方について

第19回　平成26年2月18日　　検討課題に対する意見の集約について
議会報告会の県下13市の状況について
議員定数18名での議会運営について
・議会運営委員会の在り方の検討

第20回　平成26年5月1日　　検討課題に対する意見の集約結果について
検討課題への取り組みのスケジュールについて
市民アンケートについて

第21回　平成26年5月29日　　市民アンケートについて
政務活動費の会計帳簿の公開について
常任委員会の年間スケジュールについて
全員協議会調査結果について
議会基本条例の基本理念の抽出について
議会の情報化について
議会基本条例逐条解説の改訂について
今後の取り組みについて
・議会要覧の確認、見直し
・議長、委員長の責務について

第22回　平成26年7月2日　　市民アンケートについて
議長、委員長の責務について
議会基本条例逐条解説の改訂について
議員定数18名での運営について
議会要覧の見直しについて
議会基本条例の基本理念の抽出について
本会議、委員会のライブ中継について

第23回　平成26年7月25日　　議員定数18名での運営について
市民アンケートについて
議会基本条例逐条解説の改訂について

第24回　平成26年8月21日　　議員定数18名での運営について
議会要覧の見直しについて
議会基本条例逐条解説の改訂について
市民アンケートについて
議会事務局の機能強化について
検討スケジュールの進捗と新規項目について
議会改革白書2014について

第25回　平成26年10月7日　　検討課題について
・市民アンケートについて
・議会要覧の見直しについて
・議会基本条例逐条解説の改訂について
・議会の情報化について
・委員会の運営方法について
・かめやま市議会だよりのリニューアルについて
・請願者の説明機会について
・議会提出議案の市長の意見表明について
検討課題スケジュールについて
議会改革白書2014について
議会の調査研究運営支援業務委託について

第26回　平成26年11月14日　　正副部会長の互選について

第27回　平成27年1月28日　検討課題スケジュールについて
議会報告会の開催について
委員会の運営方法について
政策検討会議（仮称）の設置の検討について
議会の情報化について

第28回　平成27年2月18日　議会報告会の開催について
委員会の運営方法について
政策検討会議（仮称）の設置の検討について

第29回　平成27年4月14日　議会報告会の開催について
委員会の運営方法について
政策検討会議（仮称）の設置の検討について
議会の情報化について
検討課題一覧・スケジュールについて

第30回　平成27年4月28日　議会報告会の開催について
委員会の運営方法について
政策検討会議（仮称）の設置の検討について
議会の情報化について
検討課題一覧・スケジュールについて

第31回　平成27年6月5日　政策検討会議（仮称）の設置の検討について
条例の改正の検討（議会の議決事件について）
委員会の運営方法について
議会報告会の開催について
議会の情報化について
公開内容の検討について

第32回　平成27年7月21日　請願者の説明機会について
公聴会制度及び参考人制度について
長期欠席者への対応について
議会提出議案への市長等の意見表明について
議会報告会の開催について
議会の情報化について
委員会の運営方法について
議会基本条例の逐条解説の改正について

第33回　平成27年8月18日　議会報告会の開催について
議会の情報化について
委員会の運営方法について
派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について
議決を要しない計画等への議会の意見反映について
かめやま市議会だよりのリニューアルについて

第34回　平成27年10月14日	議会報告会の開催について
	議会の情報化について
	派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について
	議決を要しない計画等への議会の意見反映について
	請願者の説明機会について
	公聴会制度及び参考人制度について
	長期欠席者への対応について
	議会提出議案への市長等の意見表明について
	議会改革白書2015について
第35回　平成27年11月25日	検討課題スケジュールについて
	議会の情報化について
	長期欠席者への対応について
第36回　平成28年1月22日	通年議会について
	派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について
	議決を要しない計画等への議会の意見反映について
	長期欠席者への対応について
	議会の情報化について
第37回　平成28年2月15日	議会の情報化について

第38回　平成28年 3月11日	議会の情報化について
	反問権の取り扱いについて
	請願者の説明機会について
	公聴会制度及び参考人制度について
	長期欠席者への対応について
第39回　平成28年 4月11日	反問権の取り扱いについて
	代表質問について
	質問者の制限について
第40回　平成28年 5月25日	反問権の取り扱いについて
	代表質問について
	議会の情報化について
第41回　平成28年 7月12日	代表質問について
	請願者の説明機会について
	公聴会制度及び参考人制度について
第42回　平成28年 8月　9日	請願者の説明機会について
	議会の情報化について

第43回　平成28年10月12日　　議会の情報化について
公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
議決を要しない計画等への議会の意見反映について
公開内容の検討について（政務活動費の視察報告書及び研修報告書）
議会改革白書2016について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について

第44回　平成29年1月25日　　公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
議会報告会の開催について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について

第45回　平成29年2 月21日　　公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第46回　平成29年4月11日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第47回　平成29年5月9日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第48回　平成29年7月18日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
新たな議決項目の必要性について

第49回　平成29年10月4日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
新たな議決項目の必要性について
議会改革白書2017について

第50回	平成30年 1月17日	新たな議決項目の必要性について検討 長期欠席者への対応について
第51回	平成30年 2月14日	新たな議決項目の必要性について 長期欠席者への対応について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
第52回	平成30年 4月17日	長期欠席者への対応について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
第53回	平成30年 7月24日	長期欠席者への対応について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について 議会改革白書2018の作成について
第54回	平成30年11月12日	正副部会長の互選について
第55回	平成31年 2月6日	議会報告会の開催 監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について） 新たな議決項目の必要性について検討（議会の議決事件） 議長及び常任委員会委員の任期について

第56回	平成31年 4月10日	機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について （議長、常任委員会委員の任期について） 監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）
第57回	令和元年 5月10日	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について） 議会改革推進会議規程の一部改正について
第58回	令和元年 8月20日	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について） 議会改革推進会議規程の一部改正について
第59回	令和元年10月11日	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について） 議会報告会の開催 議会改革白書2019について
第60回	令和元年11月21日	議会基本条例の制定の経緯について 議会改革推進会議及び検討部会の位置づけについて 議会改革の取り組みについて
第61回	令和2年 1月21日	検討課題について スケジュールについて

第62回　令和2年2月17日　　議会提出議案への市長等の意見表明について
議会の情報化について
子ども議会の実施について
所管事務調査の報告について
本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について

第63回　令和2年10月12日　　広聴広報機能の充実（議会報告会）について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長及び常任委員会委員の任期について）
議会の情報化について
所管事務調査の報告について
子ども議会の実施について
公聴会制度について
議会提出議案への市長等の意見表明について
新たな議決項目の必要性について
議会事務局の機能強化について
議員の政治倫理への対応について
本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
議会改革白書2020について

第64回　令和3年　1月25日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長及び常任委員会委員の任期について）
議会の情報化について
所管事務調査の報告について
子ども議会の実施について
公聴会制度について
新たな議決項目の必要性について
監視及び評価をどのように行っていくのかについて
議会事務局の機能強化について
議員の政治倫理への対応について
本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について

第65回　令和3年　3月　2日　　オンライン会議の実施について

第66回　令和3年　3月18日　　オンライン会議の実施について

第67回　令和3年　5月28日　　オンライン会議の実施について
議会の情報化について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
今後の検討課題への取り組みについて

第68回	令和3年 6月 4日	オンライン会議の実施について 議会の情報化について タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について 今後の検討課題への取り組みについて
第69回	令和3年 6月28日	タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
第70回	令和3年 8月25日	議員の政治倫理への対応について
第71回	令和3年10月15日	議員の政治倫理への対応について 議会改革白書2021について
第72回	令和3年11月25日	議員の政治倫理への対応について 今後の検討課題への取り組みについて
第73回	令和4年 1月13日	議員の政治倫理への対応について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について 所管事務調査の報告について 政務活動費を使用して参加した研修等の研修報告書のホームページへの掲載について

第74回	令和4年 2月 7日	議員の政治倫理への対応について 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について 議会の情報化について
第75回	令和4年 5月13日	機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について 所管事務調査の報告について 議会の情報化について 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
第76回	令和4年 5月26日	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
第77回	令和4年10月 3日	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について 検討課題及びスケジュールについて 議会改革白書2022について
第78回	令和4年11月11日	正副部会長の互選について

第79回	令和5年 2月 7日	議会改革の取り組みについて 今後の進め方について
第80回	令和5年 5月26日	検討課題一覧スケジュールについて 新たな議決項目の必要性について 子ども議会の実施について 議会の情報化について 旧姓使用について
第81回	令和5年 8月16日	議会改革推進会議規程の一部改正について 通称又は旧姓の使用に係る規程について
第82回	令和5年 8月18日	議会の情報化について 新たな議決項目の必要性について
第83回	令和5年 9月15日	議会の情報化について 新たな議決項目の必要性について
第84回	令和5年 10月16日	新たな議決項目の必要性について 議会改革のまとめについて 議会改革白書2023について

第85回	令和6年 1月18日	子ども議会の実施について 本条例の目的達成の検証について
第86回	令和6年 2月15日	子ども議会の実施について
第87回	令和6年 4月19日	子ども議会の実施について
第88回	令和6年 7月9日	子ども議会の実施について
第89回	令和6年 8月18日	子ども議会の実施について
第90回	令和6年 8月26日	子ども議会の実施について
第91回	令和6年 8月27日	子ども議会の実施について
第92回	令和6年10月18日	子ども議会の実施について 議会改革のまとめについて
第93回	令和6年11月14日	正副議長の互選について
第94回	令和7年 1月23日	検討課題及びスケジュールについて 子ども議会の実施について 本条例の目的達成の検証について

第95回	令和7年2月7日	子ども議会の実施について
第96回	令和7年2月20日	本条例の目的達成の検証の在り方について オンライン会議の実施について 議員の介護休暇及び育児休暇について
第97回	令和7年4月28日	本条例の目的達成の検証の在り方について オンライン会議の実施について 議員の介護休暇及び育児休暇について 子ども議会の実施について
第98回	令和7年5月12日	本条例の目的達成の検証の在り方について オンライン会議の実施について 議員の介護休暇及び育児休暇について 子ども議会の実施について
第99回	令和7年5月19日	子ども議会の実施について
第100回	令和7年6月20日	子ども議会の実施について
第101回	令和7年7月16日	子ども議会の実施について
第102回	令和7年8月18日	子ども議会の実施について

第103回	令和7年10月17日	子ども議会の実施について 議会改革のまとめについて
第104回	令和7年11月20日	タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について 今後の検討課題の取組について
第105回	令和7年12月23日	今後の検討課題の取組について
第106回	令和8年 1月27日	オンライン会議の実施について 議員の介護休暇及び育児休暇について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について 子ども議会の実施について
第107回	令和8年 2月17日	機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について 子ども議会の実施について 本条例の目的達成の検証の在り方について
第108回	令和8年 3月 9日	議会の情報化について
第109回	令和8年 4月14日	子ども議会の実施について 本条例の目的達成の検証の在り方について ・亀山市議会業務継続計画（議会BCP）について ・亀山市議会基本条例の検証手法について

第110回　令和8年5月21日　　本条例の目的達成の検証の在り方について
・亀山市議会業務継続計画（議会BCP）について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について

第111回　令和8年6月24日　　本条例の目的達成の検証の在り方について
・検証結果の取りまとめについて

第112回　令和8年7月27日　　本条例の目的達成の検証の在り方について
・検証結果の取りまとめについて

第113回　令和8年8月18日　　本条例の目的達成の検証の在り方について
・検証結果の取りまとめについて

第114回　令和8年10月6日　　本条例の目的達成の検証の在り方について
・検証結果の取りまとめについて
議会改革のまとめについて

広聴広報の取り組みについて

1

◆目次

1．広　　報　議会だよりの発行・・・・・・・・・・・・・Ｐ３～４

議会映像の放送とインターネット配信・・・Ｐ５

ケーブルＴＶによる議会中継・・・・・・・Ｐ６

インターネット配信業務・・・・・・・・・Ｐ７～１０

ケーブルＴＶにて「こんにちは！市議会です」の放送・・Ｐ１１～１５

議会ホームページの掲載経過・・・・・・・Ｐ１６～２０

市議会に関する市民意識調査（市民アンケート）・・・・Ｐ２１

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧・・・Ｐ２２

２．規　　程　広聴広報委員会規程・・・・・・・・・Ｐ２２～２３

1. 広報

◆議会だよりの発行

◎発行回数　　定例会４回、新年号（臨時会含む）１回

◎発行部数　　令和８年度　　１７，８００部

◎印刷製本費　　１ページ当たり　２０，２００円（税別）

令和８年度予算　３，０８０，０００円＝２５，０００円×１．１×１１２ページ

◎編　　集　　広聴広報委員会

◆議会だよりの発行　（令和８年６月１日号からリニューアル）

◎掲載内容

- 表紙に写真を掲載
 - 写真を一般公募
 - 市の 花シリーズ
 - 市の文化財シリーズ
 - 三重県立飯野高校応用デザイン科で学ぶ市内在住の高校生の作品
 - 市内幼稚園、保育園　園児写真
- 定例会のあらまし
- 定例会に提案された議案と議決結果
- 議案に対する各議員の賛否状況
- 議案の概要と主な質疑
- 一般質問の質問及び答弁の概要
- とぴっくす
- 議会の主な動き
- 次回定例会の日程

◆議会映像の放送とインターネット配信一覧

会議名			インターネット		ケーブルテレビ		ロビー放送
			ライブ	録画	ライブ	録画	ライブ
本会議			○	○	○	○［臨時会を除く］	○
常任委員会	総務委員会		○	○			○
	教育民生委員会		○	○			○
	産業建設委員会		○	○			○
	予算決算委員会	予算決算委員会全体審査	○	○			○
		総務分科会	○	○			○
		教育民生分科会	○	○			○
		産業建設分科会	○	○			○

◆ケーブルテレビによる議会中継

◎平成１６年６月定例会から、ケーブルテレビの行政チャンネルを利用して一般質問の生放送及び録画放送を開始。(録画放送は本会議が開催された週の土曜・日曜の日中時間帯に行う）

◎平成１９年３月定例会から、議案質疑の生放送を開始。

◎平成１９年６月定例会から、議案質疑の録画放送を開始。

◎平成２１年３月定例会から、開会日の生放送及び録画放送を開始。

◎平成２２年６月定例会から、閉会日の生放送及び録画放送を開始。

◎平成２５年第１回臨時会から、臨時会の生放送を開始。

◎平成２５年９月定例会から、予算決算委員会の当初予算・決算審査について、玄関ロビーのテレビにて生放送を開始。
（ケーブルテレビではなく、委員会映像を直接放映）

◎平成２７年９月定例会から、総務委員会・教育民生委員会・産業建設委員会の各常任委員会、予算決算委員会及び各分科会の審査の様子を玄関ロビーのテレビにて生放送を開始。

◆インターネットによる録画配信

◎平成２０年８月、議会運営委員会で先進地視察

◎平成２１年９月定例会から、開会日、議案質疑、一般質問の録画配信を開始。

◎平成２２年６月定例会から、閉会日の録画配信を開始。

◎平成２２年９月定例会から、決算審査の録画配信を開始。

◎平成２３年３月定例会から、予算審査の録画配信を開始。

◎平成２４年第１回臨時会から、臨時会の録画配信をスタート。

◎平成２６年９月定例会から、録画映像をスマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようシステムを改修。

◎平成２７年９月定例会から、常任委員会の録画配信を開始。

◎令和元年7月から、MAC OS端末でも視聴できるようシステムを改修。

◆インターネットによるライブ配信

◎平成２６年９月定例会から、全ての本会議（臨時会を含む）及び予算決算委員会の当初予算・決算審査について、ライブ配信を開始。（スマートフォン、タブレット端末でも視聴可）

◎平成２７年９月定例会から、常任委員会のライブ配信を開始。

◎令和元年９月定例会から、MAC OS端末でも視聴できるようシステムを改修。

◎令和３年６月定例会から、常任委員会の閉会まで配信範囲を拡大。これまでは、常任委員会の開会から議案質疑まで配信しており、その後の資料説明や一般質問は配信していなかった。

◆議会映像インターネット録画配信業務

本会議・4常任委員会のインターネットライブ映像から、受託者は順次編集作業に取り掛かる

本　会　議
予算決算委員会

編集作業

総務委員会
教育民生委員会
産業建設委員会

受託者は、会議が開催された日の翌週火曜日に品質確認用サイトに配信用データを登録

受託者は、会議が開催された日の3日後に品質確認用サイトに配信用データを登録

議会事務局で内容を確認し、水曜日（午前9時）に配信開始

議会事務局で内容を確認し、会議が開催された日の4日後（午前9時）に配信開始

◆議会映像等インターネット配信業務経費

【ランニングコスト／年】（本会議・委員会のライブ・録画配信）

◎インターネット光回線使用料

◎インターネットプロバイダー利用料

◎サーバー利用料

◎編集作業等

２，５５７千円

◆ケーブルＴＶにて「こんにちは！市議会です」の放送

【取り組みの経緯】

亀山市では、ケーブルテレビ導入後、１チャンネルを借りて行政情報番組を放送しており、この行政チャンネルを活用して定例会の内容を報告する番組が作成できないかと議会改革推進会議検討部会長から提案があった。

↓

会派代表者会議で確認後、事務局にて番組原稿の作成、議会活動の映像を撮影し、番組制作をケーブルテレビ会社へ委託し、平成２３年９月定例会より放送をスタートした。（最初の番組は、検討部会長と事務局で内容を確認 ）

↓

その後、番組の監修については、すでに設置されていた『議会だより編集委員会』を発展させ、新たに『広聴広報委員会』と名称を変更して、平成２３年１２月定例会より番組づくりを行い、現在に至っている。

◎番組監修 ⇨ 広聴広報委員会

「議会だより編集委員会」は、「市議会だより」の発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは！市議会です」 の監修、並びに広聴機能の充実を図るため、「市議会広聴広報委員会」に名称を変更。

（平成２３年１２月設置　　委員７名　　副議長が委員長）

・委員会の役割

放送に向けたスケジュールの調整

放送する原稿及び映像のチェック（監修）

◎番組制作経費

【令和８年度契約額】

８９０，０００円（税別）

１５分番組（６月定例会、１２月定例会）１本 １９０，０００円

２０分番組（３月定例会、９月定例会）　１本 ２５５，０００円

（ケーブルテレビ放送で２週間配信　及びインターネット配信）

◆「こんにちは！市議会です」の制作から配信までの流れ

議会開会後、事務局にてTV原稿素案作成。番組制作業者と撮影日と放送日について協議。また、行政番組担当部署と放送日について協議。

↓

定例会閉会日の数日後に広聴広報委員会を開催。 事務局作成のTV原稿について協議。

↓

委員会開催の数日後に広聴広報委員会を開催。前回の協議内容により修正したTV原稿について確認。

↓

R6.3　定例会分から、進行を事務局職員ではなく、委員に変更

番組収録　カメラマン1名（１日）
広聴広報委員会委員2名（ナレーション・顔出し）
事務局職員1名（収録補助）、その他出演議員



↓

事務局がケーブルテレビとデータの授受により内容を確認。修正箇所等協議し、修正を依頼する。
数日後に委員会を開催し、番組内容を最終確認。



広聴広報委員会による番組内容の確認の様子

↓

番組内容確認日の2日後、番組制作業者より、DVD納品

↓

すみやかに事務局から配信委託業者へ映像データを送付。

↓

配信委託業者にて番組映像を確認用サイトへ登録。事務局にて確認。

↓

番組放送とともに配信開始。（１日又は１６日から2週間にわたり放送）

◆「こんにちは！市議会です」の放送

◎平成２３年１０月から、定例会の内容を報告する議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送を開始。

- H23.10月～　１日６回（8:00～21:00）、２週間放映
- H24.10月～　１日９回（6:00～21:00）、２週間放映
- H25.4月～　１日１８回（６：００～２４：００の間、毎時００分から）、１週間放映
- R7.5月～　１日１８回（６：００～２４：００の間、毎時００分から）、2週間放映

【番組名】令和７年６月定例会
ダイジェスト
【放送日】令和７年７月１６日～7月３１日
【放送内容】◆令和７年６月定例会の経過について
◆所管事務事業概要説明について

【番組名】令和７年９月定例会ダイジェスト
【放送日】令和７年１１月１日～１１月１５日
【放送内容】◆令和７年９月定例会の経過について
◆予算決算委員会における審査の概要について
◆所管事務調査について
◆令和７年度亀山市中学生議会について

【番組名】令和７年第２回臨時会、１２月定例会
ダイジェスト
【放送日】令和８年２月１日～２月１５日
【放送内容】◆令和７年第２回臨時会の経過について
◆亀山市議会の新体制について
◆令和７年１２月定例会の経過について

【番組名】令和８年第１回臨時会、３月定例会
ダイジェスト
【放送日】令和８年５月１日～５月１６日
【放送内容】◆令和８年第１回臨時会の経過について
◆令和８年３月定例会の経過について
◆予算決算委員会における審査の概要について

◎ 平成２３年１１月からインターネットでの配信を開始。

◎ 平成２５年６月定例会から議員が出演。
～【議会改革について】議長・議会改革推進会議検討部会長が出演～

◎平成２５年７月から亀山市facebookにて「こんにちは！市議会です」の放送とインターネット配信をＰＲ。

◎ 平成26年9月からインターネットでの配信について、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようシステムを改修。

◎ 平成26年10月からインターネット配信については、ケーブルテレビの放送開始日からに改める。

◎番組のナレーション等を事務局職員が行ってきたが、令和６年３月定例会分から、広聴広報委員会委員により行うこととした。

◆ホームページについて

◎平成21年9月定例会から議会映像の録画配信をスタート

◎平成22年8月　議会基本条例に関するページを開設

◎平成22年9月定例会から決算特別委員会の録画配信をスタート

◎平成22年12月から、政務調査費の収支報告書を公開

◎平成23年4月から、議長交際費の支出状況を公開

◎平成23年１０月から、各常任委員会における所管事務調査を公開

◎平成23年11月から、「こんにちは！市議会です」の映像配信を開始

◎平成２４年９月から、上程議案の内容を公開

◎平成２５年度にホームページのリニューアルの検討

◎平成２５年７月に、ホームページのリニューアルと議会の情報化に関する議員アンケートを実施。

◎平成２５年９月定例会から、議員別賛否一覧、常任委員会行政視察報告書をホームページにて公開。

◎平成２５年１２月から、議会改革白書2013をホームページにて公開。

◎平成２６年６月から、政務活動費の会計帳簿を公開。

◎平成２６年７月、「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施するが、ホームページからも回答が出来るようにする。

◎平成２６年１０月、議会改革白書2014をホームページにて公開。

◎平成２７年１月、ホームページをリニューアル

◎平成２７年１０月、議会改革白書2015をホームページにて公開。

◎平成２８年５月から、政務活動費の領収書を公開。

◎平成28年１０月、議会改革白書2016をホームページにて公開。

◎平成29年１０月、議会改革白書2017をホームページにて公開。

◎平成30年１０月、議会改革白書2018をホームページにて公開。
亀山市議会に関する市民意識調査を実施。

◎令和元年１０月、議会改革白書2019をホームページにて公開。

◎令和２年１０月、議会改革白書2020をホームページにて公開。

◎令和3年１０月、議会改革白書2021をホームページにて公開。

◎令和4年１０月、議会改革白書2022をホームページにて公開。
亀山市議会に関する市民意識調査を実施。
亀山市議会基本条例検証結果報告書をホームページにて公開

◎令和5年１０月、議会改革白書2023をホームページにて公開。

◎令和６年１０月、議会改革白書2024をホームページにて公開。

◎令和７年１０月、議会改革白書2025をホームページにて公開。

◆ホームページのリニューアルの方向性

- 利用者の視点に立ち、分かりやすく、使いやすい構成及びデザインとする。
- 議員活動に活用できるよう、議案や関係資料等を掲載し内容の充実に努める
- 操作性の向上

◆リニューアル後のホームページの特徴

- カテゴリー別に分類
 ①市議会の活動　②議員紹介　③市議会の情報　④広聴広報
 ⑤市議会データベース　⑥インターネット配信
- カレンダーによるスケジュール掲載
- ＰＲ用にトピックスを活用
- 議会活動に必要な情報（定例会の議案資料等）の掲載
- 各種会議の経過及び資料の掲載
- キッズページを掲載

◎市議会に関する市民意識調査（市民アンケート）

目的

亀山市議会では、平成２２年６月に議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げた「亀山市議会基本条例」を施行し、開かれた議会の実現に向けて議会改革に取り組んでいます。継続的な議会改革を推進するため、市議会に対する市民の率直な意見・要望を把握し、市民の意見を改革に反映することを目的として「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施しています。

【令和４年度調査】

調査区域：亀山市全域
調査対象：市内の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人
回答率　：34.8%(348人)
調査項目：年齢、地区、職業等の基本的事項、議会の活動、
議会基本条例、議会改革の取組、ホームページ、
議会報告番組、議会だより、政策提言等

業務委託契約額：９００，０００円（税別）
効果：　議会だよりや議会報告番組のリニューアル

◎議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	6,917	0	336	6,873	0	999	4,884	193	381	6,426	27,009
議会映像録画配信トップページ	345	357	3,623	379	446	3,473	339	889	2718	628	621	2944	10,211
各議員の映像配信ページ	1,473	1,807	1,030	2,392	770	1,500	2,239	1,268	2,702	1,905	956	1,828	19,870
報告番組配信ページ	208	125	15	145	33	34	109	37	178	200	36	29	1,149

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	3,807	0	273	7,603	0	619	5,490	0	433	7,778	26,003
議会映像録画配信トップページ	328	256	2,553	307	418	4,346	559	998	3,257	347	600	3,504	17,473
各議員の映像配信ページ	3,069	1,612	1,601	1,646	501	4,098	1,721	1,030	5,048	1,593	911	2,994	25,824
報告番組配信ページ	193	21	46	86	13	69	78	88	128	139	58	123	1,042

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	190	5,762	0	273	7,280	0	924	4,700	0	322	7,725	27,176
議会映像録画配信トップページ	479	1,009	3,208	386	499	3,539	409	409	2,663	209	702	3,474	16,986
各議員の映像配信ページ	1,802	1,654	2,765	2,165	601	2,950	1,969	1,379	2,849	1,280	818	2,099	22,331
報告番組配信ページ	103	450	34	94	9	18	152	30	42	85	39	32	1,088

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	402	4,708	0	255	7,342	0	545	5,340	283	254	8,137	27,266
議会映像録画配信トップページ	240	649	2,701	260	354	3,354	374	616	2,688	334	491	3,562	15,623
各議員の映像配信ページ	1,066	1,498	2,122	975	426	2,669	1,956	669	2,370	2,085	407	2,006	18,249
報告番組配信ページ	82	205	20	126	53	15	34	64	24	110	74	55	862

2. 規程

亀山市議会広聴広報委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、亀山市議会会議規則（平成１７年亀山市議会会議規則第１号）第１５７条第４項の規定に基づき、亀山市議会広聴広報委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項を所掌する。

（１）市民の多様な意見の集約に関すること。

（２）「かめやま市議会だより」に関すること。

（３）ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関すること。

　ア　「こんにちは！市議会です」の企画・制作・監修に関すること。

　イ　議会映像の配信に関すること。

　ウ　その他ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関すること。

（４）議会のホームページに関すること。

（５）議会と市民との意見交換会の開催に関すること。

（６）その他議会の広聴及び広報に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、副議長をもって充てる。

３　副委員長は、委員の互選により定める。

４　委員は、副議長の属する会派以外の各会派から１人ずつ選出された議員とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会派に属さない議員を委員とすることができる。

（委員の任期）
第４条　委員会の委員の任期は、亀山市議会委員会条例（平成１７年亀山市条例第１５１号）に定める常任委員の任期の例による。
（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。
（会議の公開）
第６条　委員会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の半数以上の同意があったときは、公開しないことができる。
（会議の傍聴）
第７条　委員会の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則（平成１７年亀山市議会規則第２号）を準用する。
（記録）
第８条　委員長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。
（その他）
第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年１１月１４日議会規程第２号）
この規程は、公表の日から施行する。
附　則（平成２９年１０月２７日議会規程第２号）
この規程は、公表の日から施行する。
附　則（平成３０年１１月１２日議会規程第４号）
この規程は、平成３０年１１月１２日から施行する。
附　則（令和３年６月１５日議会規程第１号）
この規程は、公表の日から施行する。
附　則（令和５年１０月１９日議会規程第４号）
この規程は、公表の日から施行する。
附　則（令和６年１２月２４日議会規程第３号）
この規程は、令和６年１２月２４日から施行する。

タブレット端末導入の経過について

タブレット導入の経過

H25. 5	議員に対して議会の情報化に関するアンケートを実施
H26. 4	会派室使用のインターネットの通信速度を４０Mから１６０Mにアップ
H26. 5	議会改革推進会議検討部会において、議会活動等へのタブレット端末の導入について検討を開始
H26. 9	無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を会派室、事務局、議会図書室等 に整備
H26.10	タブレット（Microsoft　Surface　Pro3）１台購入、議会事務局で活用シーンを検討
H27.10	タブレット（Microsoft　Surface　Pro3）10台購入、内部会議での活用シーンを検討
H27.11	議会改革推進会議検討部会にプロジェクトチームを設置、タブレットの運用・使用基準の検討
H27.12	タブレット（Microsoft　Surface　Pro3）10台追加購入
H28. 3	「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ」を施行

H28. ４　議場、委員会室に無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を整備
議員全員にタブレットを配付、研修会を2度開催

H28. ５　タブレットの本格運用開始

H28. ６　「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ」を改正

H28.12　定例会及び委員会の配付資料について、出来るところからペーパレス化に取り組むこととし、１２月定例会から実施

R2. １　議会改革推進会議検討部会にプロジェクトチームを設置、次期タブレット端末の仕様等について協議を開始

R 2.10　更新するタブレット端末の機種は「ipadpro12.9」とし、電子会議システムは「sidebooks」を導入することを確認

R３. ４　タブレット（ipadpro12.9） 22台購入

R３. ５　議員全員にタブレットを配付、操作研修会を開催

R３. ６　「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ 」を改正
議場、委員会室の無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を改善

R3. 12　執行部が導入したことにより、予算書、決算書を除き、
資料の完全ペーパーレス化を実施

R5. 10　会議日程の調整や議員相互の情報共有等を円滑に進め、議会運営の効率化を推進するとともに、議会事務局の業務効率化を目的に議会グループウェアとしてLINEWORKSを導入

タブレット端末導入（Surface pro3）【H27年度】

初期導入費

・議場・委員会室の無線ＬＡＮ環境整備
　無線ルーター　　４台　　71,496円
　電源工事、配線工事　　228,960円

・備品購入費
　タブレット端末（Microsoft Office、キーボード等含む）２１台
　3,149,820円
　レーザー複合機（カラー）１台　72,576円、（モノクロ）１台　24,084円

ランニングコスト

・タブレット端末通信費
　月額3,027円×18人×12ヶ月＝653,832円
　※通信費月額3,027円の内、1,000円は各議員が政務活動費で負担

・ウイルスバスター更新費（18台分）48,180円

運用システム

・ Microsoft　OneDrive

タブレット端末（ipadpro12.9）に更新【令和３年５月】

導入費

・議場・委員会室の無線ＬＡＮ環境整備
　無線ルーター　　４台更新（業務用無線ＬＡＮ機器）

・各会派室内の無線ＬＡＮ環境整備
　無線ルーター　　５台（追加）

・通信運搬費
　タブレット端末（ipadpro）２２台　147,032円/月
　（毎月の通信費と合わせて割賦払い）

・消耗品費　キーボード２２台　533,852円　ペンシル２２本　343,640円

・委託料
　議会負担分のみで会議システム初期設定料金及び講習会料金　506,000円

ランニングコスト

・タブレット端末通信費（タブレット端末代3,820円を含む）
　月額6,354円×22人×12ヶ月＝1,677,456円
　※通信費月額6,354円の内、2,000円は各議員が政務活動費で負担

・会議システム利用料金※ライセンス数に応じて執行部と按分　執行部75：議会25
　全体費用1,254,000円／年のうち313,500円/年（議会負担分のみ）

運用システム

- SideBooks（電子会議システム）
 クラウド本棚を利用
 【月額費用】
 基本料金（ファイル容量１ＧＢを含む）　費用20,000円／月
 クライアントライセンス１５０名まで（現在：議会２５、執行部７５）
 　　費用30,000円／月
 オプション　ファイル容量追加１０ＧＢ　費用45,000円／月
 【システム管理】
 情報政策部署が管理者
 なお、議員や委員会委員の変更は議会事務局で対応
- ＳＭＳＭ（KDDI Smart Mobile Safety Manager）
 タブレット端末２２台を一括で管理するシステム
 通信会社ＫＤＤＩのアプリであり、遠隔で各端末のアプリの追加・変更が可能、各端末にApple IDを使用せずにログイン

運用システム

- Microsoft 365 app for business
 ５ライセンス（２５台分）　費用59,400円／年
 タブレット端末でのワード、エクセル、パワーポイントの利用に対応

- LINE WORKS with KDDI（年額プラン月払い）
 プラン：スタンダード　単価495円×27ID＝13,365円／月（税込み）
 議員１８人＋事務局８人＋管理者１人＝２７人分
 会議日程の調整やトークによる各種連絡に活用

タブレットの活用

目的
- 情報伝達の迅速化
- ペーパーレス化

→ 効率的な議会活動、議員活動及び政務活動

使用用途

議会活動、議員活動及び政務活動において使用

①公開する会議での使用のほか議会活動全般

②政務活動

③議会事務局との連絡手段

効果
- ペーパーレス化　約31,000枚削減（令和３年１２月－令和４年６月）

政策条例制定に向けた取組内容について

背景

議会基本条例第15条　議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

全員協議会規程　第６条（協議事項）

(1)　市の基本的な計画等の策定及び大幅な変更、新しい制度の導入その他の市政における重要な案件に関するもの

(2)　議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの

(3)　議員提出議案、政策提言等議員間討議を必要とするもの

(4)　前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの

検討課題

重要な政策等への議論や議員提出議案、政策提言等を議論する場として、全員協議会にかわる、議会として結論が得られるような新たな場づくり

⇩

全員協議会規程を改正（平成２７年）

全員協議会の下部組織として「政策検討部会」を設置

「政策検討部会」での検討事例

〇亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略　（平成２７年）

〇（仮称）子どもの権利条例（令和２年～）

（仮称）子どもの権利条例の検討経過

〇令和元年12月　議員から子どもの権利に係る政策条例制定について提案

〇令和２年1月　政策条例の立案に向けて議会として取り組むことを決定

〇令和２年3月　市の現状把握のため、子どもの権利に係る条例、規則、取組について説明を受ける

〇令和３年2月　みえ出前トークを活用して、県子ども福祉部少子対策課から子ども条例の制定に向けた検討内容、手順、課題等について説明を受ける

〇令和３年4月　全議員が山梨学院大学教授荒牧氏から子どもの権利条約の現状と課題、子どもの権利条例の策定に係る課題に関する講演を受ける（議員研修）

〇令和３年5月　「子どもの権利と地方自治体の政策～地方議会の果たすべき役割とは何か～」（オンライン研修）

〇令和４年7、8月　川崎市、奥州市、丸亀市のオンライン行政視察

〇令和５年2月　こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行に伴う子ども施策全般への影響に関して執行部から説明を受けることと、子どもに関係する方と意見交換の場を持つという２本柱で検討を進めていくことを決定

〇令和５年4月　意見交換の相手方「子どもに関する団体」の洗い出しを行うこと、子どもの権利条例に向けた取組リーフレットの作成、配布を行うことを決定

〇令和５年６月　「子どもに関する団体」を抽出し、７団体程度に絞り込みを行い、子どもの権利条例の制定に向けた取組周知用リーフレットを修正

〇令和５年７月　意見交換の相手方との日程調整及び周知用リーフレットの確認、子どもの権利条例説明用ページについて協議・決定し、公開
「不登校のこどもと親と地域の会でんでん」と意見交換会を実施

〇令和５年８月　議会だより令和５年８月１日号と同時に周知用リーフレット配布
令和５年４月施行のこども基本法及び同時に設置されたこども家庭庁の実施する子ども関連施策について理解を深めるため、こども家庭庁職員を講師とし「こども家庭庁とこども基本法」をテーマにオンラインで議員研修会を開催
「亀山市学童保育連絡協議会」と意見交換会を実施
「ＮＰＯ法人　ぽっかぽかの会」と意見交換会を実施

〇令和５年10月　「亀山市ＰＴＡ連合会」、「各小学校児童会」と意見交換会を実施
意見交換について外国人、未就学児とその保護者、高校生、文化及び遊びに関わる団体と行うことを確認、アンケート調査票の内容、対象者、方法等を検討

〇令和５年11月　「各中学校生徒会」と意見交換会を実施

〇令和６年２月　「徳風高校」「亀山高校」と意見交換会を実施
アンケート調査票、アンケートスケジュール等について確認
また、最新の他市の条例を参考に条例の構成を検討
「未就学児の保護者（幼稚園・保育園）」と意見交換会を実施

〇令和６年４月　これまでの意見交換会での意見を総括し、条例の権利に係る部分について検討

〇令和６年５月　条例案の章立てや前文、目的、こどもの権利等の項目について検討
「第２章こどもの権利」の項目について検討

〇令和６年７月　アンケート調査結果を確認し、「第２章こどもの権利」の項目について検討
また、外部有識者との関わりについて確認
「前文、第１章総則」の項目について検討

〇令和６年８月　条例案について、外部有識者との意見交換を実施

〇令和６年11月　任期2年が経過したことにより、部会員の交替とともに副部会長の互選を実施

〇令和７年1月　外部有識者との意見交換を受け、条例案（前文、第1章、第2章）を修正

〇令和７年2月　外部有識者との意見交換を受け、条例案（第3章から第6章まで）を修正

〇令和７年4月　条例案全体（前文から第６章まで）を確認し、修正

〇令和７年5月　条例案に対する執行部の意見を確認

〇令和７年6月　条例案に対する逐条解説案を検討

〇令和７年7月　条例案に対する逐条解説案を検討

〇令和７年8月　条例案に対する例規審査結果、逐条解説案に対する有識者意見を確認、
条例案等の一部修正

〇令和８年1月　条例案に関する執行部からの意見に対する対応を検討
　　条例案に対する意見について執行部と協議
〇令和８年2月　条例案及び逐条解説案を一部修正
〇令和８年4月　条例案及び逐条解説案の一部修正、パブリックコメントの実施を確認
〇令和８年5月　パブリックコメントの意見に対する対応について協議し、条例案を確認
〇令和８年6月　議会から提案する条例案を確認
　　亀山市こどもがかがやくまち条例を議決（６月２４日本会議）
〇令和８年8月　条例制定に伴う対応等について確認